

明治四十三年法律第五十四号

関税定率法

(趣旨)

第一条 この法律は、関税の税率、関税を課する場合における課税標準及び関税の減免その他関税制度について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において「輸入」とは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条(定義)に定める定義に従うものとし、「輸出」とは、同条第一項第二号に規定する行為その他貨物を特定の国(公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物については、これを採捕したその国の船舶を含む。)から他の国に向けて送り出すことをいう。

第三条 関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。

(入国者の輸入貨物に対する簡易税率)

第三条の二 前条の場合において、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する貨物に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、輸入貨物について課される関税、内国消費税(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二条第一号(定義)に規定する内国消費税をいう。)及び地方消費税の率を総合したものを基礎として算出した別表の付表第一による。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入する貨物又は別送して輸入する貨物のそれぞれの全部について同表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。

2 前項の規定は、次に掲げる貨物には適用しない。一 この法律その他関税に関する法律の規定により関税の率が無税とされている貨物及び関税が免除される貨物

二 関税法第十章(罰則)の犯罪に係る貨物  
三 商業量に達する数量の貨物、高価な貨物その他本邦の産業に対する影響等を考慮して別表の付表第一の税率を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物

(少額輸入貨物に対する簡易税率)  
第三条の三 第三条(課税標準及び税率)の場合において、次条から第四条の九までの規定によ

り算出される輸入貨物の課税標準となる価格(数量を課税標準として関税を課する貨物(以下「従量税品」という。))にあつては、これらの規定に準じて算出した価格をいうものとする。第六条第一項及び第二項、第九条第一項第一号、第四項第一号及び第八項第一号、第十一号並びに第十四条第十八号において同じ。)の合計額が二十万円以下の輸入貨物(本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は前条第一項の政令で定めるところにより別送して輸入する貨物を除く。以下この項において同じ。)に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、別表の付表第二による。ただし、当該輸入貨物が郵便物である場合にあつては、当該郵便物の名宛人)が当該輸入貨物の全部について同表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。

2 前項の規定は、前条第二項第一号及び第二号に掲げる貨物並びに本邦の産業に対する影響等を考慮して別表の付表第二の税率を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物には適用しない。

(課税価格の決定の原則)

第四条 輸入貨物の課税標準となる価格(以下「課税価格」という。)は、次項本文の規定の適用がある場合を除き、当該輸入貨物に係る輸入取引(買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であるものを除く。以下同じ。)がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格(輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるときは、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格(以下「取引価格」という。))とする。

一 当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用(次条及び第四条の三第二項において「輸入港までの運賃等」という。)  
二 当該輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料又は費用のうち次に掲げるもの  
イ 仲介料その他の手数料(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに

係る業務の対価として支払われるものを除く。)  
ロ 当該輸入貨物の容器(当該輸入貨物の通常の容器と同一の種類及び価値を有するものに限る。)の費用  
ハ 当該輸入貨物の包装に要する費用  
三 当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務のうち次に掲げるものに要する費用  
イ 当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの  
ロ 当該輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの  
ハ 当該輸入貨物の生産の過程で消費された物品

二 技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務で政令で定めるもの  
四 当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもの(当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。)で政令で定めるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの  
五 買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているもの

2 輸入貨物に係る輸入取引に関し、次に掲げる事情のいずれかがある場合における当該輸入貨物の課税価格の決定については、次条から第四条の四までに定めるところによる。ただし、第四号に該当する場合において、当該輸入貨物の取引価格が、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物(当該輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この項において同じ。)に係る前項又は第四条の三(国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定)の規定により計算された課税価格(当該輸入貨物と間の取引段階、取引数量又は同項各号に掲げる運賃等の差異その他政令で定める費用の差異により生じた価格差につき、政令で定めるところにより、必要な調整を行った後の価格とし、同項の規定により計算された課税価格にあつては、第四号に規定する特殊関係のない売手と買手との間で輸入取引がさ

れた当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る課税価格に限る。)と同一の額又は近似する額であることが、当該輸入貨物を輸入しようとする者が、政令で定めるところにより、証明した場合を除く。  
一 買手による当該輸入貨物の処分又は使用につき制限(買手による輸入貨物の販売が認められる地域についての制限その他の政令で定める制限を除く。)があること。  
二 当該輸入貨物の取引価格が当該輸入貨物の売手と買手との間で取引される当該輸入貨物以外の貨物の取引数量又は取引価格に依存して決定されるべき旨の条件その他当該輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件が当該輸入貨物の輸入取引に付されていること。  
三 買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているものの額が明らかでないこと。

四 売手と買手との間に特殊関係(一方の者と他方の者とがその行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となつていることその他政令で定める一方の者と他方の者との間の特殊な関係をいう。以下この号及び第四号の三第一項において同じ。)がある場合において、当該特殊関係のあることが当該輸入貨物の取引価格に影響を与えていると認められること。  
三 本邦にある者(以下この項において「委託者」という。)から委託を受けた者(以下この項において「受託者」という。)が当該委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立て(以下この項において「加工等」という。)をし、当該委託者が当該加工等によつてできた製品を取得することを内容とする当該委託者と当該受託者との間の取引に基づき当該製品が本邦に到着することとなる場合には、当該取引を輸入取引と、当該委託者を買手と、当該受託者を売手と、当該加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、第一項第二号イ中「手数料(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)」とあるのは、「手数料」とする。

3 本邦にある者(以下この項において「委託者」という。)から委託を受けた者(以下この項において「受託者」という。)が当該委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立て(以下この項において「加工等」という。)をし、当該委託者が当該加工等によつてできた製品を取得することを内容とする当該委託者と当該受託者との間の取引に基づき当該製品が本邦に到着することとなる場合には、当該取引を輸入取引と、当該委託者を買手と、当該受託者を売手と、当該加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、第一項第二号イ中「手数料(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)」とあるのは、「手数料」とする。

(同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定)

**第四条の二** 前条第一項の規定により輸入貨物の課税価格を計算することができない場合又は同条第二項本文の規定の適用がある場合において、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物(当該輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この条において「同種又は類似の貨物」という。)に係る取引価格(前条第一項の規定により課税価格とされたものに限る。以下この条において同じ。)があるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該同種又は類似の貨物に係る取引価格(これらの取引価格の双方があるときは、同種の貨物に係る取引価格)とする。この場合において、同種又は類似の貨物に係る取引価格は、当該輸入貨物の取引段階と同一の取引段階及び当該輸入貨物の取引数量と実質的に同一の取引数量により輸入取引がされた同種又は類似の貨物(以下この条において「同一の取引段階及び同一の取引数量による同種又は類似の貨物」という。)に係る取引価格とし、当該輸入貨物と当該同一の取引段階及び同一の取引数量による同種又は類似の貨物との間に運送距離又は運送形態が異なることにより輸入港までの運賃等に相当の差異があるときは、その差異により生じた価格差につき、政令で定めるところにより、必要な調整を行った後の取引価格とする。

**2** 前項の規定する同一の取引段階及び同一の取引数量による同種又は類似の貨物に係る取引価格がない場合には、同項に規定する同種又は類似の貨物に係る取引価格は、取引段階又は取引数量の差異及び輸入港までの運賃等の差異による当該輸入貨物と当該同種又は類似の貨物との間の価格差につき、政令で定めるところにより、必要な調整を行った後の同種又は類似の貨物に係る取引価格とする。

(国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定)

**第四条の三** 前二条の規定により輸入貨物の課税価格を計算することができない場合において、当該輸入貨物の国内販売価格(関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた当該輸入貨物の国内販売価格を含む。以下この項において同じ。)又は当該輸入貨物と

同種若しくは類似の貨物(当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この項において同じ。)に係る国内販売価格があるときは、当該輸入貨物の課税価格は、次の各号に掲げる国内販売価格の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。ただし、第二号の規定の適用については、第一号の規定を適用することができない場合で、かつ、当該輸入貨物を輸入しようとする者が第二号の規定の適用を希望する旨を税関長に申し出た場合に限るものとする。

一 その輸入申告の時(関税法第四条第一項各号(課税物件の確定の時期)に掲げる貨物にあつては、当該各号に定める時。以下この号及び次号において「課税物件確定の時」という。)における性質及び形状により、当該輸入貨物の課税物件確定の時の属する日又はこれに近接する期間内に国内における売手と特殊関係のない買手に対し国内において販売された当該輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格 当該国内販売価格から次に掲げる手数料等の額を控除して得られる価格

イ 当該輸入貨物と同種の貨物(同一の産業部門において生産された当該輸入貨物と同一の範疇に属する貨物をいう。次項において同じ。)で輸入されたものの国内における販売に係る通常の手数料又は利潤及び一般経費(ロに掲げる費用を除く。)

ロ 当該国内において販売された輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る輸入港到着後国内において販売するまでの運送に要する通常の運賃、保険料その他当該運送に関連する費用

ハ 当該国内において販売された輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る本邦において課された関税その他の公課

二 課税物件確定の時の属する日後加工の上、国内における売手と特殊関係のない買手に対し国内において販売された当該輸入貨物の国内販売価格 当該国内販売価格から当該加工により付加された価額及び前号イからハまでに掲げる手数料等の額を控除して得られる価格

**2** 前項の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算することができない場合において、当該輸入貨物の製造原価を確認することができる(当該輸入貨物を輸入しようとする者と当該輸

入貨物の生産者との間の当該輸入貨物に係る取引に基づき当該輸入貨物が本邦に到着することとなる場合に限る。次項において同じ。)は、当該輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の製造原価に当該輸入貨物の生産国で生産された当該輸入貨物と同種の貨物の本邦への輸出のための販売に係る通常の利潤及び一般経費並びに当該輸入貨物の輸入港までの運賃等の額を加えた価格とする。

**3** 当該輸入貨物の製造原価を確認することができない場合において、当該輸入貨物を輸入しようとする者が希望する旨を税関長に申し出たときは、第一項の規定に先立つて前項の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算するものとする。

(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)

**第四条の四** 前三条の規定により課税価格を計算することができない輸入貨物の課税価格は、これらの規定により計算される課税価格に準ずるものとして政令で定めるところにより計算される価格とする。

(変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定)

**第四条の五** 第四条から前条までの規定により課税価格を計算する場合において、その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて輸入申告の時(関税法第四条第一項第二号から第八号まで(課税物件の確定の時期)に掲げる貨物にあつては、当該各号に定める時。第十条第一項ただし書において「輸入申告の時」という。)までに当該輸入貨物に変質又は損傷があつたと認められるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該変質又は損傷がなかつたものとした場合に計算される課税価格からその変質又は損傷があつたことによる減価に相当する額を控除して得られる価格とする。

**第四条の六** 第四条から第四条の四までの規定により課税価格を計算する場合において、当該輸入貨物が航空機により運送された貨物であるときは、これらの貨物のうち、無償の見本(航空機による運賃及び保険料により計算した場合の課税価格が少額であるものとして政令で定める額を超えないものに限る。)又は災害の救助、公衆の衛生の保持その他これらに準ずる目的のため緊急に輸入する必要があると認められる貨物その他これらに類する貨物で政令で定めるもの

のついての輸入港に到着するまでの運送に要する運賃及び保険料は、航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料によるものとする。

**2** 第四条から第四条の四までの規定により課税価格を計算する場合において、当該輸入貨物が、本邦に入国する者により携帯して輸入される貨物その他その輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる貨物で、当該貨物の輸入者の個人的な使用に供されると認められるものであるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格とする。当該輸入貨物が、本邦に居住する者に寄贈される貨物で、当該寄贈を受ける者の個人的な使用に供されると認められるものであるときは、同様とする。

(価格の換算に用いる外国為替相場)

**第四条の七** 第四条から前条までの規定により課税価格を計算する場合において、外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算は、当該輸入貨物に係る輸入申告の日(関税法第五条第一号(適用法令の特例)に掲げる貨物の課税価格を計算する場合にあつては、同号に定める日)における外国為替相場によるものとする。

**2** 前項の外国為替相場は、財務省令で定める。(課税価格の計算に用いる資料等)

**第四条の八** 第四条から前条までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該計算の基礎となる額その他の事項は、合理的な根拠を示す資料により証明されるものでなければならず、かつ、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従つて算定されたものでなければならない。

(政令への委任)

**第四条の九** 第四条から前条までに定めるもののほか、輸入貨物の課税価格の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

(便益関税)

**第五条** 関税についての条約の特別の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。以下この条、次条第一項及び第二項並びに第九条第四項において同じ。)の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、当該規定による便益の限度を超えない範囲で、関税についての便益を与えることができる。

第六條 世界貿易機関を設立するマラケシユ協定

(報復関税等)
以下この条、次条及び第九條において「世界貿易機関協定」という。に基づいて直接若しくは間接に本邦に与えられた利益を守り、又は世界貿易機関協定の目的を達成するため必要であると認められるときは、次の各号に掲げる国から輸出され、又はその国を通過する貨物で輸入されるものには、当該各号に定める承認の範囲内において、政令で定めるところにより、及び貨物を指定し、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格と同額以下の関税を課することができる。

一 世界貿易機関の加盟国であつて、世界貿易機関協定に基づいて直接若しくは間接に本邦に与えられた利益を無効にし、若しくは侵害し、又は世界貿易機関協定の目的の達成を妨げていると認められる状況のある国
当該国に対する譲許その他の義務の停止についての世界貿易機関協定付属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関による承認

二 世界貿易機関の加盟国であつて、その国の世界貿易機関協定付属書一Aの補助金及び相殺措置に関する協定(以下この条及び次条において「補助金相殺措置協定」という。)第八条・2に規定する補助金の制度が本邦の産業に重大な損害を生じさせている国
当該国に対する対抗措置についての補助金相殺措置協定第二十四条に規定する補助金及び相殺措置に関する委員会による補助金相殺措置協定第九条の規定に基づく承認

三 本邦の船舶若しくは航空機又は本邦から輸出され、若しくは本邦を通過する貨物について、他国の船舶若しくは航空機又は他国から輸出され、若しくは他国を通過する貨物よりも不利益な取扱いをする国から輸出され、又はその国を通過する貨物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、別表の税率による関税のほか、その貨物の課税価格と同額以下の関税を課することができる。ただし、前項第一号に規定する紛争解決機関の手続に委ねられるべき場合は、この限りでない。
前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七條 外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物の輸入が

本邦の産業(当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。)に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を事実的に妨げる事実(以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。)がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の輸出者若しくは生産者(以下この条及び次条において「供給者」という。)又は輸出国若しくは原産国(これらの国の一部である地域を含む。以下この条及び次条において「供給国」という。)及び期間(五年以内に限る。)を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物(以下この条において「指定貨物」という。)で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該補助金の額と同額以下の関税(以下この条において「相殺関税」という。)を課することができる。ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置(第一号に係るものに限る。)その他の同号の規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

二 この条において「補助金」とは、補助金相殺措置協定第一条に規定する補助金のうち世界貿易機関協定付属書一Aの農業に関する協定第十三条の規定並びに補助金相殺措置協定第八条・1及び8・2の規定により相殺関税の対象とされないもの以外のものをいう。

三 第一項の場合のほか、外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物(第三号に掲げる貨物にあつては、条約の規定に違反して輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けているものに限る。)のうち、第十項の規定による措置(以下この項において「暫定措置」という。)がとられ、かつ、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ当該各号に定める期間内に輸入された指定貨物があるときは、これらの貨物について、別表の税率による関税のほか、政令で定めるところにより、相殺関税を課することができる。この場合において、当該暫定措置がとられていた期間内に輸入された貨物について課することができる相殺関税の額は、第十項の規定により提供を命ぜられた担保により保証された額を限度とする。

一 その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められる貨物(暫定措置がとられなかつたとしたならばその輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものを含む。次号において同じ。)(同号及び第三号に該当するものを除く。) 暫定措置がとられていた期間
二 第九項(第十五項、第二十一項及び第二十五項)において準用し、並びに第二十一項の規定を第二十八項において準用する場合を含む。第十項及び第二十八項において同じ。
ことにより暫定措置がとられた貨物で、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるもの 暫定措置がとられた日の九十日前の日と当該約束の違反があつた日とのいずれか遅い日以後第一項の規定による指定がされた日の前日までの期間
三 その輸入が短期間に大量に行われたことにより、本邦の産業に回復することが困難な損害を与えたと認められる貨物で、本邦の産業に与える回復することが困難な損害の再発を防止するため相殺関税を課する必要があると認められるもの 暫定措置がとられた日の九十日前の日以後第一項の規定による指定がされた日の前日までの期間

四 前項の相殺関税は、当該相殺関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとする。
五 第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し相殺関税を課することを求めることができる。
六 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。
前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、

その期間を六月以内に限り延長することができる。
第六項の調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の供給国の当局又は輸出者は、政府に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める約束の申出(第二号に定める約束の申出にあつては、当該約束の申出について当該貨物の供給国の当局が同意している場合に限る。)をすることができる。
一 当該調査に係る貨物の供給国の当局 当該貨物に係る補助金を撤廃し若しくは削減し、又は当該補助金の本邦の産業に及ぼす影響を除去するための適当と認められる措置をとる旨の約束
二 当該調査に係る貨物の輸出者 当該貨物に係る補助金の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束
九 政府は、前項各号に定める約束の申出があつた場合において、十分な証拠により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができるときは、その約束(有効期間が五年以内のものに限る。)を受諾することができる。政府は、当該約束の申出を受諾したときは、政府は、当該約束に係る貨物の供給国の当局が第六項の調査を完了させることを希望する場合を除き、同項の調査を取りやめることができる。
十 政府は、第六項の調査が開始された日から六十日を経過する日以後において、その調査の完了前においても、十分な証拠(前項の規定により受諾された約束の違反があつたときは、最大限の入手可能な情報)により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができる。当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、第三項の規定により課されるべき相殺関税を保全するため、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間(四月以内に限る。)を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該補助金の額に相当すると推定される額の担保の提供を命ずることができる。ただし、当該補助金の交付を受けた貨

物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置（第一号に係るものに限る。）その他の同号に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

11 政府は、前項の規定による措置がとられた貨物につき、第九項の規定により約束を受諾したときは、政令で定めるところにより、当該措置を解除するものとする。

12 政府は、第六項の調査が終了したときは、第三項の規定により相殺関税を課する場合を除き、第十項の規定により提供された担保を速やかに解除しなければならない。同項の規定により提供された担保の額が第三項の規定により課される相殺関税の額を超える場合における当該超える部分の担保についても、同様とする。

13 第一項の規定により供給国を指定して相殺関税が課される場合において、指定貨物の供給者であつた第六項又は第十九項の調査の対象とならなかつたもの（以下この条において「調査対象外供給者」という。）は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該調査対象外供給者に係る貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該調査対象外供給者に係る貨物に課される当該相殺関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

14 政府は、前項の規定による求めがあつた場合又は調査対象外供給者に係る貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに関する事実についての十分な証拠があり必要があると認められる場合は、当該事実の有無につき調査を行うものとする。

15 第七項、第八項（第一号を除く。）及び第九項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。この場合において、第七項本文中「一年以内」とあるのは、「一年以内において速やかに」と読み替えるものとする。

16 第十四項の調査の対象となつた調査対象外供給者に係る貨物について、当該貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なること認められる場合は、政令で定めるところにより、当該調査対象外供給者に係る貨物について同項の規定により課される相殺関税を変更し、又は廃止することができる。

17 指定貨物について次に掲げる事情の変更がある場合において、必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される相殺関税を変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。以下この項及び次項において同じ。）し、又は廃止することができる。第一項の規定により課される相殺関税を変更する場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

一 当該指定貨物に係る補助金についての事情の変更

二 当該指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更  
指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される相殺関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

19 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第十七項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うものとする。

20 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限る。その期間を延長することができる。

21 第八項及び第九項の規定は、第十九項の調査が開始された場合について準用する。

22 第一項の規定により相殺関税が課されている場合において、補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、当該指定された期間を延長することができる。

指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めらるるものである。

24 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。

25 第八項、第九項及び第二十項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。

26 第二十四項の調査が開始された日から終了する日までの期間内に輸入される指定貨物については、当該指定貨物が第一項の規定により指定された期間内に輸入されたものとみなして同項の規定を適用する。

27 第一項の規定により指定された期間を第十七項又は第二十二項の規定により延長する場合においてその延長することができる期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日から五年以内に限るものとする。当該延長された期間を延長する場合においても、同様とする。

- 一 第十七項の規定により延長する場合 第十九項の調査が完了した日
- 二 第二十二項の規定により延長する場合 第二十四項の調査が完了した日
- 三 第二十七項から第二十一項まで及び前項（第二号を除く。）の規定は、第九項の規定により受諾された約束を変更（有効期間の変更を含む。）する場合について準用する。

29 指定貨物の輸入者が納付した相殺関税の額が当該指定貨物の現実の補助金の額を超える事実がある場合には、当該輸入者は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該事実についての十分な証拠を提出し、当該超える部分の額（次項において「要還付額」という。）に相当する相殺関税の還付の請求をすることができる。政府は、前項の規定による請求があつた場合には、要還付額の有無その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として相殺関税を還付し、又は請求の理由がない旨をその請求をした者に通知する。

31 前項の調査は、第二十九項の規定による請求があつた日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

32 関税法第十三条第二項から第七項まで（還付及び充当）の規定は、第二十九項から前項までの規定により相殺関税を還付する場合について準用する。この場合において、同法第十三条第二項に規定する還付加算金の計算の基礎となる同項の期間は、第二十九項の規定による還付の請求があつた日の翌日から起算するものとする。

33 前各項に定めるもののほか、相殺関税の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（不当廉売関税）  
第八条 不当廉売（貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格（以下この条において「正常価格」という。）より低い価格で輸出のために販売することをいう。以下この条において同じ。）された貨物の輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を事実的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額（以下この条において「不当廉売差額」という。）と同額以下の関税（以下この条において「不当廉売関税」という。）を課することができる。

2 前項の場合のほか、不当廉売された貨物のうち、第九項の規定による措置（以下この項にお

いて「暫定措置」という。)がとられ、かつ、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ当該各号に定める期間内に輸入された指定貨物があるときは、これらの貨物について、別表の税率による関税のほか、政令で定めるところにより、不当廉売関税を課することができる。この場合において、当該暫定措置がとられていた期間内に輸入された貨物について課することができる不当廉売関税の額は、第九項第一号の規定により課された暫定的な関税又は同項第二号の規定により提供を命ぜられた担保により保証された額を限度とする。

一 その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められる貨物(暫定措置がとられなかったとしたならばその輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものを含む。次号において同じ。)(同号及び第三号に該当するものを除く。) 暫定措置がとられていた期間

二 第八項(第十四項、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに第二十四項の規定を第三十一項において準用する場合を含む。第九項及び第三十一項において同じ。)

三 その輸入が短期間に大量に行われたことにより、本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせたと認められる貨物で、次に掲げる貨物のいずれかに該当し、かつ、当該輸入の時期、当該輸入に係る貨物の数量その他の状況を勘案して、前項の規定による不当廉売関税を課するだけでは本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の再発を防止することが困難であると認められるもの 暫定措置がとられた日の九十日前の日と調査開始の日とのいずれか遅い日以後前項の規定による指定がされた日の前日までの期間

四 不当廉売されたことにより過去に本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせた貨物

五 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

六 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

七 第五項の調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の輸出者は、政府に対し、当該貨物の不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束又は当該貨物の輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができ

八 政府は、前項に規定する約束の申出があつた場合において、十分な証拠により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができるときは、その約束(有効期間が五年以内のものに限る。)を受諾することができる。

九 政府は、第五項の調査が開始された日から六十日を経過する日以後において、その調査の完了前においても、十分な証拠(前項の規定によ

り受諾された約束の違反があつたときは、最大の入手可能な情報)により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間(九月以内で政令で定める期間内に限る。)を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、当該貨物を輸入しようとする者に対し、次のいずれかの措置をとることができる。

一 当該貨物の正常価格と推定される価格と不当廉売価格と推定される価格との差額に相当する額と同額以下の暫定的な関税を課すること。

二 第二項の規定による不当廉売関税を保全するため、前号の暫定的な関税の額に相当する額を保証する担保の提供を命ずること。

三 政府は、前項の規定による措置がとられた貨物につき、第八項の規定により約束を受諾したときは、政令で定めるところにより、当該措置を解除するものとする。

四 政府は、第五項の調査が終了したときは、第二項の規定により不当廉売関税を課する場合を除き、第九項の規定により課された暫定的な関税又は提供された担保を速やかに還付し、又は解除しなければならぬ。同項の規定により課された暫定的な関税又は提供された担保の額が第二項の規定により課される不当廉売関税の額を超える場合における当該超える部分の暫定的な関税又は担保についても、同様とする。

五 新規供給者(第一項の規定により供給国を指定して不当廉売関税が課される場合において、第五項又は第二十二項の調査の対象となる期間内に本邦に輸入された指定貨物の供給者及びこれと関係を有する者として政令で定めるもの)以外の供給者をいう。以下この条において同じ。は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該新規供給者に係る貨物に課される当該不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

六 政府は、前項の規定による求めがあつた場合又は新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実についての十分な証拠があり必要があると認められる場合は、当該事実の有無につき調査を行うものとする。

七 第六項から第八項までの規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。この場合において、第六項本文中「一年以内」とあるのは、「一年以内において速やかに」と読み替へるものとする。

八 第十三項の調査が開始されたときは、当該調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物で、当該調査が開始された日から終了する日までの期間内(第十七項及び第十八項において「調査期間内」という。)に輸入されるものについては、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による不当廉売関税を課さないものとし、同項の規定により課される不当廉売関税を次項の規定により変更し、又は継続する場合を除き、政令で定めるところにより、当該調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税を当該調査が開始された日から廃止するものとする。

九 第十三項の調査の対象となつた新規供給者に係る貨物について不当廉売差額が認められる場合は、政令で定めるところにより、期間(当該調査の開始の日から当該調査に係る第一項の規定により課される不当廉売関税について同項の規定による指定がされた期間の末日までの期間内に限る。)を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該新規供給者に係る貨物について第一項の規定により課される不当廉売関税を変更し、又は継続することができる。

十 前項の場合において、調査期間内に輸入された貨物について課される不当廉売関税は、当該不当廉売関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとし、当該不当廉売関税の額は、第十五項の規定により課さないものとされる第一項の規定による不当廉売関税の額に相当する額を限度とする。

十一 政府は、第一項の規定により課される不当廉売関税を第十六項の規定により変更し、又は継続することとなる場合に調査期間内に輸入された貨物について課される当該変更又は継続された第一項の規定による不当廉売関税を保全するため、政令で定めるところにより、第十三項の調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する

貨物を調査期間内に輸入しようとする者に對し、当該貨物について第十五項の規定により課さないものとされる第一項の規定による不当廉売開税の額に相当する額と同額以下の額を保証する担保の提供を命ずることができ。

19 政府は、第十三項の調査が終了した場合において、第一項の規定により課される不当廉売開税を第十五項の規定により廃止するときは、前項の規定により提供された担保を速やかに解除しなければならぬ。同項の規定により提供された担保の額が第十六項の規定により変更された第一項の規定により課される不当廉売開税の額を超える場合における当該超える部分の担保についても、同様とする。

20 指定貨物について次に掲げる事情の変更がある場合において、必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される不当廉売開税を変更（同項の規定及び次に掲げられた期間の変更を含む。以下この項及び次に掲げられた期間の変更により課されることのできる。第一項の規定により課される不当廉売開税を変更する場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができ）。

一 当該指定貨物に係る不当廉売についての事情の変更  
 二 当該指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更  
 21 指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される不当廉売開税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

22 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うものとする。  
 23 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の

理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。  
 24 第七項及び第八項の規定は、第二十二項の調査が開始された場合について準用する。

25 第一項の規定により不当廉売開税が課されている場合において、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあるとき、又は再発するおそれがあるとき、当該指定された期間を延長することができる。

26 指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めようとする。

27 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があるとき、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。  
 28 第七項、第八項及び第二十三項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。

29 第二十七項の調査が開始された日から終了する日までの期間内に輸入される指定貨物については、当該指定貨物が第一項の規定により指定された期間内に輸入されたものとみなして同項の規定を適用する。  
 30 第一項の規定により指定された期間を第二十項又は第二十五項の規定により延長する場合においてその延長することができる期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日から五年以内に限るものとする。当該延長された期間を延長する場合においても、同様とする。

一 第二十項の規定により延長する場合 第二十二項の調査が完了した日  
 二 第二十五項の規定により延長する場合 第二十七項の調査が完了した日

31 第二十項から第二十四項まで及び前項（第二号を除く。）の規定は、第八項の規定により受諾された約束を変更（有効期間の変更を含む。）する場合について準用する。

32 指定貨物の輸入者が納付した不当廉売開税の額が当該指定貨物の現実の不当廉売差額を超える事実がある場合には、当該輸入者は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該事実についての十分な証拠を提出し、当該超える部分の額（次項において「要還付額」という。）に相当する不当廉売開税の還付の請求をすることができる。

33 政府は、前項の規定による請求があつた場合には、要還付額の有無その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として不当廉売開税を還付し、又は請求の理由がない旨をその請求をした者に通知する。  
 34 前項の調査は、第三十二項の規定による請求があつた日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

35 関税法第十三条第二項から第七項まで（還付及び充当）の規定は、第三十二項から前項までの規定により不当廉売開税を還付する場合について準用する。この場合において、同法第十三条第二項に規定する還付加算金の計算の基礎となる同項の期間は、第三十二項の規定による還付の請求があつた日の翌日から起算するものとする。

36 輸出者と連合している輸入者による輸入された貨物の国内における販売が当該貨物の輸出のための販売価格及び正常価格より低い価格で行われる場合には、当該販売を不当廉売された貨物の輸入とみなして、前各項の規定を適用する。  
 37 前各項に定めるもののほか、不当廉売開税の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九條 外国における価格の低落その他予想されなかつた事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実（以下この条において「特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入が、これと同種の貨物その他の用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦

の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（以下この条において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間（第八項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。ただし、指定しようとする貨物のうちに、経済が開発の途上にある世界貿易機関の加盟国を原産地とし、その輸入量が本邦の当該貨物の総輸入量に占める比率が小さいもの（以下この項及び第八項において「輸入少量途上国産品」という。）が含まれている場合には、当該輸入少量途上国産品については、指定から除外するものとする。

一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と認められる卸売価格（類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を加えた価格）との差額から別表の税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。

二 指定された貨物について世界貿易機関協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書（以下この条において「マラケシュ議定書」という。）又は世界貿易機関協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下この条において「一般協定」という。）に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般協定第十九条一（特定貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機関協定附属書一Aのセーフガードに関する協定（以下この条において「セーフガード協定」という。）によりその譲許を撤回し、又は別表の税率（前号の措置がとられている場合においては、同号の税率を含む。以下この号において同じ。）の範囲内においてその譲許を修正し、別表の税率又は修正後の税率による関税を課すること。

2 前項の規定による措置をとる場合において、同項の規定により指定しようとする期間が一年を超えものであるときは、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間ごとに段階的に緩和されたものでなければならぬ。

3 特定の貨物につき第一項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条1の規定及びセーフガード協定による措置をとる場合又はつた場合には、一般協定第十九条2（緊急措置のための手続）の規定及びセーフガード協定に基づく協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で関税の譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は関税の譲許がされていないものにつき新たに関税の譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

4 外国において一般協定第十九条1の規定及びセーフガード協定により特定の貨物に係る譲許の撤回、譲許の修正その他の措置（以下この項及び次項において「外国の緊急措置」という。）がとられた場合において、一般協定第十九条3（a）（緊急措置に対する措置）の規定及びセーフガード協定又は一般協定第十九条3（b）（急迫した事態における緊急措置に対する措置）に規定する事情があると認められるときは、輸入される貨物につき、政令で定めるところにより、貨物（一般協定第十九条3（a）の規定及びセーフガード協定による措置をとる場合には、国及び貨物）を指定して、次の措置をとることができる。ただし、一般協定第十九条3（a）の規定及びセーフガード協定による措置については、当該外国の緊急措置がセーフガード協定により当該外国における当該特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、当該外国の緊急措置がとられた日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

一 当該貨物につき、別表の税率による関税のほか、当該輸入される貨物の課税価格と同額以下の関税を課すること。  
 二 当該貨物につき、マラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしていない場合において、当該譲許の適用を停止し、別表の税率（前号の措置がとられている場合は、同号の関税を含む率）の範囲内の税率による関税を課すること。

5 第三項又は前項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条1の規定及びセーフガード協定による措置の補償又は外国の緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

6 政府は、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

7 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

8 政府は、第六項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができる。国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間（二百日以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。ただし、指定しようとする貨物のうち輸入少量途上国産品が含まれている場合には、当該輸入少量途上国産品については、指定から除外するものとする。

一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と推定される卸売価格（類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格）との差額から別表の税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。  
 二 指定された貨物についてマラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般協定第十九条1の規定及びセーフガード協定によりその譲

許を撤回し、又は別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率。以下この号において同じ。）の範囲内においてその譲許を修正し、別表の税率又は修正後の税率による関税を課すること。  
 9 政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定により指定された期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

10 第一項の規定による措置がとられている場合において、同項の規定により指定された期間の満了後においても同項の規定により指定された貨物の輸入の増加による本邦の産業に与える重大な損害等の事実が継続すると認められ、かつ、同項に規定する本邦の産業が構造調整を行っていることと認められるときは、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第八項の規定により指定された期間と通算して八年以内限り延長することができる。この場合において、当該延長された期間における第一項の規定による措置は、当該延長される前項の期間内における同項の規定による措置よりも輸入制限的でないものでなければならない。

11 第六項及び第七項の規定は、第一項の規定により指定された期間を前項の規定により延長する場合について準用する。

12 政府は、第一項の規定により指定された期間が三年を超える場合には、当該期間の前半において同項の規定による措置の撤回又は当該措置の緩和の促進のための検討を行うものとする。

13 第一項第一号の規定による措置又は同項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条1の規定及びセーフガード協定による措置（以下この項において「緊急措置」という。）がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は二年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、第一項又は第八項の規定による措置をとることができない。ただし、とらざる措置が百八十日以内の期間でとられるもの（以下この項において「短期の措置」という。）であつて、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

一 当該短期の措置が、当該短期の措置に係る貨物について既にとられた直近の緊急措置の開始の日から一年を経過した日以後にとられる場合  
 二 過去五年以内に当該短期の措置に係る貨物について緊急措置が三回以上とられていない場合  
 14 第一項、第三項又は第四項の規定による措置をとつたときは、内閣は、遅滞なく、その内容を国会に報告しなければならない。  
 15 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条の二 別表において税率が一定の数量を限度として定められている貨物のうち政令で定めるものについては、その税率は、当該一定の数量の範囲内において、当該貨物の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行なう割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）

第十条 輸入貨物が輸入の許可（関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により引き取ることを承認された貨物）については、当該承認前に変質し、又は損傷した場合においては、政令で定めるところにより、当該貨物の変質若しくは損傷による価値の減少に基づく価格の低下率を基準として、その関税を軽減し、又はその関税の額とその変質若しくは損傷後における性質及び数量により課税した場合における関税の額との差額以内において、その関税を軽減することができる。ただし、輸入貨物が輸入申告等の時までに変質し、又は損傷した場合には、価格の低下率を基準とする関税の軽減（数量を課税標準とする関税に係るものを除く。）については、この限りでない。

2 輸入の許可を受けた貨物が、輸入の許可後引き続き、保税地域又は関税法第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所（第四項において「保税地域等」という。）に置かれ

措置」という。）であつて、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。  
 一 当該短期の措置が、当該短期の措置に係る貨物について既にとられた直近の緊急措置の開始の日から一年を経過した日以後にとられる場合  
 二 過去五年以内に当該短期の措置に係る貨物について緊急措置が三回以上とられていない場合  
 14 第一項、第三項又は第四項の規定による措置をとつたときは、内閣は、遅滞なく、その内容を国会に報告しなければならない。  
 15 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（関税割当制度）

第九条の二 別表において税率が一定の数量を限度として定められている貨物のうち政令で定めるものについては、その税率は、当該一定の数量の範囲内において、当該貨物の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行なう割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）

第十条 輸入貨物が輸入の許可（関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により引き取ることを承認された貨物）については、当該承認前に変質し、又は損傷した場合においては、政令で定めるところにより、当該貨物の変質若しくは損傷による価値の減少に基づく価格の低下率を基準として、その関税を軽減し、又はその関税の額とその変質若しくは損傷後における性質及び数量により課税した場合における関税の額との差額以内において、その関税を軽減することができる。ただし、輸入貨物が輸入申告等の時までに変質し、又は損傷した場合には、価格の低下率を基準とする関税の軽減（数量を課税標準とする関税に係るものを除く。）については、この限りでない。

2 輸入の許可を受けた貨物が、輸入の許可後引き続き、保税地域又は関税法第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所（第四項において「保税地域等」という。）に置かれ

措置」という。）であつて、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。  
 一 当該短期の措置が、当該短期の措置に係る貨物について既にとられた直近の緊急措置の開始の日から一年を経過した日以後にとられる場合  
 二 過去五年以内に当該短期の措置に係る貨物について緊急措置が三回以上とられていない場合  
 14 第一項、第三項又は第四項の規定による措置をとつたときは、内閣は、遅滞なく、その内容を国会に報告しなければならない。  
 15 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（関税割当制度）

第九条の二 別表において税率が一定の数量を限度として定められている貨物のうち政令で定めるものについては、その税率は、当該一定の数量の範囲内において、当該貨物の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行なう割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）

第十条 輸入貨物が輸入の許可（関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により引き取ることを承認された貨物）については、当該承認前に変質し、又は損傷した場合においては、政令で定めるところにより、当該貨物の変質若しくは損傷による価値の減少に基づく価格の低下率を基準として、その関税を軽減し、又はその関税の額とその変質若しくは損傷後における性質及び数量により課税した場合における関税の額との差額以内において、その関税を軽減することができる。ただし、輸入貨物が輸入申告等の時までに変質し、又は損傷した場合には、価格の低下率を基準とする関税の軽減（数量を課税標準とする関税に係るものを除く。）については、この限りでない。

一 当該貨物につき、別表の税率による関税のほか、当該輸入される貨物の課税価格と同額以下の関税を課すること。  
 二 当該貨物につき、マラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしていない場合において、当該譲許の適用を停止し、別表の税率（前号の措置がとられている場合は、同号の関税を含む率）の範囲内の税率による関税を課すること。

一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般協定第十九条1の規定及びセーフガード協定によりその譲

許を撤回し、又は別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率。以下この号において同じ。）の範囲内においてその譲許を修正し、別表の税率又は修正後の税率による関税を課すること。  
 9 政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定により指定された期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

2 輸入の許可を受けた貨物が、輸入の許可後引き続き、保税地域又は関税法第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所（第四項において「保税地域等」という。）に置かれ

ている間に、災害その他やむを得ない理由により減失し、又は変質し、若しくは損傷した場合においては、政令で定めるところにより、その開税の全部又は一部を払い戻すことができる。

3 開税法第九条の第二項から第三項まで（納期限の延長）の規定によりその開税を納付すべき期限が延長された貨物でその開税が納付されていないものうち、当該貨物に係る開税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合には、その開税を払い戻すことができる。この場合において、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる開税に相当する額をその納付すべき期限が延長された開税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の開税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、同法の規定を適用する。

4 特例申告貨物（開税法第七条の第二項（申告の特例）に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）が、輸入の許可後引き続き、保税地域等に置かれており、かつ、当該特例申告貨物に係る特例申告書（同条第一項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により減失し、又は変質し、若しくは損傷した場合においては、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その開税の全部又は一部に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき開税の額から控除することができる。

（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）  
第十一条 加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入される貨物（加工の目的のものについては、本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限る。）については、政令で定めるところにより、当該輸入貨物の開税の額に、当該貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格の当該輸入貨物の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その開税を軽減することができる。

（生活関連物資の減税又は免税）  
第十二条 輸入される米、もみ、大麦又は小麦について次の各号のいずれかに該当するときは、

政令で定めるところにより、これらの貨物及び期間を指定し、その開税を軽減し、又は免除することができる。

一 輸入されるこれらの貨物の第四条から第四条の九までに規定する課税価格にその開税及び輸入港から卸売市場に至るまでの通常の費用を加算したものが一般に本邦において生産された同等品の本邦における卸売価格よりも高価であるとき。

二 凶作の場合又は天災、事変その他の緊急の場合において必要があるとき。  
三 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物（前項に規定するものを除く。）で輸入されるものについて、その輸入価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあり、かつ、国民生活の安定のため緊急に必要な場合において、その輸入がこれと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その開税を軽減し、又は免除することができる。

（製造用原料品の減税又は免税）  
第十三条 次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に掲げる製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その開税を軽減し、又は免除する。

一 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのこうりやんその他のグレインソルガム及びとうもろこしその他の当該飼料の種類に応じた政令で定める原料品

二 落花生油の製造に使用するための落花生  
三 第一項の規定により開税を軽減し、又は免除する場合においては、税関長は、その軽減又は免除に係る開税の額に相当する担保を提供させることができる。

4 第一項各号に掲げる製造を行うに際しては、税関長が第一項の規定により開税の軽減又は免除を受けた原料品（以下この条において「製造用原料品」という。）による製造の確認に製造用原料品に認められた場合を除く外、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。

5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け出て、そのつど又は随時、その製品について検査を受けなければならない。

6 第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

7 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、第一項の規定により軽減又は免除を受けた開税を、直ちに徴収する。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合は、その開税の承認を受けて減却された場合には、その開税を徴収しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には、第十条第一項の規定に準じてその開税を軽減することができる。

一 第一項各号に掲げる製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその輸入の許可の日から一年以内に第五項に規定する届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき。

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

8 第一項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延べ面積、承認の期間及び当該製造工場に係る税関の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

（無条件免税）  
第十四条 次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その開税を免除する。

一 天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品

二 本邦に來遊する外国の元首若しくはその家族（配偶者、直系尊属、直系卑属及びこれらに準ずる地位にあると認められる親族をいう。以下同じ。）又はこれらの者の随員に属する物品

三 外国若しくはその行政区画である公共団体、国際機関又は財務大臣が指定する団体若しくは基金その他これらに準ずるものから本邦に居住する者に贈与される勳章、賞牌その他これらに準ずる表彰品及び記章

三の二 国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品及びこれらの機関によつて製作された教育的、科学的又は文化的なフィルム、スライド、録音物その他これらに類する物品

三の三 政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するもの（以下この号及び第十五条第一項第五号の二において「博覧会等」という。）への参加国（博覧会等に参加する外国の地方公共団体及び国際機関を含む。）が発行した当該博覧会等のための公式のカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するもの

四 記録文書その他の書類  
五 国の専売品で政府又はその委託を受けた者が輸入するもの  
六 注文の取集めのための見本。ただし、見本用のみ適すると認められるもの又は著しく価値の低いものとして政令で定めるものに限る。

六の二 本邦から輸出される貨物の品質が仕向国にある機関の定める条件に適合することを表示するために、当該貨物の製造者が当該貨物に張り付けるラベルで、当該貨物を輸出するために必要なものとして政令で定めるもの

七 本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品のうちその個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。）

八 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品のうち当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。）

九 本邦の在外公館から送還された公用品  
 十 本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の際の性質及び形状が変わっていないもの。ただし、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた貨物、第十九条第一項又は第六項の規定により関税の軽減若しくは免除若しくは払戻し又は控除を受けた貨物を原料として製造した貨物、第十九条の二第一項の規定により関税の免除を受けた場合における同項の外国に向けて送り出した製品及び同条第二項若しくは第四項、第十九条の三第一項若しくは第三項又は第二十条第一項、第二項、第四項若しくは第五項の規定により関税の払戻し又は控除を受けた貨物を除く。

十一 本邦から輸出された貨物の容器（これに類する物品を含む。以下第十七条第一項第二号及び第三号において同じ。）のうち政令で定めるもので当該輸出の際に使用されたもの又は輸入の際に使用されているもの。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。  
 十二 削除  
 十三 遭難した本邦の船舶又は航空機の解体材料及び装品  
 十四 本邦から出港した船舶又は航空機によつて輸出された貨物で当該船舶又は航空機の原因により本邦に積み戻されたもの。この場合においては、第十号ただし書の規定を準用する。

十五 削除  
 十六 身体障害者用に特に製作された器具その他これに類する物品で政令で定めるもの  
 十七 ニュース映画用のフィルム（撮影済みのものに限る。）及びニュース用のテープ（録画済みのものに限る。）ただし、内容を同じくするものについては、そのうちの二本以内に限る。  
 十八 課税価格の合計額が一万円以下の物品（本邦の産業に対する影響その他の事情を勘案してこの号の規定を適用することを適当としない物品として政令で定めるものを除く。）（再輸入減税）

第十四条の二 次の各号に掲げる貨物で輸入され、その関税の額が当該各号に掲げる関税の額を超えるものについては、政令で定めるところにより、その超える額の関税を軽減する。

一 本邦から積みもどされた保税作業による製品で前条第十号本文、第十一号前段又は第十四号前段に定める要件に該当するもの。当該製品の原料として使用された外国貨物に対する関税で、保税作業によつたため課されなかつた額  
 二 前条第十号本文、第十一号前段又は第十四号前段に該当する貨物（前号に掲げる製品を含む。）で、当該貨物の輸出により、第十七条第一項第一号、第十九条第一項若しくは第六項又は第十九条の二第一項、第二項若しくは第四項の規定による関税の軽減、免除、払戻し又は控除があつたもの。当該軽減、免除、払戻し又は控除があつた関税の額に相当する額（前号に掲げる製品については、同号に掲げる額を加算した額）  
 三 外国で採掘された水産物等の減税又は免税

第十四条の三 本邦から出漁した本邦の船舶によつて外国で採掘された水産物及び本邦から出漁した本邦の船舶内において当該水産物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品で、輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。  
 2 本邦から出漁した本邦の船舶内において、外国の船舶によつて採掘された水産物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品のうち政令で定めるもので輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税の額と当該水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関税の額との差額以内において、その関税を軽減することができる。  
 （特定用途免税）

第十五条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から二年以内当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。  
 一 国若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設又は国及び地方公共団体以外の者が経営するこれらの施設のうち政令で定めるものに陳列する標本若しくは参考品  
 又はこれらの施設において使用する学術研究用品（新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認められるものに限る。）若しくは教育用のフィルム（撮影済み

のものに限る。）、スライド、レコード、テープ（録音済みのものに限る。）その他これらに類する物品  
 二 学術研究又は教育のため前号に掲げる施設に寄贈された物品  
 三 慈善又は救済のため寄贈された給与品及び救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で給与品以外のものうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供するものと認められるもの  
 三の二 前三号に該当するものを除き、国際親善のため、国又は地方公共団体にその用に供するものとして寄贈される物品  
 四 儀式又は礼拝の用に直接供するため宗教団体に寄贈された物品で財務省令で定めるもの  
 五 赤十字国際機関又は外国赤十字社から日本赤十字社に寄贈された機械及び器具で、日本赤十字社が直接医療用に使用するものと認められるもの  
 五の二 博覧会等において使用するため博覧会等への参加者が輸入する次に掲げる物品。ただし、博覧会等の開催の期間及び規模、物品の種類及び価格その他の事情を勘案して相当と認められるものに限る。  
 イ 第十四条第三号の三に掲げるものを除き、博覧会等への参加者が、当該博覧会等の会場において観覧者に無償で提供するカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するもの  
 ロ 博覧会等への参加者が、当該博覧会等の会場において観覧者に無償で提供する博覧会等の記念品及び展示物品の見本品  
 ハ 博覧会等（政令で定めるものに限る。）の施設の建設、維持若しくは撤去又はその運営のために博覧会等の会場において消費される物品のうち政令で定めるもの  
 六及び七 削除  
 八 航空機の発着又は航行を安全にするため使用する機械及び器具並びにこれらの部分品で政令で指定するもの  
 九 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品で当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの。ただし、その入国前にこれらの者が既に使用したもの（船舶及び航空機について

は、その入国前一年以上これらの者が使用したもの）に限る。  
 十 条約の規定により輸入の後特定の用途に供され、その条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの  
 2 前項各号の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供され、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該譲渡をした者から、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、変質、損傷その他やむを得ない事由に因り当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合においては、第十号第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。  
 （外交官用貨物等の免税）

第十六条 左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。  
 一 本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用品。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品については、相互条件による。  
 二 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これらに準ずる使節及びこれらの者の家族に属する自用品でこれらの使節が輸入するもの。但し、本邦から外国に派遣した大使、公使、その他これらに準ずる使節及びこれらの者の家族に属する自用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。  
 三 本邦にある外国の領事館その他これに準ずる機関に属する物品で専ら公用に供されるもの。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。  
 四 本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関の職員（名誉総領事及び名誉領事を除く。）のうち政令で指定するもの及びその家族（本邦の国籍を有する者を除く。）に属する自用品で、当該職員が輸入するもの。但し、外国にある本邦のこれに相当する職員及びその家族に属する自用品については、相互条件による。

は、その入国前一年以上これらの者が使用したもの）に限る。  
 十 条約の規定により輸入の後特定の用途に供され、その条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの  
 2 前項各号の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供され、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該譲渡をした者から、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、変質、損傷その他やむを得ない事由に因り当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合においては、第十号第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。  
 （外交官用貨物等の免税）

は、その入国前一年以上これらの者が使用したもの）に限る。  
 十 条約の規定により輸入の後特定の用途に供され、その条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの  
 2 前項各号の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供され、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該譲渡をした者から、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、変質、損傷その他やむを得ない事由に因り当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合においては、第十号第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。  
 （外交官用貨物等の免税）

第十六条 左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。  
 一 本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用品。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品については、相互条件による。  
 二 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これらに準ずる使節及びこれらの者の家族に属する自用品でこれらの使節が輸入するもの。但し、本邦から外国に派遣した大使、公使、その他これらに準ずる使節及びこれらの者の家族に属する自用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。  
 三 本邦にある外国の領事館その他これに準ずる機関に属する物品で専ら公用に供されるもの。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。  
 四 本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関の職員（名誉総領事及び名誉領事を除く。）のうち政令で指定するもの及びその家族（本邦の国籍を有する者を除く。）に属する自用品で、当該職員が輸入するもの。但し、外国にある本邦のこれに相当する職員及びその家族に属する自用品については、相互条件による。

は、その入国前一年以上これらの者が使用したもの）に限る。  
 十 条約の規定により輸入の後特定の用途に供され、その条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの  
 2 前項各号の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供され、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該譲渡をした者から、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、変質、損傷その他やむを得ない事由に因り当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合においては、第十号第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。  
 （外交官用貨物等の免税）

2 前項の規定により関税の免除を受けた貨物のうち政令で指定するものがその輸入の許可の日から二年以内と同項に規定する用途以外の用途に供された場合（政令で定めるやむを得ない事由に因り同項に規定する用途以外の用途に供された場合を除く。）においては、その供させた者から、同項の規定により免除を受けた関税を直ちに徴収する。但し、使用に因る減もその他の事由に因り価値の減少があつた場合においては、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。

**第十七条** 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から一年（第十一号に掲げる貨物については、政令で定める期間とし、これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた貨物については、これらの期間をこえ、税関長が指定する期間とする。）以内に輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

- 一 加工される貨物又は加工材料となる貨物で政令で定めるところのもの
- 二 輸入貨物の容器で政令で定めるところのもの
- 三 輸出貨物の容器として使用される貨物で政令で定めるところのもの
- 四 修繕される貨物
- 五 学術研究用品
- 六 試験品
- 六の二 貨物を輸出し、又は輸入する者が当該輸出又は輸入に係る貨物の性能を試験し、又は当該貨物の品質を検査するため使用する物品
- 七 注文の取集め若しくは製作のための見本又はこれに代る用途のみを有する写真、フィルム、模型その他これらに類するもの
- 七の二 国際的な運動競技会、国際会議その他これらに類するものにおいて使用される物品
- 八 本邦に入国する巡回興行者の興行用品並びに本邦に入国する映画製作者の映画撮影用の機械及び器具
- 九 博覧会、展覧会、共進会、品評会その他これらに類するものに出品するための物品
- 十 本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその個人的な使用に供するためその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する自

動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品

十一 条約の規定により輸入の後一定の期間内に輸出されることを条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるところのもの

十二 第十三条第三項の規定は、前項の規定により関税を免除する場合について準用する。

2 第一項の規定により関税の免除を受けた者は、その免除を受けた貨物を同項の期間内に輸出したときは、政令で定めるところにより、その旨を税関に届け出なければならない。

4 第一項の規定により関税の免除を受けた貨物が同項の期間内に輸出されないこととなつた場合又は同項各号に掲げる用途以外の用途に供された場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。

5 第十三条第七項ただし書の規定は、前項の規定により関税を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第七項ただし書中「製造用原料品又はその製品」とあり、及び「前項ただし書の承認を受けた製造用原料品」とあるのは、「当該貨物」と読み替へるものとする。

**第十八条** 長期間にわたつて使用することができるが、かつ、通常その輸入が貸借契約に基づき、又は請負契約の履行に関連して、本邦で一時的に使用するためなされる貨物のうち政令で定めるところのもの

（再輸出減税）

2 前項の規定により関税を軽減する場合においては、税関長は、その軽減に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

3 第一項の規定により関税の軽減を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に輸出されないこととなつた場合においては、同項の規定により軽減を受けた関税を、直ちに徴収する。この場合においては、前条第五項の規定を準用する。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定により関税の軽減を受けた者について準用する。

（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）

**第十九条** 輸出貨物の製造に使用される原料品のうち政令で定めるところで輸入され、税関長の承認を受けた製造工場

で製造されたものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、若しくは免除し、又はその関税の全部若しくは一部の払いもどしをする。この場合において、関税の軽減又は免除は、当該製品の輸出が、当該原料品の輸入の許可の日から二年（第三項の規定により製造されたものについては、一年以内において税関長が指定する期間）以内にされることを要件とする。

2 第十三条第二項から第六項まで及び第八項の規定は、前項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合について準用する。この場合において、第十三条第六項中「第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない」とあるのは、「第十九条第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品又はその製品は、その原料品の輸入の許可の日から二年（同条第三項の規定により製造されたものについては、一年以内において税関長が指定する期間）以内に、同条第一項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡し、又は輸出以外の目的に供し、若しくは輸出以外の目的に供するため譲渡してはならない」と読み替へるものとする。

3 前項において準用する第十三条第四項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品（以下この条で「輸出貨物製造用原料品」という。）にこれと同種の原料品を混じて使用し、当該輸出貨物製造用原料品のみを原料として製造した場合の製品と等質の製品を製造し、その輸入の許可の日から一年以内において税関長が指定する期間内にこれを輸出した場合においては、政令で定めるところにより、当該輸出貨物製造用原料品の数量を限度として、当該輸出貨物の製造に必要な数量の輸出貨物製造用原料品がその製造に使用されたものとみなす。

4 左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、第一項の規定により軽減又は免除を受けた関税を、直ちに徴収する。この場合においては、第十三条第七項但書の規定を準用する。

一 輸出貨物製造用原料品について第二項において準用する第十三条第六項ただし書の承認

を受けたとき、若しくは当該承認を受けないうえに輸出貨物製造用原料品を第一項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその製品について第二項において準用する第十三条第六項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないでその製品を輸出以外の目的に供し、若しくは輸出以外の目的に供するため譲渡したとき。

二 輸出貨物製造用原料品の輸入の許可の日から二年（第三項の規定により製造されたものについては、第一項の規定により税関長が指定した期間）以内に、第二項において準用する第十三条第五項の規定による届出をせず、又はその製品を輸出しなかつたとき。

三 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で輸出貨物製造用原料品を製造に供し、又は第二項において準用する第十三条第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

5 関税法第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された第一項に規定する政令で定める原料品でその関税が納付されていないものうち、当該原料品に係る関税が納付されているものとみなして同項の規定を適用した場合にその関税を払い戻すこととなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すこととなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額する。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書（同条第十一号及び第十四号において準用する場合を含む。次条第三項、第十九条の三第二項及び第二十条第三項において同じ。）及び第十四条の二第二号の規定並びに同法の規定を適用する。

6 特例申告書のうち輸出貨物の製造に使用される原料品であつて政令で定めるところで輸入される第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場で当該製造がされてその製品が輸出されるものについては、当該製品が当該原料品に係る特例申告書の提出前に輸出され、かつ、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関

税を軽減し、若しくは免除し、又はその関税の全部若しくは一部の払いもどしをする。この場合において、関税の軽減又は免除は、当該製品の輸出が、当該原料品の輸入の許可の日から二年（第三項の規定により製造されたものについては、一年以内において税関長が指定する期間）以内にされることを要件とする。

税の全部又は一部に相当する額を当該原料品に課されるべき関税の額から控除する。

7 第一項中関税の払戻しに係る規定の適用については、同項の輸出には同項の原料品と保税作業の原料品である外国貨物とを混じて製造した外国貨物の外国に向けて行う積戻しを含むものとする。

8 前項の規定は、第五項又は第六項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同項の規定を適用する場合について準用するときは、前項中「第一項中関税の払戻しに係る規定の適用については、同項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)

第十九条の二 保税工場又は総合保税地域において製造している製品につき外国から購入の申込みがあつた場合において、その申込みに係る納期内に当該保税工場又は総合保税地域において使用している外国貨物である原料品により当該製品を製造して外国に向けて送り出すことが困難であることにつき、政令で定めるところにより税関長の確認を受けて、当該原料品と同種の外国貨物でない原料品を使用して当該保税工場又は総合保税地域で製造した当該製品(政令で定める製品については、当該外国貨物でない原料品を使用して製造した当該製品)を外国に向けて送り出したときは、政令で定めるところにより、当該製品の製造に使用された当該外国貨物でない原料品の数量(当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該原料品の数量のうち当該製品に対応するものとして政令で定める数量)として税関長の確認を受けた数量を限度として、当該製品を製造した者がその輸出(積戻しを含む。次項において同じ。)の許可の日から六月以内に輸入する当該原料品と同種の外国貨物の関税を免除する。

2 保税工場又は総合保税地域における保税作業について、その原料として使用する外国貨物がなくなつたこと等により、関税を納付して輸入された貨物を輸出貨物の原料品として使用することが必要であり、かつ、前項の規定の適用を受けていることが困難であると認められる場合においては、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該輸入された貨物その輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものをその輸入の許可の

日から三月以内に保税工場又は総合保税地域に入れ、これを原料品として製造した貨物を輸出した場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払い戻すことができる。

3 関税法第九条の二第一項から第三項まで(納期限の延長)の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないものうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にはその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなし、第十四条第十号ただし書の規定を適用する。

4 保税工場又は総合保税地域における保税作業について、その原料として使用する外国貨物がなくなつたこと等により、輸入された貨物を輸出貨物の原料品として使用することが必要であつて、その輸入された貨物が特例申告貨物であり、かつ、第一項の規定の適用を受けることが困難であると認められる場合においては、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該特例申告貨物でその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に保税工場又は総合保税地域に入れ、これを原料品として製造した貨物を当該特例申告書の提出前に輸出し、かつ、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

5 関税法第五十八条(保税作業の届出)及び第六十一条の三(保税工場についての記帳義務)の規定は前三項の規定の適用を受けて保税工場に入れられた貨物について、同法第三十四条の二(記帳義務)の規定は前三項の規定の適用を受けて総合保税地域に入れられた貨物について、それぞれ準用する。(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)

第十九条の三 関税を納付して輸入された貨物のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受

けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを本邦から輸出するときは、当該貨物がその輸入の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ない)と認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸出されるものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払い戻すことができる。

2 関税法第九条の二第一項から第三項まで(納期限の延長)の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないものうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にはその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなし、第十四条第十号ただし書の規定及び同法の規定を適用する。

3 特例申告貨物のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に本邦から輸出したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)

第二十条 関税を納付して輸入された貨物のうち次の各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出するとき(第一号又は第二号に掲げる貨物にあつては、返送のため輸出するときに限る。)は、当該貨物がその輸入の許可の日から六月(六月を超えることがやむを得ない)と認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、六月を超え一年以内において税関長が指定する

期間。次項において同じ。)以内に保税地域(関税法第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する税関長が指定した場所を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。)に入れられたものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払い戻すことができる。

一 品質又は数量等が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められる貨物  
二 個人的な使用に供する物品で政令で定める販売の方法により販売されたものであつて品質等が当該物品の輸入者が予期しなかつたものであるため返送することがやむを得ないと認められる貨物  
三 輸入後において法令(これに基づく処分を含む。)によりその販売若しくは使用又はそれをうけたる製品の販売若しくは使用が禁止されるに至つたため輸出することがやむを得ないと認められる貨物

2 前項に規定する輸入貨物を輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて廃棄したときは、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払い戻すことができる。

3 関税法第九条の二第一項から第三項まで(納期限の延長)の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないものうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前二項の規定を適用した場合にはその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は前二項の規定による払戻しがあつたものとみなし、第十四条第十号ただし書の規定及び同法の規定を適用する。

4 特例申告貨物のうち第一項各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出する場合(同項第一号又は第二号に掲げる貨物にあつては、返送のため輸出する場合に限る。)におい

て、当該特例申告貨物が当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に保税地域に入られたものであるか、かつ、当該特例申告貨物を当該特例申告書の提出前に輸出したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

5 前項に規定する特例申告貨物を輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これを当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて当該特例申告書の提出前に廃棄したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

第二十條の二 別表において特定の用途に供するものであることを要件とする税率が定められている貨物のうち政令で定めるものについて、当該特定の用途に供することを要件とする税率（当該税率が当該貨物に係るその用途に供することを要件としない税率より低い場合に限る。以下「軽減税率」という。）の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならぬ。

2 前項の軽減税率の適用を受けた貨物は、その輸入の許可の日から二年以内に、その軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はその用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 第一項の軽減税率の適用を受けた貨物につき前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けずに当該貨物をその軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、当該貨物につき、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税を、直ちに徴収する。この場合においては、第十三条第七項ただし書の規定を準用する。

（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）  
第二十條の三 第十三条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項又は前条第一項の規定により関税の軽減若しくは免除又は軽減税率の適用を受けた貨物がその軽減若しくは免除を受け、若しくは軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供され、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡される場合において、当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡しようとする者が、当該用途以外の用途に供することにつき税関長の承認を受けることを必要とするときは当該承認を受けるとともに、その者（当該用途以外の用途に供するため譲渡する場合にあつては、当該譲渡を受ける者）が、当該貨物を当該用途以外の用途に供することが関税の軽減又は免除に関する法律の規定（次項において「減免税規定」という。）に定める関税の軽減又は免除のための要件を満たすものとして政令で定める場合に該当することにつき、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、第十三条第七項、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第四項、第十九条第四項又は前条第三項の規定にかかわらず、これらの規定により徴収すべき関税を徴収しない。

2 前項に規定する税関長の確認を受けた場合には、当該確認を受けた貨物を当該確認の時に当該確認に係る用途に係る減免税規定の適用を受けて輸入の許可をされた貨物と、当該確認を受けた者を当該減免税規定の適用を受けて当該貨物を輸入した者とみなして、この法律及び関税法その他関税に関する法律を適用する。

第二十一條 この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、外国とみなす。

附則  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
附則（昭和二十九年三月三十一日法律第四二号）抄  
1 この法律は、公布の日から起算して百日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。但し、関税率法附則の改正規定及び附則第二項中同法附則第四項に係る部分並びに附則第三項及び第十七項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して百日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。但し、関税率法附則の改正規定及び附則第二項中同法附則第四項に係る部分並びに附則第三項及び第十七項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行する。

4 この法律による改正後の関税率法（以下「法」という。）第二十三条の規定によつて外国とみなされる地域の生産物（政令で定めるものを除く。）で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当分の間、その関税を軽減し、又は免除する。

7 この法律の施行前に、この法律による改正前の関税率法の一部を改正する法律（以下「旧一部改正法」という。）附則第六項の規定により関税の免除を受けた、又は受けることができた貨物については、当該貨物の輸入の許可の日において附則第五項の規定により関税の免除を受けたものとみなして、附則第六項及び第七項の規定を適用し、その他の事項についてはなお従前の例による。

1 この法律は、昭和三十年八月一日から施行する。  
附則（昭和三十年七月三〇日法律第一〇一号）  
1 この法律は、公布の日から九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
附則（昭和三十一年三月三十一日法律第五八号）  
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。  
附則（昭和三十一年五月一日法律第八八号）抄  
1 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律の施行前に改正前の関税率法の一部を改正する法律（以下「旧法」という。）附則第八項の規定により関税の免除を受けた乾燥脱脂ミルクについては、関税法第五条（適用法令）の規定は、適用しない。ただし、この法律の施行前に旧法附則第九項の規定により課した、又は課すべきであつた関税については、なお従前の例による。

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。  
附則（昭和三十三年三月三十一日法律第三九号）抄  
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附則（昭和三十三年三月三十一日法律第四〇号）抄  
1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。  
附則（昭和三十五年三月三十一日法律第三六号）  
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。  
附則（昭和三十六年三月三十一日法律第二六号）抄  
1 この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。

附則（昭和三十六年四月二〇日法律第六八号）  
この法律は、公布の日から施行する。  
附則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄  
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらなる不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。  
5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。  
6 この法律の施行前にされた行政庁の処分等、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期

間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない期間は、この法律の施行の日から起算する。前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和三十八年三月三十一日法律第六八号) 抄

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中関稅定率法第十三条、第十七条第三項、第十七条の二第三項、第十八条及び第十九条の改正規定、第二条中関稅法第八條、第十一条及び第十七條の改正規定並びに同法に第三百十二条の二の規定を加える改正規定並びに第三条中關稅暫定措置法第七條第二項の改正規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附則 (昭和三十九年三月三十一日法律第三三号) 抄

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中關稅定率法第二条並びに第十五条第一項第六号及び第七号の改正規定、第二条中關稅法第四條第五号、第十一条、第二十三條、第二十六條、第九十七條第一項及び第九十四條の改正規定並びに附則第三項の規定は、昭和四十年七月一日から施行する。

2 改正後の關稅定率法第十条第二項の規定は、昭和三十九年六月一日以後災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は變質し、若しくは損傷した貨物で同項の規定に該當するものについて適用する。

附則 (昭和四十二年五月二七日法律第一(施行期日) 抄

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(關稅定率法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 改正後の關稅定率法第十九條の二第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項の外国貨物でない原料品の數量に係る同項の稅關長の確認を受けた場合の關稅の免除について適用し、施行日前に当該確認を受けた場合の關稅の免除については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十二年三月三〇日法律第五号) 抄

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。 一 第一条中關稅定率法別表第一〇六号、第一〇九号から第一〇九号まで、第一二〇号、第一二〇号、第一二〇号、第一四〇号、第三号、第四一〇号から第四一〇号まで、第五七〇号、第五八〇号、第八五〇号及び第九六〇号並びに同表の附表の改正規定、關稅及び貿易に關する一般協定のジュネーブ議定書(千九百六十七年)の規定による稅率の引下げをわが國が最初に実施する日

二 第二条中關稅定率法第九條の改正規定並びに第二条中關稅法第六條の二、第十二條第七項第三号、第十四條及び第七十二條の改正規定、關稅及び貿易に關する一般協定第六條の実施に關する協定の効力發生の日

附則 (昭和四十四年三月三十一日法律第七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。 (關稅定率法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 改正前の關稅定率法第八九〇号の稅率の適用を受けた貨物については、なお従前の例による。ただし、当該貨物がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の關稅定率法第二十條の二第三項に規定する場合に該當することとなつた場合には、同項の規定を適用する。

附則 (昭和四十五年四月二四日法律第三(二号) 抄

1 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。 一 略

二 第一条中第十九條第五項の改正規定、昭和四十五年十月一日 三 第一条中第十四條第三号の二及び第十七條の改正規定並びに次項の規定、教育的、科学的及び文化的資材の輸入に關する協定が日本國について効力を生ずる日

附則 (昭和四十五年五月六日法律第四八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十六年三月三十一日法律第二六号) 抄

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十七年三月三十一日法律第六号) 抄

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中關稅定率法第四條及び第十條の改正規定は、昭和四十七年十月一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四十八年三月三十一日法律第四(二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附則 (昭和四十九年三月三〇日法律第一八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。 (關稅定率法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行前に改正前の關稅定率法(以下「旧定率法」という。)第十八條第一項の規定により關稅の免除を受けた貨物については、なお従前の例による。

2 旧定率法第十八條第一項の貨物で昭和四十九年四月一日から同年六月三十日までの間に輸入されるものについては、同条及び同法第二十條の三の規定は、なおその効力を有する。

附則 (昭和五十三年三月四日法律第五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中關稅定率法別表の付表の改正規定(同付表第一号の第二欄の(2)のB及び(4)のDに掲げる物品の稅率に係る部分に限る。)及び第二条中關稅暫定措置法別表第五の改正規定(同表の(1)のD、(2)のB、(3)のG及び(4)のDに掲げる物品の稅率に係る部分に限る。) 二 酒稅法及び清酒製造業の安定に關する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三十一号)第一条中酒稅法第二十二條の改正規定が施行されることとなる日

(特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する稅率等) 第二条 昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正後の關稅定率法(以下この項において「新定率法」という。)別表の付表第一号の第二欄の(2)のBに掲げる物品に係る稅率は、一リットルにつき一、四〇〇円と、同号の第二欄の(4)のDに掲げる物品に係る稅率は、一リットルにつき一三九円として、新定率法第三條の二の規定を適用する。

附則 (昭和五十三年五月二三日法律第五(五号) 抄

(施行期日等) 附則 (昭和五十三年三月三十一日法律第七(号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十五年四月一日から施行する) 第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中關稅定率法第四條の改正規定、同法第四條の次に七條を加える改正規定、同法第六條、第十條第一項、第十二條第一項及び別表の關稅率表の解釈に關する通則の備考4の改正規定並びに附則第四條から第七條までの規定、關稅及び貿易に關する一般協定第七條の実施に關する協定が日本國について効力を生ずる日

二 第一条中關稅定率法第五條、第八條、第九條及び第十一條の改正規定、第二条中關稅法

第五、第六の二第一項第二号、第十二条第七項第三号、第十四条第一項及び第七十二条の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第八条の六第一項の改正規定（第六号から第八号まで、第九号第一項）を「第六号、第七号、第八号第一項若しくは第二項、第九号第一項若しくは第二項」に改める部分に限る。）千九百七十九年四月十二日ジュネーブで作成された関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日又は関税及び貿易に関する一般協定第六条、第十六条及び第二十三条の解釈及び適用に関する協定が日本国について効力を生ずる日のいずれか遅い日

（関税率法及び関税法の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** 第一条の規定による改正前の関税率法（以下この条において「旧税率法」という。）第二十一条第四項の規定によりされた異議の申出で、この法律の施行の際に係属しているものは、当該異議の申出がされた日に第二条の規定による改正前の関税率法第八十九条第一項の規定によりされた異議申立てとみなす。

**2** 旧税率法第二十一条第五項の決定の通知について税関長に対してされた異議申立てで、この法律の施行の際に係属しているものについては、この法律の施行の日に大蔵大臣に対して第一条の規定による改正後の関税率法（以下この条において「新税率法」という。）第二十一条第三項の通知についてされた審査請求とみなして、第二条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新関税法」という。）第九十一条の規定を適用する。この場合において、税関長は、速やかに、当該異議申立書を大蔵大臣に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

**3** 旧税率法第二十一条第五項の決定の通知に係る不服申立てで、この法律の施行後にされるもの（新関税法第八十九条第二項の期間内にされるものに限る。）については、新関税法第八十九条の異議申立てを経ずに、直ちに大蔵大臣に対して審査請求をすることができず。

**4** 第二項の規定は、前項に規定する不服申立てで、この法律の施行後に税関長に対する異議申立てとしてされたもの（新関税法第八十九条第二項の期間内にされたものに限る。）について準用する。この場合において、第二項中「この

法律の施行の日」とあるのは、「当該異議申立てがされた日」と読み替えるものとする。

**5** 旧税率法第二十一条第五項の決定の通知に係る審査請求で、この法律の施行の際に係属しているもの及びこの法律の施行後にされるもの（新関税法第九十条の期間内（第三項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の期間内）にされるものに限る。）については、新税率法第二十一条第三項の通知についてされた審査請求とみなして、新関税法第九十一条の規定を適用する。

**6** この法律の施行前にされた旧税率法第二十一条第三項の通知については、新関税法第九十三条の規定は、適用しない。

**附則（昭和五五年四月一日法律第二一号）抄**  
（施行期日等）  
**1** この法律は、公布の日から施行する。

**附則（昭和五六年三月三十一日法律第五号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定、第三条第十一号の改正規定、第四条第一項の表の改正規定、同条を一項を加える改正規定、第二十二号第一項及び第二項の改正規定、同条第三項の表の改正規定、同条第四項の改正規定、第二十二号の二第一項の表の改正規定並びに同条第二項の改正規定並びに附則第五条から第八条まで、第十条及び第十一条の規定は、同年五月一日から施行する。

**附則（昭和五八年三月三十一日法律第一二号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

**附則（昭和五八年二月二日法律第七号）抄**  
**1** この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。  
**2** この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づき政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃

に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

**附則（昭和五九年三月三十一日法律第八号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

**附則（昭和五九年四月二三日法律第一四号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中酒税法第二十二号の改正規定並びに附則第三条から第五条まで、第七号及び第八号の規定は、昭和五十九年五月一日から施行する。

**附則（昭和五九年八月一〇日法律第七一号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

**附則（昭和六一年三月三十一日法律第一五号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**附則（昭和六一年二月四日法律第九三号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**附則（昭和六二年三月三十一日法律第一三三号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**附則（昭和六二年六月二〇日法律第八〇号）抄**  
（施行期日等）  
**第一条** この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国に

ついて効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約（次項において「品目表条約」という。）の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

**2** この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締約政府としての義務に反しないこととなつた場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

**3** 第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

**（関税率法の一部改正に伴う経過措置）**

**第二条** この法律の施行前に第一条の規定による改正前の関税率法第二十条の二の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

**附則（昭和六二年九月二五日法律第九六号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

**附則（昭和六三年三月三十一日法律第五号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

**附則（昭和六三年二月三〇日法律第一〇八号）抄**  
（施行期日等）  
**第一条** この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

**2** 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第二十条、第二十一条、第二十二号第三項、第二十三号第三項及び第四項、第二十四号第三項、第二十五号第二項から第四項まで、第二十七号から第二十九号まで、第三十一条から第四十五号まで、第四十六号（関税

に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

**附則（昭和五九年三月三十一日法律第八号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

**附則（昭和五九年四月二三日法律第一四号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中酒税法第二十二号の改正規定並びに附則第三条から第五条まで、第七号及び第八号の規定は、昭和五十九年五月一日から施行する。

**附則（昭和五九年八月一〇日法律第七一号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

**附則（昭和六一年三月三十一日法律第一五号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**附則（昭和六一年二月四日法律第九三号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**附則（昭和六二年三月三十一日法律第一三三号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**附則（昭和六二年六月二〇日法律第八〇号）抄**  
（施行期日等）  
**第一条** この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国に

ついて効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約（次項において「品目表条約」という。）の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

**2** この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締約政府としての義務に反しないこととなつた場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

**3** 第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

**（関税率法の一部改正に伴う経過措置）**

**第二条** この法律の施行前に第一条の規定による改正前の関税率法第二十条の二の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

**附則（昭和六二年九月二五日法律第九六号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

**附則（昭和六三年三月三十一日法律第五号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

**附則（昭和六三年二月三〇日法律第一〇八号）抄**  
（施行期日等）  
**第一条** この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

**2** 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第二十条、第二十一条、第二十二号第三項、第二十三号第三項及び第四項、第二十四号第三項、第二十五号第二項から第四項まで、第二十七号から第二十九号まで、第三十一条から第四十五号まで、第四十六号（関税

法第二十四条第三項第二号の改正規定に限る。)、附則第四十八条から第五十一条まで、第五十二条(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十四条を削る改正規定を除く。)、並びに附則第五十三条から第六十七条までの規定。平成元年四月一日

附則 (昭和六三年一月三〇日法律第一〇九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一及び二 略
- 三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日イからリまで 略

又 附則第八十二条及び第八十三条の規定、附則第八十四条の規定(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七号第一項及び第二項の改正規定に限る。)、並びに附則第八十六条から第九十九条まで及び第一百一条から第一百五十五条までの規定

附則 (平成元年三月三十一日法律第一三三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。

附則 (平成二年三月三十一日法律第一七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附則 (平成三年三月三〇日法律第一七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成四年一月一日から施行する。

附則 (平成三年五月一五日法律第七三三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三年十月一日から施行する。

附則 (平成四年三月三十一日法律第一七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附則 (平成五年三月三十一日法律第一一八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附則 (平成六年三月三十一日法律第二五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

附則 (平成六年六月一日から施行する。)

(関税定率法の一部改正に伴う経過措置) 第三条 第一条の規定による改正後の関税定率法第十一条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に加工又は修繕のため輸出された貨物に係る関税の軽減については、適用し、施行日前に加工又は修繕のため輸出された貨物に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

第八号 附則第三条から前条までに定めるものは、政令で定める。

附則 (平成六年二月二日法律第一一八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一及び二 略
- 三 第一条中地方消費税に関する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三条から第七号まで及び第十三条から第十六号までの規定、附則第十七号の規定(地方財政法第四号の三第一項及び第五号第一項第五号の改正規定に限る。)、附則第十八号の規定、附則第十九号の規定(地方交付税法附則第四条の改正規定を除く。)、並びに附則第二十条から第三十三号までの規定。平成九年四月一日

附則 (平成六年二月二日法律第一一八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第三条、第四条(「別表第一」(A)を「別表第一」に改める部分に限る。)、第五条及び第六条の規定は、平成七年四月一日(世

界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該効力を生ずる日以後の政令で定める日)から施行する。

(関税定率法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の関税定率法の規定又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の関税定率法又はこれに基づく命令の相当規定によつてしたもの

とみなす。

第八号 附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。

附則 (平成七年三月三十一日法律第五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

附則 (平成八年六月一日から施行する。)

(関税定率法の一部改正に伴う経過措置) 第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

附則 (平成八年三月三十一日法律第一九三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附則 (平成八年六月一日から施行する。)

(関税定率法の一部改正に伴う経過措置) 第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中関税定率法別表の付表第一第一号の改正規定。酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第二十一号)の施行の日(政令へ委任)

附則 (平成九年三月二六日法律第五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中関税定率法別表の付表第一第一号の改正規定。酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第二十一号)の施行の日(政令へ委任)

附則 (平成九年三月二六日法律第五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中関税定率法別表の付表第一第一号の改正規定。酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第二十一号)の施行の日(政令へ委任)

附則 (平成一〇年三月三十一日法律第二六六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成一〇年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中関税定率法別表の付表第一第一号の改正規定。平成一〇年五月一日

附則 (平成一〇年六月二二日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年三月三十一日法律第五九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成一一年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成一一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定。公布の日

第二十八号 この法律の施行の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)(任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。)

一から十二まで 略

十三 関税率審議会(別に定める経過措置)

第三十号 第二条から前条までに規定するものほかに、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成一二年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

だ

だ

だ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
- 、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二二年三月三十一日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七條の五を第七條の十七とする改正規定、同法第七條の四の改正規定、同条を同法第七條の十六とする改正規定、同法第七條の三の改正規定、同条を同法第七條の十五とする改正規定、同法第七條の二の改正規定、同条を同法第七條の十四とし、同法第七條の次に十二條を加える改正規定、同法第九條、第九條の二、第十條から第十三條まで、第十四條、第十四條の二、第二十二條、第五十八條の二（見出しを含む）、第六十二條の十五、第六十七條、第六十八條、第七十二條、第七十三條、第九十七條及び第百五條の改正規定、同法第百十三條の二を同法第百十三條の三とし、同法第百十三條の次に一條を加える改正規定、同法第百十五條及び第百十六條の改正規定、同法第百十七條の改正規定（「第百十三條の二」を「第百十三條の一（特例申告書を提出期限までに提出しない罪」、第百十三條の三）に、「第六号まで（許可）」を「第七号まで（許可）」に改める部分に限る。）、第四條中関税暫定措置法第十條の三及び第十條の四の改正規定並びに附則第五條及び第七條から第十六條までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

附則（平成二二年六月二日法律第一〇七号）抄  
第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三十一日法律第二一号）抄  
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五條の規定並び

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五條の規定並び

に附則第七條、第八條、第十條、第十三條及び第十五條の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

附則（平成一三年七月四日法律第九七号）抄  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成一四年三月三十一日法律第一六号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一四年一二月四日法律第一二六号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九條から第十八條まで及び第二十條から第二十五條までの規定は、同年十月一日から施行する。

附則（平成一五年三月三十一日法律第一一号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日法律第一五号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（関稅定率法の一部改正に伴う経過措置）  
第二条 第一条の規定による改正後の關稅定率法第二十一條第六項の規定は、この法律の施行の際現に第一條の規定による改正前の關稅定率法（次項において「旧法」という。）第二十一條第四項の認定手続が執られている貨物については、適用しない。

2 前項の貨物に係る旧法第二十一條の五第十三項に規定する輸入者情報のお知らせについては、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月三十一日法律第二二号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定、第三条中関税法第三十條第一項に一号を加える改正規定、同法第四十一條の改正規定、同法第四十一條の二の改正規定（「中「当該」を「及び第三項中「当該」に改める部分に限る。」）、同法第四十五條の見出し及び同條第一項の改正規定並びに同條に一項を加える改正規定、同法第六十三條第一項の改正規定、同法第六十五條第一項の改正規定及び同條に一項を加える改正規定、同法第六十七條の二の次に十條を加える改正規定、同法第六十八條第一項の改正規定、同法第七十五條の改正規定、同法第七十六條第一項の改正規定、同法第九十五條第三項の改正規定（「第七條の九第一項（帳簿の備付け等）及び前條第一項」を「第七條の九第一項及び第六十七條の六第一項（帳簿の備付け等）並びに前條第一項」に改める部分に限る。）、同法第九十五條第一項第三号の改正規定並びに同法第九十五條第五号の改正規定（「第七條の九第一項」の下に、「第六十七條の六第一項」を加える部分に限る。）並びに第四條の規定並びに附則第八條（輸入品に対する内国消費稅の徴収等に関する法律第六條第五項の改正規定並びに同法第九十九條第一項の改正規定及び同條に一項を加える改正規定を除く。）、附則第九條、附則第十二條及び附則第十四條の規定 平成十八年三月一日

（関稅定率法の一部改正に伴う経過措置）  
第二条 第一条の規定による改正後の關稅定率法第二十一條の三の二の規定は、この法律の施行の際現に第一條の規定による改正前の關稅定率法第二十一條第四項に規定する認定手続が執られている貨物については、適用しない。

附則（平成一八年三月三十一日法律第一七号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに第五條中関税法目次の改正規定、同法第三十條の改正規定、同法第六十五條の二の改正規定、同法第六十六章中第六十七條の前に節名を付する改正規定、同法第六十七條の二の次に節名を付する改正規定、同法第六十七條の十二の次に節名を付する改正規定、同法第六十九條の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第七十一條の次に節

名を付する改正規定、同法第七十四條の改正規定、同條の次に節名を付する改正規定、同法第七十五條の改正規定、同條の次に節名を付する改正規定、同法第七十六條の改正規定、同法第九十一條の改正規定、同法第九十三條の改正規定、同法第十章中第九十九條の二の次に節名を付する改正規定、同法第九十九條の二の改正規定、同法第一百零九條の二の改正規定、同法第一百十二條の改正規定、同法第一百三十三條の四の改正規定、同法第一百七條の改正規定（「第九十九條」を「第一百零八條の四」に改める部分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を「輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物」に改める部分に限る。）及び同法第一百八條の改正規定並びに附則第二条の規定、附則第五條の規定、附則第十一条の規定、附則第十二條の規定及び附則第十五條の規定 平成十八年六月一日

二 略

三 第三条の規定、第五條中関税法第十二條の二から第十二條の四までの改正規定、第七條中同法第六十九條の二第一項に一号を加える改正規定、同條第二項の改正規定、同法第六十九條の三の改正規定、同法第六十九條の四の改正規定、同法第六十九條の五の改正規定、同法第六十九條の六第八項第一号の改正規定、同法第六十九條の八第一項第十号の改正規定、同法第六十九條の七の改正規定（「前條第十項」を「第六十九條の六第十項（輸出差止申立てに係る供託等）」に改める部分を除く。）、同法第七十五條の改正規定（「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分に限る。）及び同法第八條の四の改正規定（「及び第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「同号」を「同項第三号及び第四号」に改める部分に限る。）並びに第十條の規定並びに附則第三条の規定及び附則第十三條の規定 平成十九年一月一日

四から六まで 略

七 第一条中関稅定率法第九條の改正規定、第九條中關稅暫定措置法第七條の八の改正規定、同法第七條の九の次に一條を加える改正規定及び同法第八條の七の次に一條を加える改正規定並びに附則第八條の規定 經濟上の

改正規定並びに附則第八條の規定 經濟上の

連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の日

(処分等に関する経過措置)

第二条 前条第一号に定める日前にした第二条の規定による改正前の関税法第二十一条から第二十二条までの規定又はこれらの規定に基づく命令による処分、手続その他の行為は、第五条の規定による改正後の関税法第六十九条の八から第六十九条の十八までの規定又はこれらの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

附則 (平成一九年三月三十一日法律第二〇号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二〇年三月三十一日法律第五号) 抄

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二一年三月三十一日法律第一四号) 抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二三年三月三十一日法律第七号) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輸税法第十六条の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定 平成二十四年一月一日

(政令への委任) 第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二四年三月三十一日法律第一九号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二五年三月三〇日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二六年三月三十一日法律第一二号) 抄

1 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法別表の改正規定は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

附則 (平成二八年三月三十一日法律第一六号) 抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条の規定、第三条中関税法第九条の改正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定(「第十二条第八項」を「第十二条第九項(延滞税)」に改める部分を除く。)、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定及び同法第七十三条第一項の改正規定並びに第五条の規定 平成二十九年一月一日

(政令への委任) 第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二八年二月一六日法律第一〇八号) 抄

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日(第三号において「発効日」という。)から施行する。

附則 (平成二九年三月三十一日法律第一三三号) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則 (平成三〇年三月三十一日法律第八号) 抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

(政令への委任)

附則 (平成三〇年七月六日法律第七〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成三一年三月三〇日法律第一一号) 抄

1 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (令和二年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則 (令和三年三月三十一日法律第二二号) 抄

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法第七条の九の改正規定、同法第七条の十一第二項の改正規定、同法第七条の十二第二項第二号の改正規定、同法第九条の改正規定、同法第十

二条の二から第十三条までの改正規定、同法第六十七条の八の改正規定、同法第六十七条の十の改正規定、同法第六十七条の十一第一号の改正規定、同法第七十二条の改正規定(「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に改める部分に限る。)、同法第七十三条第一項の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第九十四条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定及び同法第一百五十五条の二第一号の改正規定並びに第五

条の規定並びに次条第二項から第九項まで及び附則第六条の規定は、令和四年一月一日から施行する。

(政令への委任) 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年三月三十一日法律第五号) 抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則 (令和五年三月三十一日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則 (令和六年三月三〇日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(同条中関税法別表第一二一・九〇号の改正規定を除く。)、及び第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)

並びに次条第一項の規定 令和六年十月一日

(政令への委任)  
 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

別表 関税率表(第三条、第六条―第九条の二、第二十條の二關係)  
 目次

- 関税率表の解釈に關する通則  
 第一部 動物(生きてゐるものに限る。)及び動物性生産品  
 第一類 動物(生きてゐるものに限る。)  
 第二類 肉及び食用のくず肉  
 第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物  
 第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品  
 第五類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)  
 第二部 植物性生産品  
 第六類 生きてゐる樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び裝飾用の葉  
 第七類 食用の野菜、根及び塊茎  
 第八類 食用の果実及びナツト、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮  
 第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料  
 第一〇類 穀物  
 第一一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン  
 第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物  
 第一三類 ラツク並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス  
 第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品  
 第三部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう  
 第一五類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう  
 第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃燒吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない。)並びにニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)

- 第一六類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品  
 第一七類 糖類及び砂糖菓子  
 第一八類 ココア及びその調製品  
 第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品  
 第二〇類 野菜、果実、ナツトその他植物の部分の調製品  
 第二一類 各種の調製食料品  
 第二二類 飲料、アルコール及び食酢  
 第二三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料  
 第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品、非燃燒吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない。)並びにニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)  
 第五部 鉱物性生産品  
 第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント  
 第二六類 鉱石、スラグ及び灰  
 第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう  
 第六部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品  
 第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物  
 第二九類 有機化学品  
 第三〇類 医療用品  
 第三一類 肥料  
 第三二類 なめしエキス、染色エキス、タニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスタック並びにインキ  
 第三三類 精油、レジンoid、調製香料及び化粧品類  
 第三四類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品  
 第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

- 第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料  
 第三七類 写真用又は映画用の材料  
 第三八類 各種の化学工業生産品  
 第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品  
 第三九類 プラスチック及びその製品  
 第四〇類 ゴム及びその製品  
 第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品  
 第四一類 原皮(毛皮を除く。)及び革  
 第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品  
 第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品  
 第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物  
 第四四類 木材及びその製品並びに木炭  
 第四五類 コルク及びその製品  
 第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物  
 第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品  
 第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙  
 第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品  
 第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案  
 第一一部 紡織用繊維及びその製品  
 第五〇類 絹及び絹織物  
 第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物  
 第五二類 綿及び綿織物  
 第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物  
 第五四類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品

- 第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物  
 第五六類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品  
 第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物  
 第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びよしゅう布  
 第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品  
 第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物  
 第六一類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)  
 第六二類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)  
 第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セツト、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びびぼろ  
 第一二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びびち並びにこれらの部分品  
 テツキ及びびち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品  
 第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品  
 第六五類 帽子及びその部分品  
 第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びびち並びにこれらの部分品  
 第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品  
 第一三部 石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品  
 第六八類 石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品  
 第六九類 陶磁製品  
 第七〇類 ガラス及びその製品  
 第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣  
 第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣  
 第一五部 卑金属及びその製品

- 第七二類 鉄鋼
- 第七三類 鉄鋼製品
- 第七四類 銅及びその製品
- 第七五類 ニッケル及びその製品
- 第七六類 アルミニウム及びその製品
- 第七七類 鉛及びその製品
- 第七八類 亜鉛及びその製品
- 第七九類 すす及びその製品
- 第八〇類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
- 第八一類 卑金属の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
- 第八二類 各種の卑金属製品
- 第八三類 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
- 第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
- 第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
- 第八六類 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品
- 第八七類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）
- 第八八類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
- 第八九類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
- 第九〇類 船舶及び浮き構造物
- 第九一類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品
- 第九二類 時計及びその部分品
- 第九三類 楽器並びにその部分品及び附属品

- 第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
  - 第二〇部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
  - 第二一部 雑品
  - 第二二部 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
  - 第二三部 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
  - 第二四部 雑品
  - 第二五部 美術品、収集品及びこつとう
  - 第二六部 美術品、収集品及びこつとう
  - 第二七部 美術品、収集品及びこつとう
- この表における物品の所属は、次の原則により決定する。
- 1 部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに關係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。
    - (a) 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したもののみならず完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。
    - (b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。
    - (c) 2 (b) の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。
      - (a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしていないものとみなす。
      - (b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であつて、(a) の規定により所属を決定することができないものは、この (b) の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
      - (c) (a) 及び (b) の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

- 2 前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。
- 3 前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。
  - (a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであつて、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示される、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。ただし、この (a) の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。
  - (b) (a) の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この (b) の規定は、反復使用に適するものが明らかでない包装材料及び包装容器については、適用しない。
- 4 この表において「%」は、百分率を表すものとする。
- 5 第七七類は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約において将来使用される可能性に備えて保留されており欠番となっている。

番号	品名	税率
1	第一部 動物（生きてゐるものに限る。）及び動物性生産品	
2	この部の属又は種の動物には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、当該属又は種の未成熟の動物を含む。	
3	この表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。	
4	この表において「%」は、百分率を表すものとする。	
5	第七七類は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約において将来使用される可能性に備えて保留されており欠番となっている。	
備考	この表の各号に掲げる物品の細分として同表の品名の欄に掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、別段の定めがあるものを除くほか、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。	
備考	この表の税率の欄において、割合をもつて掲げる税率は価格を課税標準として適用するものとし、数量を基準として掲げる税率はその数量を課税標準として適用するものとする。この場合において、その数量は、正味の数量とする。	
備考	この表において「課税価格」とは、従量税品にあつては、第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格とする。	

<p>九〇一〇一・二 その他のもの</p>	<p>馬、ら馬、ら馬及びヒ ニ（生きていますもの に限る。）</p> <p>純粋種の繁殖用のもの サラブレッド種、無税</p> <p>サラブレッド系種、アラ ブ種、アングロアラ ブ種又はアラブ系種の 馬（以下この項におい て「軽種馬」という。） 以外のものである旨が 政令で定めるところに より証明されたもの</p> <p>二 その他のもの （一） 軽種馬（競馬の無税 競走用以外の用途に供 するものであり、かつ、 妊娠していないもので ある旨が政令で定める ところにより証明され たものに限る。） （二） その他のもの</p>	<p>1 第一類及び第二類において馬には、しま馬 を含まない。 2 第一類から第一六類までにおいて牛には、 水牛を含み、豚には、いのししを含む。 第一類 動物（生きていますものに限る。） 注 1 この類には、次の物品を除くほか、すべて の動物（生きていますものに限る。）を含む。 （a） 第〇三・〇一、第〇三・〇六、第〇 三・〇七又は第〇三・〇八項の魚並びに甲殻 類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 （b） 第三〇・〇二項の培養微生物その他の物品 （c） 第九五・〇八項の動物 備考 1 第〇一・〇二項及び第〇一・〇三・一〇号の 「純粋種の繁殖用のもの」とは、純粋種であつて 改良増殖用に供するものである旨が政令で定め るところにより証明されたものをいう。</p>
	<p>純粋種の繁殖用のもの 無税</p> <p>一頭の重量が三〇一頭につ 〇キログラム以下のも 〇〇〇円</p> <p>二 その他のもの 一頭に 〇〇〇円</p>	<p>一 軽種馬以外のもの無税 である旨が政令で定め るところにより証明さ れたもの 二 その他のもの （一） 軽種馬（競馬の無税 競走用以外の用途に供 するものであり、かつ、 妊娠していないもので ある旨が政令で定める ところにより証明され たものに限る。） （二） その他のもの 一頭に 〇〇〇円</p>
	<p>純粋種の繁殖用のもの 無税</p> <p>一頭の重量が三〇一頭につ 〇キログラム以下の 〇〇〇円</p> <p>二 その他のもの 一頭に 〇〇〇円</p>	<p>一頭の重量が五〇キロ一〇％ グラム未満のもの 〇一〇三・九</p> <p>一頭の重量が五〇キロ一〇％ グラム以上のもの 〇一〇三・九</p> <p>羊及びやぎ（生きてい るものに限る。） 〇一〇四</p> <p>一羊 〇一〇四・一</p> <p>二 やぎ 〇一〇四・二</p> <p>家きん（鶏（ガール ス・ドメステイクス）、 あひる、がちよう、七 面鳥及びほろほろ鳥で、 生きていますものに限 る。） 〇一〇五</p> <p>一羽の重量が一八五グ ラム以下のもの 〇一〇五・一</p> <p>鶏（ガールス・ドメス ティクス） 〇一〇五・一</p> <p>七面鳥 〇一〇五・一</p> <p>あひる 〇一〇五・一</p> <p>がちよう 〇一〇五・一</p> <p>ほろほろ鳥 〇一〇五・一</p> <p>その他のもの 〇一〇五・九</p> <p>鶏（ガールス・ドメス ティクス） 〇一〇五・九</p> <p>その他のもの 〇一〇五・九</p> <p>その他の動物（生きて いるものに限る。） 〇一〇六</p> <p>哺乳類 〇一〇六・一</p> <p>霊長類 〇一〇六・一</p>
<p>〇二・〇一 牛の肉（生鮮のもの及び 冷蔵したものに限る。）</p>	<p>第二類 肉及び食用のくず肉</p> <p>注 1 この類には、次の物品を含まない。 （a） 第〇二・〇一から第〇二・〇八項まで 又は第〇二・〇一〇項の物品で、食用に適しない もの （b） 食用の生きていない昆虫類（第〇四・一 〇項参照） （c） 動物の腸、ぼうこう及び胃（第〇五・〇 四項参照）並びに動物の血（第〇五・一一項及 び第〇三・〇二項参照） （d） 動物性脂肪（第一五類参照。第〇二・〇 九項の物品を除く。） 備考 1 この表においてくず肉には、別段の定めが あるものを除くほか、臓器を含む。</p>	<p>〇一〇六・一 くら目、海牛目及び 鱈脚目 無税</p> <p>〇一〇六・二 くら目科 無税</p> <p>〇一〇六・三 くら目 無税</p> <p>〇一〇六・四 その他のもの 無税</p> <p>〇一〇六・五 その他のもの 無税</p> <p>〇一〇六・六 爬虫類 無税</p> <p>〇一〇六・七 鳥類 無税</p> <p>〇一〇六・八 猛きん類 無税</p> <p>〇一〇六・九 おうむ目 無税</p> <p>〇一〇六・一〇 エミュー（ドロマイウ ス・ノヴァイホルラン デイアイ）及びだちよ う 無税</p> <p>〇一〇六・一一 その他のもの 無税</p> <p>〇一〇六・一二 昆虫類 無税</p> <p>〇一〇六・一三 その他のもの 無税</p> <p>〇一〇六・一四 その他のもの 無税</p> <p>〇一〇六・一五 その他のもの 無税</p>







三〇三	その他のもの	一〇%	三〇三	その他の太平洋洋さけ(オンコルヒ	五%	三〇三	こい(クテナリアンゴドン・	五%	三〇三	きはだまぐろ(トウヌス・アルバ	五%
二・八	にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)及びうるめ(エトルメウス属のもの)	〇%	二	オンクス・ゴルブスカ、オンコルヒ	五%	三〇三	かつお(カツオヌス・ペラミス)	五%	三〇三	かつお(カツオヌス・ペラミス)	五%
二	バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)及びキングクリップ(ゲニユプレウス属のもの)	五%	三	コルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)	五%	三〇三	めばちまぐろ(トウヌス・オベス	五%	三〇三	めばちまぐろ(トウヌス・オベス	五%
〇三	魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	三・五%	三	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	五%	三〇三	まぐろ(トウヌス・テイヌス	五%	三〇三	まぐろ(トウヌス・テイヌス	五%
〇三	肝臓、卵及びしらこ	三・五%	三	まず(サルモ・トルタ、オンコルヒ	五%	三〇三	うなぎ(アングイルラ属のもの)	五%	三〇三	うなぎ(アングイルラ属のもの)	五%
二・九	にしん(クルペア属のもの)	一〇%	三	ヒュンクス・ミキス、オンコルヒ	五%	三〇三	その他のもの	五%	三〇三	その他のもの	五%
一	又はたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	一〇%	三	ヒュンクス・クラルキ、オンコルヒ	五%	三〇三	ターボット(プセタ・マクシマ)	五%	三〇三	ターボット(プセタ・マクシマ)	五%
〇三	ふかひれ	五%	三	ヒュンクス・アガポニタ、オンコル	五%	三〇三	ソール(ソレア属のもの)	五%	三〇三	ソール(ソレア属のもの)	五%
二・九	その他のもの	五%	三	ヒュンクス・ギラエ、オンコル	五%	三〇三	プレイス(プレウロネクテス・プ	五%	三〇三	プレイス(プレウロネクテス・プ	五%
〇三	その他のもの	五%	三	ヒュンクス・クリソガステル)	五%	三〇三	その他のもの	五%	三〇三	その他のもの	五%
二・九	内臓	無税	三	その他のもの	五%	三〇三	その他のもの	五%	三〇三	その他のもの	五%
九	その他のもの	無税	三	テイラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、	五%	三〇三	その他のもの	五%	三〇三	その他のもの	五%
〇三	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	一〇%	三	テイラピア(オレオクロミス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロ	五%	三〇三	その他のもの	五%	三〇三	その他のもの	五%
〇三	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	五%	三	テイラピア(オレオクロミス属のもの)	五%	三〇三	その他のもの	五%	三〇三	その他のもの	五%
〇三	さけ科のもの(第〇三・〇三・九一	五%	三	なまず(パンガシウス属、シルル	五%	三〇三	その他のもの	五%	三〇三	その他のもの	五%
〇三	ベにぎ(オンコルヒュンクス・	五%	三	ニス属、クラリアス属又はイクタル	五%	三〇三	その他のもの	五%	三〇三	その他のもの	五%
一	ネルカ)	五%	三	ル属のもの)	五%	三〇三	その他のもの	五%	三〇三	その他のもの	五%











品名	税率	注	品名	税率
二 その他のもの	一〇%	(一) えびのもの (二) うに又はくらのもの	二 その他のもの	二五%
〇三〇 冷凍したもの	一〇%	(三) その他のもの	一 脂肪分が全重量の一〇%を超え六%以下のもの	二五%及び
八・二	一〇%	第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	二 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの	一キログラムにつき一三四円
〇三〇 その他のもの	九・六%	注	二 その他のもの	二五%
八・二二	九・六%	1 「ミルク」とは、全乳及び部分的又は完全に脱脂した乳をいう。	二 脂肪分が全重量の六%を超え一〇%以下のもの	二五%
二	六%	2 第四〇四・〇三項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、ナット、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒール若しくはそのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカーリー製品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限定する。	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限定する。
〇三〇 その他のもの	無税	3 第四〇四・〇五項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
八・三二	無税	(a) 「バター」とは、専らミルクから得た天然のバター、ホエイバター及び還元バター(生鮮のもの及び加塩し又はランシッドしたものに限るものとし、缶詰バターを含む。)をいうものとし、乳脂肪分が全重量の八〇%以上九五%以下で、無脂乳固形分が全重量の二%以下であり、かつ、水分が全重量の九六%以下のものに限る。バターには、乳化剤を加えたものを含まないものとし、塩化ナトリウム、食用色素、中和剤及び乳酸菌を培養したものを含有するものではない。	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
〇三〇 その他のもの	無税	(b) 「デイルースプレッド」とは、油中水滴型の展延性のある乳化したものをいうものとし、脂肪としては乳脂肪のみを含有し、乳脂肪分が全重量の三九%以上八〇%未満のものに限る。	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
二	一〇%	4 ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次の全ての特性を有するものに限り、チーズとして第四〇四・〇六項に属する。	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
〇三〇 魚のもの	一〇%	(a) 乳脂肪分が全乾燥重量の五%以上であること。	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
〇三〇 その他のもの	四・八%	(b) 乾燥固形分が全重量の七〇%以上八五%以下であること。	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
二	八・九%	(c) 成型したもの又は成型が可能なものであること。	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
三	六%		二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
二	一〇%	5 この類には、次の物品を含まない。 (a) 生きていない昆虫類のうち食用に適しないもの(第五〇五・一〇一項参照) (b) ホエイから得た物品で、無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九五%を超えるもの(第一七・〇二項参照) (c) 以上のミルクの天然の組成分(例えば、酪酸グリセリド)を他の物質(例えば、オレイン酸グリセリド)で置き換えることによつてミルクから得た物品(第一九・〇一項及び第二二・〇六項参照)	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
〇三〇 その他のもの	一〇%	(d) アルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むもの)とし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。第三五・〇二項参照)及びグロブリン(第三五・〇四項参照)	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
八・九一	無税	6 第四〇四・一〇項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類(全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方法により調製し又は保存に適合する処理をしたものを含まない(主として第四部に属する。)	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
二	一〇%	号注	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
三	九・六%	1 第四〇四・一〇号において「調製ホエイ」とは、ホエイの組成分から成る物品(ホエイから乳糖、たんぱく質若しくは無機質の全部又は一部を除いたもの、ホエイにホエイの天然の組成分を加えたもの及びホエイの天然の組成分を混合して得たもの)をいう。	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
〇三〇 魚のもの	一〇%	2 第四〇四・一〇号においてバターには、無水バター及びギーを含まない(第四〇四・九〇号参照)。	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
〇三〇 その他のもの	五%	〇四・〇一 ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
二	一〇%	〇四・〇二 ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
二	四・八%	〇四・〇三 粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限定する。)	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
二	八・九%	一 砂糖を加えたもの	二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの
三	六%		二 脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	一 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をしたもの



五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	無税
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・九〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・九〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%

八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%	八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%
八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%	八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%
八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%	八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%
八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%	八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%
八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%	八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%
八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%	八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%
八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%	八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%
八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%	八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%
八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%	八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%
八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%	八・一一	〇	乾燥したものの卵黄	二五%

五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%
五・四〇	二	その他のもの	一キログラムにつき一、五九円	六・四〇	〇	その他のもの	三五%

五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税	五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税
五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税	五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税
五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税	五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税
五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税	五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税
五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税	五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税
五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税	五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税
五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税	五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税
五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税	五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税
五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税	五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税
五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税	五・一〇	〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税

注 1 この類には、次の物品を含まない。  
 (a) 食用の物品(動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片並びに動物の血で、液状のもの及び乾燥したものを除く)。  
 (b) 原皮及び毛皮(第四類及び第四三類参照。第五・〇五項の物品並びに第五・一一項の原皮くず及び毛皮くずを除く)。  
 (c) 動物性繊維用繊維(第一一部参照。馬毛及びそのくずを除く)。  
 (d) ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品(第九六・〇三項参照)。  
 2 第五・〇一項において毛を長さにより選別したもの(毛の向きをそろえたものを除く)は、加工したものとみなさない。  
 3 この表において象、かば、せいうち、いつかく又はいしのしきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする。  
 4 この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。第五・一一項には、馬毛及びそのくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない)を含む。

五・〇	その他のもの	無税
五・九〇	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及び骨	無税
〇五・〇	オセイン及び酸処理した骨	無税
六・一〇	その他のもの	無税
六・九〇	アイボリー、かめの甲、ホエルボーン、ホエルボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及び骨	無税
七・〇	アイボリー並びにその粉及び骨	無税
七・一〇	その他のもの	無税
七・九〇	その他のもの	無税
八・〇	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及び骨	二〇％
〇五・一	アンバーgris、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医薬用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並	無税

〇五・一	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの	無税
〇五・一〇	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの	無税
一・九一	魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵	無税
〇五・一	馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）並びに蚕種、動物の精液、臍、筋、原皮くず及び乾燥した血	無税
一・九九	その他のもの	無税

注 第二部 植物性生産品

1 この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の三％以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

注 1 この類には、第〇六・〇一項のチコリー及びその根の場合を除くほか、通常、苗、苗木又は花きの生産業者又は販売業者が提供する樹木（生きているものに限る。）その他の物品（野菜の苗を含む。）で、栽培用又は装飾用のもののみを含むものとし、第七類のばれいしよ、たまねぎ、シャロット、にんにくその他の物品を含む。

〇六・〇一	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・〇二	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・〇三	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・〇四	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・〇五	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・〇六	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・〇七	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・〇八	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・〇九	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・一〇	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・一一	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・一二	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・一三	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・一四	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・一五	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・一六	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・一七	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・一八	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税
〇六・一九	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・二項のものを除く。）	無税

〇六・〇三	生鮮のもの	無税
〇六・〇四	生鮮のもの	無税
〇六・〇五	生鮮のもの	無税
〇六・〇六	生鮮のもの	無税
〇六・〇七	生鮮のもの	無税
〇六・〇八	生鮮のもの	無税
〇六・〇九	生鮮のもの	無税
〇六・一〇	生鮮のもの	無税
〇六・一一	生鮮のもの	無税
〇六・一二	生鮮のもの	無税
〇六・一三	生鮮のもの	無税
〇六・一四	生鮮のもの	無税
〇六・一五	生鮮のもの	無税
〇六・一六	生鮮のもの	無税
〇六・一七	生鮮のもの	無税
〇六・一八	生鮮のもの	無税
〇六・一九	生鮮のもの	無税

注 第七類 食用の野菜、根及び塊茎

1 この類には、第一二・一四項の飼料用植物を含む。

2 第〇七・〇九項から第〇七・一二項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリブ、ケーパー、かぼちや、なす、スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきょう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマジョラム（マヨラン・ホルテンスィス及びオリガナム・マヨラナ）を含む。

3 第〇七・一二項には、次の物品を除くほか、第〇七・〇一項から第〇七・一一項までの野菜を乾燥した全てのものを含む。















<p>一〇 三・二 一〇 ペレット</p>	<p>一 小麦のもの 二 オートのもの 三 とうもろこし又は米のもの （一） とうもろこしのもの （二） 米のもの 四 大麦又は裸麦のもの 五 ライ小麦のもの 六 その他のもの その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、</p>	<p>一〇 三・二 一〇 ペレット</p> <p>一 小麦のもの 二 オートのもの 三 とうもろこし又は米のもの （一） とうもろこしのもの （二） 米のもの 四 大麦又は裸麦のもの 五 ライ小麦のもの 六 その他のもの その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、</p>
<p>一〇 三・二 一〇 ペレット</p>	<p>一 小麦のもの 二 オートのもの 三 とうもろこし又は米のもの （一） とうもろこしのもの （二） 米のもの 四 大麦又は裸麦のもの 五 ライ小麦のもの 六 その他のもの その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）</p>	<p>一〇 三・二 一〇 ペレット</p> <p>一 小麦又はライ小麦のもの 二 とうもろこし又は米のもの （一） とうもろこしのもの （二） 米のもの 三 大麦又は裸麦のもの 四 その他のもの その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）</p>
<p>一〇 三・二 一〇 ペレット</p>	<p>一 小麦又はライ小麦のもの 二 とうもろこし又は米のもの （一） とうもろこしのもの （二） 米のもの 三 大麦又は裸麦のもの 四 その他のもの その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）</p>	<p>一〇 三・二 一〇 ペレット</p> <p>一 小麦又はライ小麦のもの 二 とうもろこし又は米のもの （一） とうもろこしのもの （二） 米のもの 三 大麦又は裸麦のもの 四 その他のもの その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）</p>
<p>一〇 三・二 一〇 ペレット</p>	<p>一 小麦又はライ小麦のもの 二 とうもろこし又は米のもの （一） とうもろこしのもの （二） 米のもの 三 大麦又は裸麦のもの 四 その他のもの その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）</p>	<p>一〇 三・二 一〇 ペレット</p> <p>一 小麦又はライ小麦のもの 二 とうもろこし又は米のもの （一） とうもろこしのもの （二） 米のもの 三 大麦又は裸麦のもの 四 その他のもの その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）</p>

注 第一二・〇七項には、油やしの実、パーム核、綿実、ひまの種、ごま、マスタードの種、

<p>1 あおじその果実、あさがおの種、アモムム・クサンテイオイデスの種、アルピニア・オクシヒュルラの果実、いかりそうの葉、うつぼぐさ</p>	<p>備考 1 第一二〇五・一〇号において「菜種（低エルカ酸のもの）」とは、不揮発性油（エルカ酸がその重量の二%未満のものに限る。）及び一グラムあたり三〇マイクログラム未満のグルコシノレイトの固形分が得られる菜種をいう。</p>	<p>サフラワーの種、けしの種及びシヤナットを含むものとし、オリブ（第七類及び第二〇類参照）及び第〇八・〇一項又は第〇八・〇二項の物品を含まない。 2 第一二・〇八項には、脱脂してない粉及びミールのほか、部分的に脱脂した粉及びミール並びに脱脂後完全に又は部分的にもとの油脂を加えた粉及びミールを含むものとし、第二三・〇四項から第二三・〇六項までの油かすを含まない。 3 ビート、牧草、観賞用の花、野菜、森林樹、果樹、ベッチ（ヴィキア・ファバ種を除く。）又はルーピンの種は、第一二・〇九項の播種用の種とみなす。 もつとも、次の物品は、播種用のものであつても、第一二・〇九項には含まない。 (a) 豆及びスイートコーン（第七類参照） (b) 第九類の香辛料その他の物品 (c) 穀物（第一〇類参照） (d) 第一二・〇一項から第一二・〇七項まで又は第一二・〇八項の物品 4 第一二・〇一項には、バジル、ボレージ、おたねにんじん、ヒソップ、甘草、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びびよもぎ並びにこれらの部分を含む。 もつとも、第一二・〇一項には、次の物品を含まない。 (a) 第三〇類の医薬品 (b) 第三三類の調製香料及び化粧品類 (c) 第三八・〇八項の殺虫剤、殺菌剤、除草剤、消毒剤その他これらに類する物品 5 第一二・〇二項において海草その他の藻類には、次の物品を含まない。 (a) 第二一・〇二項の単細胞微生物（生きていないものに限る。） (b) 第三〇・〇二項の培養微生物 (c) 第三一・〇一項又は第三二・〇五項の肥料</p>
<p>〇 一〇一・一</p>	<p>大豆（割つてあるかないかを問わない。）</p>	<p>の花、えびすぐさの種、エピメデイウム・ウシヤネンセの葉、エピメデイウム・プレベスケンスの葉、エビメデイウム・ブレヴィコルヌスの葉、エヴォデア・ボデアニエリの果実、おおからすうりの種、おおばこの果実、種、葉及び花、おのみさんざしの果実、おかぜりの果実、おにゆりの葉、オランダびゆの果実、かきどおしの葉及び花、かきのきのがく、カシア・トラの種、かためんじその果実、かわらよもぎの花、きからすうりの種、きささげの果実、キトルス・アウランテイウム（だいたいを含む。）の果実（未成熟のものに限る。）、きばないかりそうの葉、くこの果実及び葉、くちなしの果実、けいがいの花、げんじょうこの葉及び花、ごしゆいの果実、ごぶしの花、ごぼうの果実、ざくろの果皮、ささくさの葉、さねぶとなつめの種、さんざしの果実、さんしゆゆの果実、しその果実及び葉、しなからすうりの種、しなれんぎょうの果実、しるみなんでんの果実、すいかすらの葉及び花、すおうの心材、せつこく属の植物の葉、だいくびんろうの果皮、たむしばの花、ちようせんごみしの果実、ちよれいまいたけの菌核、ちりめんあおじその果実、ちりめんじその果実及び葉、とうがん（ベニンカサ・ケリフェラ品種エマルギナタを含む。）の種、とうきささげの果実、ときわいかりそうの葉、どくだみの葉及び花、ながはくこの果実、なつみかんの果実（未成熟のものに限る。）、なんてんの果実、ねなしかずらの種、のいばらの果実、はくもくれんの花、はつかの葉及び花、はまごうの果実、はまねなしかずらの種、はまびしの果実、びわの葉、びんろうの果皮、ふきたんぼの花、ふじまめの種、ふゆむしなつくさたけの子実体（宿主を付けたものに限る。）、ほざきいかりそうの葉、ほんごしゆゆの果実、マグノリア・スプレングリの花、マグノリア・ピオンデイイの花、まつほどの菌核、まめだおしの種、みつばはまごうの果実、ミロバランの果実、めはじきの葉及び花、リリウム・プミルムの葉、リリウム・プロウニイ（はかたゆりを含む。）、葉、レオナルド・シビリクス及び花、れんぎょうの果実並びにロファテルム・シネンセの葉</p>
<p>〇 一〇七・二</p>	<p>綿実</p>	<p>〇 一〇一・九 その他のもの 〇 一〇二・二 落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限り、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。） 〇 一〇二・三 播種用のもの 〇 一〇二・四 穀を除いたもの（割一キログラムにつき七二六円） 〇 一〇二・五 四穀付きのもの 〇 一〇三・〇 コブラ 〇 一〇四・〇 亜麻の種（割つてあるかないかを問わない。） 〇 一〇五・一 菜種（低エルカ酸のもの） 〇 一〇五・九 その他のもの 〇 一〇六・〇 ひまわりの種（割つてあるかないかを問わない。） 〇 一〇七・一 その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。） 〇 一〇七・二 油やしの実及びパーム核</p>
<p>九・三〇</p>	<p>園芸用草花の種</p>	<p>〇 一〇七・二 その他のもの 〇 一〇七・三 ひまの種 〇 一〇七・四 ごま 〇 一〇七・五 マスタードの種 〇 一〇七・六 サフラワー（カルタムス・ティンクトリウス）の種 〇 一〇七・七 メロン 〇 一〇七・九 けしの種 〇 一〇七・九 その他のもの 〇 一〇七・九 その他のもの 〇 一〇八・一 大豆の種 〇 一〇八・九 その他のもの 〇 一〇九・一 てん菜の種 〇 一〇九・二 飼料用植物の種 〇 一〇九・二 ルーサン（アルファルフア）の種 〇 一〇九・二 クローバー（トリフォリウム属）の種 〇 一〇九・二 フェスクの種 〇 一〇九・二 ケンタッキーブルーグラス（ポアア・プラテンシス）の種 〇 一〇九・二 ライグラス（ロリウム・ムルテ） 〇 一〇九・二 イフロラム及びロリウム・ペレネ）の種 〇 一〇九・二 その他のもの</p>

一・二〇	野菜の種類	無税
九・九一	その他のもの	無税
九・九九	その他のもの	無税
一・二一	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限り、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない）及びルブレリン	五%
一・二二	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）	五%
一・二二	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）	五%
一・二二	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）	五%
一・二二	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）	五%
一・二二	主として香料用、医療用、殺菌用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限り、粉砕し又は切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	五%
一・二二	おたねにんじん	五%
一・二二	生鮮のもの及び乾燥したもの	五%
一・二二	その他のもの	三%
一・二二	その他のもの	三%
一・二二	けしがら	三%
一・二二	麻黄	無税
一・二二	アフリカンチェリー（プルヌス・アフリカナ）の樹皮	無税
一・二二	その他のもの	無税
一・二二	ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プラントゴブシリウムの種、キナ皮、コンズラ、カスカラサガラダ、吐根、りんどう属の植物の茎及び根、セネガ根、遠志、甘松香、	無税

二・二二	コロンボ根、海葱、ヤラツバ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キョウベ根、セメシナその他のサントニン採取用のもの、沈香、槐花、大黄並びに甘草	四%
二・二二	除虫菊	四%
二・二二	生鮮のもの及び乾燥したもの	四%
二・二二	その他のもの	一%
二・二二	大麻草	三%
二・二二	ルイボス	三%
二・二二	その他のもの	五%
二・二二	茎、樹皮及び根並びにこの類の備考1の物品（乾燥したものに限り、粉状にしたものを除く。）	無税
二・二二	その他のもの	二%
二・二二	びやくだん	二%
二・二二	はとむぎ	三%
二・二二	その他のもの	五%
二・二二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限り、粉砕し又は切り、砕き又は粉状にしたものを除く。）	五%
二・二二	並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サテイヴム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	無税
二・二二	海草その他の藻類	無税
二・二二	食用に適するもの	無税
二・二二	長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの	四%
二・二二	あまのり属のもの及びこれを交えたもの（この号の一に掲げる物品を除く。）	四%

一・二二	その他のもの	五%
二・二二	その他のもの	五%
二・二二	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、ところこんぶ属又はこんぶ属のもの	無税
二・二二	その他のもの	無税
二・二二	ローカストビーン（キヤロブ）	無税
二・二二	さとうきび	無税
二・二二	チコリーの根	一%
二・二二	その他のもの	五%
二・二二	こんにやく芋（アモルフオフィアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	一%
二・二二	その他のもの	二%
二・二二	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）	無税
二・二二	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セイソホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベツチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）	無税
二・二二	ミール及びペレット	無税
二・二二	その他のもの	無税
二・二二	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	無税

一・三〇二	植物性の液汁及びエキス	無税
一・三〇二	その他のもの	無税
一・三〇二	セラックその他の精二〇%	無税
一・三〇二	その他のもの	無税

注

1 第一三・〇二項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。

(a) 甘草エキスで、しよ糖の含有量が全重量の一〇%を超えるもの及び菓子にしたもの（第一七・〇四項参照）

(b) 麦芽エキス（第一九・〇一参照）

(c) コーヒー、茶又はマテのエキス（第二一・〇一参照）

(d) アルコールを含有する飲料を構成する植物性の液汁及びエキス（第二二類参照）

(e) 第二九・一四項又は第二九・三八項のしよ糖、グリシリンその他の物品

(f) けしがら濃縮物で、アルカロイドの含有量が全重量の五〇%以上のもの（第二九・三九項参照）

(g) 第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品及び血液型判定用のもの（第三八・二二項参照）

(h) なめしエキス及び染色エキス（第三二・〇一及び第三二・〇三項参照）

(i) 精油、コンクリート、アブソリュート、レジンノイド及びオレジン抽出物、精油のアキアスデイスチレート及びアキアスソリュション並びに飲料製造に使用する種類の香気性物質をもととした調製品（第三三類参照）

(k) 天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チルクその他これらに類する天然ガム（第四〇・〇一参照）

備考

1 第一三・〇二項においてアルコール分は、温度二〇度におけるアルコールの容量分による。

<p>一三〇二 生あへん</p> <p>一三〇二 甘草のもの</p> <p>一三〇二 ホップのもの</p> <p>一三〇二 麻黄のもの</p> <p>四 アルコール分が五〇%以上のもの</p> <p>一三〇二 その他のもの</p>	<p>ン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシツクナー(変性させてあるかないかを問わない)植物性の液汁及びエキスをあへん</p> <p>無税</p>
<p>一三〇二 ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシツクナー(変性させてあるかないかを問わない)その他のもの</p> <p>無税</p>	<p>一三〇二 一 飲料のもとの</p> <p>一三〇二 二 植物性の一種類の原料から得たもの</p> <p>二五%</p> <p>一三〇二 三 除虫菊のもの及びロテノン含有する植物の根のもの</p> <p>七%</p> <p>(一) 除虫菊エキス</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>無税</p> <p>(三) その他のもの</p> <p>(一) 生漆</p> <p>無税</p> <p>(二) 大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン</p> <p>(三) その他のもの</p> <p>一三〇二 A アルコール分が五〇%以上のもの</p> <p>(一) 無税</p> <p>一三〇二 B その他のもの</p> <p>(一) 無税</p> <p>二〇 ペクチン質、ペクチニン</p> <p>五%</p> <p>酸塩及びペクチン酸塩</p> <p>植物性原料から得た粘質物及びシツクナー(変性させてあるかないかを問わない)</p> <p>一三〇二 寒天</p> <p>一キログラ</p> <p>ムにつき</p> <p>六〇円</p>
<p>(一) その他のもの</p> <p>五%</p> <p>(二) 植物性生産品(他の項に該当するものを除く)</p> <p>無税</p> <p>一四〇四・二 コットンリントナー</p> <p>無税</p> <p>一四〇四・九 その他のもの</p> <p>一として詰物として使用する植物性材料(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない)主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(束ねてあるかないかを問わない)、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁皮並びにナット(殻を含む)ものとし、粉碎してあるかないかを問わない)及び二たぶの木又はへちまの七%</p> <p>三 水ごけ</p> <p>五%</p> <p>四 その他のもの</p> <p>一〇%</p> <p>第三部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性及び植物性のろう</p> <p>第五類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性及び植物性のろう</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 第〇二・〇九項の豚又は家きんの脂肪</p> <p>(b) カカオ脂(第一八・〇四項参照)</p> <p>(c) 調製食品(第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超えるものに限り。主として第二一類に属する。)</p> <p>(d) 獣脂かす(第二三・〇一(一)項参照)及び第一三・〇四項から第二三・〇六項までの油かす</p> <p>(e) 脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せっけん、調製香料、化粧品類、硫酸化油その他の第六部の物品</p> <p>(f) 油から製造したファクサス(第四〇・〇二項参照)</p> <p>2 第一五・〇九項には、オリーブから溶剤抽出により得た油を含まない(第一五・〇一(一)項参照)。</p>	<p>第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、主として紡織用繊維の製造に使用する植物性材料及び植物性繊維(調製したものを含む)並びに紡織用繊維の材料としての用途のみに適する状態に加工したその他の植物性材料を含まないものとし、これらの物品は、第一一部に属する。</p> <p>2 第一四・〇一(一)項には、竹(割り、縦にひき、特定の長さ(切り、端を丸め、漂白し、不燃加工をし、磨き又は染色したものであるかないかを問わない)及びオーヅア、あしその他これらに類する植物を割つたもの並びにとうのしん及びとうを引抜き又は割つたものを含むものとし、チップウッド(第四四・〇四項参照)を含まない。</p> <p>3 第二四・〇四項には、木毛(第四四・〇五項参照)及びほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品(第九六・〇三項参照)を含まない。</p> <p>一四〇一 主として組物に使用する植物性材料(例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オーヅア、ラファイア及びライム樹皮)</p> <p>一〇%</p> <p>一四〇一・一 竹</p> <p>一〇%</p> <p>一四〇一・二 とう</p> <p>無税</p> <p>一四〇一・九 その他のもの</p> <p>一 いぐさ、七島い(キュニ ペルス・テグティフォルミ ス)及び莞草(キュニ ス・エクサルタトウス)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(二) くずのつる</p> <p>三%</p>
<p>3 第一五・一八項には、単に変性した油脂及びその分別物を含まないものとし、これらの物品は、変性してない油脂及びその分別物が属する項に属する。</p> <p>4 ソープレストック、油さい、ステアリンピッチ、グリセリンピッチ及びウォルグルースの残留物は、第一五・二二項に属する。</p> <p>号注</p> <p>1 第一五〇九・三〇号において、パーズンオリーブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で一〇〇グラムにつき二・〇グラムを超えず、かつ、CODEX ALIMENTARIUS STANDARD 三三一一九八一に定めるパーズンオリーブ油の特性に従い、他の種類のパーズンオリーブ油のカテゴリと区別できるものをいう。</p> <p>2 第一五一四・一一号及び第一五一四・一九号において「某種油(低エルカ酸のもの)」とは、エルカ酸が全重量の二%未満の不揮発性油をいう。</p> <p>備考</p> <p>1 この類において「酸価」とは、油脂一グラムのうちに含まれる遊離脂肪酸の中和に要する水酸化カリウムのミリグラム数をいう。</p> <p>2 第一五・一八項において「脱水」とは、油を構成するヒドロキシ脂肪酸の水酸基を除くことをいう。</p>	<p>一五〇一 豚脂(ラードを含む)及び家きん脂(第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く)</p> <p>ラード</p> <p>酸価が一・三を超え無税</p> <p>一五〇一 その他のもの</p> <p>酸価が一・三を超え無税</p> <p>一五〇一 その他のもの</p> <p>一キログラ</p> <p>ムにつき</p> <p>七・五%</p>





一五・二	のに属するものとし、他の項に該当するものを除く。	
一五・二	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	無税
一五・二	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）	無税
一五・二	植物性ろう	無税
一五・二	その他のもの	一五・二
一五・二	みつろう及び鯨ろう	一五・二
一五・二	その他のもの	七・五%
一五・二	留物	七・五%
一五・二	デグラス	七・五%
一五・二	その他のもの	無税

一六〇二・一	超えるものは、この類に属する。この場合にあって、これらの物品の二以上を含有する調製食品品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第一九・〇二項の詰物をした物品及び第二一・〇三項又は第二一・〇四項の調製品については、適用しない。	
一六〇二・一	第一六〇二・一〇号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉、血又は昆虫類から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉、くず肉又は昆虫類の目に見える程度の細片を含有するかないかを問わない。同号は、第一六・〇二項の他のいかなる号にも優先する。	
一六〇二・一	第二一六・〇四項又は第一六・〇五項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第三類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。	
一六〇二・一	第一六〇五・六九号の細分において「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、この類の号注2の規定により第一六〇五・六二号に属するうに以外のもの又は第一六〇五・六三号に属するくらげ以外のものをいう。	
一六〇二・一	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食品	二二%
一六〇二・一	昆虫類のもの	二二%
一六〇二・一	その他のもの	二〇%
一六〇二・一	その他の調製をした又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類	二二%
一六〇二・一	均質調製品	二二%
一六〇二・一	昆虫類のもの	二二%
一六〇二・一	その他のもの	二五%

一六〇二・二	動物の肝臓のもの	二五%
一六〇二・二	牛又は豚のもの	八%
一六〇二・二	その他のもの	八%
一六〇二・二	第一〇一・〇五項の家きんのもの	
一六〇二・二	七面鳥のもの	
一六〇二・二	腸、ぼうこう又は胃の無税	
一六〇二・二	全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	
一六〇二・二	その他のもの	
一六〇二・二	（一）牛若しくは豚の肉又は二五%は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	八%
一六〇二・二	（二）その他のもの	八%
一六〇二・二	腸、ぼうこう又は胃の無税	
一六〇二・二	全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	
一六〇二・二	その他のもの	
一六〇二・二	（一）腸、ぼうこう又は胃の無税	
一六〇二・二	全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	
一六〇二・二	その他のもの	
一六〇二・二	（一）ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	二五%
一六〇二・二	（二）その他のもの	二五%

一六〇二・二	超えるものは、この類に属する。この場合にあって、これらの物品の二以上を含有する調製食品品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第一九・〇二項の詰物をした物品及び第二一・〇三項又は第二一・〇四項の調製品については、適用しない。	
一六〇二・二	第一六〇二・一〇号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉、血又は昆虫類から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉、くず肉又は昆虫類の目に見える程度の細片を含有するかないかを問わない。同号は、第一六・〇二項の他のいかなる号にも優先する。	
一六〇二・二	第二一六・〇四項又は第一六・〇五項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第三類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。	
一六〇二・二	第一六〇五・六九号の細分において「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、この類の号注2の規定により第一六〇五・六二号に属するうに以外のもの又は第一六〇五・六三号に属するくらげ以外のものをいう。	
一六〇二・二	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食品	二二%
一六〇二・二	昆虫類のもの	二二%
一六〇二・二	その他のもの	二〇%
一六〇二・二	その他の調製をした又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類	二二%
一六〇二・二	均質調製品	二二%
一六〇二・二	昆虫類のもの	二二%
一六〇二・二	その他のもの	二五%







<p>第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品</p> <p>注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一年以上を含有する調製食料品で、</p>	<p>A チューインガムその他砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペーパースト状の調製品 B その他のもの (一) その他のもの (二) その他のもの (三) その他のもの (四) その他のもの (五) その他のもの (六) その他のもの (七) その他のもの (八) その他のもの (九) その他のもの (一〇) その他のもの (一一) その他のもの (一二) その他のもの (一三) その他のもの (一四) その他のもの (一五) その他のもの (一六) その他のもの (一七) その他のもの (一八) その他のもの (一九) その他のもの (二〇) その他のもの (二一) その他のもの (二二) その他のもの (二三) その他のもの (二四) その他のもの (二五) その他のもの (二六) その他のもの (二七) その他のもの (二八) その他のもの (二九) その他のもの (三〇) その他のもの (三一) その他のもの (三二) その他のもの (三三) その他のもの (三四) その他のもの (三五) その他のもの (三六) その他のもの (三七) その他のもの (三八) その他のもの (三九) その他のもの (四〇) その他のもの (四一) その他のもの (四二) その他のもの (四三) その他のもの (四四) その他のもの (四五) その他のもの (四六) その他のもの (四七) その他のもの (四八) その他のもの (四九) その他のもの (五〇) その他のもの (五一) その他のもの (五二) その他のもの (五三) その他のもの (五四) その他のもの (五五) その他のもの (五六) その他のもの (五七) その他のもの (五八) その他のもの (五九) その他のもの (六〇) その他のもの (六一) その他のもの (六二) その他のもの (六三) その他のもの (六四) その他のもの (六五) その他のもの (六六) その他のもの (六七) その他のもの (六八) その他のもの (六九) その他のもの (七〇) その他のもの (七一) その他のもの (七二) その他のもの (七三) その他のもの (七四) その他のもの (七五) その他のもの (七六) その他のもの (七七) その他のもの (七八) その他のもの (七九) その他のもの (八〇) その他のもの (八一) その他のもの (八二) その他のもの (八三) その他のもの (八四) その他のもの (八五) その他のもの (八六) その他のもの (八七) その他のもの (八八) その他のもの (八九) その他のもの (九〇) その他のもの (九一) その他のもの (九二) その他のもの (九三) その他のもの (九四) その他のもの (九五) その他のもの (九六) その他のもの (九七) その他のもの (九八) その他のもの (九九) その他のもの (一〇〇) その他のもの</p>
---	---

<p>一九〇 乳幼児用の調製品（小売用にしたものに限る。）</p>	<p>これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの（第一六類参照。第一九・〇二項の註物をした物品を除く。） (b) 飼料用のビスケットその他の穀粉又はでん粉の調製飼料（第二三・〇九項参照） (c) 第三〇類の医薬品その他の物品 2 第一九・〇一項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「ひき割り穀物」とは、第一類の「ひき割り穀物」をいう。 (b) 「穀粉」及び「ミール」とは、次の物品をいう。 (1) 第一類の穀粉及びミール (2) 他の類の植物性の粉及びミール（乾燥野菜（第七・一二項参照）、ばれいしよ（第一・〇五項参照）又は乾燥した豆（第一・〇六項参照）の粉及びミールを除く。） 3 第一九・〇四項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の六％を超える調製品及び第一八・〇六項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で完全に覆った調製品を含まない（第一八・〇六項参照）。 4 第一九・〇四項において「その他の調製をしたもの」とは、第一〇類又は第一類の項又は注に定める調製又は加工の程度を超えて調製又は加工をしたものをいう。</p>
-----------------------------------	--

<p>一九〇 第一九・〇五項のベーカリー製</p>	<p>第一類の穀物、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。） 米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。） 及び第四・〇一項から第四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）</p>
---------------------------	---

<p>第一類の穀物、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。） A 米製品、小麦製品（ライ小一キログラムを含む）、大麦製品（裸ラムに含む）、及びでん粉のき四四二のうち、米製品が最大の重量を占めるもの B 米製品、小麦製品（ライ小一キログラムを含む）、大麦製品（裸ラムに含む）、及びでん粉のき一〇六のうち、小麦製品（ライ小麦製品）を含むものが最大の重量を占めるもの C 米製品、小麦製品（ライ小一キログラムを含む）、大麦製品（裸ラムに含む）、及びでん粉のき九八八のうち、大麦製品（裸麦製品を含む）が最大の重量を占めるもの D 米製品、小麦製品（ライ小一キログラムを含む）、大麦製品（裸麦製品を含む）及びでん粉の</p>	<p>第一類の穀物、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。） A 米製品、小麦製品（ライ小一キログラムを含む）、大麦製品（裸ラムに含む）、及びでん粉のき四四二のうち、米製品が最大の重量を占めるもの B 米製品、小麦製品（ライ小一キログラムを含む）、大麦製品（裸ラムに含む）、及びでん粉のき一〇六のうち、小麦製品（ライ小麦製品）を含むものが最大の重量を占めるもの C 米製品、小麦製品（ライ小一キログラムを含む）、大麦製品（裸ラムに含む）、及びでん粉のき九八八のうち、大麦製品（裸麦製品を含む）が最大の重量を占めるもの D 米製品、小麦製品（ライ小一キログラムを含む）、大麦製品（裸麦製品を含む）及びでん粉の</p>
---	---

うち、でん粉が最大の重量を占めるもの (a) 小麦でん粉を含有するもの (b) その他のもの	一キログラムにつき一五八円 一キログラムにつき一四〇円 一キログラムにつき一四四円	二 その他のもの (一) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品 A 砂糖を加えたもの B その他のもの (二) ケーキミックス A 砂糖を加えたもの B その他のもの (a) 小売用の容器入りにしたもの(容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。) (b) その他のもの (三) その他のもの A 砂糖を加えたもの (a) しょ糖の含有量が全重量の一五%以下のもの (b) その他のもの B その他のもの	二八% 二五% 二八% 二八% 一六% 二〇% 二四% 二八% 一六%
--	---	---	---

く。、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。) A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの B その他のもの (二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもので、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) A 米産品、小麦産品(ライ小一キログラムを含む)、大麦産品(裸ラムにつき四四二円のうち、米産品が最大の重量を占めるもの) B 米産品、小麦産品(ライ小一キログラムを含む)、大麦産品(裸ラムにつき一〇六円のうち、小麦産品(ライ小麦産品	三五%及び一キログラムにつき七九円 九円 三五%及び一キログラムにつき一、三六三元	二 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもので、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) A 米産品、小麦産品(ライ小一キログラムを含む)、大麦産品(裸ラムにつき四四二円のうち、米産品が最大の重量を占めるもの) B 米産品、小麦産品(ライ小一キログラムを含む)、大麦産品(裸ラムにつき一〇六円のうち、小麦産品(ライ小麦産品	二八% 二五% 二八% 一六%
---	---	--	--------------------------

を含む。)が最大の重量を占めるもの C 米産品、小麦産品(ライ小一キログラムを含む)、大麦産品(裸ラムにつき九八円のうち、大麦産品(裸麦産品を含む)が最大の重量を占めるもの) D 米産品、小麦産品(ライ小一キログラムを含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの (a) 小麦でん粉を含有するもの (b) その他のもの (三) 餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 二 その他のもの (一) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品 A 砂糖を加えたもの (a) しょ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの (b) その他のもの (二) 麦芽エキス (三) その他のもの A 砂糖を加えたもの (a) しょ糖の含有量が全重量の一五%以下のもの (b) その他のもの	一キログラムにつき一五八円 一キログラムにつき一四〇円 一キログラムにつき一四四円 一キログラムにつき一四〇円 一キログラムにつき一四四円	二 米産品、小麦産品(ライ小一キログラムを含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの (a) 小麦でん粉を含有するもの (b) その他のもの (三) 餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 二 その他のもの (一) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品 A 砂糖を加えたもの (a) しょ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの (b) その他のもの (二) 麦芽エキス (三) その他のもの A 砂糖を加えたもの (a) しょ糖の含有量が全重量の一五%以下のもの (b) その他のもの	二八% 二四% 二五% 三五% 九・六% 二八% 二四% 二八% 一六%
--	---	--	--

いかを問わない。)及びクリースを問わない。 C クリース(調製してあるかないかを問わない。) D パスタ(加熱による調理をし、話をし又はその他の調製をしたものを除く。) E 卵を含有するもの 二 その他のもの (一) ソーセージ、肉、くず六% (二) その他のもの (三) ソーセージ、肉、くず六% (四) その他のもの	一キログラムにつき四〇円 一キログラムにつき三二円 一キログラムにつき四〇円 一キログラムにつき四〇円	二 米産品、小麦産品(ライ小一キログラムを含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの (a) 小麦でん粉を含有するもの (b) その他のもの (三) 餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 二 その他のもの (一) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品 A 砂糖を加えたもの (a) しょ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの (b) その他のもの (二) 麦芽エキス (三) その他のもの A 砂糖を加えたもの (a) しょ糖の含有量が全重量の一五%以下のもの (b) その他のもの	二八% 二四% 二五% 三五% 九・六% 二八% 二四% 二八% 一六%
--	--	--	--

一九〇	その他のパスタ	二八%
二・三	砂糖を加えたもの	二五%
一九〇	その他のもの	一・キログラム
二・四	クースクス	につき
一九〇	タピオカ及びでん粉から製造し	四〇円
三・〇	タピオカ代用物（フレック	一六%
三・〇	状、粒状、真珠形、ふるいかず	
三・〇	状その他これらに類する形状の	
三・〇	ものに限る。）	
一九〇	穀物又は穀物産品を膨張させて	
四	又はいつて得た調製食料品（例	
一九〇	え、コーンフレック）並びに	
四	粒状又はフレック状の穀物（と	
一九〇	うもろこしを除く。）及びその	
四	他の加工穀物（粉、ひき割り穀	
一九〇	物及びミールを除く。）であら	
四	じめ加熱による調理その他の	
一九〇	調製をしたもの（他の項に該当	
四	するものを除く。）	
一九〇	穀物又は穀物産品を膨張させて	
四	又はいつて得た調製食料品	
一九〇	一 朝食用穀物調製品（米、小一	五・
四	麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を	四%
一九〇	単に膨張させて又はいつて得た	
四	ものを除く。）	
一九〇	二 米、小麦（ライ小麦を含む。	
四	む。）又は大麦（裸麦を含む。）	
一九〇	のいずれかを単に膨張させて又	
四	はいつて得た物品の含有量が全	
一九〇	重量の五〇%以上の調製食料品	
四	（一）米のもの	
一九〇	（二）小麦（ライ小麦を含む。）	
四	の	
一九〇	（三）大麦（裸麦を含む。）の	
四	もの	
一九〇	（四）その他のもの	
四	の	

一九〇	（三）大麦（裸麦を含む。）の	一・キログラム
四	もの	につき
一九〇	三 その他のもの	七五円
四	の	一九・
一九〇	二 得た調製食料品及びいつてない	二%
四	穀物のフレックといった穀物の	
一九〇	フレック又は膨張させた穀物と	
四	の混合物から得た調製食料品	
一九〇	一 朝食用穀物調製品	一五・
四	の	四%
一九〇	二 米、小麦（ライ小麦を含む。	
四	む。）又は大麦（裸麦を含む。）	
一九〇	のいずれかを単に膨張させて得	
四	た物品の含有量が全重量の五	
一九〇	〇%以上の調製食料品	
四	（一）米のもの	
一九〇	（二）小麦（ライ小麦を含む。）	
四	の	
一九〇	（三）大麦（裸麦を含む。）の	
四	もの	
一九〇	（四）その他のもの	
四	の	

一九〇	二 小麦又はライ小麦のもの	四〇二
四	の	一・キログラム
一九〇	三 大麦又は裸麦のもの	につき
四	の	一〇〇
一九〇	四 その他のもの	七五円
四	の	二五%
一九〇	パン、ペイストリー、ケーキ、	
四	ビスケットその他のベーカリー	
一九〇	製品（ココアを含有するかしな	
四	いかを問わない。）及び聖さん	
一九〇	用ウエハー、医療用に適するオ	
四	ブレート、シーリングウエハー	
一九〇	らに類する物品	一二%
四	クリスプブレッド	
一九〇	ジンジャーブレッドその他これ	三〇%
四	らに類する物品	
一九〇	スイートビスケット、ワッフル	
四	及びウエハー	二四%
一九〇	スリートビスケット	
四	の	三〇%
一九〇	ワッフル及びウエハー	
四	の	二%
一九〇	ラスク、トーストパンその他こ	二%
四	れらに類する焼いた物品	
一九〇	その他のもの	
四	の	二%
一九〇	パン、乾パンその他これら	二%
四	に類するベーカリー製品（砂	
一九〇	糖、はちみつ、卵、脂肪、チー	
四	ズ又は果実を加えたものを除	
一九〇	く。）	

二	聖さん用ウエハー、医療用六	
〇	に適するオブレート、シーリン	四%
二	グウエハー、ライスペーパーそ	
〇	の他これらに類する物品	
二	三 その他のもの	
〇	（一）砂糖を加えたもの	
二	A あられ、せんべいその他こ	四〇%
〇	れらに類する米菓	
二	B ビスケット、クッキー及び二	四%
〇	クラッカー	
二	C 主としてばれいしよの粉か	九
〇	ら成る混合物を成型した後、食	六%
二	用油で揚げ又は焼いたもの	
〇	D その他のもの	三〇%
二	（二）その他のもの	
〇	A あられ、せんべいその他こ	三五%
二	れらに類する米菓	
〇	B ビスケット、クッキー及び二	〇%
二	クラッカー	
〇	C 主としてばれいしよの粉か	九
二	ら成る混合物を成型した後、食	六%
〇	用油で揚げ又は焼いたもの	
二	D その他のもの	二五%

注 第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部の調製品

1 この類には、次の物品を含まない。  
 (a) 第七類、第八類又は第一一類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実及びナット

(b) 植物性油脂（第一五類参照）  
 (c) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの（第一六類参照）

(d) 第一九・〇五項のベーカリー製品その他の物品

(e) 第二一・〇四項の均質混合調製食料品

2 第二〇・〇七項及び第二〇・〇八項には、フルーツゼリー、フルーツペースト、砂糖で覆ったアーモンドその他これらに類する物品で、砂糖菓子の形状のもの（第一七・〇四項参照）及びチョコレート菓子の形状のもの（第一八・〇六項参照）を含まない。

3 第二〇・〇一、第二〇・〇四項及び第二〇・〇五項には、第七類、第一一・〇五項又は

第一一・〇五項又は

<p>第一一・〇六項の物品(第八類の物品の粉及びミールを除く。)で1(a)に定める方法以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもののみを含む。</p>	<p>二〇・〇一</p>	<p>食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分</p>	<p>二〇〇二・九</p>	<p>調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。トマト(全形のもの及び断片状のものに限る。)</p>	<p>二〇・〇四</p>	<p>調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二一・〇六項の物品を除く。)</p>
<p>4 トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の七以上のものは、第二一・〇二項に属する。</p>	<p>二〇〇一・一〇</p>	<p>きゅうり及びガーキン</p>	<p>二〇〇二・九〇</p>	<p>砂糖を加えたもの</p>	<p>二〇〇四・一〇</p>	<p>単に加熱による調理をしたもの</p>
<p>5 第二一・〇七項において「加熱調理をして得られたもの」とは、水分を減らすことにより又はその他の手段により粘性を増すために、大気圧における又は減圧下での熱処理により得られたものをいう。</p>	<p>二〇〇一・九〇</p>	<p>その他のもの</p>	<p>二〇〇三・一〇</p>	<p>砂糖を加えたもの</p>	<p>二〇〇四・九〇</p>	<p>その他の野菜及び野菜を混合したもの</p>
<p>6 第二一・〇九項において「発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないもの」とは、アルコール分(第二二類の注2参照)が全容量の〇・五%以下のものをいう。</p>	<p>二〇〇五・一〇</p>	<p>砂糖を加えたもの</p>	<p>二〇〇三・一〇</p>	<p>砂糖を加えたもの</p>	<p>二〇〇四・九〇</p>	<p>その他の野菜及び野菜を混合したもの</p>
<p>1 第二一・〇五・一〇号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかどうかを問わない。同号は、第二一・〇五項の他のいかなる号にも優先する。</p>	<p>二〇〇七・一〇</p>	<p>ヤングコーン</p>	<p>二〇〇三・一〇</p>	<p>砂糖を加えたもの</p>	<p>二〇〇四・九〇</p>	<p>その他の野菜(冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二一・〇六項の物品を除く。)</p>
<p>2 第二一・〇七・一〇号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかどうかを問わない。同号は、第二一・〇七項の他のいかなる号にも優先する。</p>	<p>二〇〇九・一一</p>	<p>その他のもの</p>	<p>二〇〇三・一〇</p>	<p>砂糖を加えたもの</p>	<p>二〇〇四・九〇</p>	<p>その他の野菜(冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二一・〇六項の物品を除く。)</p>
<p>3 第二一・〇九・一一号、第二一・〇九・一二号、第二一・〇九・一三号、第二一・〇九・一四号、第二一・〇九・一五号及び第二一・〇九・一六号において「ブリックス値」とは、温度二〇度におけるブリックスハイドロメーター又は屈折計(屈折率をしょ糖含有率(ブリックスの値)として目盛られたものに限る。)の読み値(温度二〇度と異なる温度で測定した場合には、温度二〇度における値に補正したもの。)をいう。</p>	<p>二〇・〇二</p>	<p>その他のもの</p>	<p>二〇〇三・一〇</p>	<p>砂糖を加えたもの</p>	<p>二〇〇四・九〇</p>	<p>その他の野菜(冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二一・〇六項の物品を除く。)</p>

<p>二〇〇五・ 四〇</p>	<p>一〇キログラム以下のものに限る。 (二) その他のもの</p>	<p>一 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。) 二 その他のもの</p>	<p>二〇〇五・ 七〇</p>
<p>二〇〇五・ 二〇〇五・ 一</p>	<p>えんどう(ビスマ・サテイ ザム) 一 砂糖を加えたもの (二) さや付きのもの</p>	<p>一 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。) 二 その他のもの</p>	<p>二〇〇六・ 〇〇</p>
<p>二〇〇五・ 二〇〇五・ 二</p>	<p>その他のもの (二) その他のもの</p>	<p>砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、グラッセしたもの及びクリスタライズしたものに限り。) 一 マロングラッセ</p>	<p>二〇〇八・ 二〇〇八・ 二</p>
<p>二〇〇五・ 二〇〇五・ 三</p>	<p>その他のもの (二) その他のもの</p>	<p>砂糖を加えたもの (二) その他のもの</p>	<p>二〇〇八・ 二〇〇八・ 三</p>
<p>二〇〇五・ 二〇〇五・ 四</p>	<p>砂糖を加えたもの (二) その他のもの</p>	<p>均質調製果実 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの</p>	<p>二〇〇八・ 二〇〇八・ 四</p>
<p>二〇〇五・ 二〇〇五・ 五</p>	<p>砂糖を加えたもの (二) その他のもの</p>	<p>煎ったナット A カシューナット及びその他の煎ったナット B その他のもの</p>	<p>二〇〇八・ 二〇〇八・ 五</p>
<p>二〇〇五・ 二〇〇五・ 六</p>	<p>砂糖を加えたもの (二) その他のもの</p>	<p>煎ったもの A アーモンド(煎ったものに限る。) B マカダミアナット(煎ったものに限る。) C ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット(コリユルス属のもの)、カシューナット及びびぎなん</p>	<p>二〇〇八・ 二〇〇八・ 六</p>
<p>二〇〇五・ 二〇〇五・ 七</p>	<p>砂糖を加えたもの (二) その他のもの</p>	<p>煎ったもの D その他のもの</p>	<p>二〇〇八・ 二〇〇八・ 七</p>

		(b) その他のもの	二・八%
二〇〇八・二	バイナツプル	一 砂糖を加えたもの 二 気密容器入りのも の重量が一〇キログラム以下のも の(細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。)	一 一キロ 二 三九%
二〇〇八・三	かんきつ類の果実	二 砂糖を加えたもの 三 気密容器入りのも の重量が一〇キログラム以下のも の(細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。)	一 三〇% 二 三五% 三 二八%
二〇〇八・四	なし	一 砂糖を加えたもの 二 気密容器入りのも の重量が一〇キログラム以下のも の(細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。)	一 二五% 二 二〇%
二〇〇八・五	あんず	一 砂糖を加えたもの 二 パルプ状のもの 三 その他のもの	一 二五% 二 一六% 三 二〇%
二〇〇八・六	さくらんぼ	一 砂糖を加えたもの 二 パルプ状のもの 三 その他のもの	一 八% 二 二〇% 三 一六%
二〇〇八・七	桃(ネクタリンを含む)	一 砂糖を加えたもの 二 パルプ状のもの 三 その他のもの	一 二五% 二 三五% 三 二五%
二〇〇八・八	ストロベリー	一 砂糖を加えたもの 二 パルプ状のもの 三 その他のもの	一 三五% 二 一六% 三 二〇%
二〇〇八・九	パーラムハート	一 砂糖を加えたもの 二 パルプ状のもの 三 その他のもの	一 二五% 二 二〇% 三 一八%
二〇〇九	果実、ナツト又は野菜のジュース(ぶどう搾汁及びコナツツウオーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限り、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	一 砂糖を加えたもの 二 しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの 三 その他のもの	一 二五% 二 二〇% 三 二〇%
二〇〇九・一	梅	一 砂糖を加えたもの 二 パルプ状のもの 三 その他のもの	一 二〇% 二 三五% 三 一八・四%
二〇〇九・二	バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマングスチン	一 砂糖を加えたもの 二 パルプ状のもの 三 その他のもの	一 二五% 二 二〇% 三 一八%
二〇〇九・三	バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマングスチン	一 砂糖を加えたもの 二 パルプ状のもの 三 その他のもの	一 二五% 二 二〇% 三 一八%
二〇〇九・四	バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマングスチン	一 砂糖を加えたもの 二 パルプ状のもの 三 その他のもの	一 二五% 二 二〇% 三 一八%
二〇〇九・五	バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマングスチン	一 砂糖を加えたもの 二 パルプ状のもの 三 その他のもの	一 二五% 二 二〇% 三 一八%
二〇〇九・六	バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマングスチン	一 砂糖を加えたもの 二 パルプ状のもの 三 その他のもの	一 二五% 二 二〇% 三 一八%
二〇〇九・七	バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマングスチン	一 砂糖を加えたもの 二 パルプ状のもの 三 その他のもの	一 二五% 二 二〇% 三 一八%
二〇〇九・八	バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマングスチン	一 砂糖を加えたもの 二 パルプ状のもの 三 その他のもの	一 二五% 二 二〇% 三 一八%
二〇〇九・九	バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマングスチン	一 砂糖を加えたもの 二 パルプ状のもの 三 その他のもの	一 二五% 二 二〇% 三 一八%



<p>量が全重量の一〇％以下のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>二〇〇                  九・六九</p>	<p>一 砂糖を加えたもの                  (二) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇％以下のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>二〇〇                  九・七二</p>	<p>一 砂糖を加えたもの                  (二) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇％以下のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>二〇〇                  九・八二</p>
<p>二 砂糖を加えたもの                  (二) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇％以下のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>二〇〇                  九・七九</p>	<p>二 砂糖を加えたもの                  (二) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇％以下のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>二 砂糖を加えたもの                  (二) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇％以下のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>二 砂糖を加えたもの                  (二) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇％以下のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>二〇〇                  九・八二</p>
<p>二 砂糖を加えたもの                  (二) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇％以下のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>二〇〇                  九・八九</p>	<p>二 砂糖を加えたもの                  (二) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇％以下のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>二 砂糖を加えたもの                  (二) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇％以下のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>二 砂糖を加えたもの                  (二) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇％以下のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>二〇〇                  九・八九</p>
<p>二 砂糖を加えたもの                  (二) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇％以下のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>二〇〇                  九・八九</p>	<p>二 砂糖を加えたもの                  (二) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇％以下のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>二 砂糖を加えたもの                  (二) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇％以下のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>二 砂糖を加えたもの                  (二) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇％以下のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>二〇〇                  九・八九</p>

注 第二類 各種の調製食料品

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第七・一二項の野菜を混合したもの  
 (b) コーヒーを含有するコーヒー代用物(いつたものに限るものとし、コーヒーの含有量のいかに問わない。第九・〇一項参照)  
 (c) 香味を付けた茶(第九・〇二項参照)  
 (d) 第九・〇四項から第九・一〇項までの香辛料その他の物品  
 (e) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの(第一六類参照。第二一・〇三項及び第二一・〇四項のものを除く。)  
 (f) 第二四・〇四項の物品  
 (g) 酵母で、第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品その他の物品にしたもの  
 (h) 第三五・〇七項の調製した酵素

2 1 (b) のコーヒー代用物のエキスは、第二一・〇一項に属する。

3 第二一・〇四項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分(例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット)から成る混合物を微細に均質化したものから成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品(小売入りのもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。

<p>(二) その他のもの                  A しよ糖の含有量が全重量の二・五％以下の一〇％以下のもの                  B その他のもの                  二 野菜ジュースを主成分とするもの</p>	<p>きは、当該                  (従量税率)                  二・五％                  三〇％                  一〇・八％                  七・二％                  二・四％                  一六％</p>
---	---



<p>味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの A しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの B その他のもの (二) その他のもの A 植物性たんばく B その他のもの 二一〇 その他のもの 六・九</p>	<p>一 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品 (一) 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの  (二) その他のもの  (一) 米、小麦(ライ小麦を含む。) のいづれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品 A 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの B その他のもの (a) 小麦(ライ小麦を含む)の含有量が全重量の三〇%を超えるもの 円 (b) 大麦(裸麦を含む)の含有量が全重量の三〇%を超えるもの 一キログラムにつき七五円 二二</p>	<p>二一〇 糖水(着色料又は香味料を加えたものに限る。) (その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率) B チューインガム C こんにやく D 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの(アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。) (a) 果汁をもととした調製品(アルコール分が二%未満のものに限る。) が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率) E その他のもの (a) 砂糖を加えたもの イ おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもの ロ ビタミンをもととした栄養補助食品 ハ その他のもの (イ) しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの (ロ) その他のもの I 小売用の容器入りにしたもので、容器と一つの重量が五〇〇グラム以下のもの II しよ糖の含有量が全重量の八五%以上のもの(小売用の容器入りにしたもの(容器と一つの重量が五〇〇グラム以下のもの)を除く。)</p>	<p>一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りしたもの(容器と一つの重量が五〇〇グラム以下のものに限る。) のみにする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。) III その他のもの (I) 乳糖、乳たんばく又は乳脂肪を含有するもの (II) その他のもの (b) その他のもの イ 調製食用脂(第四〇・五二五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。) ロ アルコールを含有しない飲料のもの (イ) おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの (ロ) その他のもの ハ その他のもの (イ) 第四〇・一〇項の物品のもの (ロ) その他のもの I ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんばくを五%加水分解したもの II その他のもの (I) たんばく質変性防止剤無税(冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。) (II) その他のもの</p>	<p>(c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水(第二八・五三項参照) (d) 酢酸の水溶液(酢酸の含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。第二九・一五項参照) (e) 第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品 (f) 調製香料及び化粧品類(第三三類参照) 2 第二〇類からこの類までにおいてアルコール分は、温度二〇度におけるアルコールの容量分による。 3 第二二・〇二項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が〇・五%以下の飲料をいう。アルコール飲料は、第二二・〇三項から第二二・〇六項まで又は第二二・〇八項に属する。 号注 1 第二二・〇四・一〇号において「スパークリングワイン」とは、温度二〇度における密閉容器内のゲージ圧力が三バール以上のぶどう酒をいう。 二二・〇一 水(天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。)、氷及び雪 二二・〇一 鉱水及び炭酸水 二二・〇一 水(天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。) 二二・〇二 水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。) 二二・〇二 水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。)</p>
<p>第三類 飲料、アルコール及び食酢 注 I この類には、次の物品を含まない。 (a) 料理用に調製したこの類の物品(第二二・〇九項のものを除く。)、で飲料に適しない処理をしたもの(主として第二二・〇三項に属する。) (b) 海水(第二五・〇一項参照)</p>	<p>二二五%</p>	<p>二二五%</p>	<p>二二五%</p>	<p>二二五%</p>

<p>砂糖を加えたもの その他のもの ノンアルコールビール</p>	<p>二二・四％ 一六％ 二二・四％</p>	<p>二二・四％ 二二 二二</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>	<p>二二・四％ 二二・四％ 一六％</p>
<p>は、それぞれ 当該従量税率) 二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>	<p>二二・三％ 二二 二二</p>
<p>A しよ糖の含有量二二・五％ が全重量の一〇％以 下のもの B その他のもの 二二 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>	<p>二二・五％ 三〇％ 二二</p>
<p>A 発酵酒（清酒を除く。）一リット と第二〇・〇九項又は第二三〇円八 二・〇二項の物品との混 合物 B その他のもの (a) 麦芽を原料の一部と したもので発泡性を有する もの (b) その他のもの</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>	<p>一リット 四三円一 〇銭</p>



<p>二〇三〇 九・九〇</p> <p>二 二〇三〇 一 飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。） 二 その他のもの （一）乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの A ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの B その他のもの</p>	<p>（一） 気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） （二） その他のもの A 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんばく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。） B その他のもの （a） 粉状、ミール状、フレック状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんばく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。） （b） その他のもの</p>	<p>ことに七円を加えた額 無税 無税 一キログラムにつき七〇円</p>
--	---	--

<p>二〇三〇 九・九〇</p> <p>二 二〇三〇 一 飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。） 二 その他のもの （一）乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの A ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの B その他のもの</p>	<p>（一） 気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） （二） その他のもの A 第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。） アルファルフア緑葉たんばく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリニユブル B その他のもの （a） 気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） （b） その他のもの イ 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんばく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。） ロ その他のもの （イ） 粉状、ミール状、フレック状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんばく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量</p>	<p>円に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一ごと七円を加えた額 無税 無税 無税 一キログラムにつき七〇円</p>
--	--	---

<p>二四〇一 二四〇二 二四〇三 二四〇四</p> <p>二四〇一 二四〇二 二四〇三 二四〇四</p> <p>二四〇一 二四〇二 二四〇三 二四〇四</p> <p>二四〇一 二四〇二 二四〇三 二四〇四</p>	<p>たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ たばこ（骨を除いたものに限る。） たばこ（全部又は一部を除いたものに限る。） たばこ（くずたばこ） 葉巻たばこ、シェルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこを含有するものに限る。） たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ たばこ（骨を除いたものに限る。） たばこ（全部又は一部を除いたものに限る。） たばこ（くずたばこ） 葉巻たばこ、シェルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこを含有するものに限る。）</p>	<p>一〇％以上のものを除く 無税 一五％ 一キログラムにつき六〇円 二四〇二・一 葉巻たばこ、シェルト及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。） 二四〇二・二 紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。） 二四〇二・九 その他のもの 二四〇三 二四〇三・一 この類の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス 喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するものとし、その含有量のいかんを問わない。） この類の号注1の水パ 二四〇三・一 この類の号注1の水パ 二四〇三・二 その他のもの 二四〇三・三 パイプたばこ 二四〇三・四 その他のもの 二四〇三・九 シートたばこ 九 その他のもの 一 たばこのエキス及びエッセンス 二 その他のもの たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</p>
---	--	--

二四〇四・一	非燃焼吸引用の物品を含有するもの	無税
二四〇四・二	シートたばこ	無税
二四〇四・三	その他のもの(ニコチン含有するものに限る。)	四%
二四〇四・四	その他のもの(ニコチン含有するものに限る。)	三・八%
二四〇四・五	その他のもの	四%
二四〇四・六	製造たばこ代用品	三・八%
二四〇四・七	その他のもの	三・八%
二四〇四・八	その他のもの	三・八%
二四〇四・九	その他のもの	三・八%

第五部 鉱物性生産品  
 第二五類 塩、硫酸、土石類、プラスチック、石灰及びセメント

注  
 1 この類の物品は、文脈又は4の規定により別に解釈される場合を除くほか、粗のもの、洗ったもの(構造を変化させることなく化学物質により不純物を除いたものを含む)、破碎し、粉砕し、粉状にし又はふるい分けしたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その他の機械的又は物理的方法により選鉱したもの(結晶法により選鉱したものを除く)、に限るものとし、焼き、混合したものを含まない。  
 2 この類には、次の物品を含まない。  
 (a) 昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄(第二八・〇二項参照)  
 (b) アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合物が全重量の七〇%以上のもの(第二八・二二項参照)  
 (c) 第三〇類の医薬品その他の物品  
 (d) 調製香料及び化粧品類(第三三類参照)  
 (e) ドロマイトラミングミックス(第三八・一六項参照)  
 (f) 舗装用の石、緑石及び敷石(第六八・〇一項参照)、モザイクキューブその他これに類す

二五〇一・〇	る物品(第六八・〇二項参照)並びに屋根用、上張り用又は防湿層用のスレート(第六八・〇三項参照)	無税
二五〇一・一	(g) 貴石及び半貴石(第七一・〇二項及び第七一・〇三項参照)	無税
二五〇一・二	(h) 第三八・二四項の塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムを培養した結晶(一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く)及び塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムから製造した光学用品(第九〇・〇一項参照)	無税
二五〇一・三	(i) ピリヤードチョーク(第九五・〇四項参照)	無税
二五〇一・四	(k) テーラーストック及び筆記用又は図画用のチョーク(第九六・〇九項参照)	無税
二五〇一・五	3 第二五・一七項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第二五・一七項に属する。	無税
二五〇一・六	4 第二五・三〇項には、蛭石、真珠岩及び緑泥岩(膨張させていないものに限る)、アースカラー(焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない)、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石(磨いてあるかないかを問わない)、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石(凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く)、黒玉、ストロンチアナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く)並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。	無税
二五〇一・七	二五〇一・一 塩(食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液で含有するかないか又は固結防止剤を含有するかないかを問わない)及び海水	無税
二五〇一・八	一 塩及び純塩化ナトリウム一キログラム(目開きが二・八ミリメラムに一つトルのふるい(織金網製き五〇銭のものに限る)に対する通過率が全重量の七〇%以上)	無税

二五〇二・一	に属するものとし、水溶液を除く)	無税
二五〇二・二	二 その他のもの	無税
二五〇二・三	二 硫化鉄鉱(焼いてないものに限る。)	無税
二五〇二・四	二 硫酸(昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。)	無税
二五〇二・五	二 天然黒鉛	無税
二五〇二・六	二 粉状又はフレック状のもの	無税
二五〇二・七	二 天然の砂(着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。)	無税
二五〇二・八	二 けい砂	無税
二五〇二・九	二 石英(天然の砂を除く)及びけい岩(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)	無税
二五〇三・一	二 石英	無税
二五〇三・二	二 けい岩	無税
二五〇三・三	二 カオリンその他のカオリン系粘土(焼いてあるかないかを問わない。)	無税
二五〇三・四	二 その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスバンドドクレールを除く)並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	無税

二五〇四・一	二五〇八・一 ベントナイト	無税
二五〇四・二	二五〇八・二 耐火粘土	無税
二五〇四・三	二五〇八・三 その他の粘土	無税
二五〇四・四	二五〇八・四 アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト	無税
二五〇四・五	二五〇八・五 ナイト及びシリマナイト	無税
二五〇四・六	二五〇八・六 ムライト	無税
二五〇四・七	二五〇八・七 シャモット及びダイナスアース	無税
二五〇四・八	二五〇九・一 白亜	一・六%
二五〇四・九	二五〇一・一 天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	無税
二五〇五・一	二五〇一・二 粉砕したものを	無税
二五〇五・二	二五〇一・三 天然の硫酸バリウム(重晶石)及び天然の炭酸バリウム(毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く)	無税
二五〇五・三	二五〇一・四 天然の硫酸バリウム(毒重晶石)	無税
二五〇五・四	二五〇一・五 天然の炭酸バリウム(毒重晶石)	無税
二五〇五・五	二五〇一・六 けいそう土その他これに類するけい酸質の土(見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。)	無税
二五〇五・六	二五〇一・七 コランダム、ガイネットその他の研磨用の材料(天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない)、パミスストーン及びエメリー	無税

二五・一三	バミストーン	無税
一〇		
二五・一三	エメリー、天然のコランダ	一・三%
二〇	ム、天然のガーネットその	
	他の天然の研磨用の材料	
二五・一四		
二五・一四	スレート(粗削りしてある	無税
〇〇	かないか又はのこぎりでひ	
	くことその他の方法により	
	長方形(正方形を含む。)の	
	塊状若しくは板状に単に切	
	つてあるかないかを問わな	
	い。)	
二五・一五	大理石、トラバーチン、エ	
	コーシンその他の石碑用又	
	は建築用の石灰質の岩石	
	(見掛け比重が二・五以上の	
	ものに限るものとし、粗削	
	りしてあるかないか又はの	
	こぎりでひくことその他の	
	方法により長方形(正方形	
	を含む。)の塊状若しくは板	
	状に単に切つてあるかない	
	かを問わない。)及びアラバ	
	スター(粗削りしてあるか	
	ないか又はのこぎりでひく	
	ことその他の方法により長	
	方形(正方形を含む。)の塊	
	状若しくは板状に単に切つ	
	てあるかないかを問わない	
	い。)	
二五・一五	大理石及びトラバーチン	
	粗のもの及び粗削りしたも	無税
二五・一五		
一一		
二五・一五	のこぎりでひくことその他	無税
一一	の方法により長方形(正方	
	形を含む。)の塊状又は板状	
	に単に切つたもの	
二五・一五	エコーシンその他の石碑用	無税
二〇	又は建築用の石灰質の岩石	
	及びアラバスター	
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、	
	砂岩その他の石碑用又は建	
	築用の岩石(粗削りしてあ	
	るかないか又はのこぎり	
	でひくことその他の方法によ	
	り長方形(正方形を含む。)	

二五・一六	の塊状若しくは板状に単に	
一一	切つてあるかないかを問わ	
	ない。)	
二五・一六	花こう岩	
一一	粗のもの及び粗削りしたも	無税
	の	
二五・一一	のこぎりでひくことその他	無税
六・一二	法により長方形(正方形を含	
	む。)の塊状又は板状に単に	
	切つた	
二五・一一	砂岩	無税
六・二〇	その他の石碑用又は建築用	
二五・一一	の岩石	無税
六・九〇	小石、砂利及び砕石(コンク	
二五・一一	リート用、道路舗装用又は	
	鉄道用	
	その他のバラスト用に通常	
	供するものに限るものとし、	
	熱処理をしてあるかないかを	
	問わない。)	
	並びにスラグ、ドロスの	
	その他これらに類する工業	
	廃棄物から成るマカダム(小	
	石、砂利、砕石、シングル	
	又はフリントを	
	混入してあるかないかを問	
	わない。)	
	及びタールマカダム並びに	
	第二五・一五項又は第二五・一	
	六項の岩石の粒、破片及び	
	粉	
	(熱処理をしてあるかないかを	
	問わない。)	
	小石、砂利及び砕石(コンク	
	リート用、道路舗装用又は	
	鉄道用	
	その他のバラスト用に通常	
	供するものに限るものとし、	
	熱処理をしてあるかないかを	
	問わない。)	
	並びにスラグ、ドロスの	
	その他これらに類する工業	
	廃棄物から成るマカダム(マ	
	カダム(第二五・一七・一〇	
	号の物品を混入してあるか	
	ないかを問	
	わない。)	
	タールマカダム	
七・三〇		無税

二五・一一	第二五・一五項又は第二五・一	
七・四一	六項の岩石の粒、破片及び	
	粉(熱処理をしてあるかないかを	
	問わない。)	
二五・一一	大理石のもの	無税
七・四二	その他のもの	無税
二五・一一	ドロマイト(粗削りしたもの	
七・四九	及びのこぎりでひくことその	
	他の方法により長方形(正方形	
	を含む。)の塊状又は板状に	
	単に切つたものを含むもの	
	とし、焼いて	
	あるかないか又は焼結して	
	あるかないかを問わない。)	
	ドロマイト(焼いたもの及び	
	焼結したものを除く。)	
二五・一一	結したものを除く。)	無税
八・二〇	ドロマイト(焼いたもの及び	
二五・一一	結したものを除く。)	無税
八・二〇	結したものを除く。)	無税
二五・一一	天然の炭酸マグネシウム(マ	
九	グネサイト)並びに溶融マ	
	グネシア(焼結前に	
	他の酸化物を少量加えてあ	
	るかないかを問わない。)	
	及びその他の	
	酸化マグネシウム(純粋であ	
	るかないかを問わない。)	
二五・一一	天然の炭酸マグネシウム(マ	無税
九・一〇	グネサイト)	無税
二五・一一	その他のもの	無税
九・九〇	天然石膏及び天然無水石膏	
二五・一一	並びに天然石膏を焼いたもの	
	又は硫酸カルシウムから成る	
	プラスト(着色してあるか	
	ないか又は少量の促進剤若	
	しくは遅緩剤を加えてある	
	かないかを問わない。)	
二五・一一	天然石膏及び天然無水石膏	無税
〇・一〇		無税
二五・一一	プラスト	無税
〇・二〇	天然石膏を焼いたもの	無税
二五・一一	天然石膏を焼いたもの	無税
二五・一一	天然石膏を焼いたもの	三%

二五・一一	石灰石その他の石灰質の岩石	無税
一・〇〇	(石灰又はセメントの製造に	
	使用する種類のものに限り	
二五・一一	生石灰、消石灰及び水硬性	
二五・一一	石灰(第二八・二五項の酸化	
	カルシウム及び水酸化カル	
	シウムを除く	
二五・一一	生石灰	無税
二・一〇		
二五・一一	消石灰	無税
二・二〇		
二五・一一	水硬性石灰	無税
二・三〇		
二五・一一	ポルトランドセメント、アル	
	ミナセメント、スラグセ	
	メント、スパーサルフェ	
	ートセメント	
	その他これらに類する水	
	硬性セメント(着色してあ	
	るかないか又はクリンカー	
	状であるかないかを問	
	わない。)	
二五・一一	セメントクリンカー	二・
三・一〇		六%
二五・一一	ポルトランドセメント	二・
	白色セメント(人工着色して	
	あるかないかを問わ	
	ない。)	
二五・一一	その他のもの	六%
三・二〇		六%
二五・一一	アルミナセメント	二・
三・三〇		六%
二五・一一	その他の水硬性セメント	六%
三・九〇		六%
二五・一一	石綿	六%
二五・一一	クロシドライト	無税
四・一〇		
二五・一一	その他のもの	無税
四・九〇		
二五・一一	雲母(はく離雲母を含む)及	
五	びそのくず	無税
二五・一一	粗のもの及びシート状	
五・一〇	又は片状のもの	無税
二五・一一	粉	無税
五・二〇		
二五・一一	くず	無税
五・三〇		

二五・二	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク	無税
二五・二〇	破砕してなく、かつ、粉状にし	無税
二五・二〇	破砕し又は粉状にしたもの	無税
二五・二〇	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼無税）	無税
八・〇〇	いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの	無税
二五・二	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	無税
九・一〇	ほたる石	無税
二五・二	ふつ化カルシウムの含有量が全無税	無税
九・二一	重量の九七%以下のもの	無税
二五・二	ふつ化カルシウムの含有量が全無税	無税
九・二二	重量の九七%を超えるもの	無税
二五・二	白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト	無税
九・三〇	リンサイアナイト	無税
二五・三	鉱物（他の項に該当するものを除く。）	無税
二五・三	蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨脹無税）	無税
〇・一〇	させてないものに限る。）	無税
二五・三	キーゼル石及び瀉利塩（天然の無税）	無税
〇・二〇	硫酸マグネシウム	無税
二五・三	その他のもの	無税
〇・九〇	無税	無税

二六・〇一	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかないかを問わない。第二五・一九項参照）	二六・〇一	鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄を除く。）	二六・二二	ウラン鉱（精鉱を含む。）
二六・〇一	石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油から成るもの（第二七・一〇項参照）	二六・〇一	凝結させてないもの	二六・二二	トリウム鉱（精鉱を含む。）
二六・〇一	第三類の塩基性スラグ	二六・〇一	凝結させたもの	二六・二二	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）
二六・〇一	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（第六八・〇六項参照）	二六・〇一	焼いた硫化鉄鉱	二六・二二	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）
二六・〇一	貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第七一・一二項及び第八五・四九項参照）	二六・〇一	マンガン鉱（精鉱を含む無税）及び含鉄マンガン鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上のものに限る。）	二六・二二	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）
二六・〇一	製錬工程において製造される銅、ニッケル又はコバルトのマット（第一五部参照）	二六・〇一	銅鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）
二六・〇一	第二六・〇一から第二八・一七項までにおいて「鉱」とは、水銀又は第二八・四四項、第一四部若しくは第一五部の金属を採取するために冶金工業において実際に使用する種類の鉱物（冶金用以外の用途に供するものも含む。）をいう。ただし、第二六・〇一から第二六・一七項までには、冶金工業において通常行わない工程を経た鉱物を含まない。	二六・〇一	ニッケル鉱（精鉱を含む無税）	二六・二二	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）
二六・〇一	第二六・二〇項には、次の物品のみを含む。	二六・〇一	コバルト鉱（精鉱を含む無税）	二六・二二	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）
二六・〇一	工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類のスラグ、灰及び残留物（第二六・二二項の都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物を含まない。）	二六・〇一	アルミニウム鉱（精鉱を含む無税）	二六・二二	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）
二六・〇一	砒素を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの（金属を含有するかないかを問わない。）	二六・〇一	鉛鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）
二六・〇一	第二六・二〇・二一号において「加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥」とは、加鉛ガソリン及び鉛アンチノック剤（例えば、テトラエチル鉛）の貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として鉛、鉛化合物及び酸化鉄から成るものをいう。	二六・〇一	亜鉛鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）
二六・〇一	砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第二六・二〇・六〇号に属する。	二六・〇一	クロム鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）
二六・〇一	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄を含む。）	二六・〇一	タンングステン鉱（精鉱を無税）	二六・二二	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）

二六・二二	ウラン鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	ウラン鉱（精鉱を含む。）
二六・二二	トリウム鉱（精鉱を含む無税）	二六・二二	トリウム鉱（精鉱を含む無税）
二六・二二	モリブデン鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	モリブデン鉱（精鉱を含む。）
二六・二二	焼いたもの	二六・二二	焼いたもの
二六・二二	その他のもの	二六・二二	その他のもの
二六・二二	チタン鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	チタン鉱（精鉱を含む。）
二六・二二	ニオブ鉱、 tantalum 鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	ニオブ鉱、 tantalum 鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）
二六・二二	ジルコニウム鉱（精鉱を無税）	二六・二二	ジルコニウム鉱（精鉱を無税）
二六・二二	その他のもの	二六・二二	その他のもの
二六・二二	貴金属鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	貴金属鉱（精鉱を含む。）
二六・二二	銀鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	銀鉱（精鉱を含む。）
二六・二二	その他のもの	二六・二二	その他のもの
二六・二二	その他の鉱（精鉱を含む）	二六・二二	その他の鉱（精鉱を含む）
二六・二二	アンチモン鉱（精鉱を含む無税）	二六・二二	アンチモン鉱（精鉱を含む無税）
二六・二二	その他のもの	二六・二二	その他のもの
二六・二二	粒状スラグ（スラグサン無税）	二六・二二	粒状スラグ（スラグサン無税）
二六・二二	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る）	二六・二二	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る）
二六・二二	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造	二六・二二	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造

二六・二二	ウラン鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	ウラン鉱（精鉱を含む。）
二六・二二	トリウム鉱（精鉱を含む無税）	二六・二二	トリウム鉱（精鉱を含む無税）
二六・二二	モリブデン鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	モリブデン鉱（精鉱を含む。）
二六・二二	焼いたもの	二六・二二	焼いたもの
二六・二二	その他のもの	二六・二二	その他のもの
二六・二二	チタン鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	チタン鉱（精鉱を含む。）
二六・二二	ニオブ鉱、 tantalum 鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	ニオブ鉱、 tantalum 鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）
二六・二二	ジルコニウム鉱（精鉱を無税）	二六・二二	ジルコニウム鉱（精鉱を無税）
二六・二二	その他のもの	二六・二二	その他のもの
二六・二二	貴金属鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	貴金属鉱（精鉱を含む。）
二六・二二	銀鉱（精鉱を含む。）	二六・二二	銀鉱（精鉱を含む。）
二六・二二	その他のもの	二六・二二	その他のもの
二六・二二	その他の鉱（精鉱を含む）	二六・二二	その他の鉱（精鉱を含む）
二六・二二	アンチモン鉱（精鉱を含む無税）	二六・二二	アンチモン鉱（精鉱を含む無税）
二六・二二	その他のもの	二六・二二	その他のもの
二六・二二	粒状スラグ（スラグサン無税）	二六・二二	粒状スラグ（スラグサン無税）
二六・二二	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る）	二六・二二	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る）
二六・二二	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造	二六・二二	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造

二六二〇・一	ハドジソックスペルター	無税	の際に生ずるものを除く。
二六二〇・二	鉛を主成分とするもの	無税	（c）
二六二〇・三	銅を主成分とするもの	無税	三三・〇一項、第三三・〇二項又は第三八・〇五項の混合不飽和炭化水素
二六二〇・四	アルミニウムを主成分とするもの	無税	二七・〇一項において石油及び歴青油には、石油及び歴青油のほか、その製法を問わず、これらに類する物品及び主として混合不飽和炭化水素から成る物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超えるものを含む。
二六二〇・五	鉛を主成分とするもの	無税	ただし、同項の石油及び歴青油には、減圧蒸留法により蒸留した場合において、〇・一三ミリメートルに換算したときの温度三〇〇度における残留量が全容量の六〇％未満の液状の合成ポリオレフィンを含まない（第三九類参照）。
二六二〇・六	砒素、水銀、タリウム又無税	無税	三 第二七・〇一項において「廃油」とは、この類の注2に定める石油及び歴青油を主成分とする廃棄物で、水と混合してあるかないかを問わないものとし、次の物品を含む。
二六二〇・七	砒素、水銀、タリウム又無税	無税	（a）一次製品として再利用できない油（例えば、使用済み潤滑油、作動油及びトランス油）
二六二〇・八	これらの混合物を含有するもので、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの	無税	（b）石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油及び一次製品の製造において使用された濃度の高い添加剤（例えば、化学品）を含有するもの
二六二〇・九	その他のもの	無税	（c）水に乳化又は水と混合している状態の油（例えば、流出油、貯蔵タンクの洗浄から得られる油及び使用済みの切削油）
二六二〇・一〇	アンチモン、ベリリウム、無税	無税	1 第二七〇一・一〇号において「無煙炭」とは、無水無鉛物質ベースでの揮発分が四一％以下の石炭をいう。
二六二〇・一一	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物	無税	2 第二七〇一・一二号において「歴青炭」とは、無水無鉛物質ベースでの揮発分が四一％を超え、含水無鉛物質ベースでの発熱量が一キログラムにつき五、八三三キロカロリー以上の石炭をいう。
二六二〇・一二	都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物	無税	3 第二七〇七・一〇号、第二七〇七・一一号、第二七〇七・一二号及び第二七〇七・一四号において「ベンゾール（ベンゼン）」、「トルオール（トルエン）」、「キシロール（キシレン）」又は「ナフタレン」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン又はナフタレンの含有量が全重量の五〇％を超える物品をいう。
二六二〇・一三	都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物	無税	4 第二七〇一・一〇号において「軽質油及びその調製品」とは、ISO 三四〇五の方法（ASTM D 八六の方法と同等の方法）による温度二〇〇度における減重量加算残留容量が全容量の九〇％以上のものをいう。
二六二〇・一四	その他のもの	無税	5 第二七・一〇項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性油脂、植物性油脂又は

二七〇一・一	無煙炭	無税	微生物性油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。
二七〇一・二	歴青炭	無税	備考
二七〇一・三	その他の石炭	無税	1 第二七〇一・一二号、第二七〇一・一三号及び第二七〇一・一四号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。
二七〇一・四	練炭、豆炭その他これらに類したものを除く。	無税	（a）「揮発油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による減重量加算九〇％残留温度が二〇〇度以下の石油及び歴青油をいう。
二七〇一・五	その他の石炭	無税	（b）「灯油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九五％残留温度が三二〇度以下の石油及び歴青油（a）のものを除く。をいう。
二七〇一・六	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）	無税	（c）「軽油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九〇％残留温度が三三〇度以下で、かつ、温度一五度における比重が〇・八七五七以下の石油及び歴青油（a）又は（b）のもの及び温度一五度における比重が〇・八三以上で政令で定める試験方法による一〇％残留の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が〇・二％以上のものを除く。をいう。
二七〇一・七	亜炭（凝結させたものに限る。）	無税	（d）「重油」とは、引火点が温度一三〇度以下（蒸留残油にあつては、引火点が温度一三〇度を超えるものを含む。）の石油又は歴青油で、一般に燃料として使用するもの（（a）から（c）までのものを除く。）をいう。
二七〇一・八	泥炭（ビトリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	無税	（e）「潤滑油」とは、引火点が温度一三〇度を超える石油及び歴青油のうち、アスファルテンの含有量が水分を除いた全重量の一％以下のもの（（f）（i i i）のものを除く。）をいう。
二七〇一・九	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	無税	（f）「粗油」とは、次のいずれかに該当する石油又は歴青油で一般に製油（蒸留その他の物理的方法により石油又は歴青油を二以上の石油又は歴青油の成分に分離すること）をいい、（i v）のものにあつては、洗浄その他の方法により不純物を除去することを含む。）の原料として使用するもの（（a）から（e）までのものを除く。）をいう。
二七〇一・一〇	コークス及び半成コークス	無税	（i）原油を蒸留してその軽質留分を除いたもので、通常抜頭原油と称するもの
二七〇一・一一	レトルトカーボン	無税	（i i）特定の種類の石油又は歴青油と異種の石油又は歴青油（原油を除く。）との混合物
二七〇一・一二	コークス及び半成コークス	無税	（i i i）含ろう留油で流動点が温度二五度を超えるもの
二七〇一・一三	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）

二七〇一・一四	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・一五	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・一六	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・一七	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・一八	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・一九	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・二〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・二一	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・二二	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・二三	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・二四	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・二五	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・二六	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・二七	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・二八	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・二九	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・三〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・三一	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・三二	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・三三	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・三四	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・三五	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・三六	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・三七	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・三八	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・三九	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・四〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・四一	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・四二	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・四三	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・四四	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・四五	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・四六	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・四七	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・四八	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・四九	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）
二七〇一・五〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタール（再生タールを含むもの）	無税	（i v）潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）

二七・〇七	高温コールドタルの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	無税
二七・〇七	トルオール（トルエン）	無税
二七・〇七	キシロール（キシレン）	無税
二七・〇七	ナフタレン	三%
二七・〇七	その他の芳香族炭化水素混合物で、ISO 三四〇五の方法（ASTM D 八六の方法と同等の方法）による温度二五〇度における減量加算留出容量が全容量の六五%以上のもの	無税
二七・〇七	クレオソート油	無税
九一	その他のもの	無税
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールドタルその他の鉱物性タルから得たものに限る。）	無税
二七・〇八	ピッチ	無税
二七・〇八	ピッチコークス	無税
二七・〇九	石油及び歴青油（原油に限る。）	無税
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るもの	無税

二七・一〇	とし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油（石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）	無税
二七・一〇	揮発油	無税
二七・一〇	低重合度の混合アルキレン	無税
二七・一〇	トリプロピレン	無税
二七・一〇	その他のもの	無税
二七・一〇	政令で定める分留性状の試験方法による減量加算五%留出温度と減量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	六%
二七・一〇	その他のもの	六%
二七・一〇	灯油	九%
二七・一〇	低重合度の混合アルキレン	九%
二七・一〇	その他のもの	九%
二七・一〇	軽油	九%

二七・一〇	その他のもの	九%
二七・一〇	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）	九%
二七・一〇	灯油	九%
二七・一〇	低重合度の混合アルキレン	九%
二七・一〇	その他のもの	九%
二七・一〇	揮発油	九%
二七・一〇	軽油	九%
二七・一〇	重油及び粗油	九%
二七・一〇	温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	九%
二七・一〇	製油の原料として使用無税するもの（関税法第五六条第一項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び第二七・一〇・二〇号において同じ。）	九%
二七・一〇	温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第二七・一〇・二〇号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの	九%

二七・一〇	潤滑油（流動パラフィンを含む。）	九%
二七・一〇	温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの六%（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	九%
二七・一〇	その他のもの	九%
二七・一〇	その他のもの	九%
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）	九%
二七・一〇	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）	九%
二七・一〇	揮発油	九%

A 低重合度の混合アルキレン (a) トリプロピレン (b) その他のもの	B 政令で定める分留性状の試験方法による減重量加算五%留出温度と減重量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの(低重合度の混合アルキレンを除く。)	C その他のもの	一キロ	九	(五) 潤滑油(流動パラフィンを含む。)	九	二七・一一	二プロピレン、ブチレン及びブタジエン	無税	二七・一一	二プロピレン、ブチレン及	無税
			リット	九	潤滑油(流動パラフィンを含む。)	九	二七・一一	その他のもの	無税	二七・一一	その他のもの	無税
A 灯油 (二) 低重合度の混合アルキレン B その他のもの	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	一キロ	九	(六) その他のもの	九	二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素	無税	二七・一一	焼いたもの	無税
			リット	九	その他のもの	九	二七・一一	天然ガス	無税	二七・一一	焼いてないもの	無税
(三) 軽油	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	B 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のものうち、農林漁業の用に供するもの	一キロ	九	ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PT)又はポリ臭化ビフェニル(PBB)を含むもの	九	二七・一一	石油アスファルト	無税	二七・一一	石油アスファルト	無税
			リット	九	その他のもの	九	二七・一一	その他の石油又は歴青油の残留物	無税	二七・一一	石油アスファルト	無税
(四) 重油及び粗油	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	B 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のものうち、農林漁業の用に供するもの	一キロ	九	その他のもの	九	二七・一一	その他の石油又は歴青油の残留物	無税	二七・一一	石油アスファルト	無税
			リット	九	その他のもの	九	二七・一一	潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出物(流動点が温度三五度以下のものに限り。)	無税	二七・一一	石油アスファルト	無税
B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	B 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のものうち、農林漁業の用に供するもの	一キロ	九	その他のもの	九	二七・一一	その他の石油又は歴青油の残留物	無税	二七・一一	石油アスファルト	無税
			リット	九	その他のもの	九	二七・一一	潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出物(流動点が温度三五度以下のものに限り。)	無税	二七・一一	石油アスファルト	無税

第六部 化学工業(類似の工業を含む。)の生

注

1 (A) 第二八・四四項又は第二八・四五項に該当する物品は、放射性鉱物を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

(B) 第二八・四三項、第二八・四六項又は第二八・五二項に該当する物品は、(A)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。

2 投与量又は小売用にしたことにより第三〇・四項から第三三・〇六項まで、第三二・一二項、第三三・〇三項から第三三・〇七項まで、第三五・〇六項、第三七・〇七項又は第三八・〇八項のいずれかに属するとみられる物品は、1の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

3 二以上の独立した構成成分(その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第七部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。)から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の全ての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。

(a) 取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。

(b) 共に提示するものであること。

(c) 当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補充し合うものであることが認められること。

4 名称又は機能によりこの部の一以上の項に該当し、かつ、第三八・二七項にも該当する物

<p>品は、当該名称又は機能により該当する項に属するものとし、第三八・二七項には属しない。 第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p>注 1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。 (a) 化学的に単一の元素及び化合物（不純物を含有するかもしれないを問わない。） (b) (a) の物品の水溶液 (c) (a) の物品を水以外の溶媒に溶かしたものの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。） (d) (a)、(b) 又は (c) の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤（固結防止剤を含む。）を加えたもの (e) (a)、(b)、(c) 又は (d) の物品で、アンチダステイング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。） 2 この類には、炭素化合物にあつては、亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第二八・三一項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキシ炭酸塩（第二八・三六項参照）、無機塩基のシアン化物、シアン化物及びシアノ錯塩（第二八・三七項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第二八・四二項参照）、第二八・四三項から第二八・四六項まで及び第二八・五二項の有機物並びに炭化物（第二八・四九項参照）のほか、次のもののみを含む。 (a) 炭素の酸化物及びシアン化水素、雷酸、インシアン酸、チオシアン酸その他のシアン酸（錯化合物のものを含む。）（第二八・一一項参照） (b) 炭素のハロゲン化酸化物（第二八・一二項参照） (c) 二硫化炭素（第二八・一三項参照） (d) チオ炭酸塩、セレノ炭酸塩、テルロ炭酸塩及びセレノシアン酸塩、テルロシアン酸塩、テトラチオシアンアミノクロム酸塩（ライネケ塩）その他の錯シアン酸塩（無機塩基のものに限る。第二八・四二項参照） (e) 尿素により固形化した過酸化水素（第二八・四七項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化</p>	<p>ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第二八・五三項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第三一類参照）を除く。） 3 この類には、この部の注1の物品を除くほか、次の物品を含まない。 (a) 第五部の塩化ナトリウム、酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）その他の物品 (b) オルガノインオルガニック化合物（2の物品を除く。） (c) 第三一類の注2から注5までの物品 (d) 第三二・〇六項のルミノホアとして使用する種類の無機物及び第三二・〇七項のガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの (e) 人造黒鉛（第三八・〇一参照）、第三八・一三項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品、第三八・二四項の小売用の容器入りにしたインキ消し及び第三八・二四項のアルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化合物を培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。） (f) 天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びにこれらのダスト及び粉（第七一・〇二項から第七一・〇五項まで参照）並びに第七一類の貴金属及びその合金 (g) 第一五部の金属（純粋であるかないかを問わない）、合金及びサーメット（焼結した金属炭化物（一の金属を焼結した金属炭化物をいう。）を含む。） (h) 光学用品（例えば、アルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物から製造したものの。第九〇・〇一参照） 4 第二節の非金属酸と第四節の金属酸とから成る化学的に単一の錯酸は、第二八・一一項に属する。 5 第二八・二六項から第二八・四二項までには、金属又はアンモニウム塩及びペルオキシ塩のみを含む。 6 第二八・四四項には、次の物品のみを含む。 (a) テクネチウム（原子番号四三）、プロメチウム（原子番号六一）、ポロニウム（原子番号八四）及び原子番号が八四を超えるすべての元素</p>	<p>(b) 天然又は人工の放射性同位元素（これらを相互に混合してあるかないかを問わないものとし、第一四部又は第一五部の貴金属又は卑金属のものを含む。） (c) (a) 又は (b) の元素又は同位元素の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。） (d) (a) から (c) までの元素、同位元素又は無機若しくは有機の化合物を含有する合金、ディスプレイション（サーメットを含む）、陶磁製品及び混合物で、比放射能が一グラムにつき七四ベクレル（一グラムにつき〇・〇〇二マイクロキュリー）を超えるもの (e) 使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ） (f) 放射性残留物（使用可能であるかないかを問わない。） この注、第二八・四四項及び第二八・四五項において「同位元素」とは、次の物品をいう。 個々の核種（天然に単核種として存在するものを除く。） 同一の元素の同位元素の混合物で、一種類又は数種類の当該同位元素を濃縮したもの（同位元素の天然の組成を人為的に変えたもの） 7 第二八・五三項には、りん含有量が全重量の一五%を超えるりん銅を含む。 8 元素（例えば、けい素及びセレン）を電子工業用にドーブ処理したもののうち、引上げ法により製造したままの形状のもの及び円柱状又は棒状のものはこの類に属するものとし、円盤状、ウェハー状その他これらに類する形状に切つたものは第三八・一八項に属する。 注 1 第二八五二・一〇号において「化学的に単一のもの」とは、この注の注1(a) から(e)まで及び第二九類の注1(a) から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。</p>	<p>第一節 元素 ふつ素、塩素、臭素 及びよう素 三% 無税</p>	<p>二八〇一・三 ふつ素及び臭素 無税</p>	<p>二八〇二・〇 昇華硫黄、沈降硫黄 無税</p>	<p>二八〇三・〇 炭素（カーボン） 炭素その他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。 希ガス 希ガス 二八〇四・二 アルゴン 無税</p>	<p>二八〇四・三 水素、希ガス その他 の非金属元素 三・九%</p>
<p>二八〇四・四 水素、希ガス その他 の非金属元素 三・九%</p>	<p>二八〇四・五 アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金</p>	<p>二八〇四・六 けい素の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの 一 単結晶のもの 二 その他のもの 無税 三・九%</p>	<p>二八〇四・七 りん 無税</p>	<p>二八〇四・八 砒素 三・九%</p>	<p>二八〇四・九 セレン 四・六%</p>	<p>二八〇五 アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金</p>	<p>二八〇五 アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金</p>

二八〇五・一	ナトリウム	四・六%	二八〇五・一	カルシウム	無税	二八〇五・一	その他のもの	九%	二八〇五・一	その他のもの	三%
二八〇五・二	カルシウム	無税	二八〇五・二	その他の無機非金属酸化物	九%	二八〇五・二	無水アンモニア及びアンモニア水	三%	二八〇五・二	その他のもの	三%
二八〇五・三	その他のもの	無税	二八〇五・三	二酸化炭素	三%	二八〇五・三	アンモニア水	三%	二八〇五・三	マンガンの酸化物	三%
二八〇五・四	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）	無税	二八〇五・四	二酸化ケイ素	九%	二八〇五・四	その他のもの	九%	二八〇五・四	その他のもの	三%
二八〇五・五	水銀	六・四%	二八〇五・五	一酸化二窒素及び二酸化硫黄	無税	二八〇五・五	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化水酸化ナトリウム（かせいソーダ）	六%	二八〇五・五	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物	三%
二八〇六・一	第二節 無機酸及び無機非金属酸化物	無税	二八〇六・一	二酸化カルボニル（ホスゲン）	三%	二八〇六・一	水酸化ナトリウム（かせいカリ）	四%	二八〇六・一	アースカラー	三%
二八〇六・二	塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸	三%	二八〇六・二	三塩化りん	九%	二八〇六・二	水酸化ナトリウム（かせいカリ）	四%	二八〇六・二	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品	無税
二八〇六・三	硝酸及び硝酸	三%	二八〇六・三	五塩化りん	九%	二八〇六・三	ナトリウム又はカリウムの過酸化物	四%	二八〇六・三	チタンの酸化物	四%
二八〇七・一	硫酸及び発煙硫酸	三%	二八〇七・一	二塩化硫黄	九%	二八〇七・一	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	六%	二八〇七・一	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	八%
二八〇八・一	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸（ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	三%	二八〇八・一	塩化チオニル	九%	二八〇八・一	過酸化物	六%	二八〇八・一	鉛丹及びオレンジ鉛	五%
二八〇九・一	りん酸及びポリりん酸	三%	二八〇九・一	その他のもの	九%	二八〇九・一	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	五%	二八〇九・一	その他のもの	五%
二八〇九・二	ほう素の酸化物及びほう酸	無税	二八〇九・二	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品	九%	二八〇九・二	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない）、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム	二%	二八〇九・二	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	無税
二八〇九・三	その他の無機酸及び無機非金属酸化物	無税	二八〇九・三	二硫化炭素	無税	二八〇九・三	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない）	三%	二八〇九・三	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩	無税
二八〇九・四	その他の無機酸	無税	二八〇九・四	その他のもの	無税	二八〇九・四	酸化アルミニウム（人造コランダムを除く。）	無税	二八〇九・四	無水ヒドラジン	無税
二八〇九・五	その他の無機酸	無税	二八〇九・五	その他のもの	無税	二八〇九・五	その他のもの	六%	二八〇九・五	その他のもの	六%

二八二五・ 二〇	酸化リチウム及び水酸化リチウム	無税	二八二七・ 一〇	塩化アンモニウム	無税	二八・二九	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩及び過よう素酸塩	二八三三・ 二五	銅のもの	四
二八二五・ 三〇	バナジウムの酸化物及び水酸化物	無税	二八二七・ 二〇	塩化カルシウム	三%	二八二九・ 三	ナトリウムのもの	二八三三・ 二七	バリウムのもの	四
二八二五・ 四〇	ニッケルの酸化物及び水酸化物	五%	二八二七・ 三	その他の塩化物	三%	二八二九・ 九	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	その他のもの	六%
二八二五・ 五〇	銅の酸化物及び水酸化物	八%	二八二七・ 三	マグネシウムのもの	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	一 亜鉛のもの	四%
二八二五・ 六〇	ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム	無税	二八二七・ 三	アルミニウムのもの	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	二 その他のもの	六%
二八二五・ 七〇	モリブデンの酸化物及び水酸化物	無税	二八二七・ 三	その他のもの	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	一 亜鉛のもの	四%
二八二五・ 八〇	アンチモンの酸化物	五%	二八二七・ 三	一 亜鉛のもの	四%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	二 その他のもの	六%
二八二五・ 九〇	その他のもの	八%	二八二七・ 三	二 その他のもの	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	三 その他のもの	六%
二八二五・ 一〇	一 酸化第一すず及び酸化第三すず	三%	二八二七・ 三	銅のもの	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	四 塩	無税
二八二五・ 二〇	二 酸化ベリリウム	無税	二八二七・ 三	塩化酸化物及び塩化水酸化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	一 硝酸カルシウム及び硝酸バリウム	無税
二八二五・ 三〇	三 その他のもの	四%	二八二七・ 三	臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	二 その他のもの	六%
二八二五・ 四〇	第五節 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩	六%	二八二七・ 三	臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	三 その他のもの	六%
二八二五・ 五〇	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩	六%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	四 硫酸塩及びチオ硫酸塩	六%
二八二五・ 六〇	ふつ化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	一 硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫酸塩(過硫酸塩)	六%
二八二五・ 七〇	アルミニウムのもの	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	二 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 八〇	その他のもの	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	三 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 九〇	一 ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	四 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 一〇	二 その他のもの	九%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	五 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 二〇	三 その他のもの	九%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	六 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 三〇	ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム(人造氷晶石)	無税	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	七 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 四〇	その他のもの	無税	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	八 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 五〇	一 ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	九 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 六〇	二 その他のもの	九%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	一〇 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 七〇	三 その他のもの	九%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	一一 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 八〇	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、臭化物及び臭化酸化物、臭化物及び臭化酸化物、臭化物及び臭化酸化物	無税	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	一二 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 九〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	一三 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 一〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	一四 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 二〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	一五 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 三〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	一六 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 四〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	一七 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 五〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	一八 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 六〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	一九 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 七〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	二〇 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 八〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	二一 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 九〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	二二 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 一〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	二三 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 二〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	二四 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 三〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	二五 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 四〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	二六 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 五〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	二七 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 六〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	二八 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 七〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	二九 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 八〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	三〇 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 九〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	三〇 硫酸ナトリウム	三%
二八二五・ 一〇	臭化物、臭化物及び臭化酸化物	三%	二八二七・ 三	臭化物	三%	二八二九・ 三	硫酸ナトリウム	二八三三・ 二九	三〇 硫酸ナトリウム	三%

二八三五・三〇	ポリりん酸塩	五	二八・三九	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品	三	二八四	けい酸の複塩及び錯塩(アルミノ三	三
二八三五・三一	ポリりん酸ナトリウム	六	二八三九・ナトリウムのメタけい酸塩	三	二八四	けい酸塩(化学的に単一であるか八	八	四
二八三五・三九	その他のもの	四	二八三九・ナトリウムのメタけい酸塩	三	二八四	ないかを問わない。)を含む。	三	三
二八・三六	炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩(過炭酸塩)及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	六	二八三九・その他のもの	九	二八・四	第六節 その他のもの	九	三
二八三六・二〇	炭酸ナトリウム	一	二八三九・その他のもの	九	二八・四	貴金属の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるか否かを問わない)、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム	三	三
二八三六・一	ソーダ灰	一	二八三九・その他のもの	九	二八・四	コロイド状貴金属	三	三
二八三六・二	その他のもの	八	二八四〇・無水物	無税	二八・四	銀化合物	三	三
二八三六・三	炭酸水素ナトリウム(重炭酸ナトリウム)	四	二八四〇・その他のもの	無税	二八・四	硝酸銀	三	三
二八三六・四	カリウムの炭酸塩	六	二八四〇・その他のもの	無税	二八・四	その他のもの	三	三
二八三六・五	炭酸カルシウム	三	二八四〇・その他のほう酸塩	無税	二八・四	四酸化化合物	三	三
二八三六・六	炭酸バリウム	四	二八四〇・その他のほう酸塩	無税	二八・四	その他の化合物及びアマルガム	三	三
二八三六・七	その他のもの	六	二八四〇・その他のほう酸塩(過ほう酸塩)	無税	二八・四	放射性的の元素及び同位元素(核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む)並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物	三	三
二八三六・八	リチウムの炭酸塩	無税	二八四〇・その他のほう酸塩(過ほう酸塩)	無税	二八・四	天然ウラン及びその化合物並びに無税天然ウラン又はその化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税	無税
二八三六・九	炭酸ストロンチウム	三	二八四〇・その他のもの	四	二八・四	ウラン二三五を濃縮したウラン及無税ウランニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税	無税
二八三六・九	その他のもの	三	二八四〇・その他のもの	四	二八・四	ウラン二三五を濃縮したウラン及無税ウランニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税	無税
二八三六・九	シアン化物、シアン化酸化物及びシアン錯塩	九	二八四〇・その他のもの	六	二八・四	ウラン二三五を濃縮したウラン及無税ウランニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税	無税
二八三六・九	シアン化物及びシアン化酸化物	九	二八四〇・その他のもの	六	二八・四	ウラン二三五を濃縮したウラン及無税ウランニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税	無税
二八三七・一一	ナトリウムのもの	五	二八四〇・その他のもの	三	二八・四	ウラン二三五を濃縮したウラン及無税ウランニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税	無税
二八三七・一二	その他のもの	三	二八四〇・その他のもの	三	二八・四	ウラン二三五を濃縮したウラン及無税ウランニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税	無税
二八三七・一三	その他のもの	三	二八四〇・その他のもの	三	二八・四	ウラン二三五を濃縮したウラン及無税ウランニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税	無税
二八三七・一四	その他のもの	三	二八四〇・その他のもの	三	二八・四	ウラン二三五を濃縮したウラン及無税ウランニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税	無税
二八三七・一五	その他のもの	三	二八四〇・その他のもの	三	二八・四	ウラン二三五を濃縮したウラン及無税ウランニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税	無税
二八三七・一六	その他のもの	三	二八四〇・その他のもの	三	二八・四	ウラン二三五を濃縮したウラン及無税ウランニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税	無税
二八三七・一七	その他のもの	三	二八四〇・その他のもの	三	二八・四	ウラン二三五を濃縮したウラン及無税ウランニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税	無税
二八三七・一八	その他のもの	三	二八四〇・その他のもの	三	二八・四	ウラン二三五を濃縮したウラン及無税ウランニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税	無税
二八三七・一九	その他のもの	三	二八四〇・その他のもの	三	二八・四	ウラン二三五を濃縮したウラン及無税ウランニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税	無税
二八三七・二〇	シアン錯塩	九	二八四〇・その他のもの	三	二八・四	ウラン二三五を濃縮したウラン及無税ウランニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税	無税







二九〇	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	量該従 四六%							
二九〇	ステロール及びイノシトール	無税							
二九〇	その他のもの		七・二一	二九〇	レソルシノール及びその塩	四			
六・一九	一 ボルネオール及びテルピネオール	五三%		七・二二	ヒドロキノン(キノール)及びその塩	四六%			
二九〇	二一・四―シクロヘキサノール	無税		七・二三	ジフェノール(ビスフェノールA又はジフェニロール)及びその塩	一四%			
三	三 その他のもの	四六%		二九〇	その他のもの	四六%			
二九〇	芳香族アルコール及びその誘導体	六		七・二九	その他のもの	四六%			
二九〇	ベンジルアルコール	五三%		二九〇	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四六%			
六・二一	その他のもの	四六%		八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四六%			
六・二九	第三節 フェノール及びフェノールアルコール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	六		二九〇	ベンタクロロフェノール(ISO)及びその塩	四六%			
七	フェノール及びフェノールアルコール			八・二一	その他のもの	四六%			
二九〇	石炭酸(ヒドロキシベンゼン)及びその塩	無税		二九〇	その他のもの	四六%			
七・一一	クレゾール及びその塩	無税		八・九一	ジノセブ(ISO)及びその塩	四六%			
二九〇	オクチルフェノール及びノニルフェノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩	四六%		二九〇	その他のもの	四六%			
二九〇	ナフトール及びその塩	無税		八・九九	その他のもの	四六%			
七・一五	その他のもの			二九〇	その他のもの	四六%			
二九〇	キシレノール及びその塩	無税		二九〇	その他のもの	四六%			
二九〇	その他のもの	無税		二九〇	その他のもの	四六%			
二九〇	単核一価フェノール	無税		二九〇	その他のもの	四六%			
二九〇	パラターシャリブチルフェノール	無税		二九〇	その他のもの	四六%			

  

	B	その他のもの	四六%						
	(二)	その他のもの	四六%						
	多価フェノール及びフェノールアルコール	四六%							
	レソルシノール及びその塩	四六%							
	ヒドロキノン(キノール)及びその塩	四六%							
	四・四―イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノールA又はジフェニロール)及びその塩	一四%							
	その他のもの	四六%							
	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四六%							
	ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩	四六%							
	臭素化誘導体	無税							
	その他のもの	四六%							
	その他のもの	四六%							
	ジノセブ(ISO)及びその塩	四六%							
	その他のもの	四六%							
	エーテル、アルコールペロオキシド、エーテルペロオキシド、アセタールペロオキシド、ヘミアセタールペロオキシド、ケトンペロオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、	四六%							

  

	ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四六%							
	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペロオキシド、エーテルペロオキシド、ヘミアセタールペロオキシド及びケトンペロオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)	四六%							
	並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四六%							
	非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四六%							
	飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四六%							
	芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四六%							
	臭素化誘導体	無税							
	その他のもの	四六%							
	その他のもの	四六%							
	その他のもの	四六%							
	エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四六%							
	エーテルアルコール及びそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四六%							
	エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル	四六%							

  

	その他のもの	四六%							
	エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四六%							
	アルコールペロオキシド、エーテルペロオキシド、ヘミアセタールペロオキシド及びケトンペロオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四六%							
	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四六%							
	メチルオキシラン(プロピレンオキシド)	四六%							
	クロロローニエポキシシブ	四六%							
	ロパン(エピクロロヒドリン)	四六%							
	デイルドリン(ISO、INN)	四六%							
	エンドリン(ISO)	四六%							
	その他のもの	四六%							
	一・二―エポキシブタン	無税							
	二―ブチレンオキシド	無税							
	その他のもの	四六%							
	アセタール及びヘミアセタール(他の酸素官能基を有するかわからないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四六%							
	第五節 アルデヒド官能化合物								







二九・二六三トリル官能化合物	二九二フルオロアセトアミド (ISO)	四・二二	六%	二九二六・	アクリロニトリル	六%	二九三〇・	アルジカルブ (ISO)、カ	二九三二・	プロピルホスホン酸ジクロリ	四
	〇、モノクロトホス (ISO)	四・二二	六%	二九二六・	一シアノグアニジン (ジシ	四	八〇	ブタホル (ISO) 及びメ	五二	ド	六%
	及びホスファミドン (ISO)	四・二二	六%	二九二六・	アンジアミド)	四	二九三〇・	タミドホス (ISO)	二九三二・	〇ー(三クロプロピル)	四
	二九二その他のもの	四・一九	無税	三〇	フェンプロレクス (IN	六%	九〇	その他のもの	五三	〇ー[四ニトロ三ー(ト	六%
	一 ニーアクリルアミドー二			二九二六・	N) 及びその塩並びにメサド	六%		一 ジチオカカルボナート (キ	二九三二・	トリクロフオン (ISO)	四
	メチルプロパンスルホン酸及び			二九二六・	ン (INN) 中間体 (四ーシ	四		サントゲン酸塩)	二九三二・	ト	六%
	オキサミド			二九二六・	アノーニージメチルアミノ	四		二 その他のもの	二九三二・	トリクロフオン (ISO)	六%
	二 その他のもの			二九二六・	四・四ージフェニルブタン)	六%		その他のオルガノインオルガ	二九三二・	その他のもの	四
	環式アミド (環式カルバマート			二九二七・	アルファーフェニルアセトア	六%		ニック化合物	二九三二・	その他のもの	六%
	を含む) 及びその誘導体並び			二九二六・	セトニトリル	四		テトラメチル鉛及びテトラエ	二九三二・	その他のもの	四
	にこれらの塩			二九二七・	その他のもの	六%		チル鉛	二九三二・	その他のもの	六%
	二九二ウレイン及びその誘導体並び			二九二八・	ジアゾ化合物、アゾ化合物及	四		トリブチルすず化合物	二九三二・	複素環式化合物 (ヘテロ原子	六%
	四・二二			二九二八・	びアゾキシ化合物	六%		非ハロゲン化有機りん誘導体	二九三二・	として酸素のみを有するもの	四
	二九二アセトアミド安息香酸 (N			二九二九・	ヒドラジン又はヒドロキシル	四		メチルホスホン酸ジメチル	二九三二・	に(限る。)	六%
	四・二三			二九二九・	アミンの有機誘導体	六%		プロピルホスホン酸ジメチル	二九三二・	非縮合フラン環 (水素添加し	四
	二九二エチナメート (INN)			二九二九・	その他の窒素官能基を有する	六%		エチルホスホン酸ジエチル	二九三二・	てあるかないかを問わない。)	六%
	四・二四			二九二九・	化合物	四		メチルホスホン酸	二九三二・	を有する化合物	四
	二九二アラクロール (ISO)			二九二九・	イソシアナート	六%		メチルホスホン酸と (アミノ	二九三二・	テトラヒドロフラン	六%
	四・二五			二九二九・	その他のもの	四		イミノメチル) 尿素との一対	二九三二・	二ーフルアルデヒド (フルフ	無税
	二九二その他のもの			二九二九・	第一〇節 オルガノインオル	六%		一の割合の塩	二九三二・	ラー)	四
	四・二九			二九二九・	ガニック化合物、複素環式化	四		二・三・五・二・四・六ート	二九三二・	フルフリルアルコール及びテ	六%
	五			二九二九・	合物及び核酸並びにこれらの	六%		一・四・六ートリプロピル	二九三二・	トラヒドロフルフリルアル	六%
	カルボキシイミド官能化合物			二九三〇・	塩並びにスルホンアミド	四		リオキサトリホスホン酸二	二九三二・	ール	四
	(サツカリン及びその塩を含む			二九三〇・	有機硫黄化合物	六%		四・六ートリオキシンド	二九三二・	スクラロース	四
	イミド及びその誘導体並びにこ			二九三〇・	ニー (N・Nージメチルアミ	四		(五ーエチルニーメチル	二九三二・	ラクトン	六%
	これらの塩			二九三〇・	ノ) エタンチオール	六%		二ーオキシドー一・三・二	二九三二・	一 クマリン、メチルクマリ	五
	二九二サツカリン及びその塩			二九三〇・	チオカルバマート及びジチオ	六%		二ーオキシドー一・三・二	二九三二・	ン及びエチルクマリン	三
	五・二一			二九三〇・	カルバマート	三		ジオキサホスフィナニ	二九三二・	ニ サントニン	無税
	二九二その他のもの			二九三〇・	チウラムモノスルフィド、チ	五		イル) メチルメチルメチル	二九三二・	三 クリスタルバイオレット	無税
	五・一九			二九三〇・	ウラムジスルフィド及びチウ	三		スホネート	二九三二・	ラクトン	無税
	イミン及びその誘導体並びにこ			二九三〇・	ラムテトラスルフィド	三		三・九ージメチルニー四	二九三二・	四 その他のもの	四
	これらの塩			二九三〇・	メチオニン	四		八・一〇ーテトラオキサ	二九三二・	その他のもの	六%
	二九二クロルジメホルム (ISO)			二九三〇・	ニー (N・Nージエチルアミ	四		三・九ージホスファスピ	二九三二・	インサフロール	四
	五・二一			二九三〇・	ノ) エタンチオール	六%		「五・五」ウンデカン三	二九三二・	その他のもの	六%
	二九二その他のもの			二九三〇・	ビス (ニーヒドロキシエチ	四		「五・五」ウンデカン三	二九三二・	ソール一五ーイル) プロパ	六%
	五・二九			二九三〇・	ル) スルフィド (チオジグリ	六%		その他のもの	二九三二・	二ーオン	六%
	塩			二九三〇・	コール (INN)	六%		ハロゲン化有機りん誘導体	二九三二・	ピペロナル	四
	二 その他の他のもの			二九三〇・		六%		メチルホスホン酸ジクロリ	二九三二・		六%
	七			二九三一・		六%		その他のもの	二九三二・		六%
	三			二九三一・		六%		その他のもの	二九三二・		六%
	七			二九三一・		六%		その他のもの	二九三二・		六%

二九三二	サフロール	四	二九三二	ペチジン（INN）中間体	四	二九三三	アロバルビタール（INN）、アモバルビタール（INN）、バルビタール（INN）、ブトバルビタール（INN）、シクロバルビタール（INN）、メチルフェノバルビタール（INN）、ペントバルビタール（INN）、セクブタバルビタール（INN）、セコバルビタール（INN）及びビニルビタール（INN）並びにこれらの塩	四	二九三三	その他のもの	四	二九三三	その他のもの	四
九四	テトラヒドロカンナビノール	六	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九三五	ロプラゾラム（INN）、メクロカロン（INN）及びジペプロロール（INN）並びにこれらの塩	六	二九三五	その他のもの	四	二九三三	その他のもの	六
九五	（全ての異性体を含む）	六	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九三六	ジオキソノピリミジン	三	二九三六	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六
二九三二	カルボフラン（ISO）	六	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九三七	二一・四一・ジアザビシクロ三・二・二「二・二」オクタン（トリエチレンジアミン）	三	二九三七	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六
九六	その他のもの	六	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九三八	二一・四一・ジアザビシクロ三・二・二「二・二」オクタン（トリエチレンジアミン）	三	二九三八	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六
二九三二	その他のもの	六	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九三九	二一・四一・ジアザビシクロ三・二・二「二・二」オクタン（トリエチレンジアミン）	三	二九三九	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六
二九三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九四〇	二一・四一・ジアザビシクロ三・二・二「二・二」オクタン（トリエチレンジアミン）	三	二九四〇	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六
二九三三	フェナゾン（アンチピリン）及びその誘導体	四	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九四一	二一・四一・ジアザビシクロ三・二・二「二・二」オクタン（トリエチレンジアミン）	三	二九四一	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六
二九三三	その他のもの	四	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九四二	二一・四一・ジアザビシクロ三・二・二「二・二」オクタン（トリエチレンジアミン）	三	二九四二	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六
二九三三	その他のもの	四	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九四三	二一・四一・ジアザビシクロ三・二・二「二・二」オクタン（トリエチレンジアミン）	三	二九四三	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六
二九三三	その他のもの	四	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九四四	二一・四一・ジアザビシクロ三・二・二「二・二」オクタン（トリエチレンジアミン）	三	二九四四	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六
二九三三	その他のもの	四	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九四五	二一・四一・ジアザビシクロ三・二・二「二・二」オクタン（トリエチレンジアミン）	三	二九四五	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六
二九三三	その他のもの	四	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九四六	二一・四一・ジアザビシクロ三・二・二「二・二」オクタン（トリエチレンジアミン）	三	二九四六	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六
二九三三	その他のもの	四	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九四七	二一・四一・ジアザビシクロ三・二・二「二・二」オクタン（トリエチレンジアミン）	三	二九四七	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六
二九三三	その他のもの	四	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九四八	二一・四一・ジアザビシクロ三・二・二「二・二」オクタン（トリエチレンジアミン）	三	二九四八	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六
二九三三	その他のもの	四	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九四九	二一・四一・ジアザビシクロ三・二・二「二・二」オクタン（トリエチレンジアミン）	三	二九四九	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六
二九三三	その他のもの	四	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九五〇	二一・四一・ジアザビシクロ三・二・二「二・二」オクタン（トリエチレンジアミン）	三	二九五〇	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六
二九三三	その他のもの	四	二九三三	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わない）を有する化合物	六	二九五〇	二一・四一・ジアザビシクロ三・二・二「二・二」オクタン（トリエチレンジアミン）	三	二九五〇	その他のもの	三	二九三三	その他のもの	六



二九三	レボメタンフェタミン、メタン	無税
九・四五	フェタミン（INN）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩	無税
二九三	その他のもの	無税
九・四九	テオフィリン及びアミノフィリン（テオフィリンエチレンジアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三	フェネチリン（INN）及びその塩	無税
九・五一	その他のもの	無税
二九三	その他のもの	無税
九・五九	ライ麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三	エルゴメトリン（INN）及びその塩	無税
九・六一	エルゴタミン（INN）及びその塩	無税
二九三	その他のもの	無税
九・六二	リゼルギン酸及びその塩	無税
九・六三	その他のもの	無税
二九三	その他のもの	無税
九・六九	その他のもの（植物由来のものに限る。）	無税
二九三	コカイン及びエタゴニン並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体	無税
九・七二	その他のもの	無税
二九三	その他のもの	無税
九・七九	その他のもの	無税
二九三	その他のもの	無税
九・八〇	第一三節 その他の有機化合物	無税
二九・四	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	無税

二九・四	抗生物質	八%
二九・四	ベニシリン及びその誘導体（ペニシリン酸構造を有するものに限る。）並びにこれらの塩	無税
二九・四	ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九・四	テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九・四	クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九・四	エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九・四	その他のもの	無税
二九・四	その他の有機化合物	四%
二・〇〇	医療用品	六%

注

1 この類には、次の物品を含まない。  
 (a) 食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壮飲料、鉱水その他の飲食物（静脈注射用の栄養剤を除く。）（第四部参照）  
 (b) ニコチンを含有する禁煙補助用の物品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第二四・〇四項参照）  
 (c) 歯科用に特に焼き又は細かく粉砕したプラスチック（第二五・二〇項参照）  
 (d) 精油のアキユアスデイスチレート及びアキユアスリユーションで、医薬用に適するもの（第三三・〇一項参照）  
 (e) 第三三・〇三項から第三三・〇七項までの調製品（治療作用又は予防作用を有するものを含む。）  
 (f) 第三四・〇一項のせつけんその他の物品で医薬品を加えたもの  
 (g) プラスターをもととした歯科用の調製品（第三四・〇七項参照）  
 (h) 治療用又は予防用に調製してない血液アルブミン（第三五・〇二項参照）

(i) 第三八・二二項の診断用の試薬

2 第三〇・〇二項において「免疫産品」とは、単クローン抗体（MAB）、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インタロイキン、インタロフェロン（INF）、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子（TNF）、成長因子（GF）、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子（CSF）その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質（第二九・三七項の物品を除く。）をいう。

3 第三〇・〇三項、第三〇・〇四項及び4 (d) においては、次に定めるところによる。  
 (a) 混合してないものには、次の物品を含む。  
 (1) 混合してないもの水溶液  
 (2) 第二八類又は第二九類の全ての物品  
 (3) 第一三・〇二項の植物性エキスで、単に標準化したもの及び溶媒に溶かしたもの  
 (b) 混合したものには、次の物品を含む。  
 (1) コロイド状の溶液及び懸濁体（コロイド硫黄を除く。）  
 (2) 植物性材料の混合物を処理して得た植物性エキス  
 (3) 天然の鉱水を蒸発させて得た塩及び濃縮物

4 第三〇・〇六項には、次の物品のみを含む。  
 この表の他の項には属しない。  
 (a) 外科用のカッターその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含むものとし、殺菌したものに限る。）及び切開創縫合用の接着剤（殺菌したものに限る。）  
 (b) ラミナリア及びラミナリア栓（殺菌したものに限り。）  
 (c) 外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）並びに外科用又は歯科用の癒着防止材（殺菌したものに限り）とし、吸収性であるかないかを問わない。  
 (d) エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもので投与量にしたもの及び二以上の成分から成るもので検査用又は診断用に混合したものに限り。）  
 (e) プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたもので、活性薬剤を含有してないかないかを問わない。）  
 (f) 歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント  
 (g) 救急箱及び救急袋

(h) 避妊用化学調製品（第二九・三七項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限り。）

(i) 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル

(k) 薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適さない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）  
 (1) 瘻造設術用と認められるもの（例えば、結腸造瘻用、回腸造瘻用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面板）

号注

1 第三〇・二一・一三号及び第三〇・二一・一四号においては、次に定めるところによる。  
 (a) 「混合してないもの」とは、純粋な物品（不純物を含有するかないかを問わない。）をいう。  
 (b) 「混合したもの」とは、次の物品をいう。  
 (1) (a) の物品を水又は水以外の溶媒に溶かしたもの  
 (2) (a) 又は (b) (1) の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの  
 (3) (a)、(b) (1) 又は (b) (2) の物品で、その他の添加剤を混合したもの

2 第三〇・〇三・六〇号及び第三〇・〇四・六〇号には、経口摂取のためにその他の医薬品有効成分と結合させたアルテミシニン（INN）又は次のいずれかの有効成分（その他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わない。）を含有する医薬品を含む。  
 アモジアキン（INN）、アルテリン酸及びその塩、アルテニモル（INN）、アルテモチル（INN）、アルテメテル（INN）、アルテスナート（INN）、クロロキン（INN）、ジヒドロアルテミシニン（INN）、ルメファントリン（INN）、メフロキン（INN）、ピペラキン（INN）、ピリメタミン（INN）並びにスルファドキシム（INN）

三〇・〇 臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及び

三〇〇	その塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。）	三〇〇	細胞培養物（変性したものであ	三〇〇	医薬品（混合し又は混合してな	三〇〇	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他こ
三〇一	腺その他の器官又はその分泌物	三〇一	るかないかを問わない。）	三〇一	用物品から成る治療用又は予防	三〇一	れらに類する製品（例えば、被
三〇二	抽出物	三〇二	細胞治療製品	三〇二	用のもので、投与量にしたもの	三〇二	覆材、ばんそうこう及びパップ
三〇三	その他のもの	三〇三	その他のもの	三〇三	（経皮投与剤の形状にしたもの	三〇三	剤）で、医薬を染み込ませ若し
三〇四	無税	三〇四	無税	三〇四	しくは包装にしたものに限るも	三〇四	くは塗布し又は医療用若しくは
三〇五	無税	三〇五	無税	三〇五	のとし、第三〇〇二項、第三	三〇五	獣医用として小売用の形状若し
三〇六	無税	三〇六	無税	三〇六	〇・〇五項又は第三〇〇六項	三〇六	くは包装にしたもの
三〇七	無税	三〇七	無税	三〇七	の物品を除く。）	三〇七	くは包装にしたもの
三〇八	無税	三〇八	無税	三〇八	（ペニシリン若しくはその誘導体	三〇八	くは包装にしたもの
三〇九	無税	三〇九	無税	三〇九	無税	三〇九	くは包装にしたもの
三〇一〇	無税	三〇一〇	無税	三〇一〇	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇一〇	くは包装にしたもの
三〇一一	無税	三〇一一	無税	三〇一一	の物品を除く。）	三〇一一	くは包装にしたもの
三〇一二	無税	三〇一二	無税	三〇一二	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇一二	くは包装にしたもの
三〇一三	無税	三〇一三	無税	三〇一三	の物品を除く。）	三〇一三	くは包装にしたもの
三〇一四	無税	三〇一四	無税	三〇一四	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇一四	くは包装にしたもの
三〇一五	無税	三〇一五	無税	三〇一五	の物品を除く。）	三〇一五	くは包装にしたもの
三〇一六	無税	三〇一六	無税	三〇一六	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇一六	くは包装にしたもの
三〇一七	無税	三〇一七	無税	三〇一七	の物品を除く。）	三〇一七	くは包装にしたもの
三〇一八	無税	三〇一八	無税	三〇一八	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇一八	くは包装にしたもの
三〇一九	無税	三〇一九	無税	三〇一九	の物品を除く。）	三〇一九	くは包装にしたもの
三〇二〇	無税	三〇二〇	無税	三〇二〇	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇二〇	くは包装にしたもの
三〇二一	無税	三〇二一	無税	三〇二一	の物品を除く。）	三〇二一	くは包装にしたもの
三〇二二	無税	三〇二二	無税	三〇二二	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇二二	くは包装にしたもの
三〇二三	無税	三〇二三	無税	三〇二三	の物品を除く。）	三〇二三	くは包装にしたもの
三〇二四	無税	三〇二四	無税	三〇二四	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇二四	くは包装にしたもの
三〇二五	無税	三〇二五	無税	三〇二五	の物品を除く。）	三〇二五	くは包装にしたもの
三〇二六	無税	三〇二六	無税	三〇二六	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇二六	くは包装にしたもの
三〇二七	無税	三〇二七	無税	三〇二七	の物品を除く。）	三〇二七	くは包装にしたもの
三〇二八	無税	三〇二八	無税	三〇二八	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇二八	くは包装にしたもの
三〇二九	無税	三〇二九	無税	三〇二九	の物品を除く。）	三〇二九	くは包装にしたもの
三〇三〇	無税	三〇三〇	無税	三〇三〇	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇三〇	くは包装にしたもの
三〇三一	無税	三〇三一	無税	三〇三一	の物品を除く。）	三〇三一	くは包装にしたもの
三〇三二	無税	三〇三二	無税	三〇三二	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇三二	くは包装にしたもの
三〇三三	無税	三〇三三	無税	三〇三三	の物品を除く。）	三〇三三	くは包装にしたもの
三〇三四	無税	三〇三四	無税	三〇三四	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇三四	くは包装にしたもの
三〇三五	無税	三〇三五	無税	三〇三五	の物品を除く。）	三〇三五	くは包装にしたもの
三〇三六	無税	三〇三六	無税	三〇三六	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇三六	くは包装にしたもの
三〇三七	無税	三〇三七	無税	三〇三七	の物品を除く。）	三〇三七	くは包装にしたもの
三〇三八	無税	三〇三八	無税	三〇三八	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇三八	くは包装にしたもの
三〇三九	無税	三〇三九	無税	三〇三九	の物品を除く。）	三〇三九	くは包装にしたもの
三〇四〇	無税	三〇四〇	無税	三〇四〇	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇四〇	くは包装にしたもの
三〇四一	無税	三〇四一	無税	三〇四一	の物品を除く。）	三〇四一	くは包装にしたもの
三〇四二	無税	三〇四二	無税	三〇四二	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇四二	くは包装にしたもの
三〇四三	無税	三〇四三	無税	三〇四三	の物品を除く。）	三〇四三	くは包装にしたもの
三〇四四	無税	三〇四四	無税	三〇四四	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇四四	くは包装にしたもの
三〇四五	無税	三〇四五	無税	三〇四五	の物品を除く。）	三〇四五	くは包装にしたもの
三〇四六	無税	三〇四六	無税	三〇四六	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇四六	くは包装にしたもの
三〇四七	無税	三〇四七	無税	三〇四七	の物品を除く。）	三〇四七	くは包装にしたもの
三〇四八	無税	三〇四八	無税	三〇四八	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇四八	くは包装にしたもの
三〇四九	無税	三〇四九	無税	三〇四九	の物品を除く。）	三〇四九	くは包装にしたもの
三〇五〇	無税	三〇五〇	無税	三〇五〇	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇五〇	くは包装にしたもの
三〇五一	無税	三〇五一	無税	三〇五一	の物品を除く。）	三〇五一	くは包装にしたもの
三〇五二	無税	三〇五二	無税	三〇五二	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇五二	くは包装にしたもの
三〇五三	無税	三〇五三	無税	三〇五三	の物品を除く。）	三〇五三	くは包装にしたもの
三〇五四	無税	三〇五四	無税	三〇五四	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇五四	くは包装にしたもの
三〇五五	無税	三〇五五	無税	三〇五五	の物品を除く。）	三〇五五	くは包装にしたもの
三〇五六	無税	三〇五六	無税	三〇五六	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇五六	くは包装にしたもの
三〇五七	無税	三〇五七	無税	三〇五七	の物品を除く。）	三〇五七	くは包装にしたもの
三〇五八	無税	三〇五八	無税	三〇五八	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇五八	くは包装にしたもの
三〇五九	無税	三〇五九	無税	三〇五九	の物品を除く。）	三〇五九	くは包装にしたもの
三〇六〇	無税	三〇六〇	無税	三〇六〇	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇六〇	くは包装にしたもの
三〇六一	無税	三〇六一	無税	三〇六一	の物品を除く。）	三〇六一	くは包装にしたもの
三〇六二	無税	三〇六二	無税	三〇六二	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇六二	くは包装にしたもの
三〇六三	無税	三〇六三	無税	三〇六三	の物品を除く。）	三〇六三	くは包装にしたもの
三〇六四	無税	三〇六四	無税	三〇六四	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇六四	くは包装にしたもの
三〇六五	無税	三〇六五	無税	三〇六五	の物品を除く。）	三〇六五	くは包装にしたもの
三〇六六	無税	三〇六六	無税	三〇六六	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇六六	くは包装にしたもの
三〇六七	無税	三〇六七	無税	三〇六七	の物品を除く。）	三〇六七	くは包装にしたもの
三〇六八	無税	三〇六八	無税	三〇六八	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇六八	くは包装にしたもの
三〇六九	無税	三〇六九	無税	三〇六九	の物品を除く。）	三〇六九	くは包装にしたもの
三〇七〇	無税	三〇七〇	無税	三〇七〇	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇七〇	くは包装にしたもの
三〇七〇	無税	三〇七〇	無税	三〇七〇	の物品を除く。）	三〇七〇	くは包装にしたもの
三〇七〇	無税	三〇七〇	無税	三〇七〇	（ペニシラン酸構造を有するも	三〇七〇	くは包装にしたもの
三〇七〇	無税	三〇七〇	無税	三〇七〇	の物品を除く。）	三〇七〇	くは包装にしたもの



注	1 この類には、次の物品を含まない。	2	3
(a) 化学的に単一の元素及び化合物(第三二〇三項又は第三二一〇四項のもの、ルミノホアとして使用する種類の無機物(第三二一〇六項参照)、石英ガラスで第三二一〇七項に定める形状のもの及び第三二一〇七項の小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料を除く。)	(b) 金属(貴金属を含む。)及び顔料で、これらに付着させたもの	一 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 二 ケブラチヨエキス 三 ワットルエキス 四 その他のもの	二酸化チタンをもとした顔料及び調製品 酸化チタンの含有量が乾四・八%以上のもの その他のもの
(a) 第三二一〇三項から第三二一〇六項までは、着色料(第三二一〇六項にあつては、第二五・三〇項又は第二八類の着色用顔料並びに金属のフレーク及び粉を含む。)をもととした調製品で、物品(種類を問わない。)の着色に使用し又は着色用の調製品の成分として使用するものを含むものとし、顔料を水以外の媒体に分散させた液体及びペーストで、ペイント(エナメルを含む。第三二一二項参照)の製造に使用する種類のもの及び第三二一〇七項から第三二一〇一〇項まで、第三二一二項、第三二一〇三項又は第三二一〇五項のその他の調製品を含まない。	一 タンニン及びその誘導体 二 その他のもの 三 合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤(天然なめし料を含有するかもしれないかを問わない。)	二 植物性又は動物性の着色料無税 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 その他のもの 三 硫酸亜鉛をもとしたリトボン 四 その他の顔料及び調製品 五 リトボン
(a) 第三二一二項においてスタンプ用のはくには、書籍の表紙、帽子のすべり革その他の物品への印擦に使用する種類の薄シート状の物品で、次のものから成るもののみを含む。	一 タンニン及びその誘導体 二 その他のもの 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 植物性又は動物性の着色料無税 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 その他のもの 三 硫酸亜鉛をもとしたリトボン 四 その他の顔料及び調製品 五 リトボン
(a) 金属の粉(貴金属の粉を含む。)及び顔料で、これらにかわ、ゼラチンその他の結合剤により凝結させたもの	一 タンニン及びその誘導体 二 その他のもの 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 植物性又は動物性の着色料無税 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 その他のもの 三 硫酸亜鉛をもとしたリトボン 四 その他の顔料及び調製品 五 リトボン
	一 タンニン及びその誘導体 二 その他のもの 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 植物性又は動物性の着色料無税 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 その他のもの 三 硫酸亜鉛をもとしたリトボン 四 その他の顔料及び調製品 五 リトボン
	一 タンニン及びその誘導体 二 その他のもの 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 植物性又は動物性の着色料無税 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 その他のもの 三 硫酸亜鉛をもとしたリトボン 四 その他の顔料及び調製品 五 リトボン
	一 タンニン及びその誘導体 二 その他のもの 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 植物性又は動物性の着色料無税 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 その他のもの 三 硫酸亜鉛をもとしたリトボン 四 その他の顔料及び調製品 五 リトボン
	一 タンニン及びその誘導体 二 その他のもの 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 植物性又は動物性の着色料無税 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 その他のもの 三 硫酸亜鉛をもとしたリトボン 四 その他の顔料及び調製品 五 リトボン
	一 タンニン及びその誘導体 二 その他のもの 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 植物性又は動物性の着色料無税 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 その他のもの 三 硫酸亜鉛をもとしたリトボン 四 その他の顔料及び調製品 五 リトボン
	一 タンニン及びその誘導体 二 その他のもの 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 植物性又は動物性の着色料無税 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 その他のもの 三 硫酸亜鉛をもとしたリトボン 四 その他の顔料及び調製品 五 リトボン
	一 タンニン及びその誘導体 二 その他のもの 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 植物性又は動物性の着色料無税 三 合成有機なめし剤 四 六%	二 その他のもの 三 硫酸亜鉛をもとしたリトボン 四 その他の顔料及び調製品 五 リトボン



三三〇	その他のもの	無税	三三〇	ヘアラッカー	五	一スト、齒科用ワックス及びプラスチックをもととした齒科用の調製品
三三〇	上の香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物(アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。)並びに香気性物質をもととしたその他の調製品(飲料製造に使用する種類のものに限る。)		三三〇	その他のもの	五	(b) 第一五・二二項の動物性又は植物性のろ(混合しないものに限るものとし、精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)
三三〇	食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの		三三〇	その他のもの	八	(c) 第二七・二二項の銹物性ろ(その他これに類する物品(これらを相互に混合してあるかないか又は単に着色してあるかないかを問わな
二二〇	アルコール分が一〇%以上のものであり、二二〇	六	三三〇	歯磨き	無税	(d) 液状の媒体と混合し又はこれに分散させ若しくは溶解させよう(第三四・〇五項、第三八・〇九項等参照)
三三〇	香水類及びオードロン類	五	三三〇	歯間清掃用の糸(デンタルフロス)	四	
三三〇	美容用、メーカー用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はベディキュア用の調製品	三	三三〇	歯間清掃用の糸(デンタルフロス)	四	
三三〇	焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はベディキュア用の調製品	三	三三〇	その他のもの	五	
三三〇	唇のメーカー用又は唇のメーカー用又は唇のメーカー用の調製品	五	三三〇	その他のもの	八	
三三〇	眼のメーカー用又は眼のメーカー用の調製品	五	三三〇	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後の調製品、身体用の防臭剤及び汗止め	七	
三三〇	マニキュア用又はベディキュア用の調製品	六	三三〇	芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品	八	
三三〇	ア用の調製品	六	三三〇	室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品(宗教的儀式用の香気性の調製品を含む。)	五	
三三〇	その他のもの	六	三三〇	アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するもの	六	
三三〇	パウダー(固形にしたものを含む。)	五	三三〇	その他のもの	六	
三三〇	その他のもの	五	三三〇	その他のもの	四	
三三〇	頭髪用の調製品	八	三三〇	その他のもの	六	
三三〇	シャンプー	八	三三〇	その他のもの	四	
三三〇	パーマメント用の調製品	八	三三〇	その他のもの	六	
三三〇	パーマメント用の調製品	八	三三〇	その他のもの	四	
三三〇	パーマメント用の調製品	八	三三〇	その他のもの	六	
三三〇	パーマメント用の調製品	八	三三〇	その他のもの	四	

(a) 動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの(第一五・一七項参照)

(b) 化学的に単一の化合物

(c) セツけんその他有機界面活性剤を含有するシャンプー、歯磨き、ひげそりクリーム、ひげそりフォーム及び浴用の調製品(第三三・〇五項から第三三・〇七項まで参照)

(d) 第三四・〇二項においてセツけんは、水溶性のセツけんに限るものとし、同項のセツけんその他の物品には、消毒剤、粉状研磨材、充てん料、医薬品その他の物品が加えてあるかないかを問わない。ただし、粉状研磨材を含有する物品のうち、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものは第三四・〇一に属するものとし、その他の形状のものは擦り磨き用の粉その他これに類する調製品として第三四・〇五に属する。

第三四・〇二項において有機界面活性剤は、温度二〇度において〇・五%の濃度で水と混合し、同温度で一時間放置した場合において、次のいずれの要件も満たす物品をいう。

(a) 不溶物を析出することなく透明若しくは半透明の液体又は安定したエマルジョンを生成すること。

(b) 水の表面張力を一メートルにつき〇・〇四五ニュートン(一センチメートルにつき四五ダイネ)以下に低下させること。

第四・〇三項において「石油及び歴青油」とは、第二七項の注に定める石油及び歴青油をいう。

第三四・〇四項において「人造ろろ及び調製ろろ」とは、次の物品をいう。

(a) 化学的に得た有機物でろろの特性を有するもの(水溶性であるかないかを問わない。)

(b) 異種のろろを混合することにより得た物品(以上(一)以上のろろをもとし、脂、樹脂、銹物性物質その他の材料を含有する物品で、ろろの特性を有するもの)

ただし、第三四・〇四項には、次の物品を含まない。

(一) 第一五・一六項、第三四・〇二項又は第三八・二三項の物品(ろろの特性を有するものを含む。)

(二) セツけん(その他の形状のものを含む。)





三七〇	カラー写真用のもの（ポリクローム）	無税
三七一	その他のもの（ハロゲン化銀無税）	無税
三三二	その他のもの（ハロゲン化銀無税）の乳剤を使用したものに限る	無税
三七〇	その他のもの	無税
二・三九	その他のフィルム（パフオレーションのないもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるものに限る。）	無税
三七〇	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	無税
二・四一	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	無税
三七〇	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
二・四二	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
三七〇	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
二・四三	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
三七〇	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
二・四四	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
三七〇	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
二・五二	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
三七〇	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
二・五三	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
三七〇	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
二・五四	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
三七〇	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
二・五五	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
三七〇	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
二・五六	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税

三七〇	その他のもの	無税
二・九六	幅が三〇メートル以下のも	無税
三七〇	幅が三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	無税
二・九七	幅が三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	無税
三七〇	幅が三五ミリメートルを超えるもの	無税
二・九八	感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光してないものに限る。）	無税
三七〇	ロール状のもので、幅が六一〇ミリメートルを超えるもの	無税
二・一〇	一 カラー印画紙 二 その他のもの	無税
三七〇	その他のもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	無税
三・二〇	その他のもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	無税
三七〇	その他のもの	無税
三・九〇	その他のもの	無税
三七〇	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、現像してないものに限る。）	無税
四・〇〇	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、現像してないものに限る。）	無税
三七〇	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）	無税
五・〇〇	映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するものか又はサウンドトラックのみを有するものか又はサウンドトラックのみを有するものかを問わない。）	無税
三七〇	幅が三五ミリメートル以上のもの	無税
六・一〇	その他のもの	無税
三七〇	写真用の化学調製品（ワニス、接着剤、接着剤その他これ	無税

三七〇	感光性の乳剤	四・六%
三七〇	その他のもの	四・六%
三七〇	その他のもの	六%
七・九〇	その他のもの	六%
第三八類	各種の化学工業生産品	
注	この類には、次の物品を含まない。 (a) 化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。 (1) 人造黒鉛（第三八・〇一項参照） (2) 第三八・〇八項に定める形状又は包装にした殺虫剤、殺菌剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品 (3) 消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品（第三八・一三項参照） (4) 2の認証標準物質 (5) 3の(a)又は(c)の物品 (b) 化学品と食品その他の栄養価を有する物質との混合物で食品の調製に使用する種類のもの（主として第二一・〇六項に属する。） (c) 第二四・〇四項の物品 (d) 金属、砒素又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物（汚泥を含み、第二六類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第二六・二〇項参照） (e) 医薬品（第三〇・〇三項及び第三〇・〇四項参照） (f) 卑金属の採取又は卑金属化合物の製造に使用する種類の使用済みの触媒（第二六・二〇項参照）、主として貴金属の回収に使用する種類の使用済みの触媒（第七一・一二項参照）及び金属又は合金から成る触媒（例えば、微細な粉末又は織ったガーゼ状のもの。第一四部及び第一五部参照）	
(A)	第三八・二二項において「認証標準物質」とは、認証することとなる特性値、精度及びその特性値を求める際に用いられた方法を示す証明書が添付されており、分析用、検定用又は標準用として適する標準物質をいう。	
(B)	認証標準物質は、第二八類及び第二九類の物品を除くほか、第三八・二二項に属するものとし、この表の他のいずれの項にも属しない。 3 第三八・二四項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。 (a) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化合物を培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。） (b) フェーゼル油及びディップル油 (c) 小売用の容器入りにしたインキ消し (d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液及び修正テープ（第九六・一二項のものを除く。） (e) 炉用溶融温度計（例えば、ゼーゲルコーン） 4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。 (a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに電気電子機器のくず（使用済みの電池を含む。）） (b) 産業廃棄物 (c) 第三〇類注4(k)の薬剤廃棄物 (d) 注6(a)の医療廃棄物 5 第三八・二五項において「下水汚泥」とは、排水処理工程から生じた汚泥をいい、前処理された廃棄物、こすりつたくず及び安定化されていない汚泥を含むものとし、肥料として安定化された汚泥を除く（第三一類参照）。 6 第三八・二五項において「その他の廃棄物」とは、次の物品をいう。ただし、第三八・二五項には、石油及び歴青油を主成分とする廃棄物を含まない（第二七・一〇項参照）。 (a) 医療廃棄物（医学研究、診断、治療又はその他内科的、外科的、歯科的若しくは獣医学的行為から生ずる病原菌又は薬剤を含んでいる	



三・八〇	その他のもの	四・九%	三・八〇	製紙工業その他これに類するものの	四・九%	三・八〇	用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	二	(二) その他のもの	三
八・五九	この類の号注2の物品	九%	九・九二	工業において使用する種類のもの	六%	三・八〇	調製したゴム加硫促進剤	五	その他のもの	二
三・八一	正味重量が三〇〇グラム以下	四・九%	三・八一	皮革工業その他これに類するもの	四・六%	三・八一	調製した安定剤	五	鉄触媒	無税
八・六一	の包装にしたもの	九%	九・九三	工業において使用する種類のもの	六%	二・二〇	ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑性剤	八	その他のもの	二
三・八一	正味重量が三〇〇グラムを超え七・五キログラム以下の包装にしたもの	九%	三・八一	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品	四・九%	三・八一	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	五	鉄触媒及び白金触媒	無税
八・六九	その他のもの	九%	三・八一	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品	四・九%	三・八一	安定剤	五	シリカ・アルミナ触媒	四
三・八一	殺虫剤	四・九%	三・八一	金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの	四・六%	二・三九	ジヒドロキノリン(TMQ)のオリゴマーの混合物	五	その他のもの	三
八・九一	殺菌剤	四・九%	三・八一	金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの	四・六%	二・三九	ゴム老化防止剤	五	その他のもの	二
三・八一	除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤	四・九%	三・八一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤(鉱物油(ガソリンを含む)用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。)	四・六%	三・八一	その他の他のもの	八	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品(ドロマイトラミグミックスを含むものとし、第三八〇一項の物品を除く。)	三
八・九二	その他のもの	九%	三・八一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤(鉱物油(ガソリンを含む)用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。)	四・六%	三・八一	その他の他のもの	五	ドロマイトラミグミックス	無税
三・八一	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品(繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限り、他の項に該当するものを除く。)	二・五%	三・八一	アンチノック剤	四・六%	三・八一	ゴム老化防止剤	五	その他のもの	二
八・九三	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品(繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限り、他の項に該当するものを除く。)	二・五%	三・八一	鉛化合物をもとしたもの	無税	三・八一	その他の他のもの	八	その他のもの	九
八・九四	その他のもの	九%	三・八一	潤滑油用の添加剤	無税	三・八一	その他の他のもの	五	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン(第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。)	無税
三・八一	その他のもの	九%	三・八一	潤滑油用の添加剤	無税	三・八一	その他の他のもの	五	混合アルキルベンゼン	三
八・九一	その他のもの	九%	三・八一	潤滑油用の添加剤	無税	三・八一	その他の他のもの	五	混合アルキルナフタレン	九
三・八一	その他のもの	四	三・八一	石油又は歴青油を含有するもの	無税	三・八一	その他の他のもの	三	担体付き触媒	八
三・八一	その他のもの	四	三・八一	石油又は歴青油を含有するもの	無税	三・八一	その他の他のもの	三	活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの	三
八・九一	その他のもの	四	三・八一	石油又は歴青油を含有するもの	無税	三・八一	その他の他のもの	三	活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの	二
九・九一	その他のもの	四	三・八一	石油又は歴青油を含有するもの	無税	三・八一	その他の他のもの	三	白金触媒	無税
三・八一	その他のもの	四	三・八一	石油又は歴青油を含有するもの	無税	三・八一	その他の他のもの	三	その他の他のもの	三



三八二	バイオディーゼル及びその混合物四・〇〇(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%未満のものに限る。)	三八二	第二九〇三・四一号から第二九〇三・七三二号までの物質を含有するもの	三八二	その他のもの(第二九〇三・七三二号から第二九〇三・七五号までの物質を含有するものに限る。)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六五号から第三八二七・六四号までの物質を含有するもの)	一・二一テトラフルオロエタン(HFC一三四a)の含有量が全重量の三〇%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体(HFO)を含有しないものに限る。
三八・二七	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物(他の項に該当するものを除く。)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	この表において「プラスチック」とは、第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料で、重合の段階又はその後の段階で、加熱、加圧その他の外部的作用(必要に応じ溶剤又は可塑性を加えることができる。)の下で、鑄造、押出し、圧延その他の方法により成形することができ、かつ、外部的作用の除去後もその形を維持することができるものをいう。
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	この表においてプラスチックには、バルカナイズドファイバーを含むものとし、第一一部の紡織用繊維とみなされる材料を含まない。
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	2 この類には、次の物品を含まない。
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	(a) 第二七・一〇項又は第三四・〇三項の調製潤滑剤
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	(b) 第二七・一二項又は第三四・〇四項のろう
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	(c) 化学的に単一の有機化合物(第二九類参照)
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	(d) ヘパリン及びその塩(第三〇・〇一項参照)
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	(e) 第三九・〇一項から第三九・一三項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液(溶剤の含有量が全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。第三二・〇八項参照)及び第三二・一二項のスタンプレインはく
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	(f) 第三四・〇二項の有機界面活性剤及び調製品
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	(g) ランガム及びエステルガム(第三八・〇六項参照)
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	(h) 鉱物油(ガソリンを含む。)用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤(第三八・一一項参照)
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	(i) ポリグリコール、シリコンその他の第三九類の重合体をもとした調製液圧液(第三八・一九項参照)
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	(k) 診断用又は理化学用の試薬(プラスチック製の支持体を使用したものに限る。第三八・二二項参照)
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	(l) 第四〇類の合成ゴム及びその製品
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	(m) 動物用の装着具(第四二・〇一項参照)及び第四二・〇二項のトランク、スーツケース、ハンドバッグその他の容器
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	(n) 第四六類のさなだ、枝条細工物その他の製品
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	(o) 第四八・一四項の壁面被覆材
三・二二	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	三八二	その他のもの(第三八二七・六一三・七・六二号のもの)	

- (p) 第一一部の物品（紡織用繊維及びその製品）
- (q) 第二一部の物品（例えば、履物、帽子、傘、つえ及び杖並びにこれらの部分品）
- (r) 第七一・一七項の身辺用模造細貨類
- (s) 第一六部の物品（機械類及び電気機器）
- (t) 第一七部の航空機又は車両の部分品
- (u) 第九〇類の物品（例えば、光学用品、眼鏡のフレーム及び製図機器）
- (v) 第九一類の物品（例えば、時計のケース）
- (w) 第九二類の物品（例えば、楽器及びその部分品）
- (x) 第九四類の物品（例えば、家具、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築具及び運動用具）
- (y) 第九五類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
- (z) 第九六類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン、シヤープペンシル並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）
- 3 第三九・〇一項から第三九・一七項までには、化学合成により製造した物品で次のもののみを含む。
  - (a) 減圧蒸留法により蒸留した場合において一、〇一三ミリバールに換算したときの温度三〇〇度における留容量が全容量の六〇％未満の液状の合成ポリオレフィン（第三九・〇一項及び第三九・〇二項参照）
  - (b) 低重合のクマロニーンデン系樹脂（第三九・一七項参照）
  - (c) その他の合成重合体で平均五以上の単量体から成るもの
  - (d) シリコン（第三九・一〇項参照）
  - (e) レゾール（第三九・〇九項参照）その他のプレポリマー

属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するモノマーユニットは、一のものとみなしその重量を合計する。最大の重量を占めるモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

5 化学的に変性させた重合体、すなわち、重合体の主鎖に付随する部分のみを化学反応により変化させたものは、変性させてない重合体が属する項に属する。この規定は、グラフト共重合体に適用しない。

6 第三九・〇一項から第三九・一四項までにおいて一次製品は、次の形状の物品に限る。

- (a) 液状又はペースト状のもの（ディスプレイン（乳化した又は懸濁しているもの）及び溶液を含む。）
- (b) 塊（不規則な形のものに限る）、粉（モールドイングパウダーを含む）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
- 7 第三九・一五項には、一の熱可塑性材料のくずで一次製品の形状にしたもの含まない（第三九・〇一項から第三九・一四項まで参照）。
- 8 第三九・一七項において「管及びホース」とは、中空の物品（半製品であるか又は完成品であるかを問わない）で、主として気体又は液体の運搬用又は配送用に供するもの（例えば、リブ付きの庭用ホース及び穴あき管）をいうものとし、ソーセージケーシングその他のへん平な管を含む。ただし、内部の横断面が円形、だ円形、長方形（長さが幅の一・五倍以下のものに限る。）又は正多角形以外のものは、へん平な管の場合を除くほか、形材とみなすものとし、管及びホースとはしない。
- 9 第三九・一八項において「プラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適した幅が四五センチメートル以上のロール状の物品のうちプラスチックを紙以外の材料で裏張りしたもので、プラスチック層の表面に木目付けをし、浮出し模様を付け、着色し、図案印刷をし又はその他の装飾を施したものをいう。
- 10 第三九・二〇項及び第三九・二二項において板、シート、フィルム、はく及びストリップ（第五四類のものを除く。）及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工をして

あるかないかを問わない。）で、切つてないもの（長方形（正方形を含む。）に切つたことによりそのまま使用することができる製品になったものを含む。）に限るものとし、更に加工したものを除く。

11 第三九・二五項には、第二節の同項よりも前の項の物品を除くほか、次の製品のみを含む。

- (a) 貯蔵槽、タンク（浄化槽を含む）、その他これらに類する容器（容積が三〇〇リットルを超えるものに限る。）
- (b) 構造物の要素（例えば、床用、壁用、仕切り壁用、天井用又は屋根用のもの）
- (c) 雨どい及びその取付具
- (d) 戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居
- (e) バルコニー、手すり、塀、門その他これらに類する仕切り
- (f) ようい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品並びにこれらの部分品及び取付具
- (g) 店、作業場、倉庫等において組み立て、恒久的に取り付けるための大型の棚
- (h) 装飾用の建築用品（例えば、フルーティング、小丸屋根及び小小屋）
- (i) 取付具（例えば、取手、掛けくぎ、腕木、タオル掛け及びスイッチ板その他の保護板、戸、窓、階段、壁その他の建物の部分に恒久的に取り付けるためのものに限る。）

1 この類の各項において重合体（共重合体を含む。）及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所屬を決定する。

- (a) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 号において接頭語として「ポリ」が付された重合体（例えば、ポリエチレン及びポリアミド一六・六）は、重合体を構成する一の単量体ユニット又は当該重合体の名称が由来する二以上の単量体ユニットが全重量の九五％以上を占める重合体のみをいう。
- (2) 第三九・〇一・三〇号、第三九・〇一・四〇号、第三九・〇三・二〇号、第三九・〇三・三〇号又は第三九・〇四・三〇号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の九五％以上を占める場合に限り、それらの号に属する。

<p>(3) 化学的に変性させた重合体は、当該重合体により明確に他の号に該当しない場合に限り、「その他のもの」を定める号に属する。</p> <p>(4) (1)、(2) 及び (3) のいずれにも該当しない重合体は、一連の号中の他の号のうち、当該重合体を構成するいずれのモノマーユニットをも重量において上回る単量体ユニットの重合体が属する号に属する。この場合において、同一の号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、一のものとみなしその重量を合計するとともに、当該一連の号に属する重合体を構成するモノマーユニット同士のみの重量を比較する。</p> <p>(b) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がない場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 重合体は、当該重合体を構成するいずれのモノマーユニットの重合体も重量において上回る単量体ユニットの重合体が属する号に属する。この場合において、同一の号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、一のものとみなしその重量を合計するとともに、当該一連の号に属する重合体を構成するモノマーユニット同士のみの重量を比較する。</p> <p>(2) 化学的に変性させた重合体は、化学的に変性させてない重合体が属する号に属する。</p> <p>ポリマーブレンドは、これを構成する単量体ユニットを同一の割合で有する重合体が属する号に属する。</p> <p>2 第三九・〇一・四三号において「可塑性」には、二次可塑性を含む。</p>	<p>第一節 一次製品</p> <p>三九・〇一 エチレンの重合体（二次製品に限る。）</p> <p>三九・〇一 比重が〇・九四未満のポリエチレン</p> <p>一 塊（不規則な形の一キログラムのものに限る）、粉（モムにつき二キログラムのものに限る）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>四・一％ 比重が〇・九四以上の一キログラムにつき二円四〇銭</p>
--	--



三九〇	その他のアミノ樹脂	四・一	合体（例えば、硬化たんばく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（二次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	三九〇	一 硬化たんばく質製のもの	四・一	トリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）
三九一	ポリ（メチレンフェニルイソシアンレート）（粗MDI又はポリマーリックMDI）	四・一	アルギン酸並びにその塩及びエステル	三九一	二 セルロース系材料製のもの（管及びホース（硬質のものに限る。））	無税	ロール状のもので、幅が二〇センチメートル以下のもの
三九二	その他のもの	四・一	その他のもの	三九二	エチレンの重合体製のもの	五・一	その他のもの
三九三	フェノール樹脂	六・一	第三九一・〇一項から第三九一・一六項までの重合体をもととしたイオン交換体（二次製品に限る。）	三九三	プロピレンの重合体製のもの	八・一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）
三九四	ポリウレタン	六・一	第二節 ぐず、半製品及び製品	三九四	塩化ビニルの重合体製のもの	八・一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ
三九五	シリコン（二次製品に限る。）	五・一	エチレンの重合体製のもの	三九五	その他のプラスチック製のもの	六・一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ
三九六	石油樹脂、クマロンインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（二次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	八・一	スチレンの重合体製のもの	三九六	その他の管及びホース	四・一	エチレンの重合体製のもの
三九七	石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロンインデン樹脂及びポリテルペン	四・一	エチレンの重合体製のもの	三九七	フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が二六キシブルホース以上のものに限る。）	四・一	エチレンの重合体製のもの
三九八	ポリ（一・三・フェニレンメチルホスホン酸）	四・一	塩化ビニルの重合体製のもの	三九八	その他のもの（継手付きのものに補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	四・一	エチレンの重合体製のもの
三九九	その他のもの	四・一	その他のプラスチックのもの	三九九	その他のもの（継手付きのものに補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	四・一	エチレンの重合体製のもの
四〇〇	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	四・一	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工してあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	四〇〇	その他のもの	四・一	エチレンの重合体製のもの
四〇一	可塑性でないもの	五・一	エチレンの重合体製のもの	四〇一	継手	四・一	エチレンの重合体製のもの
四〇二	可塑性したもの	五・一	塩化ビニルの重合体製のもの	四〇二	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	四・一	エチレンの重合体製のもの
四〇三	ニトロセルロース（コロジオンを含む。）	四・一	その他のプラスチックのもの	四〇三	塩化ビニルの重合体製のもの	四・一	エチレンの重合体製のもの
四〇四	セルロースエーテル	六・一	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	四〇四	その他のプラスチック製のもの	四・一	エチレンの重合体製のもの
四〇五	カルボキシメチルセルロース及びその塩	六・一	硬化たんばく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）	四〇五	その他のプラスチック製のもの	四・一	エチレンの重合体製のもの
四〇六	その他のもの	六・一	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体	四〇六	その他のプラスチック製のもの	四・一	エチレンの重合体製のもの
四〇七	その他のもの	六・一		四〇七	その他のプラスチック製のもの	四・一	エチレンの重合体製のもの
四〇八	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体	六・一		四〇八	その他のプラスチック製のもの	四・一	エチレンの重合体製のもの

三九二〇	再生セルロース製のもの	四	三九・二二	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	五
七一	酢酸セルロース製のもの	四	三九・二二	箱、ケース、クレートその他これらに類する製品	五
七三	その他のセルロース誘導体製のもの	四	三九・二二	袋（円すい状のものを含む。）	五
三九二〇	その他のプラスチック製のもの	六	三九・二二	エチレンの重合体製のもの	五
七九	その他のプラスチック製のもの	六	三九・二二	その他のプラスチック製のもの	五
三九二〇	ポリ（ビニルブチラール）製のもの	五	三九・二二	その他のプラスチック製のもの	五
九一	ポリアミド製のもの	五	三九・二二	瓶、フラスコその他これらに類する製品	五
三九二〇	アミノ樹脂製のもの	五	三九・二二	スプーン、コップ、ボビンその他これらに類する支持物	五
九二	フェノール樹脂製のもの	五	三九・二二	栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	五
三九二〇	その他のプラスチック製のもの	五	三九・二二	これらのプラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	五
九四	塩化ビニルの重合体製のもの	五	三九・二二	食卓用品及び台所用品	五
三九二〇	ポリウレタン製のもの	五	三九・二二	その他のもの	五
九九	多泡性のもの	五	三九・二二	（他の項に該当するものを除く。）	五
三九・二二	シート、フィルム、はく及びストリップ	五	三九・二二	貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器（容積が三〇〇リットルを超えるものを除く。）	五
三九二二	再生セルロース製のもの	四	三九・二二	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居	五
一一	塩化ビニルの重合体製のもの	四	三九・二二	よろい戸、日よけ（ベネシヤ）	五
三九二二	その他のプラスチック製のもの	四	三九・二二	その他のプラスチック製のもの	五
一四	その他のプラスチック製のもの	四	三九・二二	これらのプラスチック製品及びプラスチックを除く。）から成る製品	五
三九二二	その他のプラスチック製のもの	四	三九・二二	その他のプラスチック製品及びプラスチックを除く。）から成る製品	五
一九	その他のプラスチック製のもの	四	三九・二二	その他のプラスチック製品及びプラスチックを除く。）から成る製品	五
三九二二	その他のプラスチック製のもの	四	三九・二二	その他のプラスチック製品及びプラスチックを除く。）から成る製品	五
九〇	その他のプラスチック製のもの	三	三九・二二	その他のプラスチック製品及びプラスチックを除く。）から成る製品	五
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗面の水槽その他これらに類する衛生用品	五	三九・二二	その他のプラスチック製品及びプラスチックを除く。）から成る製品	五
三九・二二	浴槽、シャワーバス、台所用流し及び洗面台	五	三九・二二	その他のプラスチック製品及びプラスチックを除く。）から成る製品	五
三九・二二	便座及び便器用の覆い	五	三九・二二	その他のプラスチック製品及びプラスチックを除く。）から成る製品	五
二〇	その他のもの	五	三九・二二	その他のプラスチック製品及びプラスチックを除く。）から成る製品	五
三九・二二	その他のもの	五	三九・二二	その他のプラスチック製品及びプラスチックを除く。）から成る製品	五
九〇	その他のもの	五	三九・二二	その他のプラスチック製品及びプラスチックを除く。）から成る製品	五

  

三九二六	事務用品及び学用品	五	三九二六	事務用品及び学用品	五
一〇	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びニットを含む。）	五	三九二六	家具用又は車体用の取付具	五
三九二六	家庭用又は車体用の取付具	五	三九二六	小像その他の装飾品	五
三九二六	小像その他の装飾品	五	三九二六	その他のもの	五
三九二六	その他のもの	五	三九二六	その他のもの	五
九〇	自動車用のシャシばね及無税びそのばね板	五	三九二六	その他のもの	五
二	その他のもの	五	三九二六	その他のもの	五

  

第四〇類	ゴム及びその製品	八	（a） 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度一八度から二九度までにおいて、もとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、5（B）の（i i）又は（i i i）の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑性剤、充てん料その他の架橋反応に必要な物質の存在は許容されない。	八
注	一 この表において「ゴム」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、天然ゴム、パラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム、合成ゴム及び油から製造したフアクチス並びにこれらの再生品（加硫してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。）をいう。	八	（b） チオプラスト（T M）	八
	二 この類には、次の物品を含まない。	八	（c） 天然ゴムにプラスチックをグラフトし又は混合することにより変性させたもの、天然ゴムを解重合したものと及び不飽和の合成物質と飽和の合成高重合体との混合物で、（a）に定める加硫、伸長性及び復元性に係る要件を満たすもの	八
	（a） 第一一部の物品（紡織用繊維及びその製品）	八	（d） 天然ゴムの混合物を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない。	八
	（b） 第六四類の履物及びその部分品	八	（e） 加硫剤、加硫促進剤、加硫遅延剤又は加硫助剤（プリバルカナイズドラバーラテックスの調製のために加えたものを除く。）	八
	（c） 第六五類の帽子（水泳帽を含む。）及びその部分品	八	（i i） 顔料その他の着色料（単に識別のために加えたものを除く。）	八
	（d） 第一六部の機械類及び電気機器（電気用品を含む。）並びにこれらの部分品で、硬質ゴム製のもの	八	（i i i） 可塑性剤又はエキステンダー（油展ゴムの場合の鉱油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質（B）の（i）から（i i）までのものを除く。）	八
	（e） 第九〇類、第九二類、第九四類又は第九六類の物品	八	（B） 第四〇・〇一項及び第四〇・〇二項には、次の物質を含有するゴム及びゴムの混合物を含む。ただし、ゴム及びゴムの混合物が原材料としての重要な特性を保持する場合に限る。	八
	（f） 第九五類の物品（運動用の手袋、ミトン及びニット並びに第四〇・〇一項から第四〇・〇三項までの製品を除く。）	八	（i） 乳化剤又は粘着防止剤	八
	第三 第四〇・〇一項から第四〇・〇三項まで及び第四〇・〇五項において一次製品は、次の形状の物品に限る。	八	（i i） 乳化剤の分解生成物（少量を含有する場合に限る。）	八
	（a） 液状又はペースト状のもの（ラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。））その他のデイスパーション及び溶液を含む。）	八	（i i i） 主として感熱ゴムラテックスを得るための感熱剤、主として酸性ゴムラテックスを得るための陽イオン界面活性剤、老化防止剤、凝固剤、顆粒化剤、凍結防止剤、ペグタイザー、保存剤、安定剤、粘度調整剤その他これらに類する特殊な目的のための添加剤（極めて少量を含有する場合に限る。）	八
	（b） 塊（不規則な形のものに限る。）、ペール、粉、粒、小片その他これらに類する形状のもの	八	第六 第四〇・〇四項において「くず」とは、ゴムの製造又は加工により生ずるゴムのくず及び	八
	4 1及び第四〇・〇二項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。	八		八



四〇・一	自動車に使用する種類のもの	四〇・一	エンドレス状の同期ベルト（円無税）	四〇・一	ゴム製のインナーチューブ	四〇・一	その他の製品（膨らませること無税）
四〇・二	二  その他のもの	四〇・二	の外周が一五〇センチメートルを超える一九八センチメートル以下のものに限り。）	四〇・二	乗用自動車（ステーションワゴン及びレシーシングカーを含む。）	四〇・二	六・九五 ができるものに限る。）
九・四二	継手付きのもの	四〇・三	その他のも	四〇・三	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	四〇・三	六・九九 一
四〇・一	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）	四〇・一	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）	四〇・一	乗用自動車（ステーションワゴン及びレシーシングカーを含む。）	四〇・一	七〇〇 一
四〇・一	コンベヤ用のベルト及びベルチング	四〇・二	航空機に使用する種類のもの	四〇・二	衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有するかわしないかを問わない。）	四〇・二	七〇〇 二
四〇・一	金属のみにより補強したもの	四〇・二	その他のもの	四〇・二	コンドーム	四〇・二	八〇 一
四〇・一	紡織用繊維のみにより補強したもの	四〇・三	航空機に使用する種類のもの	四〇・三	その他のもの	四〇・三	八〇 二
四〇・一	その他のもの	四〇・四	モーターサイクルに使用する種類のもの	四〇・四	衣類及び衣類付属品（手袋、ミトン及びニットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）	四〇・四	八〇 三
四〇・一	伝動用のベルト及びベルチング	四〇・五	自転車に使用する種類のもの	四〇・五	その他のもの	四〇・五	八〇 四
四〇・一	エンドレス状の伝動用のベルト	四〇・六	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	四〇・六	手袋、ミトン及びニット	四〇・六	八〇 五
四〇・一	（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリブ型で、円の外周が六〇センチメートルを超え一八〇センチメートル以下のものに限り。）	四〇・七	建設用、鋳業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	四〇・七	内科用、外科用、歯科用又は獣医科用のもの	四〇・七	八〇 六
四〇・一	（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリブ型で、円の外周が六〇センチメートルを超え一八〇センチメートル以下のものに限り。）	四〇・八	両及び機械に使用する種類のもの	四〇・八	その他のもの	四〇・八	八〇 七
四〇・一	エンドレス状の伝動用のベルト	四〇・九	その他のもの	四〇・九	その他のもの	四〇・九	八〇 八
四〇・一	（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリブ型以外のもので、円の外周が六〇センチメートルを超え一八〇センチメートル以下のものに限り。）	四〇・一〇	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ更生タイヤ	四〇・一〇	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）	四〇・一〇	八〇 九
四〇・一	（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリブ型で、円の外周が一八〇センチメートルを超え二四〇センチメートル以下のものに限り。）	四〇・一一	乗用自動車（ステーションワゴン及びレシーシングカーを含む。）に使用する種類のもの	四〇・一一	セルラーラバー製のもの	四〇・一一	九〇 一
四〇・一	（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリブ型以外のもので、円の外周が一八〇センチメートルを超え二四〇センチメートル以下のものに限り。）	四〇・一二	航空機に使用する種類のもの	四〇・一二	その他のもの	四〇・一二	九〇 二
四〇・一	（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリブ型以外のもので、円の外周が一八〇センチメートルを超え二四〇センチメートル以下のものに限り。）	四〇・一三	その他のもの	四〇・一三	床用敷物及びマット	四〇・一三	九〇 三
四〇・一	（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリブ型以外のもので、円の外周が一八〇センチメートルを超え二四〇センチメートル以下のものに限り。）	四〇・一四	空気タイヤ（中古のものに限る。）	四〇・一四	消しゴム	四〇・一四	九〇 四
四〇・一	（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリブ型以外のもので、円の外周が一八〇センチメートルを超え二四〇センチメートル以下のものに限り。）	四〇・一五	その他のもの	四〇・一五	ガスケット、ワッシャーその他	四〇・一五	九〇 五
四〇・一	（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリブ型以外のもので、円の外周が一八〇センチメートルを超え二四〇センチメートル以下のものに限り。）	四〇・一六	その他のもの	四〇・一六	のシール	四〇・一六	九〇 六
四〇・一	（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリブ型以外のもので、円の外周が一八〇センチメートルを超え二四〇センチメートル以下のものに限り。）	四〇・一七	その他のもの	四〇・一七	防酸材（膨らませることができ	四〇・一七	九〇 七

注 1 この類には、次の物品を含まない。  
 (a) 原皮くず（第〇五・一一項参照）  
 (b) 第〇五・〇五項又は第六七・〇一項目の羽毛皮及びその部分  
 (c) 毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第四三類参照）。ただし、牛（水牛を含む）、馬類の動物、羊（アストラカカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーを含む。）、シヤモア、ガゼル、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第四一類に属する。

2 (A) 第四一・〇四項から第四一・〇六項までには、なめし過程（前なめしを含む）中の皮のうちなめしを終えてないものを含まない（第四一・〇一項から第四一・〇三項まで参照）。  
 (B) 第四一・〇四項から第四一・〇六項までにおいて「クラスト」には、乾燥の前に、再なめし、染色色又は加脂を行った場合を含む。  
 3 この表において「コンポジションレザ」とは、第四一・一五項の物品のみをいう。

備考  
 1 第四一・〇四項から第四一・〇六項までの「なめした皮」とは、なめし剤で耐熱性が安定的に得られるまで処理したものをいう。  
 2 第四一・〇七項、第四一・一二項から第四一・一四項までの「革」とは、革製品に求められる性質、形状に適合させるための起毛、塗装、

つや出し、型押し等の表面処理のいずれかをし た皮をいう。	四一・〇 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）	四一・〇 全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）	一・二〇 全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）	四一・〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）
	四一・〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	四一・〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）
	四一・〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	四一・〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）
	四一・〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	四一・〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	一・五〇 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）



<p>(f) 第六六・〇二項のむちその他の製品</p> <p>(g) カフスボタン、腕輪その他の身辺用模造細貨類（第七一・一七項参照）</p> <p>(h) あぶみ、くつわ、真ちゆう製動物用装飾具、留金その他の動物用装飾具の取付具及びトリミング（個別に提示するものに限る。主として第一五部に属する。）</p> <p>(i) ドラムその他これに類する楽器の革、弦その他の楽器の部分品（第九二・〇九項参照）</p> <p>(k) 第九四類の物品（例えば、家具及び照明器具）</p> <p>(l) 第九五類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）</p> <p>(m) 第九六・〇六項のボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのプランク</p> <p>3 (A) 第四二・〇二項には、2の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 取手付きのプラスチックシート製の袋（印刷してあるかないかを問わないものとし、長期間の使用を目的としないものに限る。第三九・二三項参照）</p> <p>(b) 組物材料の製品（第四六・〇二項参照）</p> <p>(B) 第四二・〇二項又は第四二・〇三項の製品には、取付具又は装飾物を構成する部分品として貴金属若しくは貴金属を張つた金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したもの（当該部分品が当該製品に重要な特性を与えていないものに限る。）を含む。当該部分品が当該製品に重要な特性を与えている場合には、当該製品は、第七一類に属する。</p> <p>4 第四二・〇三項において衣類及び衣類附属品には、手袋、ミトン及びミット（運動用又は保護用のものを含む）、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革並びに腕輪（時計用のものを除く。第九一・一三項参照）を含む。</p> <p>四二・〇</p> <p>一・〇〇 網、ひざ当て、口輪、くら敷六%</p> <p>き、くら袋、犬用のコートその</p>							
<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>一 携帯用化粧道具入れ（貴金属、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 携帯用化粧道具入れ（貴金属、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 携帯用化粧道具入れ（貴金属、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>二</p> <p>旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、タバコ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器</p> <p>トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器</p>
<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>二</p> <p>珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>(二) その他のもの</p>
<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四二・〇</p> <p>二・二二 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>一</p> <p>財布（貴金属、これを張り若しくはめつた金属、半貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの）のうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>二 その他のもの</p>

四二〇	一 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	四〇%
四二〇	二 その他のもの	一二・五%
三・二	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	四〇%
四二〇	二 その他のもの	一二・五%
三・二	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	四〇%
四二〇	二 その他のもの	一二・五%
三・二	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	四〇%
四二〇	二 その他のもの	一二・五%
三・二	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	四〇%
四二〇	二 その他のもの	一二・五%
三・二	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	四〇%
四二〇	二 その他のもの	一二・五%

四二〇	一 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	四〇%	二 機械用その他の技術的用途に供する種類のもの	一二・五%
四二〇	二 その他のもの	一二・五%	(一) ベルト、ベルチング、コインジュー、ミングレザー及びインターギレザ	三・九%
三・二	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	四〇%	(二) その他のもの	一二・五%
四二〇	二 その他のもの	一二・五%	二 その他のもの	一二・五%
三・二	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	四〇%	六・〇 腸、ゴールドビーター、ススキ、三・九	九%
四二〇	二 その他のもの	一二・五%	注	
三・二	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	四〇%	1 この表において「毛皮」とは、第四三・〇一項の原毛皮を除くほか、毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたものをいう。	
四二〇	二 その他のもの	一二・五%	2 この類には、次の物品を含まない。	
三・二	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	四〇%	(a) 羽毛皮及びその部分(第五〇・五項及び第六七・〇一項参照)	
四二〇	二 その他のもの	一二・五%	(b) 第四一類の注1(c)のただし書の毛が付いている原皮	
三・二	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	四〇%	(c) 革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋、ミトン及びミット(第四二・〇三項参照)	
四二〇	二 その他のもの	一二・五%	(d) 第六四類の物品	
三・二	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	四〇%	(e) 第六五類の帽子及びその部分品	
四二〇	二 その他のもの	一二・五%	(f) 第六六類の物品	
三・二	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	四〇%	(g) 第六七類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)	
四二〇	二 その他のもの	一二・五%	3 第四三・〇三項には、他の材料を加えて組み合わせた毛皮及びその部分並びに衣類(部分品及び付属品を含む)その他の製品の形状に縫い合わせた毛皮及びその部分を含む。	
三・二	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	四〇%	4 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類付属品(2の物品及び毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したものを除く)は、第四三・〇三項又は第四三・〇四項に属する。	
四二〇	二 その他のもの	一二・五%	5 この表において「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維を革、織物その他の材料に接着し又	

四三〇	一 縫い付けた模造の毛皮をいうものとし、織り又は編むことにより得た模造の毛皮(主として第五八・〇一項又は第六〇・〇一項に属する)を含まない。	四三・〇一
四三〇	二 原毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く)。	四三・〇一
四三〇	三 ミンクのもの(全形のものに七%を付するものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかないいかを問わない)。	四三・〇一
四三〇	四 子羊のもの(アストラカン、羊、ブロードテール羊、カラル羊、ペルシヤ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに七%を付するものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかないいかを問わない)。	四三・〇一
四三〇	五 きつねのもの(全形のものに七%を付するものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかないいかを問わない)。	四三・〇一
四三〇	六 その他の毛皮(全形のものに七%を付するものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかないいかを問わない)。	四三・〇一
四三〇	七 頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの	四三・〇一
四三〇	八 ミンクのもの	四三・〇一
四三〇	九 その他のもの	四三・〇一

四三〇	一 部、尾部又は足部が付いているかないかを問わない)。	一五%
四三〇	二 ミンクのもの	一五%
四三〇	三 その他のもの	一五%
四三〇	四 頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせたもの	一五%
四三〇	五 全形のもの及び切片で、組み合わせたもの	一五%
四三〇	六 ドロップスキン	二〇%
四三〇	七 その他のもの	一五%
四三〇	八 衣類、衣類付属品その他の毛皮製品	二〇%
四三〇	九 衣類及び衣類付属品	二〇%
四三〇	一〇 その他のもの	二〇%
四三〇	一一 木材及びその製品	六%
四三〇	一二 第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びに、エスパルトその他の組物の製品並びにかご細工物及び杖条細工物	
四三〇	一三 第四四類 木材及びその製品並びに木炭	
四三〇	注	
四三〇	1 この類には、次の物品を含まない。	
四三〇	(a) 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材(チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。第一二・一一項参照)	
四三〇	(b) 主として組物に使用する竹その他の木に類する材料(粗のものに限るものとし、割り、縦にひき又は特定の長さで切つたものであるかないかを問わない。第一四・〇一項参照)	
四三〇	(c) 主として染色又はなめしに使用する木材(チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。第一四・〇四項参照)	
四三〇	(d) 活性炭(第三八・〇二項参照)	
四三〇	(e) 第四二・〇二項の製品	
四三〇	(f) 第六六類の物品	
四三〇	(g) 第六四類の履物及びその部分品	
四三〇	(h) 第六六類の物品(例えば、傘及びつえ並びにこれらの部分品)	
四三〇	(i) 第六八・〇八項の物品	

(k) 第七一・一七項の身辺用模造細貨類	2 第四四〇一・三二号において「木質ブリケット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物(例えば、削りくず、のこくず及びチップ)で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの(横断面の最小寸法が二五ミリメートルを超え、立方体状、多面体状又は円筒状の物品に限る。)をいう。	四四〇一・三二	のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。)	無税	四四〇一・三二	のこくず	無税	四四〇三・二六	その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)	無税
(1) 第六部又は第七部の物品(例えば、機械の部分品、ケース、カバー、機械用のキャビネット及び車両)	3 第四四〇七・一三号において「SPF」とは、とうひ、松及びみみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。	四四〇七・一三	針葉樹以外のもの	無税	四四〇七・一三	針葉樹以外のもの	無税	四四〇三・二六	その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)	無税
(m) 第一八部の物品(例えば、時計のケース及び楽器並びにこれらの部分品)	4 第四四〇七・一四号において「ヘムファー」とは、ウェスタンヘムロック及びみみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。	四四〇七・一四	チップ状又は小片状の木材	無税	四四〇七・一四	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	無税	四四〇三・二六	その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)	無税
(n) 火器の部分品(第九三・〇五項参照)			針葉樹のもの	無税	四四〇三・二六	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	無税	四四〇三・二六	その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)	無税
(o) 第九四類の物品(例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物)			針葉樹以外のもの	無税	四四〇三・二六	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	無税	四四〇三・二六	その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)	無税
(p) 第九五類の物品(例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具)			その他のもの	無税	四四〇三・二六	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	無税	四四〇三・二六	その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)	無税
(q) 第九六類の物品(例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品。第九六・〇三項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。)			松(マツ属のもの)のもの	無税	四四〇三・二六	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	無税	四四〇三・二六	その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)	無税
(r) 第九七類の物品(例えば、美術品)			その他のもの	無税	四四〇三・二六	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	無税	四四〇三・二六	その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)	無税
2 この類において「改良木材」とは、化学的又は物理的な処理(木材を相互に接着したものにあっては、接着が必要とする処理を超えたものに限る。)によつて密度又は硬度を増加させることにより、機械的強度、化学的作用に対する抵抗性又は電気抵抗特性を改善した木材をいう。			その他のもの	無税	四四〇三・二六	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	無税	四四〇三・二六	その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)	無税
3 第四四・一四項から第四四・二一項までには、パーテイクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材の製品を含む。			その他のもの	無税	四四〇三・二六	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	無税	四四〇三・二六	その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)	無税
4 第四四・一〇項から第四四・一二項までの物品には、第四四・〇九項に定める加工をしたもの及び曲げ、波形にし、穴を明け、長方形(正方形を含む。)以外の形状に切り若しくは成形し又はその他の加工をしたもので、他の項に属する製品の特性を有しないものを含む。			その他のもの	無税	四四〇三・二六	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	無税	四四〇三・二六	その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)	無税
5 第四四・一七項には、刃、作用端、作用面その他の作用する部分が第八二類の注1に定める材料から成る工具を含まない。			その他のもの	無税	四四〇三・二六	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	無税	四四〇三・二六	その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)	無税
6 この類の各項において木材には、1の物品又は文脈により別に解釈される場合を除くほか、竹その他の木に類する材料を含む。			その他のもの	無税	四四〇三・二六	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	無税	四四〇三・二六	その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)	無税
号注			その他のもの	無税	四四〇三・二六	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	無税	四四〇三・二六	その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)	無税
1 第四四〇一・三一号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物(例えば、削りくず、のこくず及びチップ)で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの(直径が二五ミリメートル以下で、長さが一〇〇ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。)をいう。			その他のもの	無税	四四〇三・二六	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	無税	四四〇三・二六	その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)	無税



<p>○ 四・四 九・一</p>	<p>針葉樹のもの</p>	<p>○ 四・四 九</p> <p>さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p>	<p>○ 四・四 八・九</p> <p>つげ、したん又はこくたんのもの 積層木材を平削りすることにより得られるもの 集成材 その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの 積層木材を平削りすることにより得られるもの 集成材 その他のもの その他のもの</p>	<p>B その他のもの （二） その他のもの 二 ジェルトンのもの（長さが二センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。） 三 チークのもの （一） 積層木材を平削りすることにより得られるもの A 集成材 B その他のもの （二） その他のもの （一） 積層木材を平削りすることにより得られるもの A 集成材 B その他のもの （二） その他のもの</p>
<p>○ 四・四 一</p>	<p>パーティクルボード パーティクルボード</p>	<p>○ 四・四 一</p> <p>パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウエファアボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）</p>	<p>○ 四・四 一</p> <p>引抜材 玉縁及び縁形 その他のもの ふたばがき科のもの その他のもの</p>	<p>一 引抜材 二 玉縁及び縁形 三 その他のもの （一） マツ属、モミ属（カリフオアルニアレッドファー、グラントファー、ノールブルー及びパシフィックシルバーファーを除く。） トウヒ属（シトカスプルスを除く。）又はカラマツ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。） （二） その他のもの</p>
<p>四・四 一</p>	<p>密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの 厚さが九ミリメートルを超えるもの</p>	<p>四・四 一</p> <p>密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの 厚さが五ミリメートルを超えるもの 厚さが五ミリメートルを超えるもの</p>	<p>四・四 一</p> <p>繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。） ミディアムデンシティファイバーボード（MDF） 厚さが五ミリメートル以下のもの</p>	<p>一 板状のもの 二 その他のもの （一） 板状のもの 二 その他のもの （二） 板状のもの 三 その他のもの （一） 板状のもの 二 その他のもの</p>
<p>四・四 一</p>	<p>密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの 厚さが九ミリメートルを超えるもの</p>	<p>四・四 一</p> <p>密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの 厚さが五ミリメートルを超えるもの 厚さが五ミリメートルを超えるもの</p>	<p>四・四 一</p> <p>合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。） （二） 少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サペリ、パイロラ、マホガニー（スウイエテニア属のもの）、パリツサンドルバラ、パリツサンドルリオ又はパリツサンドルロゼのもの A ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの （a） 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの （b） その他のもの B その他のもの （a） 厚さが六ミリメートル未満のもの （b） その他のもの （二） その他のもの A ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの</p>	<p>二 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラム以下のもの その他のもの 四・四 一 密度が一立方センチメートルにつき〇・九グラムを超えるもの 二 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの 四・四 一 密度が一立方センチメートルにつき〇・九グラムを超えるもの 二 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの 四・四 一 密度が一立方センチメートルにつき〇・九グラムを超えるもの 二 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの 四・四 一 密度が一立方センチメートルにつき〇・九グラムを超えるもの 二 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの</p>



四四・一	木製のたる、おけその他これらに二	四四二	その他のもの（モザイク状の床用	三・	四四二	木製の食卓用品及び台所用品	二	○	一	寄せ木し又は象眼した木材	二
四四・六	類する容器及び木製のこれらの部	四四二	その他のもの（多層のものに限る	三・	四四二	製パン用の板、まな板その他これ	三	○	二	その他のもの	○
四四・〇	分品（たる材及びおけ材を含む。）	四四二	その他のもの	九	四四二	らに類する板	二	○	四	その他の木製品	三
四四・一	握り並びに靴の木型	四四二	構造設計用木材製品	三	四四二	箸	五	○	一	衣類用ハンガー	四
四四・七	はブラシの木製のボデー、柄及び	四四二	構造用集成材（グルラム）	九	四四二	一 割り箸	六	○	二	四四二	二
四四・〇	握り並びに靴の木型	四四二	直交集成板（CLT又はXラム）	三	四四二	二 その他のもの	三	○	一	四四二	四
四四・一	その他のもの	四四二	いずれのラミナも厚さが一二三	九	四四二	熱帯産木材のもの	二	○	二	一 かりん、つげ、たがやさん、	四
四四・一	熱帯産木材のもの	四四二	ミリメートル以上のもの	九	四四二	熱帯産木材のもの	二	○	一	紅木、したん又はこくたん（しま	六
四四・一	熱帯産木材のもの	四四二	その他のもの	三	四四二	一 割り箸	五	○	一	こくたんを除く。）のもの	六
四四・一	その他のもの	四四二	I型はり	○	四四二	二 その他のもの	三	○	二	二 その他のもの	五
四四・一	その他のもの	四四二	その他のもの	九	四四二	一 割り箸	五	○	一	三 マッチの軸木	○
四四・一	戸及びその枠並びに敷居	四四二	その他のもの	九	四四二	二 その他のもの	三	○	一	二 マッチの軸木	無
四四・一	熱帯産木材のもの	四四二	竹製のもの	九	四四二	一 寄せ木し又は象眼した木材、宝	五	○	一	三 その他のもの	無
四四・二	その他のもの	四四二	セルラーパネル	○	四四二	用又は刃物の木製の箱、ケース	六	○	二	（一） かりん、つげ、たがやさん、	四
四四・二	その他のもの	四四二	セルラーウッドパネル	○	四四二	製の小像その他の装飾品並びに	三	○	二	（二） かりん、つげ、たがやさん、	四
四四・二	その他のもの	四四二	その他のもの	九	四四二	九四類に属しない木製の家具	二	○	一	紅木、したん又はこくたん（しま	六
四四・二	その他のもの	四四二	セルラーウッドパネル	九	四四二	小像その他の装飾品	二	○	二	こくたんを除く。）のもの	六
四四・四	組み合わせた床用パネル	四四二	その他のもの	○	四四二	熱帯産木材のもの	二	○	二	（二） その他のもの	五
四四・五	竹製のもの及び少なくとも最上層	四四二	その他のもの	八	四四二	無税	二	○	一	（一） この類には、次の物品を含まない。	八
四四・七	竹製のもの	四四二	木製の建具及び床柱	九	四四二	無税	二	○	二	（a） 第六四類の履物及びその部分品	八
三	（摩耗層）が竹製のもの	四四二	その他のもの	九	四四二	無税	二	○	一	（b） 第六五類の帽子及びその部分品	八
		四四二	その他のもの	九	四四二	無税	二	○	二	（c） 第九五類の物品（例えば、がん具、遊	八
		四四二	その他のもの	九	四四二	無税	二	○	一	用具及び運動用具）	八
		四四二	その他のもの	九	四四二	無税	二	○	二	天然コルク（粗のもの及び単	八
		四四二	その他のもの	九	四四二	無税	二	○	一	に調製したものに限る。）、コ	八



四七〇四・一	針葉樹のもの	無税
四七〇四・二	針葉樹以外のもの	無税
九	半さらしのもの及びささらしたものの針葉樹のもの	無税
四七〇四・二	針葉樹以外のもの	無税
一	針葉樹以外のもの	無税
四七〇四・二	針葉樹以外のもの	無税
九	針葉樹以外のもの	無税
四七〇五・〇	機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ	無税
四七〇六・一	古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ	無税
四七〇六・二	古紙パルプ	無税
四七〇六・三	その他のもの（竹製の無税のものに限る。）	無税
四七〇六・九	機械パルプ	無税
一	化学パルプ	無税
四七〇六・九	機械的及び化学的工工程の組合せにより製造したものの古紙	無税
四七〇七・一	さらさないクラフト紙又はクラフト板紙及びコルゲート加工をした紙又は板紙	無税
四七〇七・二	その他の紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）	無税
四七〇七・三	主として機械パルプから製造した紙又は板紙（例えば、新聞、雑誌	無税

四七〇七・九	印刷物）その他これらの類するもの（区分け無税しない古紙を含む。）	無税
注	第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	
1	この類において「紙」には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、板紙（厚さ及び一平方メートルについての重量を問わない。）を含む。	
2	この類には、次の物品を含まない。	
(a)	第三〇類の物品	
(b)	第三二・一二項のスタンプ用のはく	
(c)	香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（第三三類参照）	
(d)	せつけん又は洗剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロスウオッドイング（第三四・〇一項参照）並びに磨き料、クリムその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロスウオッドイング（第三四・〇五項参照）	
(e)	第三七・〇一項から第三七・〇四項までの感光性の紙及び板紙	
(f)	診断用又は理化学用の試薬を染み込ませた紙（第三八・二二項参照）	
(g)	一層のプラスチックを塗布し又は被覆した一枚の紙及び板紙で、プラスチックの層の厚さが全体の半分を超えるもの並びに紙又は板紙により補強した積層プラスチックのシート並びにこれらの製品（第三九類参照。第四八・一四項の壁面被覆材を除く。）	
(h)	第四二・〇二項の製品（例えば、旅行用具）	
(i-j)	第四六類の製品（組物材料の製品）	
(k)	紙糸及びその織物の製品（第一二部参照）	
(l)	第六四類又は第六五類の物品	
(m)	研磨紙及び研磨板紙（第六八・〇五項参照）並びに紙又は板紙を裏張りした雲母（第六八・一四項参照）。ただし、雲母粉を塗布した紙及び板紙は、この類に属する。	
(n)	紙又は板紙を裏張りした金属のはく（主として第一四部又は第一五部に属する。）	
(o)	第九二・〇九項の物品	
(p)	第九五類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）	
(q)	第九六類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）	

3	7の規定が適用される場合を除くほか、第四八・〇一項から第四八・〇五項までは、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、セルロスウオッドイング及びセルロース繊維のウェブ（全体を着色したものに限る。）を含む。ただし、第四八・〇三項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工をした紙、板紙、セルロスウオッドイング及びセルロース繊維のウェブを含まない。
4	この類において「新聞用紙」には、新聞印刷に使用する種類の塗布していない紙（サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限り）であつて、機械木材パルプ又はケミグラインド木材パルプの含有量が全繊維重量の五〇%以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧一メガパスカル）による各面の平滑度が二・五マイクロメートル（マイクロン）を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上六五グラム以下であるものうち、(a) 幅が二八センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b) 折り畳んでない状態において一辺の長さが二八センチメートルを超え、その他の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもののみを含む。
5	第四八・〇二項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テーブ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグラインドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。
(A)	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下の紙及び板紙
(a)	機械パルプとケミグラインドパルプを合わせたものの含有量が一〇%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。
1	重量が一平方メートルにつき八〇グラム以下であること。
2	全体を着色してあること。
(b)	灰分の含有量が八%を超え、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。
1	重量が一平方メートルにつき八〇グラム以下であること。
2	全体を着色してあること。
(c)	灰分の含有量が三%を超え、かつ、白色度が六〇%以上であること。
(d)	灰分の含有量が三%を超え八%以下であつて、白色度が六〇%未満であり、かつ、比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき二・五キロパスカル以下であること。
(e)	灰分の含有量が三%以下であつて、白色度が六〇%以上であり、かつ、比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき二・五キロパスカル以下であること。
(B)	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙
(a)	全体を着色してあること。
(b)	白色度が六〇%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。
1	厚さが二五マイクロメートル（マイクロン）以下であること。
2	厚さが二五マイクロメートル（マイクロン）を超え五〇マイクロメートル（マイクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が三%を超えること。
(c)	白色度が六〇%未満であつて、厚さが二五マイクロメートル（マイクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が八%を超えること。
ただし、第四八・〇二項には、フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（フィルターペーパーを含む。）並びにフェルトペーパー及びフェルトペーパーボードを含まない。	
6	この類において「クラフト紙及びクラフト板紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇%以上の紙及び板紙をいう。
7	第四八・〇一項から第四八・一一項までの二以上の項に属するとみられる紙、板紙、セルロスウオッドイング及びセルロース繊維のウェブは、項において別段の定めがある場合を除くほか、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。
8	第四八・〇三項から第四八・〇九項までは、紙、板紙、セルロスウオッドイング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。
(a)	幅が三六センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの
(b)	折り畳んでない状態において一辺の長さが三六センチメートルを超え、その他の辺の長

さが一五センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの

9 第四八・一四項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。

(a) 壁又は天井の装飾に適するロール状の紙のうち、幅が四五センチメートル以上一六〇センチメートル以下の次のもの

(i) 木目付けをし、型押しをし、表面に着色し、図案を印刷し又は繊維のフロックを付着させる等の方法により表面に装飾を施したものと（透明な保護用プラスチックを塗布してあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない。）

(ii) 木材、わら等の小片を混入した結果、平たんでない表面を有するもの

(iii) プラスチックを表に塗布し又は被覆したもの（当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限り。）

(iv) 組物材料（平行につないであるかないか又は織つてあるかないかを問わない。）で表を覆つたもの

(b) 縁又はフリーズに使用する (a) の (i) から (iv) までのいずれかの処理をした紙で、壁又は天井の装飾に適するもの（ロール状であるかないかを問わない。）

(c) 数枚のパネルから成る紙製の壁面被覆材（ロール状又はシート状のものに限る。）で、壁に張り付けたとき、風景、図案又はモチーフが現れるように印刷したもの

紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第四八・二三項に属する。

10 第四八・二〇項には、特定の大きさに切つたとしてないシート及びカード（印刷し、型押しをし又はせん孔したものであるかないかを問わない。）を含む。

11 第四八・二三項には、ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔した紙及び板紙並びに紙製のレースを含む。

12 第四八・一四項又は第四八・二二項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッシュアップ並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものは、第四九類に属する。

号注

1 第四八〇四・一〇号及び第四八〇四・一〇号において「クラフトライナー」とは、木材を

原料とした硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇％以上で、重量が一平方メートルにつき一一・五グラムを超え、かつ、次の表の上欄のひょう量に該当するものにあつては対応する同表の下欄のミュールン破裂強さの最低値を有し、その他のひょう量のものにあつては一次内挿値又は一次外挿値と等値のミュールン破裂強さの最低値を有するマシン仕上げ又はマシングレイズをした紙及び板紙（ロール状のものに限る。）をいう。	ひょう量（グミュールン破裂強さラム每平方米の最低値（キロパス））	ひょう量（グミュールン破裂強さ）
ひょう量（グミュールン破裂強さの最低値）（キロニウム）	ひょう量（グミュールン破裂強さ）	ひょう量（グミュールン破裂強さ）
二〇〇	四二四	九六一
一〇〇	二〇二	四六一
一〇	二〇	四六
一	二	四
一	一	一
一	一	一
一	一	一

2 第四八〇四・二二号及び第四八〇四・二九号において「重袋用クラフト紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇％以上であつて、重量が一平方メートルにつき六〇グラム以上一一五グラム以下であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすマシン仕上げをした紙（ロール状のものに限る。）をいう。

(a) ミュールン比較破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき三・七キロパスカル以上で、横方向の伸び率が四・五％を超え、かつ、縦方向の伸び率が二％を超えること。

(b) 次の表の上欄のひょう量に該当するものにあつては対応する同表の中欄の引裂き強さの最低値及び下欄の引張強さの最低値を有すること又はその他のひょう量のものにあつては一次内挿値と等値の引裂き強さの最低値及び引張強さの最低値を有すること。

ひょう量（引裂き強さの最低値）（キロニウム）	引裂き強さの最低値（キロニウム）	引張強さの最低値（キロニウム）
二〇〇	四二四	九六一
一〇〇	二〇二	四六一
一〇	二〇	四六
一	二	四
一	一	一
一	一	一
一	一	一

3 第四八〇五・一一号において「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ（さらしてないものに限る。）の含有量が全繊維重量の六五％以上であり、かつ、CMT 三〇（コルゲート中芯試験で三分調湿後）による圧縮強さが相対湿度五〇％、温度二三度において一・八ニュートンを超えるロール状の紙をいう。

4 第四八〇五・一二号には、主に機械的及び化学的の組合せにより得られたわらパルプから製造した紙であつて、一平方メートルにつき一三〇グラム以上で、CMT 三〇（コルゲート中芯試験で三分調湿後）による圧縮強さが相対湿度五〇％、温度二三度において一グラム毎平方メートルにつき一・四ニュートンを超えるロール状のものを含む。

5 第四八〇五・二四号及び第四八〇五・二五号には、全部又は大部分を再生パルプから製造した紙及び板紙を含む。テストライナーには、染色した紙又は非再生パルプ（さらしてあるかないかを問わない。）から製造した紙を表面層として有するものを含む。これらの物品は、ミュールン比較破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき二キロパスカル以上であるものをいう。

6 第四八〇五・三〇号において「サルファイト包装紙」とは、木材を原料とした亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の含有量が全繊維重量の四〇％を超え、灰分の含有量が八％以下であり、かつ、ミュールン比較破裂強さが一グラム毎平方メートルにつき一一・五グラムを超え、かつ、総重量が一平方メートルにつき七二グラム以下であるものをいう。

四八〇一・新開用紙（ロール状又はシート無税状のものに限る。）





四八・一	製紙用バルブ製のフィルタープロ無税	四八・一	箱、袋その他の容器に詰め合わせ	四八・一	袋（底の幅が四〇センチメートル	四八・二	紡織用繊維の糸を巻くために使用
二・〇	ック、フィルタースラブ及びフイ	七・二〇	たもの	四八・二	以上のものに限り。	二・一〇	する種類のもの
四八・一	ルタープレート	四八・一	封筒	四八・一	の袋（円すい形のものを含	四八・二	その他のもの
一・三	製造たばこ用巻紙（特定の大き	七・二〇	通信用カード	四八・一	む）。	二・九〇	その他のもの
四八・一	に切り、小冊子状にし又は円筒状	四八・一	封筒、通信用カード、便せん等を	四八・一	他の包装容器（レコード用ジ	四八・二	その他の紙、板紙、セルロース
三・一	にしたものであるかないかを問わ	七・三〇	容器に詰め合わせたもの	四八・一	ヤケットを含む）。	三	ウオッディング及びセルロース
四八・一	ない。）	四八・一	紙製又は板紙製の箱、袋その他の	九・六〇	の他これらに類する製品で事務	四八・二	のウェブ（特定の大きさ又は形状
三・一	小冊子状又は円筒状のもの	四八・一	容器に詰め合わせたもの	四八・一	所、商店等において使用する種類	四八・二	に切つたものに限る。）並びに製
四八・一	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、	四八・一	トイレットペーパーその他これに	四八・二	のものの	四八・二	紙用バルブ、紙、板紙、セルロ
三・一	無税	四八・一	類する家庭用又は衛生用に供する	四八・二	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、	四八・二	スウオッディング又はセルロ
四八・一	無税	四八・一	種類の紙、セルロースウオッディ	四八・二	雑記帳、注文帳、領収帳、便	三・二〇	スウオッディングのその他の製品
三・二	無税	四八・一	ング及びセルロース繊維のウェブ	四八・二	ん、メモ帳、日記帳その他これら	四八・二	繊維のウェブのその他の製品
四八・一	無税	四八・一	（幅が三六センチメートル以下の	四八・二	に類する製品、練習帳、吸取紙、	三・四〇	自動記録装置用に印刷したロー
三・九	無税	四八・一	ロール状にし又は特定の大きさ若	四八・二	バインダー、書類挟み、フアイル	四八・二	ル、シート及び円盤
四八・一	無税	四八・一	しくは形状に切つたものに限る。）	四八・二	カパー、転写式の事務用印刷物、	四八・二	紙製又は板紙製の盆、皿、コップ
四八・一	無税	四八・一	並びに製紙用バルブ製、紙製、セ	四八・二	挿入式カーボンセットその他の文	四八・二	その他これらに類する製品
四八・一	無税	四八・一	ルロースウオッディング製又はセ	四八・二	房具及び事務用品、アルバム（見	三・六	竹製のもの
四八・一	無税	四八・一	ルロース繊維のウェブ製のハンカ	四八・二	本用又は収集用のものに限る。）	四八・二	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	チ、クレンジングティッシュ、タ	四八・二	並びにブックカパー	三・六	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	オル、ティブルクロス、ナプキン	四八・二	帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、	三・六	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	ン、ベッドシートその他これらに	四八・二	領収帳、便せん、メモ帳、日記帳	四八・二	成型し又は加圧成形をした製紙用
四八・一	無税	四八・一	類する家庭用品、衛生用品及び病	四八・二	その他これらに類する製品	四八・二	パルプの製品
四八・一	無税	四八・一	院用品、衣類並びに衣類附属品	四八・二	練習帳	四八・二	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	トイレットペーパー	四八・二	練習帳	三・九	せん孔カード式統計機械用の無税
四八・一	無税	四八・一	ハンカチ、クレンジングティッシ	四八・二	バインダー（ブックカパーを除	三・九	カード、モノタイプ用のテープそ
四八・一	無税	四八・一	ユ、化粧用ティッシュ及びタオル	四八・二	く）、書類挟み及びフアイルカ	三・七	の他これらに類する物品に記録の
四八・一	無税	四八・一	テープルクロス及びナプキン	四八・二	パー	四八・二	ためにせん孔したものの
四八・一	無税	四八・一	衣類及び衣類附属品	四八・二	転写式の事務用印刷物及び挿入	三・九	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	その他のもの	四八・二	カーボンセット	三・九	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	紙製、板紙製、セルロースウオッ	四八・二	アルバム（見本用又は収集用の	三・九	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	デザイン製又はセルロース繊維の	四八・二	のみに限る。）	三・九	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	ウェブ製の箱、ケース、袋その他	四八・二	紙製又は板紙製のラベル（印刷	三・九	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	の包装容器及び紙製又は板紙製の	四八・二	であるかないかを問わない。）	三・九	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	書類箱、レタートレイその他これ	四八・二	印刷したもの	三・九	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	らに類する製品で事務所、商店等	四八・二	紙製又は板紙製のラベル（印刷	三・九	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	において使用する種類のもの	四八・二	であるかないかを問わない。）	三・九	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	段ボール製の箱及びケース	四八・二	印刷したもの	三・九	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及	四八・二	紙製又は板紙製のラベル（印刷	三・九	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	びケース（段ボール製のものを除	四八・二	であるかないかを問わない。）	三・九	その他のもの
四八・一	無税	四八・一	く）	四八・二	印刷したもの	三・九	その他のもの

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 透明なベース上の写真のネガ及びポジ（第三七類参照）

(b) 浮出し地図、浮出し設計図及び浮出し地球儀（印刷してあるかないかを問わない。第九〇・二三項参照）

(c) 第九五類の遊戯用カードその他の物品

(d) 銅版画、木版画、石版画その他の版画（第九七・〇二項参照）、第九七・〇四項の郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品



属を決定する。構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。

(B) (A)の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a) 馬毛をしん糸に使用したジンプヤーン(第五一・〇項参照)及び金属を交えた糸(第五六・〇五項参照)は、単一の紡織用繊維とみなすものとし、その重量は、これを構成する要素の重量の合計による。また、織物の所属の決定に当たり、金属糸は、紡織用繊維とみなす。

(b) 所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類の中から、当該類に属しない構成材料を考慮することなく、項を決定する。

(c) 第五四類及び第五五類の両類を他の類とともに考慮する必要がある場合には、第五四類及び第五五類は、一の類として取り扱う。

(d) 異なる紡織用繊維が一の類又は項に含まれる場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。

(C) (A)及び(B)の規定は、3から6までの糸についても適用する。

(b) 第五四類のマルチフィラメントヤーン(よつてないもの及びより数が一メートルにつき五未満のものに限る。)及び第五五類の人造繊維の長繊維のトウ

(c) 第五〇・〇六項の天然でぐず及び第五四類の単繊維

(d) 第五六・〇五項の金属を交えた糸(金属糸により補強した糸を除く。)

(e) 第五六・〇六項のシェニールヤーン、ジンプヤーン及びブルーウェールヤーン

(A) 第五〇類から第五二類まで、第五四類及び第五五類において糸との関連で「小売用にしたもの」とは、(B)の物品を除くほか、次のいづれかの糸(単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン)をいう。

(a) カード、リール、チューブその他これらに類する糸巻に巻いた糸で一個の重量(糸巻の重量を含む)が次の重量以下であるもの

(i) 絹糸、絹紡糸、絹紡糸、糸及びび人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(i) その他の糸については、一二五グラム

(ii) ポール巻又はかせ巻の糸については、一個の重量が次の重量以下であるもの

(i) 絹糸、絹紡糸、絹紡糸、糸及びび人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(ii) その他の糸については、一二五グラム

(iii) 数個の小さなかせに区分してある等しい重量のかせ巻の糸については、一個の小さなかせの重量が次の重量以下であるもの

(i) 絹糸、絹紡糸、絹紡糸、糸及びび人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(ii) その他の糸については、一二五グラム

(a) 紡織用繊維の単糸。ただし、次のものを除く。

(i) 羊毛又は織獣毛の単糸で漂白してないもの

(ii) 羊毛又は織獣毛の単糸で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、五、〇〇〇デシテックスを超えるもの

(b) マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、漂白してないものうち、次のもの

(i) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸、糸(体裁を問わない。)

(ii) その他の紡織用繊維の糸でかせ巻のもの(羊毛又は織獣毛の糸を除く。)

(c) マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(絹糸、絹紡糸及び絹紡糸、糸に限る。)で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、一三三デシテックス以下のもの

(d) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のもの

(i) あやかせのもの

(ii) コップ、ねん糸用のチューブ、パイン、円すい状ボビン、スピンドルその他の糸巻に巻いたもの、繭の形状に巻いたものでししゅう機に使用するものその他の繊維工業において使用する体裁にしたもの

5 第五二・〇四項、第五四・〇一及び第五五・〇八項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次の全ての要件を満たすものをいう。

(a) 糸巻(例えば、リール及びチューブ)に巻いたもので重量(糸巻の重量を含む)が一、〇〇〇グラム以下であること。

(b) 縫糸用としての仕上げ加工をしてあること。

(c) 最後にZよりをかけてあること。

6 この部において「強力糸」とは、次の糸をいう。

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル

の単糸で、テナシティが一テックスにつき六〇センチニュートンを超えるもの

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル

のマルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが一テックスにつき二七センチニュートンを超えるもの

7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。

(a) 長方形(正方形を含む)以外の形状に裁断した物品

(b) 完成したもので、単に分割糸を切ることに

により又はそのまま使用することができるもの

(縫製その他の加工を要しないものに限る。)

例えば、ダスター、タオル、テーブルクロス、スカーフ及び毛布)

(c) 特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し(縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。)、その他の縁をこの注に規

定される他の加工をした物品(反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。)

(d) 縁縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品(反物の裁断した縁にほつれ止めのための簡単な加工をしたものを除く。)

(e) 特定の大きさに裁断した物品でドロワー

ークをしたもの

(f) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品(同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物(詰物をしてあるかないかを問わない。))を除く。

(g) メリヤス編み又はクロセ編みにより特定の形状に編み上げたもの(単一の物品に裁断してあるかないかを問わない。)

8 第五〇類から第六〇類までにおいては、次に定めるところによる。

(a) 第五〇類から第五五類まで、第六〇類及び、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第五六類から第五九類までには、7に定義する製品にしたものを含まない。

(b) 第五〇類から第五五類まで及び第六〇類には、第五六類から第五九類までの物品を含まない。

9 第五〇類から第五五類までの織物には、紡

織用繊維の糸を平行に並べた層を鋭角又は直角

に重ね合わせ、糸の交点を接着剤又は熱溶融に

より結合した物品を含む。

10 紡織用繊維にゴム糸を組み合わせたもの

から成る弾力性のある物品は、この部に属する。

11 この部において染み込ませたものには、浸せきしたものを含む。

12 この部においてポリアミドには、アラミ

ドを含む。

13 この部及び適用可能な場合にはこの表に

において「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸

(単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸

を除く。))で、もとの長さの二倍に伸ばしても切

れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内

にもとの長さの一・五倍以下に戻るものをいう。

14 文脈により別に解釈される場合を除くほ

か、紡織用繊維から成る衣類で異なる項に属す

るものは、小売用のセットにした場合であつて

も当該各項に属する。この場合において、「紡織

用繊維から成る衣類」とは、第六一・〇一項か

ら成る衣類をいう。











<p>一、縫糸及び小売用にしたものを除く。 単糸（コームした繊維製のものを除く。）</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率）</p>	<p>二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	<p>円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>
<p>一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>
<p>一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>
<p>一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>
<p>一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>
<p>一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>
<p>一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	<p>二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>



<p>合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (二) その他のもの</p>	<p>二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従価率より低いときは、当該従価率)</p>	<p>五二〇 綿織物 (綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。)</p>	<p>五二〇 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの</p>	<p>五二〇 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの</p>	<p>五二〇 三枚綾織り又は四枚綾織り (破れ斜文織りを含む。) のもの</p>	<p>五二〇 その他の織物</p>	<p>八・一</p>	<p>九</p>	<p>漂白したものの</p>
<p>五二〇 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの</p>	<p>五二〇 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの</p>	<p>五二〇 三枚綾織り又は四枚綾織り (破れ斜文織りを含む。) のもの</p>	<p>五二〇 その他の織物</p>	<p>九</p>	<p>五二〇 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの</p>	<p>五二〇 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの</p>	<p>八・三</p>	<p>三</p>	<p>漂白したものの</p>
<p>五二〇 その他の織物</p>	<p>八・三</p>	<p>五二〇 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの</p>	<p>五二〇 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの</p>	<p>九</p>	<p>五二〇 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの</p>	<p>五二〇 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの</p>	<p>八・五</p>	<p>九</p>	<p>漂白したものの</p>
<p>五二〇 綿織物 (綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。)</p>	<p>五二〇 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの</p>	<p>五二〇 三枚綾織り又は四枚綾織り (破れ斜文織りを含む。) のもの</p>	<p>五二〇 その他の織物</p>	<p>九</p>	<p>五二〇 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの</p>	<p>五二〇 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの</p>	<p>九・二</p>	<p>九</p>	<p>漂白したものの</p>



<p>一五 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百</p>	<p>二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三 その他のもの</p>	<p>八・四% 五・六%（その率が四・四%及び一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 四%及び一方メートルにつき一円五十二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）</p>
<p>三十九</p>	<p>一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三 その他のもの</p>	<p>一一・二% 八・四% 五・六%（その率が四・四%及び一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 四%及び一方メートルにつき一円五十二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）</p>
<p>五十一</p>	<p>一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三 その他のもの</p>	<p>一一・二% 八・四% 五・六%（その率が四・四%及び一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 四%及び一方メートルにつき一円五十二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）</p>
<p>五十二</p>	<p>一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三 その他のもの</p>	<p>一一・二% 八・四% 五・六%（その率が四・四%及び一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 四%及び一方メートルにつき一円五十二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）</p>





<p>一五 二 一 五</p>	<p>一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p>	<p>二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)</p>	<p>一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p>	<p>一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。 三 その他のもの</p>
<p>一五 二 一 五</p>	<p>一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p>	<p>二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)</p>	<p>一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p>	<p>二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)</p>
<p>一五 二 一 五</p>	<p>一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p>	<p>二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)</p>	<p>一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p>	<p>一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)</p>
<p>一五 二 一 五</p>	<p>一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p>	<p>二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)</p>	<p>一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p>	<p>一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 漂白したもの</p>



<p>第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品は、人造繊維とみなさない。          人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。          2 第五四・〇二項及び第五四・〇三項には、第五五類の合成繊維の長繊維のトウ及び再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウを含まない。          備考          1 この表において「特定合成繊維」とは、ナイロンその他のポリアミド繊維、アクリル繊維、モダクリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維又はビロン繊維をいう。          2 この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。          3 第五四・〇八項においてアセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものには、これらのものの材料から製造したストリップその他これに類するものを含む。</p>	<p>縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）          一 絹の重量が全重量の量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          (一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          (二) その他のもの          四・八％          〇          五四〇一・二再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの          一 絹の重量が全重量の量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          (一) アセテート繊維又はこれと合成繊維</p>
<p>維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          (二) その他のもの          四・八％          〇          五四・〇二 合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含まずのものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）          強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限るものとし、テクスチャード加工をしていないかを問わない。）          五四〇 アラミドのもの          二・一          一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの          二 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          三 その他のもの          四・八％          〇          五四〇 強力糸（ポリエステルのものに限るものとし、テクスチャード加工をしていないかを問わない。）          一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          (一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          (二) その他のもの          四・八％          〇          五四〇 ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。）          一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          六％</p>	<p>縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）          一 絹の重量が全重量の量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          (一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          (二) その他のもの          四・八％          〇          五四〇 ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。）          一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          六％</p>
<p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          (二) その他のもの          四・八％          〇          五四〇 ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックスを超えるものに限る。）          一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          六％          〇          五四〇 ポリエステルのもの          二・三          一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          (一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          (二) その他のもの          四・八％          〇          五四〇 ポリプロピレンのもの          二・三          一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          (一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          (二) その他のもの          四・八％</p>	<p>縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）          一 絹の重量が全重量の量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          (一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          (二) その他のもの          四・八％          〇          五四〇 ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。）          一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          六％</p>
<p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          (二) その他のもの          四・八％          〇          五四〇 その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。）          弾性を有するもの          二・四          一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          (一) アラミド繊維のもの          (二) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          (三) その他のもの          四・八％          〇          五四〇 その他のもの（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）          二・四          一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          (一) アラミド繊維のもの          (二) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          (三) その他のもの          四・八％          〇          五四〇 その他のもの（ポリエステルのものに限る。）          二・四          一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          (一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          (二) その他のもの          四・八％</p>	<p>縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）          一 絹の重量が全重量の量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          (一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          (二) その他のもの          四・八％          〇          五四〇 ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。）          一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの          二 その他のもの          六％</p>

<p>五四〇 ポリエステルのもの 二・五</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を六%を超えるもの 二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテイト繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (二) その他のもの</p> <p>八四・八%</p>	<p>五四〇 その他のもの (ポリプロピレンのものに限る。)</p> <p>八四・八%</p>	<p>五四〇 その他のもの 二・四</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を六%を超えるもの 二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテイト繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (二) その他のもの</p> <p>八四・八%</p>	<p>五四〇 ナイロンその他のポリアミドのもの 二・五</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を六%を超えるもの 二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテイト繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (二) その他のもの</p> <p>八四・八%</p>
<p>五四〇 ポリエステルのもの 二・五</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を六%を超えるもの 二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテイト繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (二) その他のもの</p> <p>八四・八%</p>	<p>五四〇 ポリプロピレンのもの 三・五</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を六%を超えるもの 二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテイト繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (二) その他のもの</p> <p>八四・八%</p>	<p>五四〇 その他のもの 九・五</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を六%を超えるもの 二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテイト繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (二) その他のもの</p> <p>八四・八%</p>	<p>五四〇 ナイロンその他のポリアミドのもの 二・六</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を六%を超えるもの 二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテイト繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (二) その他のもの</p> <p>八四・八%</p>
<p>五四〇 ポリエステルのもの 二・六</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を六%を超えるもの 二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテイト繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (二) その他のもの</p> <p>八四・八%</p>	<p>五四〇 ポリプロピレンのもの 三・六</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を六%を超えるもの 二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテイト繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (二) その他のもの</p> <p>八四・八%</p>	<p>五四〇 その他のもの 九・六</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を六%を超えるもの 二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテイト繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (二) その他のもの</p> <p>八四・八%</p>	<p>五四〇 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸(六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)</p> <p>五三・一 (ビスコースレーヨンのものに限り。)</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を六%を超えるもの 二 その他のもの</p> <p>八四・八%</p>
<p>五四〇 ビスコスレーヨンのもの(より数が一メートルにつき一二〇以下のものに限る。)</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を六%を超えるもの 二 その他のもの</p> <p>(一) アセテイト繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの(テクスチャード加工糸に限る。)</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>八四・八%</p>	<p>五三・三 ビスコースレーヨンのもの(より数が一メートルにつき一二〇を超えるものに限る。)</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を六%を超えるもの 二 その他のもの</p> <p>(一) アセテイト繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの(テクスチャード加工糸に限る。)</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>八四・八%</p>	<p>五三・三 アセテイトのもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を六%を超えるもの 二 その他のもの</p> <p>(一) アセテイト繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (二) その他のもの</p> <p>八四・八%</p>	<p>五三・三 その他のもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を六%を超えるもの 二 その他のもの</p> <p>(一) アセテイト繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (二) その他のもの</p> <p>八四・八%</p>





五・四〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物(第五四・〇五項の材料の織物を含む。)	八
五・四〇	強力糸(ビスコースレーヨンのものに限り)の織物	八
五・四〇	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八
五・四〇	二 その他のもの	八
五・四〇	その他の織物(再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の八五%以上のものに限る。)	八
五・四一	漂白してないもの及び漂白したもの	八
五・四二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八
五・四二	二 その他のもの	八
五・四二	(一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八
五・四二	(二) その他のもの	八
五・四二	○ 浸染したもの	八
五・四二	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八
五・四二	二 その他のもの	八
五・四二	(一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八
五・四二	(二) その他のもの	八
五・四三	○ 異なる色の糸から成るもの	八
五・四三	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八
五・四三	二 その他のもの	八

五・四四	(一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八
五・四四	(二) その他のもの	八
五・四四	○ せんじしたもの	八
五・四四	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八
五・四四	二 その他のもの	八
五・四四	(一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八
五・四四	(二) その他のもの	八
五・四四	○ 異なる色の糸から成るもの	八
五・四四	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八
五・四四	二 その他のもの	八
五・四四	(一) アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八
五・四四	(二) その他のもの	八
五・四四	○ 異なる色の糸から成るもの	八
五・四四	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八
五・四四	二 その他のもの	八
五・四四	(一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八
五・四四	(二) その他のもの	八

五・四〇	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八
五・四〇	二 その他のもの	八
五・四〇	(一) アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八
五・四〇	(二) その他のもの	八
五・四一	せんじしたもの	八
五・四一	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八
五・四一	二 その他のもの	八
五・四一	(一) アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八
五・四一	(二) その他のもの	八
五・四一	異なる色の糸から成るもの	八
五・四一	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八
五・四一	二 その他のもの	八
五・四一	(一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八
五・四一	(二) その他のもの	八

五・四二	注 第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物	八
五・四二	注 第五五・〇一項及び第五五・〇二項には、人造繊維の長繊維のトウで、同一の長さの平行した繊維(トウの長さに等しい長さのものに限る。)から成るものうち、次のすべての要件を満たすもののみを含む。	八
五・四二	(a) 長さが二メートルを超えること。	八
五・四二	(b) より数が一メートルにつき五未満であること。	八
五・四二	(c) 構成する一本の長繊維が六七デシテック未満であること。	八
五・四二	(d) 合成繊維の長繊維のトウについては、延伸処理をしたもので、その長さの二倍を超えて伸びないこと。	八
五・四二	(e) 一束につき二〇、〇〇〇デシテックスを超えること。	八
五・四二	長さが二メートル以下のトウは、第五五・〇三項又は第五五・〇四項に属する。	八
五・四二	備考	八
五・四二	1 この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。	八
五・四二	合成繊維の長繊維のトウ	八
五・四一	ナイロンその他のポリアミドのもの	八
五・四一	一 メターアラミドのもの	八
五・四一	二 その他のもの	八
五・四一	ポリエステルのもの	八
五・四一	一 アクリル又はモダクリルのもの	八
五・四一	二 ポリプロピレンのもの	八
五・四一	三 その他のもの	八
五・四一	ポリプロピレンのもの	八
五・四一	一 アクリル又はモダクリルのもの	八
五・四一	二 その他のもの	八
五・四一	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	七
五・四一	アセテートのもの	七
五・四一	その他のもの	七
五・四一	合成繊維の短繊維(カード、ゴームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。)	七
五・四一	ナイロンその他のポリアミドのもの	七
五・四一	アラミドのもの	七
五・四一	その他のもの	七
五・四一	ポリエステルのもの	八
五・四一	一 アクリル又はモダクリルのもの	八
五・四一	二 ポリプロピレンのもの	八
五・四一	三 その他のもの	八
五・四一	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八
五・四一	二 その他のもの	八









五五二六・ 三三	(一) その他のもの 異なる色の糸から成るもの 絹の重量が全重量の一〇% を超えるもの 二 その他のもの (二) アセテート繊維又はこれ と合成繊維を合わせたものの重 量が全重量の五〇%を超えるも の及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの	四 八 一 〇 %
五五二六・ 三四	(一) 絹の重量が全重量の一〇% を超えるもの 二 その他のもの (二) アセテート繊維又はこれ と合成繊維を合わせたものの重 量が全重量の五〇%を超えるも の及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの	四 八 一 〇 %
五五二六・ 四一	再生繊維又は半合成繊維の短繊 維の重量が全重量の八五%未満 のもので、混用繊維の全部又は 大部分が綿のもの 漂白してないもの及び漂白した もの 一 絹の重量が全重量の一〇% を超えるもの 二 その他のもの (二) アセテート繊維又はこれ と合成繊維を合わせたものの重 量が全重量の五〇%を超えるも の及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの	四 八 一 〇 %
五五二六・ 四二	浸染したもの 絹の重量が全重量の一〇% を超えるもの 二 その他のもの (二) アセテート繊維又はこれ と合成繊維を合わせたものの重	八 一 〇 %

五五二六・ 四三	量が全重量の五〇%を超えるも の及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの 異なる色の糸から成るもの 絹の重量が全重量の一〇% を超えるもの 二 その他のもの (一) アセテート繊維又はこれ と合成繊維を合わせたものの重 量が全重量の五〇%を超えるも の及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの	四 八 一 〇 %
五五二六・ 四四	なせんしたものの 絹の重量が全重量の一〇% を超えるもの 二 その他のもの (一) アセテート繊維又はこれ と合成繊維を合わせたものの 重量が全重量の五〇%を超 えるもの及び経緯糸のうちい ずれか一方がこれらの繊維の もの (二) その他のもの	四 八 一 〇 %
五五二六・ 四一	その他のもの 漂白してないもの及び漂白し たもの 一 絹の重量が全重量の一〇% を超えるもの 二 その他のもの (一) アセテート繊維若しくは 合成繊維又はこれらの繊維 を合わせたものの重量が全重 量の五〇%を超えるもの及び 経緯糸のうちいずれか一方が これらの繊維のもの (二) その他のもの	四 八 一 〇 %
五五二六・ 九二	浸染したもの 絹の重量が全重量の一〇% を超えるもの 二 その他のもの	八 一 〇 %

五五二六・ 九三	(一) アセテート繊維若しくは 合成繊維又はこれらの繊維 を合わせたものの重量が全重 量の五〇%を超えるもの及び 経緯糸のうちいずれか一方が これらの繊維のもの (二) その他のもの	四 八 一 〇 %
五五二六・ 九四	なせんしたものの 絹の重量が全重量の一〇% を超えるもの 二 その他のもの (一) アセテート繊維若しくは 合成繊維又はこれらの繊維 を合わせたものの重量が全重 量の五〇%を超えるもの及び 経緯糸のうちいずれか一方が これらの繊維のもの (二) その他のもの	四 八 一 〇 %
注	第五六類 ウォッディング、フェルト、不織布 及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びに これらの製品	八 四 一 〇 %

(d) 凝結雲母又は再生雲母をフェルト又は不織布により裏張りしたもの(第六八・一四項参照)

(e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの(主として第一四部又は第一五部に属する。)

(f) 第九六・一九項の生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品

2 フェルトには、ニードルルームフェルト及び紡織用繊維のウェブから成る織物類でウェブ自体の繊維を使用してステッチボンディング方式により当該織物類の抱合力を高めたものを含む。

3 第五六・〇二項及び第五六・〇三項には、それぞれフェルト及び不織布で、プラスチック又はゴム(性状が密又は多泡性であるものに限る。)を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを含む。

また、第五六・〇三項には、プラスチック又はゴムを結合剤として使用した不織布を含む。

ただし、第五六・〇二項及び第五六・〇三項には、次の物品を含まない。

(a) フェルトにプラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので紡織用繊維の重量が全重量の五〇%以下の物品及びフェルトをプラスチック又はゴムの下に完全に埋め込んだ物品(第三九類及び第四〇類参照)

(b) 不織布をプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品及び不織布の両面をすべてプラスチック又はゴムで塗布し又は被覆した物品でその結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるもの(第三九類及び第四〇類参照)

(c) フェルト又は不織布と多泡性のプラスチック又はセルラーパパーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該フェルト又は不織布を単に補強の目的で使用したもの(第三九類及び第四〇類参照)

4 第五六・〇四項には、紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができないものを含まない(通常、第五〇類から第五五類までに属する。)。この場合において

注  
1 この類には、次の物品を含まない。  
(a) 第三三類の香料若しくは化粧料、第三四・〇一項のせっけん若しくは洗剤、第三四・〇五項の磨き料、クリームその他これらに類する調製品又は第三八・〇九項の繊維柔軟剤等の物質又は調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布(紡織用繊維が単に媒体となつていないものに限る。)

(b) 第五八・〇一項の紡織用繊維の物品

(c) 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒をフェルト又は不織布に付着させたもの(第六八・〇五項参照)

五六〇〇一	紡織用繊維のウオツディ ング及びその製品並びに 長さが五ミリメートル以 下の紡織用繊維（フロツ ク）、紡織用繊維のダス ト及びミルネツプ 紡織用繊維のウオツディ ング及びその製品 綿製のもの	一・五%	五六〇〇三・ 二二	一 芳香族ポリアミド織無税 維製のもの（電気絶縁用 のものに限る。） 二 その他のもの 重量が一平方メートルに つき二五グラムを超え七 〇グラム以下のもの 一 芳香族ポリアミド織無税 維製のもの（電気絶縁用 のものに限る。） 二 その他のもの 重量が一平方メートルに つき二五グラムを超え七 〇グラム以下のもの 一 芳香族ポリアミド織無税 維製のもの（電気絶縁用 のものに限る。） 二 その他のもの 重量が一平方メートルに つき二五グラムを超え七 〇グラム以下のもの 一 芳香族ポリアミド織無税 維製のもの（電気絶縁用 のものに限る。）	六・四%	五六〇〇三・ 九四	二 その他のもの 重量が一平方メートルに つき一五〇グラムを超え るもの 一 芳香族ポリアミド織無税 維製のもの（電気絶縁用 のものに限る。） 二 その他のもの 重量が一平方メートルに つき二五グラムを超え七 〇グラム以下のもの 一 芳香族ポリアミド織無税 維製のもの（電気絶縁用 のものに限る。） 二 その他のもの 重量が一平方メートルに つき二五グラムを超え七 〇グラム以下のもの 一 芳香族ポリアミド織無税 維製のもの（電気絶縁用 のものに限る。）	六・四%	五六〇〇一・ 二一	人造繊維製のもの	一・五%	五六〇〇三・ 一三	重量が一平方メートルに つき七〇グラムを超え一 五〇グラム以下のもの 一 芳香族ポリアミド織無税 維製のもの（電気絶縁用 のものに限る。） 二 その他のもの 重量が一平方メートルに つき一五〇グラムを超え るもの	六・四%	五六〇〇一・ 二二	その他のもの	一・五%	五六〇〇三・ 一四	重量が一平方メートルに つき一五〇グラムを超え るもの	六・四%	五六〇〇一・ 二九	紡織用繊維のフロツク、無税 ダスト及びミルネツプ フェルト（染み込ませ、 塗布し、被覆し又は積層 したものではないか を問わない。）	無税	五六〇〇三・ 一四	重量が一平方メートルに つき一五〇グラムを超え るもの	六・四%	五六〇〇一・ 三〇	ニードルルームフェルト 及びステツチボンディン グ方式により製造した織 物類	六・七%	五六〇〇二・ 一〇	その他のフェルト（染み 込ませ、塗布し、被覆し 又は積層したものを除 く。）	六・七%	五六〇〇二・ 二一	羊毛製又は織獣毛製の もの	六・七%	五六〇〇二・ 二九	その他の紡織用繊維製の もの	六・七%	五六〇〇二・ 九〇	その他のもの	六・七%	五六〇〇三・ 九三	重量が一平方メートルに つき二五グラム以下の もの	六・四%	五六〇〇三・ 一一	重量が一平方メートルに つき二五グラム以下の もの	六・四%
-------	---	------	--------------	---	------	--------------	---	------	--------------	----------	------	--------------	---	------	--------------	--------	------	--------------	-----------------------------------	------	--------------	---	----	--------------	-----------------------------------	------	--------------	---	------	--------------	---	------	--------------	------------------	------	--------------	-------------------	------	--------------	--------	------	--------------	---------------------------------	------	--------------	---------------------------------	------

て、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

率）量 税



一 綿製のもの 二 その他のもの	一三・四 九・六%	五八・〇一 五八・〇一 一〇	二 綿製のもの よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。） 一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、二 塗布し、被覆し又は積層したものの 二 その他のもの
第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	五八・〇一 五八・〇一 二一	五八・〇一 五八・〇一 二一	二 綿製のもの よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。） 一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、二 塗布し、被覆し又は積層したものの 二 その他のもの
注 1 この類には、第五九類の注1の紡織用繊維の織物類で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの及び第五九類のその他の物品を含まない。 2 第五八・〇一項には、よこパイル織物で、その浮糸を切らず、起毛したパイルを有しないものを含む。 3 第五八・〇三項において「もじり織物」とは、その組織の全部又は一部において地たて糸及びこれに絡まるもじりたて糸が一本以上のよこ糸ごとに一以上の絡み目を作っているものをいう。 4 第五八・〇四項には、第五六・〇八項のひも又は綱から製造した結び網地を含まない。 5 第五八・〇六項において「細幅織物」とは、次のいずれかの物品をいう。 (a) 幅が三〇センチメートル以下の織物（切つて幅を三〇センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作つた耳を有するものに限る。） (b) 袋織物で平らにした幅が三〇センチメートル以下のもの (c) 縁を折つたバイアステープで縁を広げた幅が三〇センチメートル以下のもの 織物自体の糸により縁に房を付けた細幅織物は、第五八・〇八項に属する。 6 第五八・〇一〇項においてししゅう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアブリケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第五八・〇五項参照）を含まない。 7 この類には、第五八・〇九項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の物品を含む。 備考 1 この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。	五八・〇一 五八・〇一 二二	五八・〇一 五八・〇一 二二	二 綿製のもの よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。） 一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、二 塗布し、被覆し又は積層したものの 二 その他のもの
（a）幅が三〇センチメートル以下の織物（切つて幅を三〇センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作つた耳を有するものに限る。） （b）袋織物で平らにした幅が三〇センチメートル以下のもの （c）縁を折つたバイアステープで縁を広げた幅が三〇センチメートル以下のもの 織物自体の糸により縁に房を付けた細幅織物は、第五八・〇八項に属する。 6 第五八・〇一〇項においてししゅう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアブリケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第五八・〇五項参照）を含まない。 7 この類には、第五八・〇九項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の物品を含む。 備考 1 この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。	五八・〇一 五八・〇一 二二	五八・〇一 五八・〇一 二二	二 綿製のもの よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。） 一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、二 塗布し、被覆し又は積層したものの 二 その他のもの
（a）幅が三〇センチメートル以下の織物（切つて幅を三〇センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作つた耳を有するものに限る。） （b）袋織物で平らにした幅が三〇センチメートル以下のもの （c）縁を折つたバイアステープで縁を広げた幅が三〇センチメートル以下のもの 織物自体の糸により縁に房を付けた細幅織物は、第五八・〇八項に属する。 6 第五八・〇一〇項においてししゅう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアブリケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第五八・〇五項参照）を含まない。 7 この類には、第五八・〇九項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の物品を含む。 備考 1 この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。	五八・〇一 五八・〇一 二二	五八・〇一 五八・〇一 二二	二 綿製のもの よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。） 一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、二 塗布し、被覆し又は積層したものの 二 その他のもの
（a）幅が三〇センチメートル以下の織物（切つて幅を三〇センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作つた耳を有するものに限る。） （b）袋織物で平らにした幅が三〇センチメートル以下のもの （c）縁を折つたバイアステープで縁を広げた幅が三〇センチメートル以下のもの 織物自体の糸により縁に房を付けた細幅織物は、第五八・〇八項に属する。 6 第五八・〇一〇項においてししゅう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアブリケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第五八・〇五項参照）を含まない。 7 この類には、第五八・〇九項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の物品を含む。 備考 1 この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。	五八・〇一 五八・〇一 二二	五八・〇一 五八・〇一 二二	二 綿製のもの よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。） 一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、二 塗布し、被覆し又は積層したものの 二 その他のもの
（a）幅が三〇センチメートル以下の織物（切つて幅を三〇センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作つた耳を有するものに限る。） （b）袋織物で平らにした幅が三〇センチメートル以下のもの （c）縁を折つたバイアステープで縁を広げた幅が三〇センチメートル以下のもの 織物自体の糸により縁に房を付けた細幅織物は、第五八・〇八項に属する。 6 第五八・〇一〇項においてししゅう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアブリケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第五八・〇五項参照）を含まない。 7 この類には、第五八・〇九項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の物品を含む。 備考 1 この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。	五八・〇一 五八・〇一 二二	五八・〇一 五八・〇一 二二	二 綿製のもの よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。） 一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、二 塗布し、被覆し又は積層したものの 二 その他のもの



<p>(一) 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（綿製のものを除く。）</p> <p>A 経緯糸のうちいずれか一方が一〇％合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>(二) 綿製のもの</p>	<p>(一) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第六〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。</p> <p>(二) 温度一五度から三〇度までにおいて直径が七ミリメートルの円筒に手で巻き付けたときに、き裂を生ずる物品（通常、第三九類に属する。）</p> <p>(三) 紡織用繊維の織物類をプラスチックの中間に完全に埋め込んだ物品及び紡織用繊維の織物類の両面をすべてプラスチックで塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことが肉眼により判別することができるもの（第三九類参照）</p> <p>(四) 織物類にプラスチックを部分的に塗布し又は被覆することにより図案を表したものの（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）</p> <p>(五) 紡織用繊維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第三九類参照）</p> <p>(六) 第五八・一一項の紡織用繊維の物品</p> <p>(b) 第五六・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品（プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限り。）から成る織物類</p> <p>3 第五九・〇三項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムとを組み合わせ作つた物品で、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう（プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない。）</p> <p>4 第五九・〇五項において「紡織用繊維の壁面被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適するロール状の物品（表面が紡織用繊維のものに限る。）で、幅が四五センチメートル以上のものうち裏張りしたもの及びのり付けできるように裏面に染み込ませ又は塗布したものをいう。</p> <p>もつとも、第五九・〇五項には、紡織用繊維のブロック又はダストを直接紙に附着させた壁面被覆材（第四八・一四項参照）及び当該ブロック</p>
<p>(1) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第六〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。</p> <p>(2) 温度一五度から三〇度までにおいて直径が七ミリメートルの円筒に手で巻き付けたときに、き裂を生ずる物品（通常、第三九類に属する。）</p> <p>(3) 紡織用繊維の織物類をプラスチックの中間に完全に埋め込んだ物品及び紡織用繊維の織物類の両面をすべてプラスチックで塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことが肉眼により判別することができるもの（第三九類参照）</p> <p>(4) 織物類にプラスチックを部分的に塗布し又は被覆することにより図案を表したものの（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）</p> <p>(5) 紡織用繊維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第三九類参照）</p> <p>(6) 第五八・一一項の紡織用繊維の物品</p> <p>(b) 第五六・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品（プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限り。）から成る織物類</p> <p>3 第五九・〇三項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムとを組み合わせ作つた物品で、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう（プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない。）</p> <p>4 第五九・〇五項において「紡織用繊維の壁面被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適するロール状の物品（表面が紡織用繊維のものに限る。）で、幅が四五センチメートル以上のものうち裏張りしたもの及びのり付けできるように裏面に染み込ませ又は塗布したものをいう。</p> <p>もつとも、第五九・〇五項には、紡織用繊維のブロック又はダストを直接紙に附着させた壁面被覆材（第四八・一四項参照）及び当該ブロック</p>	<p>(一) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第六〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。</p> <p>(二) 温度一五度から三〇度までにおいて直径が七ミリメートルの円筒に手で巻き付けたときに、き裂を生ずる物品（通常、第三九類に属する。）</p> <p>(三) 紡織用繊維の織物類をプラスチックの中間に完全に埋め込んだ物品及び紡織用繊維の織物類の両面をすべてプラスチックで塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことが肉眼により判別することができるもの（第三九類参照）</p> <p>(四) 織物類にプラスチックを部分的に塗布し又は被覆することにより図案を表したものの（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）</p> <p>(五) 紡織用繊維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第三九類参照）</p> <p>(六) 第五八・一一項の紡織用繊維の物品</p> <p>(b) 第五六・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品（プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限り。）から成る織物類</p> <p>3 第五九・〇三項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムとを組み合わせ作つた物品で、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう（プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない。）</p> <p>4 第五九・〇五項において「紡織用繊維の壁面被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適するロール状の物品（表面が紡織用繊維のものに限る。）で、幅が四五センチメートル以上のものうち裏張りしたもの及びのり付けできるように裏面に染み込ませ又は塗布したものをいう。</p> <p>もつとも、第五九・〇五項には、紡織用繊維のブロック又はダストを直接紙に附着させた壁面被覆材（第四八・一四項参照）及び当該ブロック</p>
<p>ク又はダストを直接紡織用繊維に附着させた壁面被覆材（主として第五九・〇七項に属する。）を含まない。</p> <p>5 第五九・〇六項において「ゴム加工をした紡織用繊維の織物類」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類で、次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>(i) 重量が一平方メートルにつき一、五〇〇グラム以下であること。</p> <p>(ii) 重量が一平方メートルにつき一、五〇〇グラムを超え、かつ、紡織用繊維の重量が全重量の五〇％を超えること。</p> <p>(b) 第五六・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品（ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限り。）から成る織物類</p> <p>(c) 平行した紡織用繊維の糸をゴムにより凝結させた織物類（一平方メートルについての重量を問わない。）</p> <p>もつとも、この項には、紡織用繊維の織物類とセルラーバーの板、シート又はストリップとを結合したもので当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第四〇類参照）及び第五八・一一項の紡織用繊維の物品を含まない。</p> <p>6 第五九・〇七項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第六〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。</p> <p>(b) 図案を描いた織物類（劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品を除く。）</p> <p>(c) 紡織用繊維のブロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を附着させて図案を表した織物類。ただし、模造パイル織物類は、第五九・〇七項に属する。</p> <p>(d) でん粉質その他これに類する物品を使用して通常の仕上げをした織物類</p> <p>(e) 木製薄板を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第四四・〇八項参照）</p> <p>(f) 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒を紡織用繊維の織物類に附着させたもの（第六八・〇五項参照）</p> <p>(g) 凝結雲母又は再生雲母を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第六八・一四項参照）</p>	<p>ク又はダストを直接紡織用繊維に附着させた壁面被覆材（主として第五九・〇七項に属する。）を含まない。</p> <p>5 第五九・〇六項において「ゴム加工をした紡織用繊維の織物類」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類で、次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>(i) 重量が一平方メートルにつき一、五〇〇グラム以下であること。</p> <p>(ii) 重量が一平方メートルにつき一、五〇〇グラムを超え、かつ、紡織用繊維の重量が全重量の五〇％を超えること。</p> <p>(b) 第五六・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品（ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限り。）から成る織物類</p> <p>(c) 平行した紡織用繊維の糸をゴムにより凝結させた織物類（一平方メートルについての重量を問わない。）</p> <p>もつとも、この項には、紡織用繊維の織物類とセルラーバーの板、シート又はストリップとを結合したもので当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第四〇類参照）及び第五八・一一項の紡織用繊維の物品を含まない。</p> <p>6 第五九・〇七項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第六〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。</p> <p>(b) 図案を描いた織物類（劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品を除く。）</p> <p>(c) 紡織用繊維のブロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を附着させて図案を表した織物類。ただし、模造パイル織物類は、第五九・〇七項に属する。</p> <p>(d) でん粉質その他これに類する物品を使用して通常の仕上げをした織物類</p> <p>(e) 木製薄板を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第四四・〇八項参照）</p> <p>(f) 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒を紡織用繊維の織物類に附着させたもの（第六八・〇五項参照）</p> <p>(g) 凝結雲母又は再生雲母を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第六八・一四項参照）</p>
<p>(h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（主として第一四部又は第一五部に属する。）</p> <p>7 第五九・一〇項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 伝動用又はコンベヤ用のベルトチング（紡織用繊維製のもので、厚さが三ミリメートル未満のものに限る。）</p> <p>(b) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルトチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したもの（第四〇・一一項参照）</p> <p>8 第五九・一一項には、次の物品のみを含むものとし、当該物品は、この部の他のいずれの項にも属しない。</p> <p>(a) 特定の長さで裁断し又は単に長方形（正方形を含む。）に裁断した紡織用繊維の物品及び反物状の紡織用繊維の物品（第五九・〇八項から第五九・一一項までの物品の特性を有するものを除く。）で、次のもの</p> <p>(i) フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませまたはベルト製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆物のものを含む。）</p> <p>(ii) ふるい用の布</p> <p>(iii) 搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（紡織用繊維製又は人髪製のものに限る。）</p> <p>(iv) 機械又はその他の技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物（シート状に織つたもので経緯糸のいずれかに合ねん糸を使用したものに限り。）とし、フェルト化し、染み込ませ又は塗布したものであるかないかを問わない。</p> <p>(v) 技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物類（金属により補強したものに限る。）</p> <p>(vi) パッキング又は潤滑材料として工業において使用する種類のコード、組ひもその他これらに類する物品（染み込ませ、塗布し又は金属により補強したものであるかないかを問わない。）</p> <p>(b) 技術的用途に供する種類の紡織用繊維製品（例えば、エンドレス状又は連結具を有する</p>	<p>(h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（主として第一四部又は第一五部に属する。）</p> <p>7 第五九・一〇項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 伝動用又はコンベヤ用のベルトチング（紡織用繊維製のもので、厚さが三ミリメートル未満のものに限る。）</p> <p>(b) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルトチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したもの（第四〇・一一項参照）</p> <p>8 第五九・一一項には、次の物品のみを含むものとし、当該物品は、この部の他のいずれの項にも属しない。</p> <p>(a) 特定の長さで裁断し又は単に長方形（正方形を含む。）に裁断した紡織用繊維の物品及び反物状の紡織用繊維の物品（第五九・〇八項から第五九・一一項までの物品の特性を有するものを除く。）で、次のもの</p> <p>(i) フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませまたはベルト製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆物のものを含む。）</p> <p>(ii) ふるい用の布</p> <p>(iii) 搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（紡織用繊維製又は人髪製のものに限る。）</p> <p>(iv) 機械又はその他の技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物（シート状に織つたもので経緯糸のいずれかに合ねん糸を使用したものに限り。）とし、フェルト化し、染み込ませ又は塗布したものであるかないかを問わない。</p> <p>(v) 技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物類（金属により補強したものに限る。）</p> <p>(vi) パッキング又は潤滑材料として工業において使用する種類のコード、組ひもその他これらに類する物品（染み込ませ、塗布し又は金属により補強したものであるかないかを問わない。）</p> <p>(b) 技術的用途に供する種類の紡織用繊維製品（例えば、エンドレス状又は連結具を有する</p>

第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

注

1 文脈により別に解釈される場合を除くほか、この類において紡織用繊維の織物類は、第五〇類から第五五類まで、第五八・〇三項又は第五八・〇六項の織物、第五八・〇八項の組ひも及び装飾用トリミング並びに第六〇・〇二項から第六〇・〇六項までのメリヤス編物及びクロセ編物に限る。

2 第五九・〇三項には、次の物品を含む。

(a) 紡織用繊維の織物類で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを（一平方メートルについての重量を問わず、また、当該プラスチックの性状が密又は多泡性であるものに限る。）ただし、次の物品を除く。

五九〇一	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の織物繊維の織物類で、ガム又は顔料の物質を塗布したもの、トレッシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用パツクラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	三・九%	五九〇一	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の織物繊維の織物類で、ガム又は顔料の物質を塗布したもの	三・九%	五九〇一	その他のもの	四・八%		
五九〇二	ナイロコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）	五九〇二	ナイロンその他のポリアミド製のもの	四・二%	五九〇二	ナイロンその他のポリアミド製のもの	四・二%	五九〇二	ナイロンその他のポリアミド製のもの	四・二%
五九〇三	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した布、被覆し又は積層したもの）	五九〇三	その他のもの	四・二%	五九〇三	その他のもの	四・二%	五九〇三	その他のもの	四・二%
五九〇四	リノリウム及び床用敷物で、紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）	五九〇四	リノリウム	四・六%	五九〇四	その他のもの	四・六%	五九〇四	その他のもの	四・六%
五九〇五	紡織用繊維の壁面被覆材	五九〇五	紡織用繊維の壁面被覆材	八%	五九〇五	紡織用繊維の壁面被覆材	八%	五九〇五	紡織用繊維の壁面被覆材	八%
五九〇六	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九〇二項のものを除く。）	五九〇六	接着テープ（幅が二〇センチメートル以下のものに限る。）	四・二%	五九〇六	接着テープ（幅が二〇センチメートル以下のものに限る。）	四・二%	五九〇六	接着テープ（幅が二〇センチメートル以下のものに限る。）	四・二%
五九〇七	その他のもの	五九〇七	その他のもの	七・七%	五九〇七	その他のもの	七・七%	五九〇七	その他のもの	七・七%
五九〇八	綿製のもの	五九〇八	綿製のもの	八・五%	五九〇八	綿製のもの	八・五%	五九〇八	綿製のもの	八・五%
五九〇九	その他のもの	五九〇九	その他のもの	八・五%	五九〇九	その他のもの	八・五%	五九〇九	その他のもの	八・五%
五九一〇	その他のもの	五九一〇	その他のもの	八・五%	五九一〇	その他のもの	八・五%	五九一〇	その他のもの	八・五%
五九一一	その他のもの	五九一一	その他のもの	八・五%	五九一一	その他のもの	八・五%	五九一一	その他のもの	八・五%
五九一二	その他のもの	五九一二	その他のもの	八・五%	五九一二	その他のもの	八・五%	五九一二	その他のもの	八・五%
五九一三	その他のもの	五九一三	その他のもの	八・五%	五九一三	その他のもの	八・五%	五九一三	その他のもの	八・五%
五九一四	その他のもの	五九一四	その他のもの	八・五%	五九一四	その他のもの	八・五%	五九一四	その他のもの	八・五%
五九一五	その他のもの	五九一五	その他のもの	八・五%	五九一五	その他のもの	八・五%	五九一五	その他のもの	八・五%
五九一六	その他のもの	五九一六	その他のもの	八・五%	五九一六	その他のもの	八・五%	五九一六	その他のもの	八・五%
五九一七	その他のもの	五九一七	その他のもの	八・五%	五九一七	その他のもの	八・五%	五九一七	その他のもの	八・五%
五九一八	その他のもの	五九一八	その他のもの	八・五%	五九一八	その他のもの	八・五%	五九一八	その他のもの	八・五%
五九一九	その他のもの	五九一九	その他のもの	八・五%	五九一九	その他のもの	八・五%	五九一九	その他のもの	八・五%
五九二〇	その他のもの	五九二〇	その他のもの	八・五%	五九二〇	その他のもの	八・五%	五九二〇	その他のもの	八・五%
五九二一	その他のもの	五九二一	その他のもの	八・五%	五九二一	その他のもの	八・五%	五九二一	その他のもの	八・五%
五九二二	その他のもの	五九二二	その他のもの	八・五%	五九二二	その他のもの	八・五%	五九二二	その他のもの	八・五%
五九二三	その他のもの	五九二三	その他のもの	八・五%	五九二三	その他のもの	八・五%	五九二三	その他のもの	八・五%
五九二四	その他のもの	五九二四	その他のもの	八・五%	五九二四	その他のもの	八・五%	五九二四	その他のもの	八・五%
五九二五	その他のもの	五九二五	その他のもの	八・五%	五九二五	その他のもの	八・五%	五九二五	その他のもの	八・五%
五九二六	その他のもの	五九二六	その他のもの	八・五%	五九二六	その他のもの	八・五%	五九二六	その他のもの	八・五%
五九二七	その他のもの	五九二七	その他のもの	八・五%	五九二七	その他のもの	八・五%	五九二七	その他のもの	八・五%
五九二八	その他のもの	五九二八	その他のもの	八・五%	五九二八	その他のもの	八・五%	五九二八	その他のもの	八・五%
五九二九	その他のもの	五九二九	その他のもの	八・五%	五九二九	その他のもの	八・五%	五九二九	その他のもの	八・五%
五九三〇	その他のもの	五九三〇	その他のもの	八・五%	五九三〇	その他のもの	八・五%	五九三〇	その他のもの	八・五%
五九三一	その他のもの	五九三一	その他のもの	八・五%	五九三一	その他のもの	八・五%	五九三一	その他のもの	八・五%
五九三二	その他のもの	五九三二	その他のもの	八・五%	五九三二	その他のもの	八・五%	五九三二	その他のもの	八・五%
五九三三	その他のもの	五九三三	その他のもの	八・五%	五九三三	その他のもの	八・五%	五九三三	その他のもの	八・五%
五九三四	その他のもの	五九三四	その他のもの	八・五%	五九三四	その他のもの	八・五%	五九三四	その他のもの	八・五%
五九三五	その他のもの	五九三五	その他のもの	八・五%	五九三五	その他のもの	八・五%	五九三五	その他のもの	八・五%
五九三六	その他のもの	五九三六	その他のもの	八・五%	五九三六	その他のもの	八・五%	五九三六	その他のもの	八・五%
五九三七	その他のもの	五九三七	その他のもの	八・五%	五九三七	その他のもの	八・五%	五九三七	その他のもの	八・五%
五九三八	その他のもの	五九三八	その他のもの	八・五%	五九三八	その他のもの	八・五%	五九三八	その他のもの	八・五%
五九三九	その他のもの	五九三九	その他のもの	八・五%	五九三九	その他のもの	八・五%	五九三九	その他のもの	八・五%
五九四〇	その他のもの	五九四〇	その他のもの	八・五%	五九四〇	その他のもの	八・五%	五九四〇	その他のもの	八・五%
五九四一	その他のもの	五九四一	その他のもの	八・五%	五九四一	その他のもの	八・五%	五九四一	その他のもの	八・五%
五九四二	その他のもの	五九四二	その他のもの	八・五%	五九四二	その他のもの	八・五%	五九四二	その他のもの	八・五%
五九四三	その他のもの	五九四三	その他のもの	八・五%	五九四三	その他のもの	八・五%	五九四三	その他のもの	八・五%
五九四四	その他のもの	五九四四	その他のもの	八・五%	五九四四	その他のもの	八・五%	五九四四	その他のもの	八・五%
五九四五	その他のもの	五九四五	その他のもの	八・五%	五九四五	その他のもの	八・五%	五九四五	その他のもの	八・五%
五九四六	その他のもの	五九四六	その他のもの	八・五%	五九四六	その他のもの	八・五%	五九四六	その他のもの	八・五%
五九四七	その他のもの	五九四七	その他のもの	八・五%	五九四七	その他のもの	八・五%	五九四七	その他のもの	八・五%
五九四八	その他のもの	五九四八	その他のもの	八・五%	五九四八	その他のもの	八・五%	五九四八	その他のもの	八・五%
五九四九	その他のもの	五九四九	その他のもの	八・五%	五九四九	その他のもの	八・五%	五九四九	その他のもの	八・五%
五九五〇	その他のもの	五九五〇	その他のもの	八・五%	五九五〇	その他のもの	八・五%	五九五〇	その他のもの	八・五%
五九五〇（a）	この類には、次の物品を含まない。 （a）第五八〇〇四項のクロセ編みのレース	五九五〇（a）	この類には、次の物品を含まない。 （a）第五八〇〇四項のクロセ編みのレース	八・五%	五九五〇（a）	この類には、次の物品を含まない。 （a）第五八〇〇四項のクロセ編みのレース	八・五%	五九五〇（a）	この類には、次の物品を含まない。 （a）第五八〇〇四項のクロセ編みのレース	八・五%



六〇〇六・二一	綿製のもの 漂白してないもの及び漂白したもの	六・四%
六〇〇六・二二	一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	七・五%
六〇〇六・二三	一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	七・七%
六〇〇六・二四	一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	七・七%
六〇〇六・三一	一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	九・六%
六〇〇六・三二	一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	九・六%
六〇〇六・三三	一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	九・六%

六〇〇六・四一	一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	九・六%
六〇〇六・四二	一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	九・六%
六〇〇六・四三	一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	九・六%
六〇〇六・四四	一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	九・六%

六〇〇六・九〇	一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	九・六%
六〇〇六・九一	一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	九・六%

注

1 この類の物品は、メリヤス編物又はクロセ編物を製品にしたものに限り、

2 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第六二・一二項の物品

(b) 第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品

(c) 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯

その他これらに類する物品(第九〇・二一項参照)

3 第六一・〇三項及び第六一・〇四項においては、次に定めるところによる。

(a) 「スーツ」とは、表地を同一の生地から製造した二点又は三点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

上半身のスーツコート又はジャケット一点(袖の部分を除く)ほか、表地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベスト(正面がセツトを構成する他の部分の表地と同一の生地で、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成るものに限る。)が附属しているかいないかを問わない。

下半身の衣類一点(ズボン、半ズボン若しくはショーツ(水着を除く。))又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの)

スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のもの(異なる生地のパイピング(生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地)を有するものを含む。)であり、互いに適合するサイズのものでなければならぬ。

下半身の構成部分が二点以上ある場合(例えば、ズボン二点、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン)には、ズボン一点(女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート)をスーツの下半身の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記のすべての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング(背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット(カッタウェイ)と縞模様のズボンとを組み合わせた製品) 燕尾服(テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品)

タキシード(ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除く)ほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品)

(b) 「アンサンブル」とは、第六一・〇七項から第六一・〇九項までの製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品(スーツを除く。)で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身の衣類一点(プルオーバー一点がツインセツトを構成する場合及びベスト一点と他の上半身の衣類一点とを組み合わせた場合)に限り、当該ツインセツト又は組合せを一点とみなす。

一又は二種類の下半身の衣類(ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ(水着を除く。))、スカート又はキュロットスカート)

アンサンブルを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならぬ。

アンサンブルには、第六一・一二項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

4 第六一・〇五項及び第六一・〇六項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、

<p>裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦一〇センチメートル、横一〇センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ一センチメートルにつき一〇未満である衣類を含まない。第六一・〇五項には、袖無し衣類を含まない。</p> <p>「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身の衣類である。「ブラウス」とは、上半身のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。</p> <p>第六一・〇九項には、すそに締めひも、ゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まない。</p> <p>第六一・一一項については、次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「乳児用の衣類及び衣類付属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。</p> <p>(b) 第六一・一一項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第六一・一一項に属する。</p> <p>第七 第六一・一二項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー(クロスカントリイ又はアルペン)を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。</p> <p>(a) スキーオーバーオール(上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む)。</p> <p>(b) スキーアンサンブル(二点又は三点の衣類を組み合わせて小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの)</p> <p>アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類一点(スライドファスナー(ジッパー)で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかないかを問わない)。</p> <p>ズボン(ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない)、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか一点</p> <p>スキーアンサンブルには、(a)のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に</p>	<p>着用する諸物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。</p> <p>スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならぬ。ただし、色が同一であるかないかを問わない。</p> <p>第六一・一三項及びこの類の他の項(第六一・一一項を除く)に同時に属するとみられる衣類は、第六一・一三項に属する。</p> <p>第九 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注9の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。</p> <p>男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類に属する項に属する。</p> <p>第十 この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。</p> <p>六一・〇一 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く)。</p> <p>綿製のもの</p> <p>六一・〇一 人造繊維製のもの</p> <p>二〇 九〇</p> <p>六一・〇一 一の</p> <p>三〇 九</p> <p>六一・〇一 一の</p> <p>九〇 八・四</p> <p>六一・〇二 一の</p> <p>二〇 九</p> <p>六一・〇二 一の</p> <p>三〇 九</p> <p>六一・〇二 一の</p> <p>九〇 八・四</p> <p>六一・〇三 一の</p> <p>三〇 九</p> <p>六一・〇三 一の</p> <p>三九 八・四</p>	<p>男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く)。</p> <p>綿製のもの</p> <p>六一・〇一 一の</p> <p>九〇 八・四</p> <p>六一・〇二 一の</p> <p>二〇 九</p> <p>六一・〇二 一の</p> <p>三〇 九</p> <p>六一・〇二 一の</p> <p>九〇 八・四</p> <p>六一・〇三 一の</p> <p>三〇 九</p> <p>六一・〇三 一の</p> <p>三九 八・四</p>	<p>男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く)。</p> <p>綿製のもの</p> <p>六一・〇一 一の</p> <p>九〇 八・四</p> <p>六一・〇二 一の</p> <p>二〇 九</p> <p>六一・〇二 一の</p> <p>三〇 九</p> <p>六一・〇二 一の</p> <p>九〇 八・四</p> <p>六一・〇三 一の</p> <p>三〇 九</p> <p>六一・〇三 一の</p> <p>三九 八・四</p>	<p>男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く)。</p> <p>綿製のもの</p> <p>六一・〇一 一の</p> <p>九〇 八・四</p> <p>六一・〇二 一の</p> <p>二〇 九</p> <p>六一・〇二 一の</p> <p>三〇 九</p> <p>六一・〇二 一の</p> <p>九〇 八・四</p> <p>六一・〇三 一の</p> <p>三〇 九</p> <p>六一・〇三 一の</p> <p>三九 八・四</p>
<p>これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く)。</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>人造繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ(水着を除く)。(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る)。</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ</p>	<p>これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く)。</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>人造繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ(水着を除く)。(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る)。</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ</p>	<p>これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く)。</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>人造繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ(水着を除く)。(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る)。</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ</p>	<p>これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く)。</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>人造繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ(水着を除く)。(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る)。</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ</p>	<p>これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く)。</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>人造繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ(水着を除く)。(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る)。</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ</p>
<p>これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く)。</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>人造繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ(水着を除く)。(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る)。</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ</p> <p>ドレス</p>	<p>これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く)。</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>人造繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ(水着を除く)。(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る)。</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ</p> <p>ドレス</p>	<p>これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く)。</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>人造繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ(水着を除く)。(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る)。</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ</p> <p>ドレス</p>	<p>これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く)。</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>人造繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ(水着を除く)。(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る)。</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ</p> <p>ドレス</p>	<p>これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く)。</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>人造繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ(水着を除く)。(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る)。</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ</p> <p>ドレス</p>





<p>六二〇 七・八〇 六二〇 六二〇 一 七・九〇 六二〇 六二〇 一 七・九〇</p>	<p>その他の付属品 一 ゴムを染み込ませ、塗布 二 被覆し又は積層したもの 三 綿製のもの 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十</p>	<p>六二〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十</p>	<p>六二〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十</p>
<p>六二〇 一 この類の物品は、紡織用繊維の織物類(ウオッディングを除く。)を製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの物品(第六二〇 一 一 二 項のものを除く。)を含まない。 2 この類には、次の物品を含まない。 (a) 第六三〇 九 項の中古の衣類その他の物品 (b) 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品(第九〇 一 一 一 項参照) 3 第六二〇 一 三 項及び第六二〇 一 四 項においては、次に定めるところによる。 (a) 「スーツ」とは、表地を同一の生地から製造した二点又は三点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。 上半身のスカート又はジャケット一点(袖の部分を除く)ほか、表地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベスト(正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地で、背中が当該スカート又はジャケットの裏地と同一の生地から成るものに限る。)が附属しているかないかかを問わない。 下半身の衣類一点(ズボン、半ズボン若しくはショーツ(水着を除く。))又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの) スーツを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のもの(異なる生地のパイピング(生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地)を有するものを含む。)であり、互いに適合するサイズのものでなければならぬ。 下半身の構成部分が二点以上ある場合(例えば、ズボン二点、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン)には、ズボン一点(女子用のスカートの場合には、スカート又はキュロットスカート)をスーツの下半身の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。 スーツには、前記のすべての要件を満たしているかないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。 モーニング(背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット(カッターウェア)と縞模様のズボンを組み合わせた製品)を製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品)を製造し、ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品) (b) 「アンサンブル」とは、第六二〇 一 七 項又は第六二〇 一 八 項の製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品(スーツを除く。)で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。 上半身の衣類一点(ベスト一点と他の上半身の衣類一点とを組み合わせた場合に限り、当該組合せを一点とみなす)。 一又は二種類の下半身の衣類(ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ(水着を除く。))、スカート又はキュロットスカート) アンサンブルを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならぬ。 アンサンブルには、第六二〇 一 一 一 項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。 4 第六二〇 一 五 項及び第六二〇 一 六 項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まず、第六二〇 一 五 項には、袖無しの衣類を含まない。 「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインの一部又は全部開いている上半身の衣類である。「ブラウス」とは、上半身のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含まない。 5 第六二〇 一 九 項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類付属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。 (b) 第六二〇 一 九 項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第六二〇 一 九 項に属する。 6 第六二〇 一 一 〇 項及びこの類の他の項(第六二〇 一 九 項を除く。)に同時に属するとみられる衣類は、第六二〇 一 一 〇 項に属する。 7 第六二〇 一 一 一 項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー(クロスカントリー又はアルペン)を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。 (a) スキーオーバーオール(上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む)。 (b) スキーアンサンブル(二点又は三点の衣類を組み合わせて小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの) アノラック、ウインドチャーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類一点(スライドフラスナー(ジッパー)で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかないかを問わない)。 ズボン(ウエストより上部まで届か届かないかを問わない)、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか一点 スキーアンサンブルには、(a) のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。 スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならぬ。ただし、色が同一であるかないかを問わない。 8 スカーフその他これに類する物品で正方形又は正方形に近い形状のものうち各辺の長さが六〇センチメートル以下のもは、ハンカチとして第六二〇 一 三 項に属する。ハンカチで一邊の長さが六〇センチメートルを超えるものは、第六二〇 一 四 項に属する。 9 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注9の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であることを明らかに判別することができるものについては、適用しない。 男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類に属する項に属する。 10 この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。</p>	<p>六二〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十</p>	<p>六二〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十</p>	<p>六二〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十</p>
<p>六二〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十</p>	<p>六二〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十</p>	<p>六二〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十</p>	<p>六二〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十</p>









六三〇六	合成繊維製のもの	四							
一二		八							
六三〇六	その他の紡織用繊維製のもの	六							
一九	綿製のもの	七							
	二 その他のもの	四							
	テント（仮設の日よけテント その他これに類する物品を 含む）	八							
六三〇六	合成繊維製のもの	四							
二二		八							
六三〇六	その他の紡織用繊維製のもの	六							
二九	綿製のもの	七							
	二 その他のもの	四							
	帆	八							
六三〇六		四							
三〇		八							
六三〇六	空気マットレス	六							
四〇	綿製のもの	七							
	二 その他の紡織用繊維製のもの	四							
	もの	八							
六三〇六	その他のもの	六							
九〇	綿製のもの	七							
	二 その他の紡織用繊維製のもの	四							
	もの	八							
六三〇七	その他のもの（ドレスボタン を含むものとし、製品にし たものに限る。）	七							
一〇	床掃除用の布、皿洗い用の 布、ぞうきんその他これらに 類する清掃用の布	七							
	綿製のもの	八							
	二 その他のもの	五							
六三〇七	救命胴衣及び救命帯	七							
二〇	綿製のもの	八							
	二 その他のもの	五							
六三〇七	その他のもの	六							
九〇		六							
六三〇九	中古の衣類その他の物品	七							
六三〇九	中古の衣類その他の物品	七							
六三〇一〇	ぼろ及びくず（ひも、綱若し くはケープル又はこれらの製 品のものに限る。）（紡織用繊 維のものに限る。）	無税							
六三〇一〇	選別したのもの	無税							
六三〇一〇	その他のもの	無税							
第一二部	履物、帽子、傘、つえ、シートステ ッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、 羽毛製品、造花並びに人髪製品	無税							
第六四類	履物及びゲートルその他これに類す る物品並びにこれらの部分品	無税							
注									
1	この類には、次の物品を含まない。								
(a)	もろい材料（例えば、紙又はプラスチック クシート）製の使い捨ての足又は靴のカバーで 更に別の底を取り付けていないもの。これらの製 品は、構成する材料により該当する項に属する。								
(b)	紡織用繊維製の履物で、甲にのり付け、 縫製その他の方法で取り付けられた本底を有し ないもの（第一一部参照）								
(c)	第六三・〇九項の中古の履物								
(d)	石綿製品（第六八・一二項参照）								
(e)	整形外科用の履物その他の機器及びその 部分品（第九〇・二二項参照）								
(f)	がん具の靴及びアイススケート又はロー ラーズスケートを取り付けたスケート靴並びにす								
ね当てその他これに類する保護用スポーツウエ ア（第九五類参照）									
2	第六四・〇六項において部分品には、くぎ、 プロテクター、アイレット、フック、バックル、 装飾品、ひも、レース、ボンボンその他のトリ ミング（それぞれ該当する項に属する。）及び第 九六・〇六項のボタンその他の物品を含まない。								
3	この類においては、次に定めるところによ る。								
(a)	ゴム又はプラスチックには、織物その他 の紡織用繊維製品であつて、肉眼により判別で きる程度のゴム又はプラスチックの外層を有 するものを含む。この場合において、ゴム又は プラスチックの外層を有する結果生ずる色彩 の変化を考慮しない。								
(b)	「革」とは、第四一・〇七項及び第四一・ 一二項から第四一・一四項までの物品をいう。								
4	3の規定に従うことを条件として、								
(a)	甲の材料は、外面に占める面積が最も大 きい構成材料により決定するものとし、附属品 及び補強材（例えば、アングルパッチ、縁取り、 装飾品、バックル、タブ及びアイレットステー） を考慮しない。								
(b)	本底の構成材料は、地面に接する面積が 最も大きい材料により決定するものとし、附属 品及び補強材（例えば、スパイク、バー、くぎ 及び保護物）を考慮しない。								
号注									
1	第六四・〇二・二二号、第六四・〇二・一九号、 第六四・〇三・一二号、第六四・〇三・一九号及び 第六四・〇四・一一号においてスポーツ用の履物 は、次の物品に限る。								
(a)	スポーツ活動用として製造した履物で、 スパイク、スポーツリング、ストップ、クリップ、 バーその他これらに類する物品を取り付けてあ るもの及び取り付けることができるもの								
(b)	スケート靴、スキー靴（クロスカントリ ー用のものを含む）、スノーボードブーツ、レ スリングシューズ、ボクシングシューズ及びサ イクリングシューズ								
備考									
1	この類において「体操用、競技用その他こ れらに類する用途に供する履物」とは、テニス シューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、 レスリングシューズその他これらに類する履 物のほか、登山靴、乗馬靴その他のスポーツ活 動用に供する履物をいい、スポーツ用の履物（ス								
六四〇一	防水性の履物（本底及 び甲がゴム製又はブラ スチック製のものに限 るものとし、縫合、リ ベット締め、くぎ打 ち、ねじ締め、プラグ 止めその他これらに類 する方法により甲を底 に固定し又は組み立て たものを除く。）	二七 %							
六四〇一	履物（保護用の金属製 トーチキヤップを有する ものに限る。）	二七 %							
六四〇一	スキー靴	二七 %							
六四〇一	その他の履物 くるぶしを覆うもの （ひざを覆うものを除 く。）	二〇 %							
六四〇二	スキー靴	二七 %							
六四〇二	その他の履物（本底及 び甲がゴム製又はブラ スチック製のものに限 る。）	二〇 %							
六四〇二	スポーツ用の履物 スキー靴（クロスカン トリー用のものを含 む。）及びスノーボー ドブーツ	二七 %							
六四〇二	スキー靴	二〇 %							
六四〇二	スノーボードブ ーツ	二〇 %							
六四〇二	その他のもの	二〇 %							



<p>二 本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）                  (一) キャンバスシューズ                  A 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物の率が一定及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）                  B その他のもの                  (二) その他のもの</p>	<p>六四・〇〇                  六四・〇〇                  五・九〇                  六・二〇</p>	<p>六四・〇〇 甲が紡織用繊維製のもの                  六・二〇 はプラスチック製のものに限る。                  六四・〇〇 その他のもの                  六・九〇 一 革製のもの及び毛皮を二五％使用したもの                  二 その他のもの</p>	<p>六四・〇〇 本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）                  六・二〇                  六四・〇〇 一 革製のもの及び毛皮を二五％使用したもの                  二 その他のもの</p>
<p>六四・〇〇 甲が革製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）                  (一) 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物の率が一定、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）                  (二) その他のもの</p>	<p>六四・〇〇                  六四・〇〇                  六・二〇                  六・二〇</p>	<p>六四・〇〇 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品                  甲及びその部分品（しんを除く。）                  一 革製のもの及び毛皮を二五％使用したもの                  二 その他のもの</p>	<p>六四・〇〇 本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）                  六・二〇                  六四・〇〇 一 革製のもの及び毛皮を二五％使用したもの                  二 その他のもの</p>
<p>六四・〇〇 甲が革製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）                  (一) 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物の率が一定、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）                  (二) その他のもの</p>	<p>六四・〇〇                  六四・〇〇                  六・二〇                  六・二〇</p>	<p>六四・〇〇 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品                  甲及びその部分品（しんを除く。）                  一 革製のもの及び毛皮を二五％使用したもの                  二 その他のもの</p>	<p>六四・〇〇 本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）                  六・二〇                  六四・〇〇 一 革製のもの及び毛皮を二五％使用したもの                  二 その他のもの</p>
<p>六四・〇〇 甲が革製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）                  (一) 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物の率が一定、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）                  (二) その他のもの</p>	<p>六四・〇〇                  六四・〇〇                  六・二〇                  六・二〇</p>	<p>六四・〇〇 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品                  甲及びその部分品（しんを除く。）                  一 革製のもの及び毛皮を二五％使用したもの                  二 その他のもの</p>	<p>六四・〇〇 本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）                  六・二〇                  六四・〇〇 一 革製のもの及び毛皮を二五％使用したもの                  二 その他のもの</p>
<p>六四・〇〇 甲が革製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）                  (一) 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物の率が一定、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）                  (二) その他のもの</p>	<p>六四・〇〇                  六四・〇〇                  六・二〇                  六・二〇</p>	<p>六四・〇〇 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品                  甲及びその部分品（しんを除く。）                  一 革製のもの及び毛皮を二五％使用したもの                  二 その他のもの</p>	<p>六四・〇〇 本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）                  六・二〇                  六四・〇〇 一 革製のもの及び毛皮を二五％使用したもの                  二 その他のもの</p>
<p>六四・〇〇 甲が革製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）                  (一) 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物の率が一定、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）                  (二) その他のもの</p>	<p>六四・〇〇                  六四・〇〇                  六・二〇                  六・二〇</p>	<p>六四・〇〇 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品                  甲及びその部分品（しんを除く。）                  一 革製のもの及び毛皮を二五％使用したもの                  二 その他のもの</p>	<p>六四・〇〇 本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）                  六・二〇                  六四・〇〇 一 革製のもの及び毛皮を二五％使用したもの                  二 その他のもの</p>

<p>物品（材料を問わない。）を含まない。これらの物品は、提示の際に第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品に取り付けてない場合には、当該製品を構成する部分品として取り扱わないものとし、それぞれ該当する項に属する。</p>	<p>六六・〇一 傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。） 六六・〇一・一 ビーチパラソルその他これに類する傘 六六・〇一・九 折畳み式のもの 六六・〇一・九 その他のもの 六六・〇二 つけえ、シートステツキ、むちその他これらに類する製品 六六・〇三 第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品の部分品、トリミング及び付属品 六六・〇三・二 傘の骨（中棒に取り付けたものを含む。） 六六・〇三・九 その他のもの</p>	<p>(c) 第六七・〇二項の人造の花及び葉並びにこれらの部分品及び製品 3 第六七・〇二項には、次の物品を含まない。 (a) ガラス製品（第七〇類参照） (b) 陶磁器、石、金属、木その他の材料から製造した人造の花、葉及び果実で、成型、鍛造、彫刻、打抜きその他の方法により一体として製造したもの並びに結束、接着、はめ込み結合及びこれらに類する方法以外の方法により部分品を組み立てたもの</p>	<p>六六・〇一・一 羽毛皮その他の羽毛付 六六・〇一・二 羽の鳥の部分、羽毛、毛並びにこれらの製品 （この項には、第五・〇五項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。） 六六・〇二 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品 六六・〇三 プラスチック製のもの 六六・〇三・二 その他の材料製のもの 六六・〇三・九 その他の材料製のもの</p>	<p>六七・〇四・一 羽毛皮その他の羽毛付 六七・〇四・二 羽の鳥の部分、羽毛、毛並びにこれらの製品 （この項には、第五・〇五項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。） 六七・〇二 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品 六七・〇三 プラスチック製のもの 六七・〇三・二 その他の材料製のもの 六七・〇三・九 その他の材料製のもの</p>	<p>六七・〇四・一 羽毛皮その他の羽毛付 六七・〇四・二 羽の鳥の部分、羽毛、毛並びにこれらの製品 （この項には、第五・〇五項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。） 六七・〇二 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品 六七・〇三 プラスチック製のもの 六七・〇三・二 その他の材料製のもの 六七・〇三・九 その他の材料製のもの</p>	<p>及びステアタイト）を加工したものを含まない。とし、スレートを加工したものを含まない。</p>	<p>六八・〇一 六八・〇二 六八・〇三 六八・〇四 六八・〇五 六八・〇六 六八・〇七 六八・〇八 六八・〇九 六八・一〇 六八・一一 六八・一二 六八・一三 六八・一四 六八・一五 六八・一六 六八・一七 六八・一八 六八・一九 六八・二〇 六八・二一 六八・二二 六八・二三 六八・二四 六八・二五 六八・二六 六八・二七 六八・二八 六八・二九 六八・三〇 六八・三一 六八・三二 六八・三三 六八・三四 六八・三五 六八・三六 六八・三七 六八・三八 六八・三九 六八・四〇 六八・四一 六八・四二 六八・四三 六八・四四 六八・四五 六八・四六 六八・四七 六八・四八 六八・四九 六八・五〇 六八・五一 六八・五二 六八・五三 六八・五四 六八・五五 六八・五六 六八・五七 六八・五八 六八・五九 六八・六〇 六八・六一 六八・六二 六八・六三 六八・六四 六八・六五 六八・六六 六八・六七 六八・六八 六八・六九 六八・七〇 六八・七一 六八・七二 六八・七三 六八・七四 六八・七五 六八・七六 六八・七七 六八・七八 六八・七九 六八・八〇 六八・八一 六八・八二 六八・八三 六八・八四 六八・八五 六八・八六 六八・八七 六八・八八 六八・八九 六八・九〇 六八・九一 六八・九二 六八・九三 六八・九四 六八・九五 六八・九六 六八・九七 六八・九八 六八・九九 六八・一〇〇</p>
--	---	---	---	---	---	---	---





六九・一〇	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水	無税				
六九・一〇	磁器製のもの	無税				
六九・一〇	磁器製の他のもの	無税				
六九・一一	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧品	三・四%				
六九・一一	食卓用品及び台所用品	三・四%				
六九・一一	その他のもの	三・四%				
六九・一二	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧品（磁器製のものを除く）	三・四%				
六九・一三	陶磁製の小像その他の裝飾品	三・四%				
六九・一三	磁器製のもの	三・四%				
六九・一三	その他のもの	三・四%				
六九・一四	その他の陶磁製品	無税				
六九・一四	磁器製のもの	無税				
六九・一四	その他のもの	無税				
七〇	ガラス及びその製品					
七〇	注					
七〇	1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 第三二・〇七項の物品（例えば、ほうろく及びうぐすり並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの） (b) 第七一類の物品（例えば、身辺用模造細貨類） (c) 第八五・四四項の光ファイバーケーブル、がい子（第八五・四六項参照）及び第八五・四七項の電気絶縁用物品 (d) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのもの、第八六類から第八八類までの物品用のものに限る。） (e) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わず、加					
七〇	熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵する第八六類から第八八類までの物品用のものに限る。） (f) 第九〇類の光ファイバー、光学的に研磨した光学用品、皮下注射器、義眼、温度計、気圧計、浮きばかりその他の物品 (g) 第九四・〇五項の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品 (h) 第九五類の玩具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用裝飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第九五類の人形その他の物品に使用するものを除く。） (i) 第九六類のボタン、魔法瓶、香水用噴霧器その他の物品 2 第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までにおいて、次に定めるところによる。 (a) 焼きなまし前に経た工程は、加工としない。 (b) 板ガラスには、特定の形状に切つたものを含む。 (c) 「吸収層、反射層又は無反射層」とは、赤外線等を吸収し、ガラスの透明度若しくは半透明度を保持しつつ反射特性を高め、又は反射光を防止するために塗布した金属又は化合物（例えば、金属酸化物）の極めて薄い層をいう。 3 第七〇・〇六項の物品は、製品の特性を有するか有しないかを問わない。 4 第七〇・〇九項において「ガラスウール」とは、次の物品をいう。 (a) シリカ (SiO <sub>2</sub> ) の含有量が全重量の六〇%以上の鉱物性ウール (b) シリカ (SiO <sub>2</sub> ) の含有量が全重量の六〇%未満の鉱物性ウールで、アルカリ金属の酸化物 (KO <sub>2</sub> 又はaO <sub>2</sub> ) の含有量が全重量の五%を超え又は三酸化二ほう素 (B <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ) の含有量が全重量の二%を超えるもの (a) 及び (b) に該当しない鉱物性ウールは、第六八・〇六項に属する。 5 この表においてガラスには、石英ガラスを					
七〇	号注 第七〇・一三・二二号、第七〇・一三・三三号、第七〇・一三・四一及び第七〇・一三・九一において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛 (PbO) の含有量が全重量の二四%以上のガラスのみをいう。					
七〇	七〇・〇一 ガラスのくず（第八五・四九項の陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスを除く。）及び塊	無税				
七〇	七〇・〇二 ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロファイアを除く）、棒及び管（加工しないものに限る。）	無税				
七〇	七〇・〇二 球	無税				
七〇	七〇・〇二 棒	無税				
七〇	七〇・〇二 管	無税				
七〇	七〇・〇二 石英ガラスのもの	無税				
七〇	七〇・〇二 その他のガラス（線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）のもの	無税				
七〇	七〇・〇二 その他のもの	無税				
七〇	七〇・〇三 鑄込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	無税				
七〇	七〇・〇三 板ガラス（金属の線又は網を入れたものを除く。）	無税				
七〇	七〇・〇三 色つきのもの、不透明のもの、色合せのもの及び吸収層、反射層又は無反射層を有するもの	無税				
七〇	七〇・〇三 その他のもの	無税				
七〇	七〇・〇三 その他のもの	無税				
七〇	七〇・〇四 引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	無税				
七〇	七〇・〇四 板ガラス（色つきのもの、不透明のもの、色合せのもの及び吸収層、反射層又は無反射層を有するものに限る。）	無税				
七〇	七〇・〇四 その他のもの	無税				
七〇	七〇・〇五 フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	無税				
七〇	七〇・〇五 金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層、反射層又は無反射層を有するもの	無税				
七〇	七〇・〇五 無反射層を有するもの	無税				
七〇	七〇・〇五 その他のもの	六・三%				
七〇	七〇・〇五 金属の線又は網を入れてないその他のガラス	六・三%				
七〇	七〇・〇五 色つきのもの、不透明のもの、色合せのもの及び単に表面を粗く磨いたもの	六・三%				
七〇	七〇・〇五 その他のもの	六・三%				
七〇	七〇・〇五 厚さが四ミリメートル以下のもの	六・三%				
七〇	七〇・〇五 その他のもの	六・三%				
七〇	七〇・〇五 金属の線又は網を入れたもの	六・三%				
七〇	七〇・〇五 ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろく引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、	無税				



七〇一	チョップドストランド（長さが五〇ミリメートル以下のものに限り。）	無税
七〇二	ロービング	無税
七〇三	その他の糸及びスライバー	無税
七〇四	機械的に結合したマット	無税
七〇五	化学的に結合したマット	無税
七〇六	その他のもの	無税
七〇七	機械的に結合した織物類	無税
七〇八	ロービング製の目の細かい織物	無税
七〇九	ロービング製のその他の織物類	無税
七一〇	糸から成る目の細かい織物（平織りのものに限り）とし、塗布したものと及び積層したものを除く。）	無税
七一一	糸から成る目の細かい織物（平織りのもので、かつ、塗布したものと及び積層したものに限り。）	無税
七一二	目の粗い織物（幅が三〇センチメートル以下のものに限り。）	無税
七一三	目の粗い織物（幅が三〇センチメートルを超えろるものに限り。）	無税
七一四	その他のもの	無税
七一五	化学的に結合した織物類	無税
七一六	ロービング製の目の細かい織物	無税
七一七	ロービング製のその他の織物類	無税
七一八	糸から成る目の細かい織物（平織りのものに限り）とし、塗布したものと及び積層したものを除く。）	無税
七一九	糸から成る目の細かい織物（平織りのもので、かつ、塗布したものと及び積層したものに限り。）	無税
七二〇	目の粗い織物（幅が三〇センチメートル以下のものに限り。）	無税
七二一	目の粗い織物（幅が三〇センチメートルを超えろるものに限り。）	無税
七二二	その他のもの	無税
七二三	化学的に結合した織物類	無税
七二四	パール（薄いシート）	無税
七二五	その他の目の細かい織物類	無税
七二六	その他の目の粗い織物類	無税
七二七	その他の目の粗い織物類	無税
七二八	その他のもの	無税
七二九	その他のガラス製品	無税

第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

注

- 1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第六部の注1（A）及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。
  - (a) 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石
  - (b) 貴金属又は貴金属を張った金属
- 2
  - (A) 第七一・一三項から第七一・一五項までには、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な取付具、装飾物その他の部分（例えば、頭文字、はめ輪及び縁金）のみに使用した物品を含まない。
  - (B) 第七一・一六項には、貴金属又は貴金属を張った金属を使用した製品（これらをさ細な部分に使用したものを除く。）を含まない。
  - 3 この類には、次の物品を含まない。
    - (a) 貴金属のアマルガム及びコロイド状貴金属（第二八・四三項参照）
    - (b) 第三〇類の殺菌した外科用縫合材、歯科用充てん料その他の物品
    - (c) 第三二類の物品（例えば、液状ラスター）
    - (d) 担体付き触媒（第三八・一五項参照）
    - (e) 第四二類の注3（B）に該当する第四二・〇二項又は第四二・〇三項の製品
    - (f) 第四三・〇三項又は第四三・〇四項の製品
    - (g) 第一一部の物品（紡織用繊維及びその製品）
    - (h) 第六四類又は第六五類の履物、帽子その他の物品
    - (i-j) 第六六類の傘、つえその他の物品
    - (k) 第六八・〇四項、第六八・〇五項又は第八二類の研磨用品で天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト又は粉を使用したもの、第八二類の物品で作用する部分が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるもの並びに第一六部の機械類、電気機器及びこれらの部分品。ただし、第一六部の物品で全部が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるものは、針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンド（取り付けられて

いないものに限る。第八五・二二項参照）を除くほか、この類に属する。

(一) 第九〇類から第九二類までの物品（精密機器、時計及び楽器）

(m) 武器及びその部分品（第九三類参照）

(n) 第九五類の注2の物品

(o) 第九六類の注4の規定により同類に属する物品

(p) 彫刻、塑像、铸件その他これらに類する物品（第九七・〇三項参照）、収集品（第九七・〇五項参照）及び製作後一〇〇年を超えたこと（第九七・〇六項参照）。ただし、天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石を除く。

4

(A) 「貴金属」とは、銀、金及び白金をいう。

(B) 「白金」とは、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。

(C) 貴石又は半貴石には、第九六類の注2 (b) の物品を含まない。

5 この類において貴金属を含有する合金（焼結したもの及び金属間化合物を含む。）のうち、貴金属のいずれか一の含有量が全重量の二%以上であるものは、貴金属の合金として取り扱う。この場合において、貴金属の合金については、次に定めるところによる。

(a) 白金の含有量が全重量の二%以上のものは、白金の合金として取り扱う。

(b) 金の含有量が全重量の二%以上で、白金の含有量が全重量の二%未満のものは、金の合金として取り扱う。

(c) その他の合金で、銀の含有量が全重量の二%以上のものは、銀の合金として取り扱う。

6 この表において貴金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5の規定により貴金属の合金として取り扱われる合金を含むものとし、貴金属を張った金属及び貴金属を卑金属又は非金属にめつた物品を含まない。

7 この表において「貴金属を張った金属」とは、金属の表面上の面にこれらに類する、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を張った金属をいう。ただし、文脈により別に解釈される場合を除くほか、卑金属に貴金属を象眼したものを含む。

8 第七一・一二項に該当する物品は、第六部の注1（A）に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

9 第七一・一三項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。

(a) 小形の身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記念章）

(b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品（例えば、シガレットケース、シガレットケース、喫きたばこ入れ、口中香料入れ、錠剤入れ、おしろい入れ、鎖入れ及び数珠）

これらの物品は、組み合わせてあるかセットであるかを問わない（例えば、天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生した貴石又は半貴石、べつ甲、真珠層、象牙、天然又は再生させたこはく、黒玉及びびんざん）。

10 第七一・一四項において細工品には、装飾品、食卓用品、化粧品用品、喫煙用具その他家庭用、事務用又は宗教用の製品を含む。

11 第七一・一七項において「身辺用模造細貨類」とは、9 (a) の身辺用細貨類（第九六・〇六項のボタンその他の物品並びに第九六・一五項のくし、ヘアスライドその他これらに類する物品及びヘアピンを除く。）で、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属を張った金属を使用しないものをいう。これらの物品で、貴金属を張つた金属をさ細な部分に使用したものは、身辺用模造細貨類に含まれる。

号注

1 第七一・〇六・〇一〇号、第七一・〇八・〇一〇号、第七一・〇一〇・〇一〇号、第七一・〇一〇・〇二〇号、第七一・〇一〇・〇三〇号及び第七一・〇一〇・〇四〇号において「粉」及び「粉状のもの」とは、目開きが〇・五ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇%以上のものをいう。

2 第七一・〇一〇・〇一〇号及び第七一・〇一〇・〇一九号において白金には、注4（B）の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。

3 第七一・一〇項の合金は、白金、パラジウム、ロジウム、イリジウム、オスミウム又はルテニウムのうち含有する重量が最大の金属が属する号に属する。

七二〇一	第一節 天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石	無税
七二〇二	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	無税
七二〇一	養殖真珠	無税
七二〇一	加工してないもの	無税
七二〇一	加工したもの	無税
七二〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	無税
七二〇二	工業用のもの	無税
七二〇二	加工してないもの及び単にひき、クリープし又はブルーチしたものの	無税
七二〇二	その他のもの	無税
七二〇二	工業用以外のもの	無税
七二〇二	加工してないもの及び単にひき、クリープし又はブルーチしたもの	無税
七二〇二	その他のもの	無税
七二〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	無税

七二〇三	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたもの	無税
七二〇三	その他の加工をしたもの	無税
七二〇三	ルビー、サファイヤ及びエメラルド	無税
七二〇三	その他のもの	無税
七二〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	無税
七二〇四	ピエゾエレクトリッククオーツ	無税
七二〇四	ダイヤモンド	無税
七二〇四	その他のもの	無税
七二〇四	その他のもの	無税
七二〇四	その他のもの	無税
七二〇四	その他のもの	無税
七二〇四	その他のもの	無税
七二〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	無税
七二〇五	ダイヤモンドのもの	無税
七二〇五	その他のもの	無税
七二〇五	その他のもの	無税
七二〇六	第二節 貴金属及び貴金属を張つた金属	無税
七二〇六	銀（金又は白金をめぐつした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	無税

七二〇六	粉	無税
七二〇六	その他のもの	無税
七二〇六	加工してないもの	無税
七二〇六	一次製品	無税
七二〇七	銀を張つた卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	無税
七二〇七	金（白金をめぐつした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	無税
七二〇八	マネタリーゴールド以外のもの	無税
七二〇八	粉	無税
七二〇八	その他の形状のもの（加工してないものに限る。）	無税
七二〇八	その他の形状のもの（二次製品に限る。）	無税
七二〇八	マネタリーゴールド	無税
七二〇九	金を張つた卑金属及び銀	無税
七二〇九	（二次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	無税
七二〇九	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	無税
七二〇九	白金	無税
七二〇九	加工してないもの及び粉状のもの	無税
七二〇九	その他のもの	無税
七二〇九	パラジウム	無税
七二〇九	加工してないもの及び粉状のもの	無税
七二〇九	その他のもの	無税
七二〇九	ロジウム	無税
七二〇九	加工してないもの及び粉状のもの	無税
七二〇九	その他のもの	無税

七二〇九	イリジウム、オスミウム及びルテニウム	無税
七二〇九	加工してないもの及び粉状のもの	無税
七二〇九	その他のもの	無税
七二〇九	白金を張つた卑金属、銀及び金（二次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	無税
七二〇九	貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第八五・四九項の物品を除く。）	無税
七二〇九	貴金属又はその化合物を含む灰	無税
七二〇九	その他のもの	無税
七二〇九	金のくず（金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。）	無税
七二〇九	白金のくず（白金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。）	無税
七二〇九	その他のもの	無税
七二〇九	第三節 身辺用細貨類、細工品その他の製品	無税
七二〇九	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	無税
七二〇九	貴金属製のもの（貴金属をめぐつしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	無税
七二〇九	銀製のもの（その他の貴金属をめぐつしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	無税
七二〇九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめぐつしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	無税
七二〇九	白金製のもの（その他の貴金属をめぐつしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	無税

七・二一	又は張つてあるかないかを問わない。 二 その他のもの	六
三・二〇	貴金属を張つた卑金属製のもの	六
七・一一	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	六
七・一一	貴金属製のもの（貴金属をめぐつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	六
七・一一	銀製のもの（その他の貴金属をめぐつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	六
四・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめぐつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	三
四・二〇	貴金属を張つた卑金属製のもの	三
七・一一	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	三
七・一一	触媒（白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。）	無税
七・一一	その他のもの	無税
七・一一	天然若しくは養殖の真珠又は天然合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	六
七・一一	天然又は養殖の真珠製のもの	六
七・一一	天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの	二
六・二〇	一 理化学用又は工業用のもの 二 その他のもの	三 六
七・一一	身近用模造細貨類	二
七・一一	卑金属製のもの（貴金属をめぐつきしてあるかないかを問わない。）	
七・一一	カフスポタン及び飾りボタン	

七・一一	一 貴金属をめぐつきした金属 さんご、ぞうげ又はべつこうを六%使用したもの 二 その他のもの	六 六
七・一九	一 その他のもの 二 その他のもの	四 五
七・九〇	一 その他のもの 二 木とガラス、骨とこはく、一真珠光沢を有する貝殻とガラス チックその他二種類以上の材料 （首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。） で構成されるもの（貴金属をめぐつきしたものを除く。） 二 その他のもの （一） 木製のもの （二） アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料性のもの （三） その他のもの	四 二 三 五
七・一一	貨幣	無税
七・一一	貨幣（法貨でないものに限るものとし、金貨を除く。）	無税
七・一一	その他のもの	無税
八・九〇	一 貨幣 二 その他のもの	無税 無税

第五節 卑金属及びその製品

注 一の部には、次の物品を含まない。

(a) 調製ペイント、インキその他の物品で金属のフレーク又は粉をもととしたもの（第三二・七項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項、第三二・一三項及び第三二・一五項参照）

(b) フェロセリウムその他の発火性合金（第三六・〇六項参照）

(c) 第六五・〇六項又は第六五・〇七項の帽子及びその部分品

(d) 第六六・〇三項の傘の骨その他の物品

(e) 第七一類の物品（例えば、貴金属の合金、貴金属を張つた卑金属及び身近用模造細貨類）

(f) 第一六部の物品（機械類及び電気機器）

(g) 組み立てた鉄道用又は軌道用の線路（第八六・〇八項参照）その他の第一七部の物品（車両、船舶及び航空機）

(h) 第一八部の機器（時計用ばねを含む。）

(i) 銃砲弾用に調製した鉛弾（第九三・〇六項参照）その他の第一九部の物品（武器及び銃砲弾）

(k) 第九四類の物品（例えば、家具、マットレスサポート、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）

(l) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品その他の第九六類の物品（雑品）

(n) 第九七類の物品（例えば、美術品）

2 この表において「汎用性の部分品」とは、次の物品をいう。

(a) 第七三・〇七項、第七三・一二項、第七三・一五項、第七三・一七項又は第七三・一八項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品（内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたもの（第九〇・二二項参照）を除く。）

(b) 卑金属製のばね及びばね板（時計用ばね（第九一・一四項参照）を除く。）

(c) 第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇三項又は第八三・〇四項の製品並びに第八三・〇六項の卑金属製の縁及び鏡

第七三類から第七六類まで及び第七八類から第八二類まで（第七三・一五項を除く）において部分品には、(a) から (c) までに定める汎用性の部分品を含まない。

第二文及び第八三類の注1の規定に従うことを条件として、第七二類から第七六類まで及び第七八類から第八二類までの物品には、第八二類又は第八三類の物品を含まない。

3 この表において「卑金属」とは、鉄鋼、銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛、すず、タングステン、モリブデン、タンタル、マグネシウム、コバルト、ビスマス、カドミウム、チタン、ジルコニウム、アンチモン、マンガン、ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウムをいう。

4 この表において「サーメット」とは、金属成分とセラミック成分から成る微細で不均質な

複合体を含有する物品をいう。サーメットには、焼結した金属炭化物（一の金属を焼結した金属炭化物をいう。）を含む。

5 合金（第七二類注1 (c)）又は第七四類注1 (c) のフェロアロイ及びマスターアロイを除く。）については、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 卑金属合金は、含有する金属のうち重量が最大の金属の合金とする。

(b) この部の卑金属とこの部に属しない元素とから成る合金であつて、当該卑金属の含有量の合計重量が当該元素の含有量の合計重量以上であるものは、この部の卑金属の合金として取り扱う。

(c) この部において合金には、金属粉の混合物を焼結したもの、溶融により製造した金属の不均質な混合物（サーメットを除く。）及び金属間化合物を含む。

6 この表において卑金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5の規定によりそれぞれの卑金属の合金とされるものを含む。

7 二以上の卑金属を含む卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、関税率表の解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、項において別段の定めがある場合を除くほか、含有する金属のうち重量が最大の卑金属の物品として取り扱う。この場合においては、次に定めるところによる。

(a) 鉄及び鋼は、同一の金属とみなす。

(b) 合金は、5の規定によりその合金とされる金属ですべて構成されているものとみなす。

(c) 第八一・一三項のサーメットは、一の卑金属とみなす。

8 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「くず」とは、次のものをいう。

(i) 全ての金属くず

(ii) 破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままで使用することができない金属の物品

(b) 「粉」とは、目開きが一ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇%以上のものをいう。

9 第七四類から第七六類まで及び第七八類から第八一類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出

製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いていないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一方の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものを含むものとし、横断面が長方形（正方形を含む）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、第七四類のワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第七四・〇三項の銅の塊とみなす。この規定は、第八一類において準用する。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一方の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものを含むものとし、横断面が長方形（正方形を含む）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない

い平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一方の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含む、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴を明け、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む）、正三角形又は正凸多角形のものを含むものとし、横断面が長方形（正方形を含む）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴を明け、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けしたものを含む。

第七二類 鉄鋼

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。ただし、(d) から (f) までの規定は、この表全体について適用する。

(a) 「銑鉄」とは、実用上圧延又は鍛造に適しない鉄と炭素の合金のうち、炭素の含有量が全重量の二%を超え、鉄及び炭素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる限度を超えないものをいう。

クロム 一〇%  
マンガン 六%  
りん 三%  
けい素 八%

(b) 「スピゲル」とは、マンガンの含有量が全重量の六%を超え三〇%以下である鉄と炭素の合金で、マンガン以外の元素の含有量については、(a) に定める要件を満たすものをいう。

(c) 「フェロアロイ」とは、なまこ形、ブロック、ランプその他これらに類する一次形状、連続鋳造法により得た形状又は粒状若しくは粉状（凝結させてあるかないかを問わない。）の合金であつて、他の合金製造の際の添加用又は鉄の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に通常供するもので、主として実用上圧延又は鍛造に適しないものうち、鉄の含有量が全重量の四%以上であり、次に掲げる元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の割合を超えるもの（銅の含有量が全重量の一〇%を超えるものを除く。）をいう。

クロム 一〇%  
マンガン 三〇%  
りん 三%  
けい素 八%

その他の元素（炭素を除く。）合計一〇%

(d) 「鋼」とは、実用上圧延又は鍛造に適する鉄材（鋳造により製造した鉄材にあつては、実用上圧延又は鍛造に適しないものを含むものとし、第七二・〇三項のものを除く。）で、炭素の含有量が全重量の二%以下のものをいう。ただし、クロム鋼には、炭素の含有量が全重量の二%を超えるものを含む。

(e) 「ステンレス鋼」とは、炭素の含有量が全重量の一・二%以下で、クロムの含有量が全重量の一〇・五%以上の合金鋼（鉄、炭素及びクロム以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。

(f) 「その他の合金鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合以上の鋼で、ステンレス鋼の定義に該当しないものをいう。

アルミニウム 〇・三%  
ほう素 〇・〇〇〇八%  
クロム 〇・三%  
コバルト 〇・三%  
銅 〇・四%  
鉛 〇・四%  
マンガン 一・六五%  
モリブデン 〇・〇八%  
ニッケル 〇・三%

ニオブ 〇・〇六%  
けい素 〇・六%  
チタン 〇・〇五%  
バナジウム 〇・三%  
ジルコニウム 〇・一%  
その他の元素（硫黄、りん、炭素及び窒素を除く。） 〇・一%

(g) 「鉄鋼の再溶解用のインゴット」とは、フイダーヘッド若しくはホットトップのないインゴット状又はなまこ形の粗鋳造品で、表面に明らかに欠陥があり、かつ、銑鉄、スピゲル又はフェロアロイの化学的組成に該当しないものをいう。

(h) 「粒」とは、目開きが一ミリメートルのふりに対する通過率が全重量の九〇%未満の物品で、目開きが五ミリメートルのふりに対する通過率が全重量の九〇%以上のものをいう。

(i) 「半製品」とは、中空でない連続鋳造品（第一次の熱間圧延をしてあるかないかを問わない。）及び第一次の熱間圧延をし又は粗鍛造した中空でないその他の物品（形鋼のブランクを含むものとし、更に加工したものを除く。）をいうものとし、巻いたものを除く。

(k) 「フラットロール製品」とは、横断面が長方形（正方形を除く。）であり、かつ、中空でない圧延製品で、(i) の規定に該当しないものうち次のものをいう。

連続的に層状に重ねて巻いたもの

巻いていないもので、厚さが四・七五ミリメートル未満、幅が厚さの一〇倍以上であるもの又は厚さが四・七五ミリメートル以上で、幅が一五〇ミリメートルを超え、かつ、幅が厚さの二倍以上であるもの

フラットロール製品には、圧延工程中に直接付けた浮出し模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴を明け、波形にし又は研磨したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

フラットロール製品で、長方形（正方形を含む）以外の形状のもの（大きさを問わない。）のうち、他の項の物品の特性を有しないものは、幅が六〇〇ミリメートル以上の物品とみなしてその所属を決定する。

(l) 「棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）」とは、中空でない不規則に巻いた熱間圧延製品で、横断面が円形、弓形、だ

円形、長方形（正方形を含む）、三角形その他凸多角形（横断面の一方の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの（鉄筋用の棒）を含む。

(b) 「非合金快削鋼」とは、次に掲げる元素の以上の含有量が全重量に対して硫黄及び鉛にあってはそれぞれ次に掲げる割合以上の非合金鋼をいい、これら以外の元素にあってはそれぞれ次に掲げる割合を超える非合金鋼をいう。

硫黄 〇・〇八%

鉛 〇・〇一%

セレン 〇・〇五%

テルル 〇・〇一%

ビスマス 〇・〇五%

(c) 「けい素電気鋼」とは、けい素の含有量が全重量の〇・六%以上六%以下で、炭素の含有量が全重量の〇・〇八%以下の合金鋼（アルミニウムの含有量が全重量の1%以下のものを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。）をいう。

(d) 「高速度鋼」とは、モリブデン、タンゲステン及びバナジウムのうちいずれか二以上を含有し、その含有量の合計が全重量の七%以上であつて、炭素の含有量が全重量の〇・六%以上であり、かつ、クロムの含有量が全重量の3%以上六%以下である合金鋼（その他の元素を含有するかしんかを問わない。）をいう。

(e) 「シリコマンガング鋼」とは、次のすべての要件を満たす合金鋼をいう。

炭素の含有量が全重量の〇・七%以下であること。

マンガンの含有量が全重量の〇・五%以上一・九%以下であること。

けい素の含有量が全重量の〇・六%以上二・三%以下であること。

他の元素を含有するものを除く。

ただし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。

第七二〇二・〇二項のフェロアロイについては、次に定めるところによりその所属を決定する。

一の合金元素の含有量が全重量に対して注1 (c) に掲げる当該元素の割合を超えるフェロアロイは、二成分系のフェロアロイとみなして、該当する号に属する。同様に、二又は三の合金元素の含有量が注1 (c) に掲げる当該元素の全重量に対する割合を超える場合には、それぞれ三成分系又は四成分系のフェロアロイとみなす。

クロム 〇・二%	七二〇一・一	非合金鉄（りんの含無税 含有量が全重量の〇・ 五%以下のものに限 る。）	七二〇二・六 フェロニッケル	五・九%
銅 〇・三%	七二〇二・一	粒状又は粉状の物品 銑鉄及びスピーゲル （なまこ形、ブロッ クその他の一次形状の ものに限定。）	七二〇二・七 フェロモリブデン	三・九%
ニッケル 〇・三%	七二〇一・二	第一節 一次材料及び 銑鉄又は粉状の物品	七二〇二・八 フェロタンゲステン及 びフェロシリコタン ゲステン	
アルミニウム、モリブデン、チタン、タンゲ ステン、バナジウム 〇・一%	七二〇二・一	非合金鉄（りんの含無税 含有量が全重量の〇・ 五%以下のものに限 る。）	七二〇二・二 フェロタンゲステン	
(b) 「非合金快削鋼」とは、次に掲げる元素の 以上の含有量が全重量に対して硫黄及び鉛に あってはそれぞれ次に掲げる割合以上の非合金 鋼をいい、これら以外の元素にあってはそれぞ れ次に掲げる割合を超える非合金鋼をいう。	七二〇一・一	非合金鉄（りんの含無税 含有量が全重量の〇・ 五%以下のものに限 る。）	七二〇二・三 フェロコバルチウム 及びフェロニオブ	
硫黄 〇・〇八%	七二〇一・二	非合金鉄（りんの含無税 含有量が全重量の〇・ 五%を超えるものに限 る。）	七二〇二・九 フェロコバルチウム 及びフェロニオブ	
鉛 〇・〇一%	七二〇一・一	非合金鉄（りんの含無税 含有量が全重量の〇・ 五%を超えるものに限 る。）	七二〇二・九 フェロコバルチウム 及びフェロニオブ	
セレン 〇・〇五%	七二〇二・一	粒状又は粉状の物品 銑鉄及びスピーゲル （なまこ形、ブロッ クその他の一次形状の ものに限定。）	七二〇二・九 フェロコバルチウム 及びフェロニオブ	
テルル 〇・〇一%	七二〇二・一	粒状又は粉状の物品 銑鉄及びスピーゲル （なまこ形、ブロッ クその他の一次形状の ものに限定。）	七二〇二・九 フェロコバルチウム 及びフェロニオブ	
ビスマス 〇・〇五%	七二〇一・二	非合金鉄（りんの含無税 含有量が全重量の〇・ 五%を超えるものに限 る。）	七二〇二・九 フェロコバルチウム 及びフェロニオブ	
(c) 「けい素電気鋼」とは、けい素の含有量が 全重量の〇・六%以上六%以下で、炭素の含有 量が全重量の〇・〇八%以下の合金鋼（アルミ ニウムの含有量が全重量の1%以下のものを含 むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量の その他の元素を含有するものを除く。）をいう。	七二〇一・二	非合金鉄（りんの含無税 含有量が全重量の〇・ 五%を超えるものに限 る。）	七二〇二・九 フェロコバルチウム 及びフェロニオブ	
(d) 「高速度鋼」とは、モリブデン、タンゲ ステン及びバナジウムのうちいずれか二以上を 含有し、その含有量の合計が全重量の七%以上 であつて、炭素の含有量が全重量の〇・六%以上 であり、かつ、クロムの含有量が全重量の3% 以上六%以下である合金鋼（その他の元素を 含有するかしんかを問わない。）をいう。	七二〇一・一	五合金鉄及びスピ ーゲル	七二〇三・一 鉄鉱石を直接還元して 得た鉄鋼	
(e) 「シリコマンガング鋼」とは、次のすべて の要件を満たす合金鋼をいう。	七二〇二・一	炭素の含有量が全重量 七・七%	七二〇三・一 鉄鉱石を直接還元して 得た鉄鋼	
炭素の含有量が全重量の〇・七%以下である こと。	七二〇二・一	その他のもの	七二〇三・九 その他のもの	
マンガンの含有量が全重量の〇・五%以上一 ・九%以下であること。	七二〇二・二	フェロシリコン	七二〇三・九 その他のもの	
けい素の含有量が全重量の〇・六%以上二・ 三%以下であること。	七二〇二・二	けい素の含有量が全重 量の五五%を超える もの	七二〇四 鉄鋼のくず及び鉄鋼の 再溶解用のインゴット 再溶解用のインゴット	
他の元素を含有するものを除く。	七二〇二・二	その他のもの	七二〇四・一 鉄鋼のくず	
ただし、他の合金鋼の特性を付与する量の その他の元素を含有するものを除く。	七二〇二・三	フェロシリコマンガ ン	七二〇四・二 ステンレス鋼のもの 合金鋼のくず	
第七二〇二・〇二項のフェロアロイについて は、次に定めるところによりその所属を決定す る。	七二〇二・三	フェロシリコマンガ ン	七二〇四・二 ステンレス鋼のもの	
一の合金元素の含有量が全重量に対して注 1 (c) に掲げる当該元素の割合を超えるフェ ロアロイは、二成分系のフェロアロイとみな して、該当する号に属する。同様に、二又は 三の合金元素の含有量が注1 (c) に掲げる 当該元素の全重量に対する割合を超える場合 には、それぞれ三成分系又は四成分系のフェ ロアロイとみなす。	七二〇二・四	フェロコバルチウ ムの含有量が全重量 無税	七二〇四・二 ステンレス鋼のもの	
	七二〇二・四	炭素の含有量が全重量 の四%を超えるもの	七二〇四・二 ステンレス鋼のもの	
	七二〇二・四	その他のもの	七二〇四・二 ステンレス鋼のもの	
	七二〇二・五	フェロシリコバル チウムの含有量が全 重量無税	七二〇四・三 ステンレス鋼のもの	
	七二〇二・五	その他のもの	七二〇四・三 ステンレス鋼のもの	
	七二〇二・五	その他のもの	七二〇四・三 ステンレス鋼のもの	









九七二二六・九	その他のもの 一 バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケ工を行ったもので、ニッケ	六 三					
七二二五・九	その他のもの 一 バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケ工の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。） 二 合金工具鋼のもの 三 高速度鋼のもの 四 その他のもの	六 四 六 六					
七二二六・一	その他のもの 一 熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。） 二 合金工具鋼のもの 三 その他のもの	六 四 六					
七二二六・二	高速度鋼のもの その他のもの	六 六					
七二二六・三	その他のもの 一 熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。） 二 合金工具鋼のもの 三 その他のもの	六 四 六					
七二二六・四	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。） 合金工具鋼のもの その他のもの	五 八 六					
七二二六・五	その他のもの 冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	六					
七二二七	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。） 七二二七・一 高速度鋼のもの 七二二七・二 シリコマンガ鋼のもの 七二二七・九 その他のもの 一 合金工具鋼のもの 二 その他のもの	六 六 六 五 八					
七二二八	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒 七二二八・一 高速度鋼の棒 七二二八・二 シリコマンガ鋼の棒 七二二八・三 その他の棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。） 一 合金工具鋼のもの 二 その他のもの	六 六 四 六 五 八					
七二二八・四	その他の棒（鍛造したものに限るものとし、更に加工したものを除く。） 合金工具鋼のもの その他のもの	五 八 六					
七二二八・五	その他の棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	六					
七二二九	その他の合金鋼の線 七二二九・一 合金工具鋼のもの 七二二九・二 シリコマンガ鋼のもの 七二二九・八 中空ドリル棒 七二二九・九 その他のもの 一 合金工具鋼のもの 二 高速度鋼のもの 三 その他のもの	四 五 六 八 五 六 四					
七三〇二・一	レール、ガードレール、ラックレール及びトンダレール、轆差、轆棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）	三 九					
七三〇二・二	レール	三 九					
七三〇二・三	トンダレール、轆差、轆棒その他の分岐器の構成部分	三 九					
七三〇二・四	継目板及びソールプレート	三 九					
七三〇二・九	その他のもの	三 九					
七三〇三・〇	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。） 油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	五 二					
七三〇三・一	ステンレス鋼製のもの	五 二					
七三〇四・一	その他のもの	五 二					
七三〇四・二	合金鋼製のもの その他のもの 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ ドリルパイプ（ステンレス鋼製のもの）	三 九 無税					
七三〇一・一	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼	三 九					
七三〇一・二	合金鋼のもの その他のもの	四 六					
七三〇一・三	合金鋼のもの その他のもの	三 九					
第七三類 鉄鋼製品	注 一 この類において「鋳鉄」とは、含有する元素のうち鉄の重量が最大の鋳造品で、第七二類の注1（d）に定義する鋼の化学的組成を有しないものをいう。 2 この類において「線」とは、熱間成形又は冷間成形をした製品で、横断面の最大寸法が一六ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。	六 四 六 六 八 五 六					













七六・九	その他のもの	四・一%
七六一	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三六〇リットルを超えるものに限り、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	四・一%
七六一	アルミニウム製のたろ、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	四・一%
七六一	折畳み可能なチューブ状のもの	四・一%
七六一	その他のもの	四・一%
七六一	その他のもの	四・一%
七六一	その他のもの	四・一%
七六一	その他のもの	四・一%
七六一	その他のもの	四・一%
七六一	その他のもの	四・一%

七六一	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限り、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限り、）	無税
七六一	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税
七六一	衛生用品及びその部分品	無税
七六一	その他のアルミニウム製品	無税
七六一	その他、びよう、またくぎ（第八四一、三・〇五項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スタクリュー、フック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品	無税
七六一	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網	無税
七六一	ワイヤクローズ、ワイヤグリル、網造したものに限る。）	無税
七六一	その他のもの	無税
七六一	その他のもの	無税

七六一	鉛の塊	七・八〇一	カドミウム（C）	〇・〇〇二
七六一	精製鉛	七・八〇一	銅（Cu）	〇・〇〇八
七六一	一 課税価格が一キログラムにつき一七二円以下のも 二 課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のも 三 課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの	一・〇〇〇	鉄（Fe）	〇・〇〇二
七六一	その他のもの 含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの 一 電解精製用のも （鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。）	七・八〇一	硫黄（S）	〇・〇〇二
七六一	（一） 課税価格が一キログラムにつき一六五円以下のも （二） 課税価格が一キログラムにつき一六五円三钱以下のも （三） 課税価格が一キログラムにつき一七〇円以下のも	七・八〇一	アンチモン（S）	〇・〇〇五
七六一	（一） 課税価格が一キログラムにつき一七〇円以下の差額 （二） 課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの	七・八〇一	亜鉛（Zn）	〇・〇〇五
七六一	その他のもの A 課税価格が一キログラムにつき一七二円以下のも B 課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のも	七・八〇一	その他の各元素（例えば、テルル）	〇・〇〇一
七六一	鉛合金のもの	七・八〇一		

七六一	その他のもの	二	その他のもの	五・二%
七六一	鉛合金のもの	一	その他のもの その率が一キログラムにつき四円六四錢の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・二%
七六一	（一） 電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。）	二	その他のもの A 課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭以下のもの B 課税価格が一キログラムにつき一六五円三七七銭を超過一七〇円以下の差額	三・八%
七六一	（二） その他のもの	二	その他のもの A 課税価格が一キログラムにつき一七二円以下のも B 課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のも C 課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの	三・八%
七六一	その他のもの	二	その他のもの その率が一キログラムにつき五円一二錢の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三・八%
七六一	その他のもの	二	その他のもの その率が一キログラムにつき四円六四錢の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三・八%

第七八類 鉛及びその製品  
号注  
1 この類において「精製鉛」とは、鉛の含有量が全重量の九九・九%以上で、鉛以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

カドミウム（C）	〇・〇〇二
銅（Cu）	〇・〇〇八
鉄（Fe）	〇・〇〇二
硫黄（S）	〇・〇〇二
アンチモン（S）	〇・〇〇五
亜鉛（Zn）	〇・〇〇五
その他の各元素（例えば、テルル）	〇・〇〇一

<p>七九・〇一 亜鉛の塊 亜鉛(合金を除く。)</p>	<p>第七九類 号注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「亜鉛(合金を除く。)」とは、亜鉛の含有量が全重量の九七・五%以上の金属をいう。 (b) 「亜鉛合金」とは、含有する元素のうち亜鉛の重量が最大の金属で、他の元素の含有量の合計が全重量の二・五%を超えるものをいう。 (c) 「亜鉛のダスト」とは、亜鉛蒸気を凝結させて得た球状の粒子で粉よりも微細なもの(目開きが六三マイクロナートル(ミクロン)のふるいに對する通過率が全重量の八〇%以上のものに限る。)のうち、金属亜鉛の含有量が全重量の八五%以上のものをいう。</p>	<p>C 課税価格が一キログラムを超えるもの 七九・〇二 鉛のくず 七九・〇三 鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク 七九・〇四 シート、ストリップ及びはく 七九・〇五 シート、ストリップ及びはく(補強材の厚さを除く。)が〇・二ミリメートル以下のもに 七九・〇六 その他のもの 七九・〇七 粉及びフレーク 七九・〇八 その他の鉛製品 七九・〇九 鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ) 七九・一〇 その他のもの 七九・一一 亜鉛及びその製品</p>						
<p>七九・〇二 七九・〇三 七九・〇四</p>	<p>七九・〇二 亜鉛のくず 七九・〇三 亜鉛のダスト、粉及びフレーク 七九・〇四 亜鉛のダスト</p>	<p>七九・〇一 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの 七九・〇二 課税価格が一キログラム以下のもの 七九・〇三 課税価格が一キログラムを超え二五〇円以下のもの 七九・〇四 課税価格が一キログラムを超え二五〇円を超過するもの 七九・〇五 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの 七九・〇六 課税価格が一キログラム以下のもの 七九・〇七 課税価格が一キログラムを超え二五〇円以下のもの 七九・〇八 課税価格が一キログラムを超え二五〇円を超過するもの 七九・〇九 課税価格が一キログラム以下のもの 七九・一〇 課税価格が一キログラムを超え二五〇円以下のもの 七九・一一 課税価格が一キログラムを超え二五〇円を超過するもの</p>						
<p>七九・〇一 七九・〇二 七九・〇三 七九・〇四</p>	<p>七九・〇一 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの 七九・〇二 課税価格が一キログラム以下のもの 七九・〇三 課税価格が一キログラムを超え二五〇円以下のもの 七九・〇四 課税価格が一キログラムを超え二五〇円を超過するもの</p>	<p>七九・〇四 亜鉛の棒、形材及び線 七九・〇五 亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく 七九・〇六 トリップ及びはく 七九・〇七 その他の亜鉛製品 七九・〇八 亜鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ) 七九・〇九 その他のもの 七九・一〇 亜鉛及びその製品</p>						
<p>七九・〇一 七九・〇二 七九・〇三 七九・〇四</p>	<p>七九・〇一 亜鉛の塊 七九・〇二 亜鉛(合金を除く。) 七九・〇三 亜鉛の棒、形材及び線 七九・〇四 亜鉛の板、シート 七九・〇五 その他の製品</p>	<p>第八〇類 号注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「すず(合金を除く。)」とは、すずの含有量が全重量の九九%以上で、ビスマス又は銅の含有量が全重量に對してそれぞれ次の表に掲げる限度未満の金属をいう。 (b) 「すず合金」とは、含有する元素のうちすずの重量が最大の金属で次のいづれかのものをいう。 (i) すず以外の元素の含有量の合計が全重量の1%を超えるもの (ii) ビスマス又は銅の含有量が全重量に對してそれぞれ(a)の表に掲げる限度以上のもの</p> <table border="1" data-bbox="734 1187 877 1590"> <tr> <th>元素</th> <th>全重量に對する限度(%)</th> </tr> <tr> <td>ビスマス(Bi)</td> <td>〇・一</td> </tr> <tr> <td>銅(Cu)</td> <td>〇・四</td> </tr> </table> <p>第八一類 号注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「すずの厚さ」は、すずの厚さを除く(補強材の厚さを除く)が〇・二ミリメートル以下のものに限り、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。 (b) 「すず製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)」とは、すず製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)をいう。</p>	元素	全重量に對する限度(%)	ビスマス(Bi)	〇・一	銅(Cu)	〇・四
元素	全重量に對する限度(%)							
ビスマス(Bi)	〇・一							
銅(Cu)	〇・四							





八二一〇	詰合せセット	四%	八二一〇	ナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具	四%	八三〇一	部分品	四%	八三〇八	一、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル(例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの)	無税
八二一一	その他のもの	四%	八二一一	詰合せセット(貴金属をめぐつきしたものに限る。)	四%	八三〇二	かぎ(単独で提示するものに限り。)	四%	八三〇九	これらに類する事務用品(例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの)	無税
八二一二	テーブルナイフ(固定刃のものに限る。)	四%	八二一二	詰合せセット(貴金属をめぐつきしたものに限る。)	四%	八三〇三	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	無税	八三一〇	これらに類する物品(衣類又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍、日よけ、革製品、旅行用具、馬具その他の製品に使用する種類のものに限り。)、管リベット、二股リベット、ビーズ及びスパンダール	無税
八二一三	その他のナイフ(固定刃のものを除く。)	四%	八二一三	その他の詰合せセット	四%	八三〇四	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入六六	六%	八三一一	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二一四	卑金属製の柄	七%	八二一四	その他の詰合せセット	四%	八三〇五	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入六六	六%	八三一二	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二一五	かみそり及びその刃(かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。)	四%	八二一五	貴金属をめぐつきしたもの	四%	八三〇六	書類、書類入六六	六%	八三一三	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二一六	かみそり	無税	八二一六	その他の他のもの	四%	八三〇七	書類、書類入六六	六%	八三一四	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二一七	安全かみそりの刃(かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。)	無税	八二一七	その他の他のもの	四%	八三〇八	書類、書類入六六	六%	八三一五	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二一八	その他の部分品	無税	八二一八	その他の他のもの	四%	八三〇九	書類、書類入六六	六%	八三一六	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二一九	はさみ、テラースシャヤその他これらに類するはさみ及びこれらの刃	四%	八二一九	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三一七	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二二〇	その他の刃物(例えば、バリカー、肉切り用又は台所用のクリーパー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ)並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具(つめやすりを含む。)	四%	八二二〇	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三一八	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二二一	ペーパーナイフ、レターオープナー、擦り消し用ナイフ及び鉛筆削り並びにこれらの刃	四%	八二二一	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三一九	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二二二	マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具(つめやすりを含む。)	四%	八二二二	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三二〇	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二二三	その他のもの	四%	八二二三	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三二一	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二二四	スプーン、フォーク、ひしやく、しやくし、キーキサーバ	四%	八二二四	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三二二	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二二五	、フィッシュナイフ、バター	四%	八二二五	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三二三	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二二六	ナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具	四%	八二二六	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三二四	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二二七	詰合せセット(貴金属をめぐつきしたものに限る。)	四%	八二二七	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三二五	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二二八	その他の詰合せセット	四%	八二二八	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三二六	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二二九	その他の詰合せセット	四%	八二二九	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三二七	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二三〇	その他の詰合せセット	四%	八二三〇	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三二八	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二三一	その他の詰合せセット	四%	八二三一	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三二九	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二三二	その他の詰合せセット	四%	八二三二	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三三〇	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二三三	その他の詰合せセット	四%	八二三三	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三三一	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二三四	その他の詰合せセット	四%	八二三四	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三三二	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二三五	その他の詰合せセット	四%	八二三五	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三三三	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二三六	その他の詰合せセット	四%	八二三六	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三三四	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二三七	その他の詰合せセット	四%	八二三七	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三三五	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二三八	その他の詰合せセット	四%	八二三八	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三三六	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八二三九	その他の詰合せセット	四%	八二三九	その他の他のもの	四%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三三七	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八三〇一	部分品	四%	八三〇一	かぎ(単独で提示するものに限り。)	四%	八三〇二	その他の他のもの(家具に適するものに限り。)	四%	八三〇八	一、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル(例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの)	無税
八三〇二	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	四%	八三〇二	その他の他のもの(家具に適するものに限り。)	四%	八三〇三	その他の他のもの(家具に適するものに限り。)	四%	八三〇九	これらに類する事務用品(衣類又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍、日よけ、革製品、旅行用具、馬具その他の製品に使用する種類のものに限り。)、管リベット、二股リベット、ビーズ及びスパンダール	無税
八三〇三	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	無税	八三〇三	その他の他のもの(家具に適するものに限り。)	四%	八三〇四	書類、書類入六六	六%	八三一〇	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八三〇四	書類、書類入六六	六%	八三〇四	書類、書類入六六	六%	八三〇五	書類、書類入六六	六%	八三一〇	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八三〇五	書類、書類入六六	六%	八三〇五	書類、書類入六六	六%	八三〇六	書類、書類入六六	六%	八三一〇	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八三〇六	書類、書類入六六	六%	八三〇六	書類、書類入六六	六%	八三〇七	書類、書類入六六	六%	八三一〇	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八三〇七	書類、書類入六六	六%	八三〇七	書類、書類入六六	六%	八三〇八	書類、書類入六六	六%	八三一〇	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八三〇八	書類、書類入六六	六%	八三〇八	書類、書類入六六	六%	八三〇九	書類、書類入六六	六%	八三一〇	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八三〇九	書類、書類入六六	六%	八三〇九	書類、書類入六六	六%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三一〇	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税
八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三一〇	書類、書類入六六	六%	八三一〇	これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	無税

八三〇八	管リベット及び二股リベット	無税
二〇		
八三〇八	その他のもの（部分品を含む。）	八%
九〇	一 ビーズ及びスパングル （貴金属をめつきしたものに 限る。） 二 その他のもの	四 六%
八三〇九	卑金属製の栓及びふた（王冠、ねじふた及び注水口用の栓を含む）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の付属品	三 九%
八三〇九	王冠	三 九%
一〇		
八三〇九	その他のもの	三 八%
九〇		
八三〇一〇	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第九四・〇五項のものを除く。）	無税
八三〇一〇	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第九四・〇五項のものを除く。）	無税
八三〇一〇	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもの、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒	三 九%
八三〇一〇	卑金属製の被覆アーク溶接棒（電気アーク溶接に使用するものに限る。）	三 九%
八三〇一〇	卑金属製の線（しんに充てんしたもので電気アーク溶接に使用するものに限る。）	三 九%
八三〇一〇	卑金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線（炎による九%	三 九%

はんだ付け、ろう付け又は溶接に使用するものに限る。）

八三一・一 その他のもの

四  
六%

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び付属品

注

一 この部には、次の物品を含まない。

(a) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルトチェーンで、第三九類のプラスチック製のものと及び加硫ゴム製のもの（第四〇・一〇項参照）並びに機械類、電気機器その他の技術的用途に供する種類の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第四〇・一六項参照）

(b) 革製品及びコンポジションレザー製品（第四二・〇五項参照）並びに毛皮製品（第四三・〇三項参照）で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの

(c) ボビン、スプール、コップ、コイン、コア、リールその他これらに類する巻取用品（材料を問わない。例えば、第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類及び第一五部参照）

(d) ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔カード（例えば、第三九類、第四八類及び第一五部参照）

(e) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製ベルト及びベルチング（第五九・一〇項参照）及び技術的用途に供する紡織用繊維製のその他の製品（第五九・一一項参照）

(f) 第七一・〇二項から第七一・〇四項までの天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びに第七一・一六項の製品でこれらの貴石又は半貴石のみから成るもの（針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンドで、取り付けられていないものを除く（第八五・二二項参照）。）

(g) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(h) ドリルパイプ（第七三・〇四項参照）

(i) 金属の線又はストリップから製造したエンドレスベルト（第一五部参照）

(k) 第八二類又は第八三類の物品

(l) 第一七部の物品

(m) 第九〇類の物品

(n) 第九一類の時計その他の物品

(o) 第八二・〇七項の互換性工具、これに類する互換性工具（作用する部分を構成する材料により、例えば、第四〇類、第四二類、第四三類、第四五類、第五九類、第六八・〇四項又は第六九・〇九項に属する。）及び機械の部分品として使用する種類のブラシ（第九六・〇三項参照）

(p) 第九五類の物品

(q) タイプライターリボン又はこれに類するリボン（スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができるとしたものは、第九六・一二項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。）及び第九六・二〇項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

2 機械の部分品（第八四・八四項又は第八五・四四項から第八五・四七項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第八四類の注1又は第八五類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 当該部分品は、第八四類又は第八五類のいずれかの項（第八四・〇九項、第八四・三一項、第八四・四八項、第八四・六六項、第八四・七三項、第八四・八七項、第八五・〇三項、第八五・二二項、第八五・二九項、第八五・三八項及び第八五・四八項を除く。）に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。

(b) (a) のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第八四・七九項又は第八五・四三項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第八四・〇九項、第八四・三一項、第八四・四八項、第八四・六六項、第八四・七三項、第八五・〇三項、第八五・二二項、第八五・二九項若しくは第八五・三八項のうち該当する項に属する。ただし、第八五・一七項の物品及び第八五・二五項から第八五・二八項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第八五・一七項に属し、第八五・二四項の物品に専ら又は主として使用する部分品は、第八五・二九項に属する。

(c) その他の部分品は、第八四・〇九項、第八四・三一項、第八四・四八項、第八四・六六項、第八四・七三項、第八五・〇三項、第八五・二九項又は第八五・三八項の

うち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、第八四・八七項又は第八五・四八項に属する。

3 二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいてその所属を決定する。

4 個別の構成機器から成る機械（機械を結合したものを含む。）については、当該構成機器（分離しているかないか又は配管、伝動装置、電線その他の装置により相互に接続しているかないかを問わない。）が第八四類又は第八五類のいずれかの項に明確に規定された単一の機能を分担して有している場合には、当該機械は、当該単一の機能に基づいてその所属を決定する。

5 1から4までにおいて「機械」とは、第八四類又は第八五類の各項の機械類及び電気機器をいう。

6

(A) この表において「電気電子機器のくず」とは、電気電子機器を組み合わせたもの、印刷回路基板及び電気電子機器製品で、次のものをいう。

(i) 破損、切断又はその他の加工により本来の用途に用いることができなくなつたもの及び本来の用途に用いることができるよう修理することが経済的に適しないもの

(ii) 輸送、積込み又は荷卸しの際に、個々の製品を損傷から保護するような形で梱包又は輸送されなかつたもの

(B) 「電気電子機器のくず」及びその他のくずを混載した貨物は、第八五・四九項に属する。

(C) この部には、第三八類の注4の都市廃棄物を含まない。

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第六八類のミルストーン、グラインドストーンその他の物品

(b) 陶磁製のポンプその他の機械類及び機械類（材料を問わない。）の陶磁製の部分品（第六九類参照）

(c) 理化学用ガラス製品（第七〇・一七項参照）並びに技術的用途に供する機械類及びその

部分品（ガラス製のものに限る。第七〇・一九項及び第七〇・二〇項参照）  
 (d) 第七三・二二項又は第七三・二二項の物品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第七四類から第七六類まで及び第七八類から第八一類まで参照）  
 (e) 第八五・〇八項の真空式掃除機  
 (f) 第八五・〇九項の家庭用電気機器及び第八五・二五項のデジタルカメラ  
 (g) 第一七部の物品用のラジエーター  
 (h) 動力駆動式でない手動床掃除機（第九六・〇三項参照）

2 第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項に該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八〇項までに該当するものは、この部の注3及びこの注1の規定によりその所屬が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項の該当する項に属する。  
 (A) 第八四・一九項には、次の物品を含まない。  
 (i) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器（第八四・三六項参照）  
 (ii) 穀物給湿機（第八四・三七項参照）  
 (iii) 糖汁抽出用浸出機（第八四・三八項参照）  
 (iv) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（第八四・五一項参照）  
 (v) 機械的作業を行う機器（理化学用のものを含む。）で、温度の変化を必要とする場合であってもこれを主たる機能としないもの  
 (B) 第八四・二二項には、次の物品を含まない。  
 (i) 袋その他これに類する容器の封口用マシン（第八四・五二項参照）  
 (ii) 第八四・七二項の事務用機器  
 (C) 第八四・二四項には、次の物品を含まない。  
 (i) インクジェット方式の印刷機（第八四・四三項参照）  
 (ii) ウォータージェット切断機械（第八四・五六項参照）  
 3 第八四・五六項に該当する加工機械で、同時に第八四・五七項から第八四・六一項まで、第八四・六四項又は第八四・六五項のいずれかの項に該当するものは、第八四・五六項に属す

4 第八四・五七項には、次のいずれかの方法により異なる種類の機械加工を行う金属加工機械（旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）のみを含む。  
 (a) 加工プログラムに従ってマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法（マシニングセンター）  
 (b) 固定した工作物に対し、異なるユニットヘッドが同時に又は連続して自動的に作用する方法（シングルステーションのユニットコンストラクションマシン）  
 (c) 工作物を異なるユニットヘッドに自動的に転送する方法（マルチステーショントランスファーマシン）  
 5 第八四・六二項において圧延製品の「スリッター工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー、スリッター及びリコイラーから成る加工工程をいう。圧延製品の「切断工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー及び剪断機から成る加工工程をいう。

6 (A) 第八四・七一項において「自動データ処理機械」とは、次の能力を有する物品をいう。  
 (i) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。  
 (ii) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。  
 (iii) 使用者が特定する算術計算を実行すること。  
 (iv) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。  
 (B) 自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。  
 (C) (D) 及び (E) の規定に従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合には、自動データ処理システムの一部とみなす。  
 (i) 自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。  
 (ii) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。  
 (iii) 当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。  
 自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも、第八四・七一項に属す

また、(C) (ii) 及び (C) (iii) の要件を満たすキーボード、X-Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第八四・七一項に属する。  
 (D) 6 (C) の条件を満たす場合であっても、第八四・七一項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。  
 (i) プリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）  
 (ii) 音声、画像その他のデータを送受信するための機器（有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））において通信するための機器を含む。）  
 (iii) 拡声器及びマイク（ホン）  
 (iv) テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー  
 (v) モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機を除く。）  
 (E) 自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、当該特定の機能に基づいてその所屬を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のもの項に属する。

7 第八四・八二項には、磨き鋼球（公称直径に対する最大誤差が〇・〇五ミリメートル以下で、かつ、一％以下のものに限る。）を含む。その他の鋼球は、第七三・二六項に属する。  
 8 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所屬を決定する。  
 主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、この注2又はこの部の注3の規定によりその所屬を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第八四・七九項に属する。また、第八四・七九項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから網又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製網機）を含む。  
 9 第八四・七〇項において「ポケットサイズ」とは、高さ、幅及び奥行の寸法が一七〇ミリメートル、一〇〇ミリメートル及び四五ミリメートル以下の機械をいう。  
 10 第八四・八五項において「積層造形」（三次元印刷とも呼ばれる。）とは、材料（例えば金属、プラスチック又はセラミック）のレイヤリ

ング及び固形化処理によるデジタルモデルをもととした物体の形成をいう。  
 この部の注1及びこの注1のものを除くほか、同項に該当する機械は、同項に属するものとし、この表の他の項には該当しない。  
 11 (A) 第八五類の注12 (a) 及び (b) は、この注及び第八四・八六項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第八四・八六項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード（LED）を含む。  
 (B) この注及び第八四・八六項の「フラットパネルディスプレイの製造」には、絶縁基板のフラットパネルへの組立てを含み、ガラスの製造又は印刷回路基板その他の電子部品のフラットパネル上への組立ては含まない。「フラットパネルディスプレイ」は、陰極線管技術を含まない。  
 (C) 第八四・八六項は、専ら又は主として次に使用する機器を含む。  
 (i) マスク又はレチクルの製造又は修理  
 (ii) 半導体デバイス又は集積回路の組立て  
 (iii) ボール（boule）、ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し  
 (D) 第一六部の注1及び第八四類の注1のものを除くほか、第八四・八六項に該当する機器は、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

1 第八四六五・二〇号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従ってマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。  
 2 第八四七二・四九号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第八四類の注6 (C) の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものをいう。  
 3 第八四八一・二〇号において「油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が

加わつた流体（液体又は気体）の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらの弁には種々の型（減圧型、逆止型等）がある。同号は、第八四・八一項の他のいかなる号にも優先する。  
 4 第八四八二・四〇号には、直径が五ミリメートル以下で長さが直径の三倍以上の円筒ころを有する軸受（ころの端を丸めたものを含む。）のみを含む。

八四〇一	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器	無税
八四〇一・一	原子炉	無税
八四〇一・二	同位体分離用機器及びその部分品	無税
八四〇一・三	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	無税
八四〇一・四	原子炉の部分品	無税
八四〇二	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー	無税
八四〇二・一	蒸気発生ボイラー	無税
八四〇二・二	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）	無税
八四〇二・三	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）	無税
八四〇二・四	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）	無税
八四〇二・五	過熱水ボイラー	無税
八四〇二・六	部分品	無税
八四〇二・七	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）	無税

八四〇三・一	ボイラー	無税
八四〇三・二	部分品	無税
八四〇四	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器	無税
八四〇四・一	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）	無税
八四〇四・二	蒸気原動機用復水器	無税
八四〇四・三	部分品	無税
八四〇四・四	部分品	無税
八四〇五	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するかわしないかを問わない。）	無税
八四〇五・一	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するかわしないかを問わない。）	無税
八四〇五・二	部分品	無税
八四〇六	蒸気タービン	無税
八四〇六・一	タービン（船舶推進用のものに限る。）	無税
八四〇六・二	その他のタービン	無税
八四〇六・三	出力が四〇メガワットを超えるもの	無税
八四〇六・四	出力が四〇メガワット以下のも	無税
八四〇六・五	部分品	無税
八四〇七	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	無税

八四〇七・一	航空機用エンジン	無税
八四〇七・二	船舶推進用エンジン	無税
八四〇七・三	船外機	無税
八四〇七・四	その他のもの	無税
八四〇七・五	ピストン式往復動機関（第八七類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）	無税
八四〇七・六	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のもの	無税
八四〇七・七	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のもの	無税
八四〇七・八	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八四〇七・九	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの	無税
八四〇七・一〇	その他のエンジン	無税
八四〇七・一一	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）	無税
八四〇七・一二	船舶推進用エンジン	無税
八四〇七・一三	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	無税
八四〇七・一四	その他のエンジン	無税
八四〇八	第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品	無税
八四〇九	航空機用エンジンのもの	無税
八四〇九・一	その他のもの	無税
八四〇九・二	ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの	無税
八四〇九・三	その他のもの	無税
八四一〇	液体タービン及び水車並びにこれらの调速機	無税
八四一〇・一	液体タービン及び水車	無税
八四一〇・二	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	無税

八四一〇・三	出力が一、〇〇〇キロワットを超える一〇、〇〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一〇・四	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四一〇・五	部分品（调速機を含む。）	無税
八四一一	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	無税
八四一一・一	ターボジェット	無税
八四一一・二	ターボプロペラ	無税
八四一一・三	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一一・四	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四一一・五	その他のガスタービン	無税
八四一一・六	出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一一・七	出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四一一・八	部分品	無税
八四一一・九	ターボジェット又はターボプロペラのもの	無税
八四一一・一〇	その他のもの	無税
八四一一・一一	その他の原動機	無税
八四一一・一二	反動エンジン（ターボジェットを除く。）	無税
八四一一・一三	液体原動機	無税
八四一一・一四	直線運動式（シリンダー式）のもの	無税
八四一一・一五	その他のもの	無税
八四一一・一六	気体原動機	無税
八四一一・一七	直線運動式（シリンダー式）のもの	無税
八四一一・一八	その他のもの	無税
八四一一・一九	その他のもの	無税
八四一一・二〇	部分品	無税





八四二六・ 一	タイヤ付き移動式リフティング フレーム及びストラッドルキャ リヤー	無税	八四二八・ 三九	その他のもの	無税	八四三〇・ 二〇	除雪機	無税	八四・三二	農業用又は林業用の機 械（整地用又は耕作用のものに 限る。）及び芝生用又は運動場 用のローラー
八四二六・ 一九	その他のもの	無税	八四二八・ 四〇	エスカレーター及び移動式歩道	無税	八四三〇・ 三一	コルカタター、削岩機及びト ンネル掘削機	無税	八四三二・ 一〇	ハラロー、スカリアファイヤー、カ ルチベーター、除草機及びホー ディスクハロー
八四二六・ 二〇	タワークレーン	無税	八四二八・ 六〇	ロープウエー、いすリフト、ス キーの引き綱及びケーブルカー 用けん引装置	無税	八四三〇・ 三九	その他のもの	無税	八四三二・ 二一	その他のもの
八四二六・ 三〇	門形ジブクレーン	無税	八四二八・ 七〇	産業用ロボット	無税	八四三〇・ 四一	その他のせん孔用又は掘削用の 機械	無税	八四三二・ 二九	播種機、植付け機及び移植機
八四二六・ 四一	その他の機械（自走式のものに 限る。）	無税	八四二八・ 九〇	その他の機械	無税	八四三〇・ 四九	自走式のもの	無税	八四三二・ 三一	不耕起栽培用の播種機、植付け 機及び移植機
八四二六・ 四九	その他のもの	無税	八四二九・ 一〇	ブルドーザー、アングルドーザ ー、地ならし機、スクレーパー、 メカニカルショベル、エキスカ ベーター、ショベルローダー、 突固め用機械及びロードローラ ー（自走式のものに限る。）	無税	八四三〇・ 五〇	その他の機械（自走式のものに 限る。）	無税	八四三二・ 三九	その他のもの
八四二六・ 九一	道路走行車両に装備するために 設計したもの	無税	八四二九・ 一一	ブルドーザー及びアングルドー ザー	無税	八四三〇・ 六一	その他の機械（自走式のもの を除く。）	無税	八四三二・ 四一	肥料散布機
八四二六・ 九九	その他のもの	無税	八四二九・ 一二	無限軌道式のもの	無税	八四三〇・ 六九	突固め用機械	無税	八四三二・ 四二	堆肥散布機
八四二七・ 一〇	フオークリフトトラック及び持 上げ用又は荷扱い用の機器を装 備したその他の作業トラック	無税	八四二九・ 一三	その他のもの	無税	八四三〇・ 七〇	その他のもの	無税	八四三二・ 四三	施肥機
八四二七・ 二〇	自走式トラック（電動機により 作動するものに限る。）	無税	八四二九・ 一四	地ならし機	無税	八四三〇・ 七一	その他のもの	無税	八四三二・ 四四	その他の機械
八四二七・ 三〇	その他の自走式トラック	無税	八四二九・ 一五	スクレーパー	無税	八四三〇・ 七二	第八四・二五項から第八四・三 〇項までの機械に専ら又は主と して使用する部分品	無税	八四三二・ 四五	部分品
八四二七・ 四〇	その他のトラック	無税	八四二九・ 一六	突固め用機械及びロードローラ ー	無税	八四三〇・ 七三	第八四・二七項の機械のもの	無税	八四三二・ 四六	取種機及び脱穀機（わら用又は 牧草用のペーラーを含む。）草 刈機並びに卵、果実その他の農 産物の清浄用、分類用又は格付 け用の機械（第八四・三七項の 機械を除く。）
八四二八・ 一〇	その他の持上げ用、荷扱い用、 積込み用又は荷卸し用の機械 （例えば、昇降機、エスカレータ ー、コンベヤ及びロープウエー）	無税	八四二九・ 一七	メカニカルショベル、エキスカ ベーター及びショベルローダー	無税	八四三〇・ 七四	第八四・二八項の機械のもの	無税	八四三二・ 四七	芝生用、公園用又は運動場用の 草刈機
八四二八・ 二〇	ニューマチックエレベーター及 びニューマチックコンベヤ	無税	八四二九・ 一八	突固め用機械及びロードローラ ー	無税	八四三〇・ 七五	第八四・二九項、第八四・二九 項又は第八四・三〇項の機械の もの	無税	八四三二・ 四八	動力駆動式のもの（水平面上を 回転して刈り込む装置を有する ものに限る。）
八四二八・ 三一	その他の連続作動式の昇降機及 びコンベヤ（貨物用のものに限 る。）	無税	八四二九・ 一九	その他のもの	無税	八四三〇・ 七六	その他のもの	無税	八四三二・ 四九	その他のもの
八四二八・ 三二	地下で使用するために特に設計 したもの	無税	八四二九・ 二〇	その他の移動用、地ならし用、 削り用、掘削用、突固め用、採 掘用又はせん孔用の機械（土壌 用、鉦物用又は鉦石用のものに 限る。）並びにくい打ち機、く い抜き機及び除雪機	無税	八四三〇・ 七七	その他のもの	無税	八四三二・ 五〇	その他の草刈機（トラクター装 着用のカタターバーを含む。）
八四二八・ 三三	その他のもの（バケット型のも のに限る。）	無税	八四二九・ 二一	その他のもの	無税	八四三〇・ 七八	その他のもの	無税	八四三二・ 五一	その他の乾草製造用機械
八四二八・ 三三	その他のもの（ベルト型のもの に限る。）	無税	八四二九・ 二二	その他のもの	無税	八四三〇・ 七九	その他のもの	無税	八四三二・ 五二	わら用又は牧草用のペーラー （ピックアップペーラーを含む ）













音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び付属品

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 電気加熱式の毛布、ベッドパッド、足温器その他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品

(b) 第七〇・一一項のガラス製の物品

(c) 第八四・八六項の機器

(d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置(第九〇・一八項参照)

(e) 第九四項の電気加熱式家具

2 第八五・〇一項から第八五・〇四項までには、第八五・一一項、第八五・一二項又は第八五・四〇項から第八五・四二項までの物品を含まない。

ただし、金属槽水銀アーク整流器は、第八五・〇四項に属する。

3 第八五・〇七項の「蓄電池」には、エネルギーを蓄積及び供給する蓄電池の機能に貢献し又は蓄電池を損傷から保護する補助部品(例えば、接続子、温度制御装置(サーミスター等)及び回路保護装置)とともに提示するものを含むものとし、また、蓄電池が使用される物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。

4 第八五・〇九項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。

(a) 床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機(重量を問わない)。

(b) その他の機器で重量が二〇キログラム以下のもの

ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード(フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第八四・一四項参照)、遠心式衣類脱水機(第八四・二二項参照)、血洗機(第八四・二二項参照)、家庭用洗濯機(第八四・五〇項参照)、ロール機その他のアイロンがけ用機械(第八四・二〇項及び第八四・五一項参照)、ミシン(第八四・五二項参照)、電気ばさみ(第八四・六七項参照)並びに電熱機器(第八五・一六項参照)を除く。

5 第八五・一七項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能(例えば、複数のアプリケーション(サードパーティー製のものを含む))のダウンロード及び作動の同時実行

を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話(デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない)をいう。

6 第八五・二二項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「不揮発性半導体記憶装置」(例えば、「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」)は、接続用ソケットを備え、同一ハウジングの中に、印刷回路基板上に集積回路の形で搭載している一以上のフラッシュメモリー(例えば、「FLASH E<sub>2</sub>PRAM」)を有している。これらは、集積回路の形状をしたコントローラー及び個別の受動素子(例えば、コンデンサー、抵抗器)を取り付けたものを含む。

(b) 「スマートカード」とは、内部にチップ状の集積回路(マイクロプロセッサ、ランダムアクセスメモリー(RAM)又はリードオンリメモリー(ROM))を一個以上埋め込んだものをいう。これらのカードは、接触子、磁気ストリップ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。

7 第八五・二四項において「フラットパネルディスプレイモジュール」とは、少なくともディスプレイスクリーンが備え付けられた情報表示用のデバイス機器(他の項に属する製品)を使用前に組み込まれるよう設計されたものをいう。フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がつたもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの及び伸縮可能なものを含む(ただし、これらに限定されない)。フラットパネルディスプレイモジュールは、追加の素子(映像信号の受信やその信号をディスプレイ上のピクセルに割り当てるために必要なものを含む)を備えていてもよい。ただし、第八五・二四項には、映像信号を変換する要素(例えば、スクリーンLIC、デコーダーLIC又はアプリケーションプロセッサ)や他の項の物品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない。この注7のフラットパネルディスプレイモジュールの所属の決定に当たっては、第八五・二四項は、この表の他のいずれの項にも優先する。

8 第八五・三四項において「印刷回路」とは、印刷技術(例えば、浮出し、めつき及びエッチ

ング)又は膜回路技術により、導体、接触子その他の印刷した構成部分(例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー)電気信号の発生、整流、変調又は増幅を行うことができる素子(例えば、半導体素子)を除く)を絶縁基板上に形成して得た回路(当該構成部分をあらかじめ定めたパターンに従って相互に接続してあるかないかを問わない)をいう。

印刷回路には、印刷工程中に得た素子以外の素子を結合した回路並びに個々の抵抗器、コンデンサー及びインダクターを含まないものとし、印刷してない接続用部品を取り付けてあるかないかを問わない。

これらの技術により得た薄膜回路及び厚膜回路で、受動素子と能動素子とから成るものは、第八五・四二項に属する。

9 第八五・三六項において、「光ファイバー(束にしたものを含む)用又は光ファイバーケーブル用の接続子」とは、デジタル回線システムにおいて、光ファイバーの端と端を単に機械的に接合させる接続子をいう。これらは、その他の機能(例えば、信号の増幅、再生又は変調)を有しない。

10 第八五・三七項は、テレビジョン受像機その他の電気機器の遠隔操作作用のコードレス赤外線装置を含まない(第八五・四三項参照)。

11 第八五・三九項において「発光ダイオード(LED)」光源には、次の物品を含む。

(a) 「発光ダイオード(LED)モジュール」発光ダイオード(LED)モジュールは、電気回路内に配置された発光ダイオード(LED)による電気的な光源であり、他の構成部品(例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品)を有し、また、個別の能動素子、個別の受動素子又は電源供給若しくは電源制御用の第八五・三六項若しくは第八五・四二項の物品を有する。発光ダイオード(LED)モジュールには、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有するものを含まない。

(b) 「発光ダイオード(LED)ランプ」発光ダイオード(LED)ランプは、一以上の発光ダイオード(LED)モジュールを含む電気的な光源であり、他の構成部品(例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品)を有し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように

設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード(LED)モジュールと区別される。

12 第八五・四一項及び第八五・四二項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの(能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかいないかを問わない)を含む。

(i) 「半導体ベース」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。半導体ベースは、複数の素子を組み合わせたもの(能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかいないかを問わない)を含む。

この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電氣的信号に変換し又は電氣的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるといつた固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクチュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレーター(個別の半導体ベースのデバイス)をいう。

半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。

次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によって作られたもので、半導体技術により製造されたものをいう(半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電氣的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る)。

(2) 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロロ、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。

(3) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によって生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。

(4) 「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電

設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード(LED)モジュールと区別される。

12 第八五・四一項及び第八五・四二項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの(能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかいないかを問わない)を含む。

(i) 「半導体ベース」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。半導体ベースは、複数の素子を組み合わせたもの(能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかいないかを問わない)を含む。

この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電氣的信号に変換し又は電氣的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるといつた固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクチュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレーター(個別の半導体ベースのデバイス)をいう。

半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。

次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によって作られたもので、半導体技術により製造されたものをいう(半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電氣的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る)。

(2) 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロロ、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。

(3) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によって生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。

(4) 「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電

設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード(LED)モジュールと区別される。

12 第八五・四一項及び第八五・四二項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの(能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかいないかを問わない)を含む。

(i) 「半導体ベース」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。半導体ベースは、複数の素子を組み合わせたもの(能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかいないかを問わない)を含む。

この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電氣的信号に変換し又は電氣的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるといつた固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクチュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレーター(個別の半導体ベースのデバイス)をいう。

半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。

次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によって作られたもので、半導体技術により製造されたものをいう(半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電氣的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る)。

(2) 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロロ、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。

(3) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によって生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。

(4) 「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電

物理構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものをいう。

(5) 「半導体ベースレゾネーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に依りて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスを用いる。

(6) 「半導体ベースオシレーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

(i) 「発光ダイオード (LED)」とは、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換する半導体材料をもちいた半導体デバイス(互いに電氣的に結合しているかないないか又は保護ダイオードと接続しているかないないかを問わない)をいう。第八五・四一項の発光ダイオード(LED)は、電源供給又は電源制御用の素子を自蔵していない。

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

(i) モノリシック集積回路(半導体材料又は化合物半導体材料(例えば、ドーパ処理したけい素、ガリウムーりん等)、シリコンーゲルマニウム、インジウムーりん等)の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子(ダイオード、トランジスタ、抵抗器、コンデンサー、インダクター等)を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路)

(ii) ハイブリッド集積回路(単一の絶縁基板(ガラス製のもの、陶磁製のもの等)上に、受動素子(薄膜技術又は厚膜技術によつて作られた抵抗器、コンデンサー、インダクター等)と能動素子(半導体技術によつて作られたダイオード、トランジスタ、モノリシック集積回路等)とを相互接続し又は接続ケーブルによつて実用上不可分の状態に組み合わせた回路)。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。

(iii) マルチチップ集積回路(二以上の相互に接続したモノリシック集積回路が、実用上不可分の状態に組み合わされた回路。絶縁基板が一以上であるかないか、また、リードフレームがあるかないかを問わない)とし、その他の能動又は受動回路素子を含まない。

(iv) マルチコンポーネント集積回路(MCO) (二以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一つのコンポーネント(シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第八五・三二項、第八五・三三項若しくは第八五・四一項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第八五・〇四項に属するインダクター)とを結合した回路で、ピン、リード、ボールド、ランド、パンプ又はパッドを通して、印刷回路基板(PCB)その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後にMCOの土台の上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。

2 「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリコン材料で作られ又は集積回路ダイの上で製造されていることをいう。

3 (a) 「シリコンベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性的変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理現象又は化学現象を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロウ、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。

(b) 「シリコンベースアクチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。

(c) 「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に依りて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。

(d) 「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。

この注12の物品の所属の決定に当たつては、第八五・四一項及び第八五・四二項は、第八五・三三項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

号注

1 第八五二五・八一号には、次の一以上の特性を有する高速テレビジョンカメラ、高速デジタルカメラ及び高速ビデオカメラレコーダーの書込速度が一マイクロ秒当たり〇・五ミリメートルを超えること。

時間分解能が五〇ナノ秒以下であること。

フレームレートが毎秒二二五、〇〇〇フレームを超えること。

2 第八五二五・八二号において、耐放射線テレビジョンカメラ、耐放射線デジタルカメラ及び耐放射線ビデオカメラレコーダーとは、高放射線環境下において作動するよう設計又は防護されたものをいう。これらのカメラは、使用上の劣化のない状態において、少なくとも、シリコン換算で五〇、〇〇〇グレイ(五、〇〇〇、〇〇〇ラド)の放射線量に耐えるよう設計されている。

3 第八五二五・八三号には、暗視テレビジョンカメラ、暗視デジタルカメラ及び暗視ビデオカメラレコーダー(自然光を電子に変換する光電陰極を用いたもので、増幅及び変換により可視像を生ずることが可能なもの)を含み、熱画像カメラ(主として第八五二五・八九号参照)を含まない。

4 第八五二七・一二号には、高さ、幅及び奥行の寸法が一七〇ミリメートル以下、一〇〇ミリメートル及び四五ミリメートル以下のカセットプレーヤー(増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。)のみを含む。

5 第八五四九・一一号から第八五四九・一九号までにおいて「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、切断、消耗その他の理由によ

八五〇一	充電する能力を有しないものをいう。	
八五〇一	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)	無税
八五〇一	電動機(出力が三七・五ワット以下のもに限る。)	無税
八五〇一	交流両用電動機(出力が三・七・五ワットを超えるものに限る。)	無税
八五〇一	その他の直流電動機及び直流発電機(光発電機を除く。)	無税
八五〇一	出力が七五〇ワット以下のもの	無税
八五〇一	出力が七五〇ワットを超えて七五キロワット以下のもの	無税
八五〇一	出力が七五キロワットを超えるもの	無税
八五〇一	出力が三七五キロワットを越えて七五キロワット以下のもの	無税
八五〇一	出力が三七五キロワットを超えるもの	無税
八五〇一	その他の単相交流電動機	無税
八五〇一	その他の多相交流電動機	無税
八五〇一	出力が七五〇ワット以下のもの	無税
八五〇一	出力が七五〇ワットを超えて七五キロワット以下のもの	無税
八五〇一	出力が七五キロワットを超えるもの	無税
八五〇一	交流発電機(光発電機を除く。)	無税
八五〇一	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇一	出力が七五キロボルトアンペアを超えて三七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇一	出力が三七五キロボルトアンペアを超えて七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇一	出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの	無税
八五〇一	出力が七五〇ワット以下のもの	無税
八五〇一	出力が五〇ワットを超えるもの	無税



八五二一	音響信号機器	無税	八五二一	し、切断に使用することができる かできないかを問わない。及び 金属又はサーメットの熱吹付け用 電気機器	無税	八五二一	ヘアドライヤー	無税	八五二一	その他のもの	無税
八五二二	ウインドスクリーンワイパー及び 曇り除去装置	無税	八五二二	ろう付け用又ははんだ付け用の 機器	無税	八五二二	その他の調理機器	無税	八五二二	そのデータの送信するものに 限るものとし、有線又は無線 回線網（例えば、ローカルエ リアネットワーク（LAN）又は ワイドエリアネットワーク（WAN）） 用の	無税
八五二三	携帯用電気ランプ（内蔵したエ ネルギー源（例えば、電池及び 磁石発電機）により機能するよ うに設計したものに限るもの とし、第八五・一二項の照明用機 器を除く。）	無税	八五二三	はんだごて及びはんだ付けガン	無税	八五二三	マイクアンプ	無税	八五二三	ヘッドホン及びイヤホン（マイ クホンを取り付けてあるか ないかを問わない。）並びに マイクホンと拡声器を組み合 わせたもの	無税
八五二四	部分品	無税	八五二四	金属用抵抗溶接機器	無税	八五二四	その他の電熱機器	無税	八五二四	音声、画像その他のデータを受 信、変換、送信又は再生する ための機械（スイッチング機 器及びビルディング機器を 含む。）	無税
八五二五	工業用又は理化学用の電気炉（電 磁誘導又は誘電損失により機能 するものを含む。）及び工業用 又は理化学用のその他の機器（電 磁誘導又は誘電損失により物質 を加熱処理するものに限る。）	無税	八五二五	全自動式又は半自動式のもの	無税	八五二五	その他の電熱機器	無税	八五二五	アンテナ及びアンテナ反射器 並びにこれらに使用する部 分品	無税
八五二六	熱間静水圧プレス	無税	八五二六	その他のもの	無税	八五二六	その他の電熱機器	無税	八五二六	その他のものに限るもの	無税
八五二七	その他のもの	無税	八五二七	電熱式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸 器、浸せき式液体加熱器、暖房機 器及び土壌加熱器、電熱式の調 理機器（例えば、ヘアドライ ヤー、ヘアカーラー及びカール 用こて）及び手持ドライヤー、 電気アイロンその他の家庭にお いて使用する種類の電熱機器 並びに電熱用抵抗体（第八五 ・四五項のものを除く。）	無税	八五二七	電話機（スマートフォン及び携 帯回線網用その他の無線回線網 用の電話を含む。）及びその 他の機器（音声、画像その他 のデータを送信するものに 限るものとし、有線又は無線 回線網（例えば、ローカルエ リアネットワーク（LAN） 又はワイドエリアネット ワーク（WAN））用の通信機 器を含む。）（第八四・四三 項、第八五・二五項、第八五 ・二七項及び第八五・二八 項の送信受信機器を除く。）	無税	八五二七	拡声器（エンクロージャに取 り付けてあるか否かを問わ ない。）単一型拡声器（エン クロージャに取り付けたもの に限る。）複数型拡声器（同 一のエンクロージャに取 り付けたものに限る。）	無税
八五二八	電子ビーム炉	無税	八五二八	電熱式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸 器、浸せき式液体加熱器、暖房機 器及び土壌加熱器、電熱式の調 理機器（例えば、ヘアドライ ヤー、ヘアカーラー及びカール 用こて）及び手持ドライヤー、 電気アイロンその他の家庭にお いて使用する種類の電熱機器 並びに電熱用抵抗体（第八五 ・四五項のものを除く。）	無税	八五二八	スマートフォン及び携帯回線網 用の無線回線網用の有線電 話	無税	八五二八	ヘッドホン及びイヤホン（マイ クホンを取り付けてあるか ないかを問わない。）並びに マイクホンと拡声器を組み合 わせたもの	無税
八五二九	電磁誘導又は誘電損失により機能 する炉	無税	八五二九	電熱式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸 器、浸せき式液体加熱器、暖房機 器及び土壌加熱器、電熱式の調 理機器（例えば、ヘアドライ ヤー、ヘアカーラー及びカール 用こて）及び手持ドライヤー、 電気アイロンその他の家庭にお いて使用する種類の電熱機器 並びに電熱用抵抗体（第八五 ・四五項のものを除く。）	無税	八五二九	スマートフォン及び携帯回線網 用の無線回線網用の有線電 話	無税	八五二九	ヘッドホン及びイヤホン（マイ クホンを取り付けてあるか ないかを問わない。）並びに マイクホンと拡声器を組み合 わせたもの	無税
八五三〇	その他のもの	無税	八五三〇	電熱式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸 器、浸せき式液体加熱器、暖房機 器及び土壌加熱器、電熱式の調 理機器（例えば、ヘアドライ ヤー、ヘアカーラー及びカール 用こて）及び手持ドライヤー、 電気アイロンその他の家庭にお いて使用する種類の電熱機器 並びに電熱用抵抗体（第八五 ・四五項のものを除く。）	無税	八五三〇	スマートフォン及び携帯回線網 用の無線回線網用の有線電 話	無税	八五三〇	ヘッドホン及びイヤホン（マイ クホンを取り付けてあるか ないかを問わない。）並びに マイクホンと拡声器を組み合 わせたもの	無税
八五三一	電磁誘導又は誘電損失により機能 する炉	無税	八五三一	電熱式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸 器、浸せき式液体加熱器、暖房機 器及び土壌加熱器、電熱式の調 理機器（例えば、ヘアドライ ヤー、ヘアカーラー及びカール 用こて）及び手持ドライヤー、 電気アイロンその他の家庭にお いて使用する種類の電熱機器 並びに電熱用抵抗体（第八五 ・四五項のものを除く。）	無税	八五三一	スマートフォン及び携帯回線網 用の無線回線網用の有線電 話	無税	八五三一	ヘッドホン及びイヤホン（マイ クホンを取り付けてあるか ないかを問わない。）並びに マイクホンと拡声器を組み合 わせたもの	無税
八五三二	その他のもの	無税	八五三二	電熱式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸 器、浸せき式液体加熱器、暖房機 器及び土壌加熱器、電熱式の調 理機器（例えば、ヘアドライ ヤー、ヘアカーラー及びカール 用こて）及び手持ドライヤー、 電気アイロンその他の家庭にお いて使用する種類の電熱機器 並びに電熱用抵抗体（第八五 ・四五項のものを除く。）	無税	八五三二	スマートフォン及び携帯回線網 用の無線回線網用の有線電 話	無税	八五三二	ヘッドホン及びイヤホン（マイ クホンを取り付けてあるか ないかを問わない。）並びに マイクホンと拡声器を組み合 わせたもの	無税
八五三三	その他の機器（電磁誘導又は誘電 損失により物質を加熱処理する ものに限る。）	無税	八五三三	電熱式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸 器、浸せき式液体加熱器、暖房機 器及び土壌加熱器、電熱式の調 理機器（例えば、ヘアドライ ヤー、ヘアカーラー及びカール 用こて）及び手持ドライヤー、 電気アイロンその他の家庭にお いて使用する種類の電熱機器 並びに電熱用抵抗体（第八五 ・四五項のものを除く。）	無税	八五三三	スマートフォン及び携帯回線網 用の無線回線網用の有線電 話	無税	八五三三	ヘッドホン及びイヤホン（マイ クホンを取り付けてあるか ないかを問わない。）並びに マイクホンと拡声器を組み合 わせたもの	無税
八五三四	部分品	無税	八五三四	電熱式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸 器、浸せき式液体加熱器、暖房機 器及び土壌加熱器、電熱式の調 理機器（例えば、ヘアドライ ヤー、ヘアカーラー及びカール 用こて）及び手持ドライヤー、 電気アイロンその他の家庭にお いて使用する種類の電熱機器 並びに電熱用抵抗体（第八五 ・四五項のものを除く。）	無税	八五三四	スマートフォン及び携帯回線網 用の無線回線網用の有線電 話	無税	八五三四	ヘッドホン及びイヤホン（マイ クホンを取り付けてあるか ないかを問わない。）並びに マイクホンと拡声器を組み合 わせたもの	無税
八五三五	はんだ付け用、ろう付け用又は溶 接用の機器（電気式（電気加熱 方式を含む）、レーザーその他 の光子ビーム式、超音波式、電 子ビーム式、磁気パルス式又は プラズマアーク式のものに限る ものと	無税	八五三五	電熱式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸 器、浸せき式液体加熱器、暖房機 器及び土壌加熱器、電熱式の調 理機器（例えば、ヘアドライ ヤー、ヘアカーラー及びカール 用こて）及び手持ドライヤー、 電気アイロンその他の家庭にお いて使用する種類の電熱機器 並びに電熱用抵抗体（第八五 ・四五項のものを除く。）	無税	八五三五	スマートフォン及び携帯回線網 用の無線回線網用の有線電 話	無税	八五三五	ヘッドホン及びイヤホン（マイ クホンを取り付けてあるか ないかを問わない。）並びに マイクホンと拡声器を組み合 わせたもの	無税









八六〇三・その他	無税	八六〇七・その他	無税	八七〇一・エンジン出力が七五キロワットを超える一三〇キロワット以下のもの	八七〇一・エンジン出力が七五キロワットを超える一三〇キロワット以下のもの
九〇		二九		九四	
八六〇四・鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両(自走式であるかないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突固め車、軌道整正車、検査車及び軌道検測車)	無税	八六〇七・緩衝器並びにこれらの部分品	無税	八七〇一・エンジン出力が一三〇キロワットを超えるもの	八七〇一・エンジン出力が一三〇キロワットを超えるもの
八六〇五・鉄道用又は軌道用の客車	無税	三〇		九五	
八六〇六・自走式のものを除く。及び鉄道用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車(自走式のもの及び第八六〇四項のものを除く。)	無税	八六〇七・機関車のもの	無税	八七〇二・人以上の人員(運転手を含む)の輸送用の自動車	八七〇二・ピストン式圧縮点火内燃機関無税
八六〇六・自走式のものを除く。)	無税	九一		一〇	
八六〇六・タンク車その他これに類する車両	無税	八六〇七・その他	無税	八七〇二・ピストン式圧縮点火内燃機関及び電動機を搭載したもの	八七〇二・ピストン式圧縮点火内燃機関及び電動機を搭載したもの
八六〇六・荷卸機構付きの貨車(第八六〇六・一〇号のものを除く。)	無税	八六〇八・信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器(電気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限り。)	無税	八七〇二・ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジンのみ	八七〇二・ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジンのみ
八六〇六・有がい車	無税	八六〇九・コンテナ(液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限り。)	無税	八七〇二・駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの	八七〇二・駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの
八六〇六・無がい車(高さが六〇センチメートルを超える側壁を有するものに限り。)	無税	第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び付属品	無税	八七〇二・駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関及び電動機を搭載したもの	八七〇二・駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関及び電動機を搭載したもの
八六〇七・鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品	無税	注		八七〇三・雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両	八七〇三・雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両
八六〇七・ボギー台車、ピツセル台車、車軸及び車輪並びにこれらの部分品	無税	1 この類には、専らレール走行用に設計した鉄道用又は軌道用の車両を含まない。		八七〇三・シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	八七〇三・シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの
八六〇七・駆動ボギー台車及び駆動ピツセル台車	無税	2 この類において「トラクター」とは、本来、車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作つた車両をいい、本来の用途に関連して、道具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有する可有しないかを問わない。		八七〇三・シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超える一、五〇〇立方センチメートル以下のもの	八七〇三・シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超える一、五〇〇立方センチメートル以下のもの
八六〇七・その他のボギー台車及びピツセル台車	無税	3 第八七・〇一項のトラクター用に設計した互換性のある機械及び工具(トラクターに取り付けられるかないかを問わない)は、トラクターとともに提示する場合であっても、それらがそれぞれ属する項に属する。		八七〇三・シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超える三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	八七〇三・シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超える三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの
八六〇七・その他のもの(部分品を含む。)	無税	4 第七・〇二項から第八七・〇四項までに属するものとし、第八七・〇六項には属しない。		八七〇三・シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超える三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	八七〇三・シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超える三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの
八六〇七・ブレーキ及びその部分品	無税	5 第八七・〇二項には、すべての幼児用自動車を含む。その他の幼児用乗物は、第九五・〇三項に属する。		八七〇三・シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超える三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	八七〇三・シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超える三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの
八六〇七・エアブレーキ及びその部分品	無税			八七〇三・シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超える三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	八七〇三・シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超える三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの

八七〇三・二四	シリンダー容積が三、〇〇〇立無税 方センチメートルを超えるもの	八七〇三・九〇	その他のもの	無税	八七〇四・三〇	ブレーキ及びサポブレーキ並	無税
八七〇三・三一	その他の車両(ピストン式圧縮 点火内燃機関(ディーゼルエン ジン又はセミディーゼルエン ジン)のみを搭載したものに限 る。)	八七〇四・一〇	貨物自動車 ダンプカー(不整地走行用に設 計したものに限る。)	無税	八七〇四・三〇	ギヤボックス及びその部分品	無税
八七〇三・三二	シリンダー容積が一、五〇〇立 方センチメートル以下のもの	八七〇四・二〇	その他のもの(ピストン式圧縮 点火内燃機関(ディーゼルエン ジン又はセミディーゼルエン ジン)のみを搭載したものに限 る。)	無税	八七〇四・三〇	駆動軸(差動装置を有するもの無税 に限るものとし、伝動装置のそ 他の構成部品を有する可有し ないかを問わない。)及び非駆 動軸並びにこれらの部分品	無税
八七〇三・三三	シリンダー容積が二、五〇〇立 方センチメートルを超えるもの	八七〇四・二一	車両総重量が五トン以下のもの	無税	八七〇四・三〇	車輪並びにその部分品及び附 属品	無税
八七〇三・四〇	その他の車両(駆動原動機とし てピストン式火花点火内燃機 関及び電動機を搭載したものに 限るものとし、外部電源に接 続することにより充電すること ができるものを除く。)	八七〇四・二二	車両総重量が五トンを超え二〇 トン以下のもの	無税	八七〇四・三〇	懸架装置及びその部分品(ショ ックアブソーバーを含む。)	無税
八七〇三・五〇	その他の車両(駆動原動機とし てピストン式圧縮点火内燃機 関(ディーゼルエンジン又はセ ミディーゼルエンジン)及び電 動機を搭載したものに限り、 外部電源に接続することによ り充電することができるものを 除く。)	八七〇四・二三	その他のもの(ピストン式火 点火内燃機関のみを搭載した ものに限る。)	無税	八七〇四・三〇	その他の部分品及び附属品	無税
八七〇三・六〇	その他の車両(駆動原動機とし てピストン式火花点火内燃機 関及び電動機を搭載したもので 、外部電源に接続することによ り充電することができるものに 限る。)	八七〇四・二四	車両総重量が五トン以下のもの	無税	八七〇四・三〇	ラジエーター及びその部分品	無税
八七〇三・七〇	その他の車両(駆動原動機とし てピストン式圧縮点火内燃機 関(ディーゼルエンジン又はセ ミディーゼルエンジン)及び電 動機を搭載したもので、外部 電源に接続することにより充 電することができるものに限 る。)	八七〇四・二五	車両総重量が五トンを超え二〇 トン以下のもの	無税	八七〇四・三〇	消音装置(マフラー)及び排気 管並びにこれらの部分品	無税
八七〇三・八〇	その他の車両(駆動原動機とし て電動機のみを搭載したものに 限る。)	八七〇四・二六	その他のもの(ピストン式火 点火内燃機関のみを搭載した ものに限る。)	無税	八七〇四・三〇	クラッチ及びその部分品	無税
		八七〇四・二七	その他のもの(駆動原動機とし てピストン式圧縮点火内燃機 関(ディーゼルエンジン又はセ ミディーゼルエンジン)及び電 動機を搭載したものに限る。)	無税	八七〇四・三〇	ハンドル、ステアリングコラム 及びステアリングボックス並び にこれらの部分品	無税
		八七〇四・二八	その他のもの(駆動原動機とし てピストン式火花点火内燃機 関及び電動機を搭載したものに 限る。)	無税	八七〇四・三〇	安全エアバッグ(インフレーター システムを有するものに限 る。)	無税
		八七〇四・二九	その他のもの(駆動原動機とし て電動機のみを搭載したものに 限る。)	無税	八七〇四・三〇	その他の部分品	無税
		八七〇四・三〇	その他のもの(駆動原動機とし てピストン式火花点火内燃機 関及び電動機を搭載したものに 限る。)	無税	八七〇四・三〇	自走式作業トラック(工場、倉 庫、埠頭又は空港において貨物 の短距離の運搬に使用する種類 のものに限るものとし、持上げ 用又は荷扱い用の機器を装備し たものを除く。)及び鉄道の駅 のプラットフォームにおいて使用 する種類のトラクター並びにこ れらの部分品	無税
		八七〇四・三一	車両総重量が五トン以下のもの	無税	八七〇四・三〇	電気式のもの	無税
		八七〇四・三二	車両総重量が五トンを超え二〇 トン以下のもの	無税	八七〇四・三〇	その他のもの	無税
		八七〇四・三三	その他のもの(駆動原動機とし てピストン式火花点火内燃機 関及び電動機を搭載したものに 限る。)	無税	八七〇四・三〇	その他の部分品	無税
		八七〇四・三四	その他のもの(駆動原動機とし てピストン式火花点火内燃機 関及び電動機を搭載したものに 限る。)	無税	八七〇四・三〇	その他の部分品	無税
		八七〇四・三五	その他のもの(駆動原動機とし てピストン式火花点火内燃機 関及び電動機を搭載したものに 限る。)	無税	八七〇四・三〇	その他の部分品	無税
		八七〇四・三六	その他のもの(駆動原動機とし てピストン式火花点火内燃機 関及び電動機を搭載したものに 限る。)	無税	八七〇四・三〇	その他の部分品	無税
		八七〇四・三七	その他のもの(駆動原動機とし てピストン式火花点火内燃機 関及び電動機を搭載したものに 限る。)	無税	八七〇四・三〇	その他の部分品	無税
		八七〇四・三八	その他のもの(駆動原動機とし てピストン式火花点火内燃機 関及び電動機を搭載したものに 限る。)	無税	八七〇四・三〇	その他の部分品	無税
		八七〇四・三九	その他のもの(駆動原動機とし て電動機のみを搭載したものに 限る。)	無税	八七〇四・三〇	その他の部分品	無税
		八七〇四・四〇	その他のもの(駆動原動機とし て電動機のみを搭載したものに 限る。)	無税	八七〇四・三〇	その他の部分品	無税



八八〇六	最大離陸重量が二五キログラムを超え一五〇キログラム以下のもの	無税
二四	ラムを超え一五〇キログラム以下のもの	無税
八八〇六	その他のもの	無税
二九	その他のもの	無税
八八〇六	最大離陸重量が二五〇グラム以下のもの	無税
九一	最大離陸重量が二五〇グラムを超え七キログラム以下のもの	無税
八八〇六	最大離陸重量が七キログラムを超え二五キログラム以下のもの	無税
九三	最大離陸重量が二五キログラムを超え一五〇キログラム以下のもの	無税
八八〇六	最大離陸重量が二五キログラムを超え一五〇キログラム以下のもの	無税
九四	最大離陸重量が二五キログラムを超え一五〇キログラム以下のもの	無税
八八〇六	その他のもの	無税
九九	部分品(第八八・〇一項、第八八・〇二項又は第八八・〇六項の物品のものに限る。)	無税
八八〇七	プロペラ及び回転翼並びにこれら部分品	無税
一〇	着陸装置及びその部分品	無税
八八〇七	飛行機、ヘリコプター又は無人航空機その他の部分品	無税
二〇	その他のもの	無税
八八〇七	その他のもの	無税
九〇	その他のもの	無税

八九〇一	員の輸送用に設計したものに限り。及びフェリーボート	無税
八九〇一	タンカー	無税
八九〇一	冷蔵船及び冷凍船(第八九〇一・二〇号のものを除く。)	無税
八九〇一	その他の貨物船及び貨客船	無税
九〇	漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶	無税
八九〇二	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、機権船及びカヌー	無税
八九〇二	膨張式のボート(複合艇を含む。)	無税
八九〇三	原動機を除いた自重が一〇〇キログラム以下のもの(原動機付きのもの及び原動機を取り付けるように設計したものに限る。)	無税
八九〇三	原動機を除いた自重が一〇〇キログラム以下のもの(原動機とともに使用するよう設計されていないものに限る。)	無税
八九〇三	その他のもの	無税
一九	セールボート(補助原動機付きであるかないかを問わないものとし、膨張式のものを除く。)	無税
八九〇三	長さが七・五メートル以下無税のもの	無税
二一	長さが七・五メートルを超え二四メートル以下のもの	無税
八九〇三	長さが二四メートルを超え無税のもの	無税
八九〇三	長さが二四メートルを超え無税のもの	無税
二二	モーターボート(船外機付きのもの及び膨張式のものを除く。)	無税
八九〇三	長さが七・五メートル以下無税のもの	無税
三一	その他のもの	無税

八九〇三	長さが七・五メートルを超え二四メートル以下のもの	無税
三二	長さが二四メートルを超え無税のもの	無税
八九〇三	その他のもの	無税
三三	長さが七・五メートル以下無税のもの	無税
八九〇三	その他のもの	無税
九三	その他のもの	無税
八九〇三	その他のもの	無税
九九	曳航用又は押航用の船舶	無税
八九〇四	照明船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶(航行以外の機能を主とするものに限る。)、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットフォーム	無税
八九〇五	しゅんせつ船	無税
八九〇五	浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットフォーム	無税
二〇	その他のもの	無税
八九〇五	その他の船舶(軍艦及び救命艇を含むものとし、機権船を除く。)	無税
八九〇六	軍艦	無税
八九〇六	その他のもの	無税
九〇	その他の浮き構造物(例えば、いかだ、タンク、コフアダム、浮き橋、ブイ及び水路浮標)	無税
八九〇七	膨脹式いかだ	無税
八九〇七	その他のもの	無税
八九〇八	解体用の船舶その他の浮き構造物	無税
八九〇八	その他のもの	無税

注 第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び付属品、第九〇類、光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び付属品

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))製のものに限る。第四〇・一六項参照、革製品(第四二・〇五項参照)、コンポジションレザ製品(第四二・〇五項参照)及び紡織用繊維製品(第五九・一一項参照)

(b) 紡織用繊維製の支持用ベルトその他の支持用の製品(その弾性のみにより身体の一部を支え又は保持する効果を意図したものに限る。例えば、妊婦用ベルト、胸部支持用包帯、腹部支持用包帯及び関節用又は筋肉用のサポート)(第一二部参照)

(c) 第六九・〇三項の耐火製品及び第六九・〇九項の理化学用その他の技術的用途に供する陶磁製品

(d) 卑金属製又は貴金属製の鏡で光学用品でないもの(第八三・〇六項及び第七一類参照)及び第七〇・〇九項のガラス鏡で光学的に研磨してないもの

(e) 第七〇・〇七項、第七〇・〇八項、第七〇・一一項、第七〇・一四項、第七〇・一五項又は第七〇・一七項の物品

(f) 第一五部の注2の卑金属製の汎用性の部分品(第一五部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)。ただし、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたものは、第九〇・二二項に属する。

(g) 第八四・一三項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅(第八四・二三項参照)、持ち上げ用又は荷扱い用の機械(第八四・二五項から第八四・二八項まで参照)、紙又は板紙の切断機(第八四・四一項参照)、第八四・六六項の物品で加工機械又はウオータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの(目盛りを読むための光学的機構を有するもの(例えば、光学式割出機)を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの(例えば、芯

出し望遠鏡)を除く。)、計算機(第八四・七〇項参照)、第八四・八一項の弁その他の物品並びに第八四・八六項の機器(感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む)。(h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト(第八五・一二項参照)、第八五・一三項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機(第八五・一九項参照)、サウンドヘッド(第八五・二二項参照)、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー(第八五・二五項参照)、リーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器(第八五・二六項参照)、光ファイバー(束にしたものを含む)用又は光ファイバーケーブル用の接続子(第八五・三六項参照)、第八五・三七項の数値制御用の機器、第八五・三九項のシールドビームランプ並びに第八五・四〇項の光ファイバーケーブル。(i-j) 第九四・〇五項のサーチライト及びスポットライト。(k) 第九五類の物品。(1) 第九六・二〇項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品。(二) 容積測定具(構成する材料により該当する項に属する。)(三) スプール、リールその他これらに類する巻取用品(構成する材料により該当する項に属する。例えば、第三九・二三項及び第一五部)2 この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。(a) 当該部分品及び附属品は、この類、第八四類、第八五類又は第九一類のいずれかの項(第八四・八七項、第八五・四八項及び第九〇・三三項を除く。)に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。(b) (a)に定めるものを除くほか、特定の機器又は同一の項の複数の機器(第九〇・一〇項、第九〇・一三項又は第九〇・三一項の機器を含む。)に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、これらの機器の項に属する。(c) その他の部分品及び附属品は、第九〇・三三項に属する。3 第一六部の注3及び注4の規定は、この類においても適用する。4 第九〇・〇五項には、武器用望遠照準器、潜水艦用又は戦車用の潜望鏡及びこの類又は第

一六部の機器用の望遠鏡を含まないものとし、これらの望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡は、第九〇・一三項に属する。5 第九〇・一三項及び第九〇・三一項のいずれにも属するとみられる光学式測定機器及び光学式検査機器は、第九〇・三一項に属する。6 第九〇・二二項において「整形外科用機器」とは、身体の変形の予防若しくは矯正に使用する機器又は疾病、施術若しくは負傷に伴い器官を支持するために使用する機器をいう。整形外科用機器には、寸法を採つて作られる又は大量生産されるといういずれかの条件で、対ではなく単独で提示され、整形外科的矯正のために、左右の足のいずれかにかかわらず装着できるように設計された履物及び中敷きを含む。7 第九〇・三三項には、次の物品のみを含む。(a) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機器(実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴つて変化する電気現象により作動するものであるかないかを問わない。)(b) 非電氣的量の自動調整機器(実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴つて変化する電気現象により作動するものに限る。)及び電氣的量の自動調整機器。九〇・〇一 光ファイバー(束にし

九〇〇・一・一	光ファイバー(束にし、光ファイバーケーブル)	無税
九〇〇・一・二	偏光材料製のシート及び板	無税
九〇〇・一・三	コンタクトレンズ	無税
九〇〇・一・四	ガラス製の眼鏡用レンズ	無税
九〇〇・一・五	その他の材料製の眼鏡用レンズ	無税
九〇〇・二	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、取り付けられたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨しないガラス製のものを除く。)	無税
九〇〇・二・一	対物レンズ	無税
九〇〇・二・二	写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真縮小機用のもの	無税
九〇〇・二・二	その他のもの	無税
九〇〇・二・二	フィルター	無税
九〇〇・二・九	その他のもの	無税
九〇〇・三	眼鏡のフレーム及びその部分品	無税
九〇〇・三・一	プラスチック製のもの	五・六%
九〇〇・三・一	その他の材料製のもの	五・六%
九	一 金属製のもの 二 その他のもの	五・六% 三・九%
九〇〇・三・九	部分品	五・六%
九〇〇・四	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	六・四%
九〇〇・四・一	サングラス	六・四%

九〇〇・四・九	その他のもの	六・四%
九〇〇・五	双眼鏡、双眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器(電波観測用のものを除く。)及びその支持具	無税
九〇〇・五・一	双眼鏡	無税
九〇〇・五・八	その他の機器	無税
九〇〇・五・九	部分品及び附属品(支具を含む。)	無税
九〇〇・六	写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第八五・三九項の放電管を除く。)	無税
九〇〇・六・一	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法定用又は鑑識用の比較カメラ	無税
九〇〇・六・一	インスタントプリントカメラ	無税
四〇	その他の写真機	無税
九〇〇・六・六	幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するもの	無税
五三	その他のもの	無税
九〇〇・六・六	写真用のせん光器具及びせん光電球	無税
五九	写真用のせん光器具及びせん光電球	無税
九〇〇・六・六	せん光器具(放電管を使用したもの(電子式ののもの)に限る。)	無税
六一	その他のもの	無税
九〇〇・六・六	部分品及び附属品	無税
九〇〇・六・六	写真機用のもの	無税
九一	その他のもの	無税
九〇〇・七	映画用の撮影機及び映写機(録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)	無税
九〇〇・七・一	撮影機	無税













九・四〇	〇 発光ダイオード(LED)光源無税	九・四〇	〇 鋼製のモジュール式建築ユニット	九・三〇	〇 制御機器(第八五・二六項参照)並びにコードレス赤外線遠隔操作装置(第八五・四三項参照)
五・三一	〇 計されたもの	九・四〇	〇 ツット	九・三〇	〇 第一線遠隔操作装置(第八五・四三項参照)
九・四〇	〇 計されたもの	九・四〇	〇 その他のもの	九・三〇	〇 トボガンその他これらに類する物品を除く。
五・三九	〇 その他のもの	九・四〇	〇 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	九・三〇	〇 幼児用自転車(第八七・一二項参照)
九・四一	〇 その他の電気式の照明器具	九・四一	〇 第九五類	九・三〇	〇 無人航空機(第八八・〇六項参照)
五・四一	〇 光発電性のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用する用に設計されたものに限る。)	九・四一	〇 第九五類	九・三〇	〇 カヌー、スキフその他これらに類するスポーツ用ボート(第八九類参照)及びこれらの推進用具(木製品については、第四四類参照)
九・四二	〇 その他のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用する用に設計されたものに限る。)	九・四二	〇 第九五類	九・三〇	〇 運動用又は戸外遊戯用の眼鏡その他これに類する物品(第九〇・〇四項参照)
五・四二	〇 その他のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用する用に設計されたものに限る。)	九・四二	〇 第九五類	九・三〇	〇 おとり笛及びホイッスル(第九二・〇八項参照)
九・四三	〇 その他のもの	九・四三	〇 第九五類	九・三〇	〇 第九三類の武器その他の物品
五・四四	〇 その他のもの	九・四四	〇 第九五類	九・三〇	〇 ストリングライト(第九四・〇五項参照)
五・四九	〇 非電気式の照明器具	九・四九	〇 第九五類	九・三〇	〇 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第九六・二〇項参照)
五・五〇	〇 イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	九・五〇	〇 第九五類	九・三〇	〇 ラケット用手袋、ミトンその他のキャンプ用品並びに該当する項に属する。
九・六一	〇 発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用する用に設計されたもの	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 食卓用品、台所用用品、化粧用品、じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン、キッチンリネンその他これらに類する実用的機能を有する物品(構成する材料によりそれぞれ該当する項に属する。)
九・六一	〇 ガラス製、木製、腸製、ゴ無税	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 この類には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用したものを含む。
九・六一	〇 ガラス製、木製、腸製、ゴ無税	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 この類の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、当該この類の物品が属する項に属する。
九・六一	〇 ガラス製、木製、腸製、ゴ無税	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 この類の注1のものを除くほか、第九五・〇三項には、同項の物品と一以上の物品(関税率表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。)とを組み合わせたものを含む(小売用にしたもの及び玩具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。)
九・六一	〇 ガラス製、木製、腸製、ゴ無税	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 第九五・〇三項には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるもの(例えば、ペット用がん具)を含まない(それぞれ該当する項に属する。)
九・六一	〇 ガラス製、木製、腸製、ゴ無税	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 第九五・〇八項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
九・六一	〇 ガラス製、木製、腸製、ゴ無税	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 「遊園地の乗り物」とは、主として娯楽の目的のために、固定若しくは制限された走路(水路を含む。)を通じて又は所定の区画内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマパーク、ウォーターパーク又は催事会場の中で組み合わされたものを含み、住宅又は遊び場に通常設置された装置を含まない。
九・六一	〇 ガラス製、木製、腸製、ゴ無税	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 「ウォーターパークの娯楽設備」とは、意図的に作られた歩道がない、水を伴う所定の区画によつて特徴づけられる個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。ウォーターパークの娯楽設備には、ウォーターパーク用に特に設計された装置のみを含む。
九・六一	〇 ガラス製、木製、腸製、ゴ無税	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 「興行用設備」とは、運、力量又は技量に係る遊戯用具をいう。興行用設備には、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されるものを含み、第九五・〇四項の装置を含まない。
九・六一	〇 ガラス製、木製、腸製、ゴ無税	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 この項には、この表の他の項に該当する装置を含まない。
九・六一	〇 ガラス製、木製、腸製、ゴ無税	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 第九五・〇四・五〇号には、次の物品を含む。
九・六一	〇 ガラス製、木製、腸製、ゴ無税	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 (a) ビデオゲーム用のコンソール(テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。)
九・六一	〇 ガラス製、木製、腸製、ゴ無税	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 (b) ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器(携帯用であるかないかを問わない。)
九・六一	〇 ガラス製、木製、腸製、ゴ無税	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器(第九五・〇四・三〇号参照)を含まない。
九・六一	〇 ガラス製、木製、腸製、ゴ無税	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 第九五・〇三・三輪車、スクーター、足踏み無税式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型(作動するかしないかを問わない。)
九・六一	〇 ガラス製、木製、腸製、ゴ無税	九・六一	〇 第九五類	九・三〇	〇 ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品(ピンテーブル、ビリヤード台、カージノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。)並びに硬貨、銀行券、バンクカード、ト

九五〇四・ 二〇	作動する他の支払手段により 動作する娯楽用の機械	無税
九五〇四・ 三〇	その他のゲーム用のもの（硬 貨、銀行券、バンクカード、 トークンその他の支払手段に より動作するものに限るもの とし、ボーリングアレー用自 動装置を除く。）	無税
九五〇四・ 四〇	ビデオゲーム用のコンソール 又は機器（第九五〇四・三〇 号の物品を除く。）	無税
九五〇四・ 五〇	その他のもの	無税
九五〇四・ 六〇	ボーリングボール	四%
九五〇五・ 一〇	チェスその他のテーブル ゲーム用具並びにその部分品 及び付属品	六%
九五〇五・ 二〇	その他のもの	三%
九五〇五・ 三〇	祝祭用品、カーニバル用品そ の他の娯楽用品（奇術用具を 含む。）	無税
九五〇五・ 四〇	クリスマス用品	無税
九五〇五・ 五〇	その他のもの	八%
九五〇六・ 一〇	身体トレーニング、体操、競 技その他の運動（卓球を含む 。）又は戶外遊戯に使用する物 品（この類の他の項に該当す るものを除く。）及び水泳用又 は水遊び用のプール	三%
九五〇六・ 二〇	スキーその他のスキー用具	八%
九五〇六・ 三〇	スキー	無税
九五〇六・ 四〇	スキーの締め具	無税
九五〇六・ 五〇	その他のもの	無税
九五〇六・ 六〇	水上スキー、サーフボード、 セイルボードその他の水上運 動用具	無税

九五〇六・ 七一	セイルボード	無税
九五〇六・ 七二	その他のもの	無税
九五〇六・ 七三	ゴルフクラブその他のゴルフ 用具	無税
九五〇六・ 七四	クラブ（完成品に限る。）	無税
九五〇六・ 七五	ボール	無税
九五〇六・ 七六	その他のもの	無税
九五〇六・ 七七	卓球用具	無税
九五〇六・ 七八	テニスラケット、バドミント ンラケットその他これらに類 するラケット（ガットを張つ てあるかないかを問わない。）	無税
九五〇六・ 七九	テニスラケット（ガットを張 つてあるかないかを問わない 。）	無税
九五〇六・ 八〇	その他のもの	無税
九五〇六・ 八一	ボール（ゴルフ用又は卓球用 のボールを除く。）	無税
九五〇六・ 八二	テニスボール	無税
九五〇六・ 八三	空気入れ式のもの	無税
九五〇六・ 八四	その他のもの	無税
九五〇六・ 八五	アイススケート及びローラー スケート（これらを取り付け たスケート靴を含む。）	無税
九五〇六・ 八六	その他のもの	無税
九五〇六・ 八七	身体トレーニング用具、体操 用具及び競技用具	無税
九五〇六・ 八八	その他のもの	無税
九五〇七・ 八九	釣りざお、釣針その他の魚釣 用具及びたも網、捕虫網その 他これらに類する網並びにお とり具（第九二・〇八項又は 第九七・〇五項のものを除く 。）その他これに類する狩猟用 具	無税

九五〇七・ 九〇	釣りざお	三%
九五〇七・ 九一	釣針（はりすを付けてあるか ないかを問わない。）	八%
九五〇七・ 九二	釣り用リール	三%
九五〇七・ 九三	その他のもの	三%
九五〇七・ 九四	巡回サーカスの設備及び巡回 動物園の設備、遊園地の乗り 物及びウォータープークの娯 楽設備、興行用設備（射的場 を含む。）並びに巡回劇場の設 備	八%
九五〇七・ 九五	巡回サーカスの設備及び巡回 動物園の設備	三%
九五〇七・ 九六	遊園地の乗り物及びウォータ ーパークの娯楽設備	八%
九五〇七・ 九七	ジェットコースター	無税
九五〇七・ 九八	回転木馬、スイング及びその 他の回転式の乗り物	無税
九五〇七・ 九九	ダッジム車	無税
九五〇八・ 一〇〇	運動シミュレーター及び体験 型劇場の設備	無税
九五〇八・ 一〇一	ウォータースライダー	無税
九五〇八・ 一〇二	ウォータープークの娯楽設備	無税
九五〇八・ 一〇三	その他のもの	無税
九五〇八・ 一〇四	興行用設備	無税
九五〇八・ 一〇五	巡回劇場の設備	無税
注	第九六類 雑品	

(e) 第八二類の刃物その他の物品で彫刻用、細工用又は成形用の材料から製造した柄その他の部分品を有するもの。ただし、第九六・〇一項及び第九六・〇二項には、これらの刃物その他の物品の柄その他の部分品で単独で提示するものを含む。

(f) 第九〇類の物品（例えば、眼鏡のフレーム（第九〇・〇三項参照）、製図用からす口（第九〇・一七項参照）及び医療用又は獣医用の特殊ブラシ（第九〇・一八項参照））

(g) 第九一類の物品（例えば、時計のケース）

(h) 楽器並びにその部分品及び付属品（第九二類参照）

(i) 第九三類の物品（武器及びその部分品）

(k) 第九四類の物品（例えば、家具及び照明器具）

(l) 第九五類の物品（がん具、遊戯用具及び運動用具）

(m) 美術品、収集品及びごつとう（第九七類参照）

2 第九六・〇二項において「植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料」とは、次の物品をいう。

(a) 彫刻用又は細工用に供する種類の種、殻、ナットその他これらに類する植物性材料（例えば、コロン及びドームナット）

(b) こはく及び海泡石（凝結させたものを含む。）並びに黒玉及び鉱物性の黒玉代用品

3 第九六・〇三項において「ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品は、獣毛、植物性繊維その他の材料を結束し又は房状にしたもので、小分けすることなく取り付けてほうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために先端のトリミングその他のさ細な加工のみを必要とするものに限る。

4 この類の物品（第九六・〇一項から第九六・〇六項まで又は第九六・一五項の物品を除く。）には、全部又は一部に貴金属若しくは貴金属を張つた金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用した物品を含む。第九六・〇一項から第九六・〇六項まで及び第九六・一五項には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張つた金属をさ細な部分のみを使用した物品を含む。





九七・〇一	書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く。）並びにコラーージュ及びモザイクその他これらに類する裝飾板製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七・〇一・二	書画	無税
九七・〇一・二	モザイク	無税
九七・〇一・二	その他のもの	無税
九七・〇一・二	その他のもの	無税
九七・〇一・二	その他のもの	無税
九七・〇一・二	その他のもの	無税
九七・〇一・二	銅版画、木版画、石版画その他の版画	無税
九七・〇一・二	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七・〇一・二	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七・〇一・二	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七・〇一・二	彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品（材料を問わない。）	無税
九七・〇一・二	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七・〇一・二	その他のもの	無税
九七・〇一・二	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバ、切手付き書簡類その他これらに類する物品（使用してあるかないかを問わないものとし、第四九・〇七項のものを除く。）	無税

ては、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。

九七・〇五	収集品及び標本（考古学、民族学、史学、動物学、植物学、鉱物学、解剖学、古生物学又は古銭に関するものに限る。）	無税
九七・〇五・一	収集品及び標本（考古学、民族学又は史学に関するものに限る。）	無税
九七・〇五・二	人体の標本及びその部分	無税
九七・〇五・二	絶滅種又は絶滅危惧種の品	無税
九七・〇五・二	もの及びこれらの部分品	無税
九七・〇五・二	その他のもの	無税
九七・〇五・二	収集品及び標本（古銭に関するものに限る。）	無税
九七・〇五・三	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七・〇五・三	その他のもの	無税
九七・〇六	こつとう（製作後一〇〇年を超えたものに限る。）	無税
九七・〇六・一	製作後二五〇年を超えたもの	無税
九七・〇六・九	その他のもの	無税

付表第一 入国者の輸入貨物に対する簡易税率表 (第二条の二関係)

番品名	税率	第二欄の物品の関税率表の番号
一 アルコール飲料		
(1) 蒸留酒	一リツ第二二〇八・トルに九〇号の一のつき三(二)のAの〇〇円	
	〇〇円 (b) 又は B	
(2) その他のもの	一リツ第二二〇六・トルに九〇号の二のつき二(二)のDの〇〇円	
	(b)、第二二〇三・〇〇円	

二 加熱式たばこその他の非燃焼吸引用の物品	四・二〇号から四・二九号まで、第二二〇五・一〇号、第二二〇五・九〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二の(一)若しくは(二)のA若しくはBの(二)又は第二二〇八・九〇号の二の(一)若しくは(三)
(1) 葉たばこ(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第五十二条第二号(定義)に規定する葉たばこをいう。以下この表において同じ。)を原料の全部又は一部としたものを含有するもの(紙その他これに類する材料のもので巻いたものに限る。以下この表において「葉たばこスティック」という。)	二四〇四・一〇号の二
(2) 葉たばこを原料としたものをカプセル入りにしたものを(以下この表において「葉たばこカプセル」という。)	二四〇四・一〇号の二
たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第八條第二項(製造たばことみなす場合)に規定する加熱式たばこの喫煙用具であつて熱により蒸気となる	二四〇四・一〇号の二

注 第二欄に掲げる物品は、第四欄の関税率表の番号に該当する物品に限るものとする。	一五%
付表第一 少額輸入貨物に対する簡易税率表 (第三条の三関係)	
番品目	税率
一 (1) 別表第二二〇四・一〇号から第一二〇四・二九号まで、第二二〇五・一〇号又は第二二〇五・九〇号の二に掲げる物品	七%
(2) 別表第二二〇八・九〇号の一の(二)のBの(b)に掲げる物品	七%
(3) 別表第二二〇六・九〇号の二の(二)のDの(b)、第二二〇四・三〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二の(一)若しくは(二)のA若しくはBの(二)若しくは(三)のA若しくはBの(二)又は第二二〇八・九〇号の一の(二)のAの(b)若しくは二の(一)若しくは(三)に掲げる物品	二%
二 次に掲げる物品	二%
(1) 別表第二二〇三・二〇号又は第二二〇五・〇〇号に掲げる物品	二%
(2) 別表第四三〇二・三〇号の一又は第四三・〇三項に掲げる物品	二%

<p>三 次に掲げる物品</p> <p>(1) 別表第〇九〇一・二二号、第〇五九〇一・二二号、第〇九〇二・一〇号又は第〇九〇二・二〇号の二に掲げる物品</p> <p>別表第〇九〇二・三〇号に掲げる物品のうち 紅茶以外のもの</p> <p>別表第〇九〇二・四〇号の二の(二)に掲げる物品</p> <p>(2) 別表第三五〇三・〇〇号の三に掲げる物品</p> <p>(3) 別表第四三〇二・一一号から第四三〇二・二〇号まで又は第四三〇二・三〇号の二に掲げる物品</p>	<p>四 次に掲げる物品</p> <p>(1) 別表第一類から第四類までに掲げる物品</p> <p>(2) 別表第七類に掲げる物品</p> <p>(3) 別表第八類に掲げる物品</p> <p>(4) 別表第〇九一〇・一一号の一又は第〇九一〇・一二号の一に掲げる物品</p> <p>(5) 別表第一二二二・二二二号に掲げる物品</p> <p>(6) 別表第一六類から第二〇類までに掲げる物品</p> <p>(7) 別表第二二類に掲げる物品(第一号及び第二号の品目の欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(8) 別表第二九〇五・四四号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号の一、第二九二二・四二号の一又は第二九四〇・〇〇号の二に掲げる物品</p> <p>(9) 別表第四四二一・九一号の一に掲げる物品</p>	<p>五 次に掲げる物品</p> <p>(1) 別表第六類に掲げる物品</p> <p>(2) 別表第七類に掲げる物品</p> <p>(3) 別表第二八類に掲げる物品</p>	<p>三%</p>
--	--	--	-----------

<p>(4) 別表第二九類に掲げる物品(第四号の品目の欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(5) 別表第三二類から第三四類までに掲げる物品</p> <p>(6) 別表第三八類に掲げる物品</p> <p>(7) 別表第三九類に掲げる物品</p> <p>(8) 別表第四三類に掲げる物品(第二号及び第三号の品目の欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(9) 別表第五九類に掲げる物品</p> <p>(10) 別表第六六類から第六八類までに掲げる物品</p> <p>(11) 別表第七〇類に掲げる物品(別表第七〇・一八項に掲げるものを除く。)</p> <p>(12) 別表第七四類から第七六類までに掲げる物品</p> <p>(13) 別表第七八類に掲げる物品</p> <p>(14) 別表第七九類に掲げる物品</p> <p>(15) 別表第八一類から第八三類までに掲げる物品</p> <p>(16) 別表第九四類に掲げる物品</p> <p>(17) 別表第九五類に掲げる物品</p>	<p>六 次に掲げる物品</p> <p>(1) 別表第五類に掲げる物品</p> <p>(2) 別表第二五類に掲げる物品</p> <p>(3) 別表第三〇〇六・七〇号に掲げる物品</p> <p>(4) 別表第四〇類に掲げる物品</p> <p>(5) 別表第四八類に掲げる物品</p> <p>(6) 別表第六九類に掲げる物品</p> <p>(7) 別表第七二類に掲げる物品</p> <p>(8) 別表第七三類に掲げる物品</p> <p>(9) 別表第八〇類に掲げる物品</p>	<p>七 前各号に掲げる物品以外の物品</p>	<p>五%</p>	<p>無税</p>
---	--	-----------------------------	-----------	-----------